

令和 4 年

第 6 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 4 年 9 月 2 日

閉 会 令和 4 年 9 月 16 日

大 津 町 議 会

令和4年第6回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 2日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、議案審議、委員会付託	
9月 3日	土		休会	議案等整理	
9月 4日	日		休会	議案等整理	
9月 5日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 6日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 7日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 8日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 9日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月10日	土		休会	議案等整理	
9月11日	日		休会	議案等整理	
9月12日	月		休会	議案等整理	
9月13日	火	午前10時	本会議	一般質問	
9月14日	水	午前10時	本会議	一般質問	
9月15日	木		休会	議案等整理	
9月16日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				15 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 継続費の清算報告
- 健全化判断比率報告書
- 財政援助団体等監査報告書
- 資金不足比率報告書
- 令和4年6月例月出納検査の結果について
- 令和4年7月例月出納検査の結果について
- 令和4年8月例月出納検査の結果について

令和4年第6回大津町議会定例会会議録

令和4年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年9月2日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理者兼会計課長</td> <td>中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部財政課財政係長</td> <td>田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣也</td> <td>教育長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教育部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育部次長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山 龍一</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>村山 博徳</td> <td>代表監査委員</td> <td>今村 昭彦</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理者兼会計課長	中井 雄一郎	副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子	総務部長	藤本 聖二	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博	住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美	健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治	産業振興部長	田上 克也	教育部次長	百田 止水	都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	代表監査委員	今村 昭彦	総務部財政課長	大塚 昌憲		
町 長	金田 英樹	会計管理者兼会計課長	中井 雄一郎																																		
副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子																																		
総務部長	藤本 聖二	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博																																		
住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美																																		
健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治																																		
産業振興部長	田上 克也	教育部次長	百田 止水																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	代表監査委員	今村 昭彦																																		
総務部財政課長	大塚 昌憲																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 5 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 7 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 8 号	令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 5 9 号	令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 0 号	令和 4 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 1 号	令和 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 2 号	令和 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 3 号	令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 4 号	令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 5 号	令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
認定第 1 号	令和 3 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 3 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 3 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 3 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
認定第 7 号	令和 3 年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
認定第 8 号	令和 3 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 9 月 2 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 令和 4 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 9 議案第 6 1 号 令和 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号 令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 認定第 1 号 令和 3 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 2 号 令和 3 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 令和 3 年度大津町外 4 ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 4 号 令和 3 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 5 号 令和 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 6 号 令和 3 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第20 認定第 7号 令和3年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第21 認定第 8号 令和3年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

一括上程、提案理由の説明

日程第22 議案質疑

議案第56号から議案第57号まで 一括質疑

議案第58号 質 疑

議案第59号 質 疑

議案第60号から議案第62号まで 一括質疑

議案第63号から議案第65号まで 一括質疑

認定第 1号 質 議

認定第 2号 質 議

認定第 3号から認定第 5号まで 一括質疑

認定第 6号から認定第 8号まで 一括質疑

日程第23 委員会付託

議案第56号から議案第65号まで

認定第 1号から認定第 8号まで

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和4年第6回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、大塚龍一郎議員、12番、坂本典光議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会、津田委員長。

○**議会運営委員会委員長（津田桂伸）** おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告いたします。

当委員会は、8月25日午前10時から、役場委員会室において、桐原議長にも出席願ひ、令和4年第6回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の18件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事、議事日程、会期の日程、その他の議会運営委員委員会、全般について協議いたしました。

認定1号、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから第8号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について、8件の決算関係については、会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することといたしました。

なお、一般質問については、9名ですので、1日目は、通告者の1番から5番まで、2日目が、6番から9番までの順で行うことになりました。質疑時間は1人60分以内とします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から9月16日までの15日間といたしました。

最終日に追加提案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や、室内での換気など新型コロナウイルスウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせました。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○**議 長（桐原則雄）** お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月16日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議 長（桐原則雄）** したがって、会期は本日から9月16日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○**議 長（桐原則雄）** 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第56号から日程第21 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○**議 長（桐原則雄）** 日程第4 議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例についてから日程第21 認定第8号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの18件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様おはようございます。

今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第57号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、熊本県に準じ、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第56号及び57号の案件につきましては、条例の一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第58号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、駅周辺におけるまちづくりの基本構想の検討及び対象となる事業計画の策定や、豪雨時などにリアルタイムで避難判断が可能となるよう、平川への防災用河川カメラ設置工事などが主なものです。

また、新型コロナウイルス対策関連では、町内小規模事業者支援のための大津町小規模事業者経営継続支援金などに伴う補正が主なもので、今回の補正は、既定の歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13億355万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億6千62万5千円とするものです。

歳入では、地方交付税で2億7千390万3千円、国庫支出金687万8千円、県支出金8千932万7千円、財産収入856万円、繰入金1億4千872万5千円、繰越金10億579万8千円。雑収入433万2千円、それぞれ増額し、町債2億3千397万2千円を減額するものです。

歳出では、総務費8億8千70万2千円、民生費2千802万、衛生費811万1千円、農林水産業費1千374万4千円、商工費2億1千875万7千円、土木費2千996万3千円、消防費1千628万5千円、教育費3千565万8千円、予備費7千231万1千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第59号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千227万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億5千23万6千円とするものです。

歳入で、県支出金16万5千円、繰越金7千210万5千円を増額し、歳出で総務費16万5千円、予備費7千210万5千円を増額するものです。

次に、議案第60号、令和4年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予

算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、3千844万3千円とするものです。歳入で繰越金127万7千円を増額し、歳出で予備費127万7千円を増額するものです。

次に、議案第61号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3千969万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億9千227万9千円とするものです。

歳入で繰入金112万円、繰越金1億3千857万8千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費2万円、地域支援事業費9万円、基金積立金8千万円、諸支出金5千355万4千円、予備費603万4千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第62号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5千447万5千円とするものです。

歳入で繰越金154万円を増額し、歳出で、予備費154万円を増額するものです。

次に、議案第63号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、収益的支出の営業費用を61万5千円減額するものです。

次に、議案第64号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入の営業収益を15万円増額し、営業外収益を96万2千円減額、収益的支出の営業費用を81万2千円減額し、資本的収入の出資金153万9千円、補助金28万1千円を減額し、負担金及び分担金153万9千円を増額。

資本的支出の建設改良費28万1千円を減額するものです。

また、包括的民間委託に係る債務負担行為の補正も計上をしております。

次に、議案第65号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入の営業収益を、85万2千円、営業外収益を23万9千円、収益的支出の営業費用を109万1千円それぞれ増額するものです。

議案第58号から議案第65号までの8議案につきましては、令和4年度一般会計及び各特別会計等の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、令和3年度一般会計各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出、決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会で御審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額208億8千49万1千円、歳出総額195億7千115万円、歳入歳出差引額13億934万1千円。

ここから翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費2億354万3千円、実質収支額11億579万8千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額64億680万8千円、

歳出総額60億5千522万8千円となっております。

また、事業会計では、大津町工業用水道事業会計が、収入の決算額7千45万円、施設の決算額6千835万1千円、大津町公共下水道事業会計が収入の決算額15億4千464万円、施設の決算額17億4千626万円、大津町農業集落排水事業会計が収入の決算額1億9千629万2千円、施設の決算額、2億3千162万5千円となっております。

決算の認定につきましては、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものです。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ここで大津町の令和3年度の決算状況について簡単に御説明を申し上げます。

まずは、歳入でございますが、大津町の収入の約26.2%は、町民の皆様や企業から納められた町税によるものです。

町税総額は54億7千800万円で、昨年より1.1%増、6千300万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税は0.9%の増、1千400万円の増額となっております。

法人町民税は1.9%増、700万円の増額、固定資産税は0.4%増、1千200万円の増額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の41.3%、86億6千800万円で、前年度比3.1%の減となっております。

要因としましては、繰越金の減に加え、寄附金であるふるさと納税が前年比1億9千600万円減となったことが影響をしております。

依存財源は、前年度比12.9%、18億800万円の減額で、総額122億5千100万円となっております。

普通交付税が35.3%、5億3千500万円の増、県支出金が9.0%、1億4千万円の増となったものの、前年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業の影響が大きく、国庫支出金が44.4%、32億8千100万円の大幅な減となり、全体では減となりました。

次に、歳出でございますが、目的別では、総務費は、前年度の特別定額給付金事業が大きく影響し、49.3%の減となっております。

民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金事業や、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などが影響し、13.9%の増となっております。

衛生費は、菊池環境保全組合の負担の減があったものの、ワクチン接種関連事業により、0.3%の増となりました。

農林水産事業費は、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業の増額等により、35.0%の増となっております。

商工費や、ワクチン接種負担軽減事業や、熊本県時短要請協力金負担金による増があったものの、

工場等振興奨励補助金などの減により、全体では10.1%の減となりました。

土木費は、あけぼの団地改修工事などが影響し、19.3%の増となっております。

消防費については、防災行政無線施設及び防災情報システム設置事業などにより、5.4%の増となっております。

教育費は、前年度の大津小学校増築工事の完了などが影響し、16.8%の減となっております。

災害復旧費は、新庁舎建設事業関連の増があったものの、宅地耐震化推進事業の完了などにより、20.2%の減となっています。

公債費は、令和元年度に借入れを行った、災害復旧事業債などに係る元金償還が開始されたことにより、3.5%の増となっています。

次に、性質別の歳出ですが、義務的定経費は年々増額傾向にあり、全体で86億5千400万円、13.4%の増となっております。

町債の残高につきましては、令和3年度末で186億7千100万円、前年度比11億600万円の増となっています。

これは、新庁舎建設事業や、小中学校の増改築工事に係る地方債の借入れなどが大きな要因となっております。

基金につきましては、令和3年度末の総額は53億4千600万円で、前年度比4億5千800万円の増となっています。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても国が示す早期健全化基準を超えるものではございませんでした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、いまだ収束をせず、今後の財政運営についても大きな不安要素となっております。

先の見えない状況ではございますが引き続き、健全な財政運営に努め、この難局を乗り越えなければならぬと考えております。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決、御認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 町長の説明が終わりました。

次に、議案第56号から、第65号までの各部長の説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

私のほうからは議案第56号と57号、58号について御説明を申し上げます。

まず議案第56号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案集の1ページと説明資料の1ページをお願いいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働

者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律によりまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限等を緩和するものになります。

まず説明資料のほうで説明をまいります。

説明資料1ページですけれども、大きく3点ございまして、まず1点目が、育児休業の取得回数制限の緩和になります。

これまでは、原則1回の取得でしたけれども、改正後は、原則2回まで取得可能となり、配偶者と交代で育児休業を取得するなどの弾力的な育児休業取得が可能となります。

2番目に、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和になります。

これまでは、この出生から1年6か月までに、雇用関係が終了することが明らかではない非常勤職員が対象となっておりましたけれども、改正後は、この出生から約8か月までに、雇用関係が就労することが明らかでない非常勤職員に緩和をされます。

最後に3点目ですが、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化になります。

これまでの非常勤職員の育児休業の開始日は、夫婦交代の場合、子供が1歳、または1歳6か月と到達日の翌日に限られておりまして、また、1歳以降の育児休業の再取得はできないこととなっておりましたけれども、改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳、または1歳6か月到達日の翌日に限らず、柔軟に夫婦で交代できることとし、特別の事情があれば、再取得もできるようになります。

説明資料の3ページの新旧対照表で説明を申し上げます。

第2条第3号アの改正は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件を緩和するもので、これまでの、子が1歳6か月に達する日まで引き続き採用される見込みである対象職員を出生後から8か月を経過する日まで引き続き採用される見込みであるに、対象職員に移管をするものになります。

第2条の第3号イ、それから第2条の3、第3号、第2条の4の改正は、それぞれ非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化に係るもので、第2条の第3号イの改正は、養育する子が1歳に達する日において育児休業している非常勤職員が、1歳到達日の翌日を育児休業の期間の所持率とする、育児休業しようとするものを、育児休業ができる職員として規定をいたしております。

第2条の3、第3号の改正は、取得のための該当要件を緩和する規定を定め、夫婦交代での取得を、1歳到達日から1歳6か月の期間1回可能とするものになります。

第2条の4の改正は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する場合の特別な需要を新たに規定し、1歳6か月から2歳到達の期間、夫婦交代での、取得を可能にするものになります。

この改正によりまして、夫婦交代で柔軟に、育児休業を取得することが可能となります。

第3条の改正につきましては、今回の改正で、2回までの育児休業が可能となることから、育児休業等計画書の申出を求める第5号の規定を削りまして、第8号を改正し、任期付職員についても、他の非常勤と同様の取扱いを行うこととし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げております。

第3条の2は、改正前の第2条の5を削りまして改めて規定を行うものになります。

第8条第6号の改正は、再度の育児短時間勤務の申出を行う場合に提出する計画書の名称を、育児短時間勤務計画書に改めるものです。

議案集の5ページをお願いいたします。

附則の1で、この条例は令和4年10月1日から施行することとし、次の2で、経過措置として、この条例の施行日前に、育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例により、改正前での第3条、及び、第5条の規定の適用については従前の例によると規定しております。

次に、議案第57号の天津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集が6ページ、説明資料が9ページからになります。

今回の改正は、賃金、物価及び生活費が特に高い地域に勤務する職員等に支給する地域手当に関し、熊本県の条例に合わせて、支給割合の改正をするものでございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

新旧対照表ですけれども、改正前の第9条の5、第2項で改正前の率100分の18を100分の20に改めるものになります。

議案集の7ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、今年の4月から2年間の期間で内閣府のほうに職員を派遣しておりますけれども、本来であればその時点で条例を改正しておくべきところでしたけれども、整理ができておりませんでしたので、今回、改正をさしていただくものになります。

その関係で附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年の4月1日から適用することとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

最後に、令和4年度の天津町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正の主なものについては、4月の人事異動に伴う人件費の補正に加えまして、令和3年度決算に係る繰越金及び財政調整基金積立金の補正、令和4年度の普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の確定などに係る補正などがございます。

また、新型コロナウイルス関連では、県の新型コロナウイルス感染症対応の総合交付金や、町内小規模事業者支援のための天津町小規模事業者経営継続支援金を計上しております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要も御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ13億355万1千円を追加し、予算の総額を163億6千62万5千円とするものです。

第2条で地方債の追加及び変更を、第2表地方債補正のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正になります。変更の1で臨時財政対策債は、令和4年度の普通交付税算定に

おける、借入額の確定に伴う減額になります。

それでは歳出から主なものについて御説明をいたします。

17ページをお願いいたします。款2、項1、目1一般管理費、節4共済費は、10月1日から施行されます被保険者保険の適用拡大に伴いまして、これまでの協会けんぽへ支払います会計年度任用職員等の共済負担金を社会保険事業主負担金から、共済組合へ支払います会計年度任用職員の共済組合負担金に組替えを行うものになります。目の6企画費、節18負担金、3大津町の地域公共交通会議負担金は、大津町の地域公共交通会議におきまして、令和5年度から新たな公共交通の実証運行計画の予定をしております、その計画策定のための負担金になります。

18ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費、節18補助金、7震災遺構修理補助金は、震災復興ミュージアムの一つとして指定されております震災遺構の瀬田神社の妙見橋修復に対する地区への補助金になります。それから目の13財政調整基金費は、令和3年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1を下回らない金額を財政調整基金へ、また今後の公共施設更新等の財源としまして、公共施設整備基金へ積み立てるものです。

21ページをお願いいたします。款の3、項1、目1社会福祉総務費、節27繰出金の介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金の繰出金になります。

22ページをお願いいたします。目4老人福祉費、節18補助金の4の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、町内の介護施設の看取り環境の整備や、多床室の個室化に要する改修費の補助になります。

24ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費、節18補助金の6予備保育士雇上補助金につきましては、県補助の増額によるものになります。

25ページをお願いいたします。目7新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金の2保育環境改善等事業補助金は、保育所等において、感染症対策のために必要となる施設の改修や、整備に係る費用を補助するものになります。3の私立保育所等給食費負担軽減補助金は、長期化するコロナ禍による物価高騰等に伴う、私立保育園等に対する給食費の補助になります。なお、公立の保育園分につきましては、大津保育園費の賄い材料費で計上いたしております。

27ページをお願いいたします。款4、項1、目4健康推進費、節12委託料の新たな健康づくり事業委託は、地域活性化企業人を活用した全年代の健康づくりに対するインボディー測定や、運動教室等の委託を行うものになります。

28ページをお願いいたします。款6、項1、目3農業振興費、節18補助金の15農地利用効率化等支援交付金につきましては、付加価値額の向上や経営面積拡大を目標とした認定農業者への機械等の導入補助になります。16の経営継承発展支援事業補助金につきましては、認定新規就農者への機械施設等の導入を支援するため補助を行うものになります。続きまして、目9の農業集落排水費、節18補助金の農業集落排水事業補助金につきましては、農業集落排水事業の職員人件費の補正に係るものになります。

30ページをお願いいたします。款7、項1、目4企業誘致推進費、節18大津町工場等振興奨

励補助金は、本年度の交付対象予定額に伴う補正になります。節の24積立金は、立地協定を伴います町内進出企業への補助金支出を見込みまして、町の工場等振興奨励基金へ積立てを行うものになります。目の6新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金の1の熊本県の時短要請協力負担金は、第6波分の県の時短要請協力金の町負担になります。それと補助金の3の天津町中小企業経営継続支援金は、燃料や原材料等の価格高騰の影響を受けた町内の中小企業に対する事業の継続及び立て直しのための支援金、1件当たり5万円になります。

31ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費、節14工事請負費の町道三吉原北出口線の危険木伐採工事は、町道三吉原北出口線沿いの危険木を伐採するものになります。

32ページをお願いいたします。項3、目3公共下水道費、節18補助金の1公共下水道補助金につきましては公共下水道事業の職員人件費の補正に係るものになります。節23出資金、公共下水道事業出資金につきましては、老人ホーム跡地分の受益者負担金の収入増に伴い、出資金の減額をするものになります。目5の社会資本整備総合交付金事業節12委託料の肥後天津駅周辺まちづくり基本構想検討事業計画の策定と業務委託につきましては、駅周辺におけるまちづくりの基本構想の検討、それから、対象となる事業計画の策定等を行うものになります。

33ページをお願いいたします。項4、目2住宅維持費、節10需用費は、町営住宅の老朽化に伴う、修繕に係る増額補正になります。款9の項1、目3消防施設費、節の14工事請負費防災用河川カメラ設置工事は、豪雨時などによる降るリアルタイムで避難判断が可能となるように平川の馬場橋と、古城公民館付近に防災用の河川カメラを設置するものでございます。

34ページをお願いいたします。目の4水防費、節の3職員手当等は線状降水帯の発生による、それから大雨等による避難所開設等の際に、水防班で出動しました職員に対する、管理職員の特別勤務手当と時間外勤務手当の補正になります。目の5災害対策費、節12委託料、天津町洪水浸水想定区域図の策定業務委託につきましては、国、県の管理河川においては、県により、洪水浸水想定区域が設定されておりますが、町管理の河川については、洪水浸水想定区域が設定されていないため、町河川、町管理の河川平川と矢護川関係ですけれども、において、洪水の浸水想定区域を設定するものになります。

35ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費、節7報償費の講師謝礼は、日本語指導が必要な児童生徒のサポートを行うため、日本語講師の指導回数の増に伴う補正です。それから項の2、目1学校管理費、節の14工事請負費の小学校施設改修工事は、天津小学校の屋根雨どいの防水修繕工事や、天津北小学校の屋上の防水の改修工事になります。

36ページをお願いいたします。項の3、目1学校管理費、節14工事請負費の中学校施設改修工事は、天津北中学校の消防施設の修繕工事になります。

37ページをお願いいたします。項5、目4文化振興費、節18補助金の5被災文化財等復旧事業補助金は、熊本地震により被災をしておりました灰塚水道槽の復旧にかかる地区への補助金になります。

38ページをお願いいたします。目の5文化施設運営費、節の17備品購入費は、伝承館の情報

発信等をさらに充実させるためのプロジェクター等を購入するものになります。目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節14工事請負費の大津図書館の冷水機改修工事は、現在設置しております冷水機をマイボトル等に給水ができる非接触型の冷水機への改修を行うものになります。併せて総合体育館についても同様の改修工事を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。項6、目2体育施設費、節10需用費は、指定管理者制度導入に向けまして、総合体育館のロッカーの鍵の取替えなど修繕料を計上いたしております。同じく節の17工事請負費、こちらも指定管理制度導入に向けまして、運動公園内の街灯の改修工事あるいは武道館などの施設の改修工事を計上いたしております。

41ページをお願いいたします。款13予備費で財源の調整をいたしております。

次に、歳入について、主なものについて御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。款11、項1、目1地方交付税です。普通交付税は、交付額の確定に伴う増になります。款15、項1、目1民生費国庫負担金、節3社会福祉費負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、第1号被保険者のうち、低所得者の介護保険料負担軽減に伴う保険料減収額の国負担分になります。項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後児童クラブの利用料の減免分になります。目5総務費国庫補助金、節1総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、各課における新型コロナウイルス感染症の関連事業に係るものです。款16、項1、目1民生費の県負担金、節1社会福祉費負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、第1号被保険者のうち、低所得者の介護保険料負担軽減に伴う保険料減収額の県の負担分になります。

次に項の2、目1総務費県補助金、節1総務費補助金新型コロナウイルス感染症対策総合交付金は、新型コロナウイルス感染の拡大防止それから地域経済等県民の生活回復との適正なバランスを確保することを目的とした県の交付金で、今回計上しておりますそれぞれの各新型コロナウイルス感染症対策事業への充当を行っております。節の2老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、介護施設の緑環境の整備や多床室の個室化等に要する改修費の支援に対する補助になります。節の3児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後児童クラブの利用料減免分の県の補助金になります。予備保育士確保促進事業補助金は、予備保育士の雇上補助金の県補助になります。保育環境改善等の事業補助金は保育所等の感染症対策のために必要となる施設の改修費用に係る補助になります。

13ページをお願いいたします。目の4農林水産業費県補助金、節の2農業振興費補助金の農地利用効率化等支援交付金と、経営発展支援事業補助金は、款6の農業振興費で御説明した内容になります。次に、款の17、項1、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入の普通財産貸付料は、現在老人ホーム跡地を仮設の作業員宿舍の用地として貸し付けたことにより増額となります。

14ページをお願いいたします。款19、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、令和3年度の決算に伴う、介護特会からの繰入れになります。項2、目3、節1大津町工業等振興奨励基金繰入金は、町の工場等振興奨励補助金の支払いのために繰入れを行うものになります。目5、節1熊本

地震大津町の復興基金繰入金は、今回計上しております熊本地震からの復旧復興に係る市町村総復事業に充当するために繰入れを行っております。

15ページをお願いいたします。款20、項1、目1繰越金は、令和3年度決算に伴う繰出金の補正になります。款の21、項5、目2雑入の熊本県市町村振興協会交付金は、サマージャンボ宝くじに係る交付金になります。ふるさと寄附業務委託料の戻入は、過年度のふるさと寄附の業務委託料の過払いによる戻入になります。その下、道の駅防災機能向上助成金は、一般社団法人九州地域づくり協会を助成されます防災拠点となる道の駅におきまして、更なる地域防災体制の強化に資するための助成金になります。続きまして、目の3過年度収入は、介護保険低所得者費保険料軽減負担金の過年度分で、国費と県費の追加交付分になります。

16ページをお願いいたします。款の22町債は調査補正で説明した内容になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。

私のほうからは、議案第59号、議案第61号、議案第62号につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第59号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正は、令和3年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う、前年度繰越金とシステム改修に伴う増額補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、12ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千227万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5千23万6千円とするものです。

まず歳出について御説明をいたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款の1、項の1、目の1一般管理費、節12委託料の16万5千円の増額につきましては、令和4年度に新設されました国民健康保険税の未就学児の均等割軽減に伴い、補助金申請システムの改修を行うものです。款の10、項の1、目の1の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款の4、項の1、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金の16万5千円の増額につきましては、先ほど歳出で御説明しました、国民健康保険税の未就学児の均等割軽減の新設に伴う、システム改修分で、全額が交付金として補填されるものでございます。款の7、項の1、目の1繰越金、節1前年度繰越金7千210万5千円の増額は、令和3年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものです。

説明は以上になります。

続きまして議案第61号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説

明をいたします。

補正予算書の1ページ、補正予算の概要は、12ページから13ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億3千969万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ28億9千227万9千円とするものです。

それでは歳出から主なものを説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。款の3、項の3、目の2任意事業費、節7報償費9万円の増額は、昨年8月から、地域包括支援センターにおいて、権利擁護や成年後見申立て等に関する支援を行っておりますが、支援の方法などにつきまして、弁護士など3職種の方から、専門的判断を必要とする案件の助言等をいただく際に要する費用でございます。款の4、項の1、目1介護給付費準備基金積立金、節の24積立金8千万円の増額は、令和3年度の精算に伴う前年度繰越金のうち、償還金や一般会計繰入金を除いた剰余金から、基金に積み立てるもので、将来の介護給付費の増額等を見込み、介護保険料の増額幅の抑制などを目的としております。

補正予算書の10ページをお願いいたします。款の5、項の1、目の2償還金、節の22償還金利子及び割引料3千972万8千円は、令和3年度分の介護保険等の精算によります国県などへの返還金となります。款の5、項の2、目の1一般会計繰出金、節の27繰出金1千382万6千円は、令和3年度の介護給付費事務費等の実績報告によります町の一般会計の返還金となります。

補正予算書の11ページをお願いいたします。款の6、項の1、目の1予備費、603万4千円の増額は、今回の補正に伴います財源調整となります。

歳出の説明は以上です。

続いて、歳入の説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。補正予算の概要は12ページです。款の6、項の1、目の3低所得者保険料軽減負担金繰入金。110万円の増額は、令和3年度の実績報告に伴い、町負担分を一般会計から繰り出し、介護保険特別会計に繰り入れるものです。款の8、項の1、目の1の繰越金、節1繰越金1億3千857万8千円は、令和3年度の繰越金の確定に伴うものです。

説明は以上です。

最後に、議案第62号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、13ページです。

今回の補正は、令和3年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5千447万5千円とするものです。

まず歳入について御説明をいたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款の5、項の1、目の1繰越金は、令和3年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金154万円を増額計上したものです。

続きまして歳出について御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款の5、項の1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

説明は以上となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） こんにちは。

議案第60号、令和4年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案集は10ページ、補正予算書の概要は12ページをお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ127万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千844万3千円とします。

歳入から御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。款4、項1、目1、節1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い、127万7千円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。款2、項1、目1、予備費は補正に伴う財源調整となっております。

以上で、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） こんにちは。

私からは、議案第63号、64号、65号について御説明申し上げさせていただきます。

まず、議案第63号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正の概要は14ページ、補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項営業費用は、令和4年4月の人事異動に伴い、工業用水道事業対象職員の人件費分を減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、令和4年4月の人事異動に伴い、工業用水道事業対象職員の人件費分を減額するものです。

続きまして、説明資料で詳細を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。収益的支出、款1、項1、目3総係費は、令和4年4月の人事異動に伴い、工業用水道事業対象職員の人件費分を補正するため、61万5千円減額するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第64号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正の概要は、14ページ、補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1項営業収益を、下水道使用料の収入実績見込みにより増額し、収入の第2項営業外収益を、令和4年4月の人事異動に伴い、公共下水道事業収益的収支対象職員の人件費分を減額し、また、支出の第1項営業費用で水洗化助成金を増額し、人件費を減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第2項出資金は、老人ホーム跡地の受益者負担金の収入見込みにより、一般会計からの出資金を減額し、第3項補助金は、令和4年4月の人事異動に伴い、公共下水道事業資本的収支対象職員の人件費分を減額し、第4項、負担金及び分担金は、老人ホーム跡地の受益者負担金の収入見込みにより増額し、また、支出の第1項建設改良費は、令和4年4月の公共下水道事業資本的収支対象職員の人件費分を減額するものです。

第4条、債務負担行為の補正ですが、上段の大津町浄化センター等包括的民間委託は、現在の委託契約が本年度末をもって終了するため、令和5年から令和7年度までの3か年を改めて、包括的民間委託を実施するもので、総額で7億3千340万円をお願いするものです。また、下段のマンホールポンプ管理包括的民間委託についても、浄化センター等包括的民間委託と同様に、現在の委託契約が本年度末をもって終了するために、令和5年から令和7年度まで3か年を改めて、包括的民間委託を実施するもので、総額で7千740万円をお願いするものです。浄化センター等包括的民間委託につきましては、前期と比べ、約16.4%の増額となりました。

主な増加項目を説明しますと、維持管理業務で、水処理施設3系目が、令和5年度から供用開始予定に伴い、現有処理能力が上がり、全ての業務項目で、年間延べ業務日数が増加したことや、業務総括責任者等の労務単価が上昇したことによる増加、年間の運転管理などを積算する下水道施設維持管理積算要領の改定により、職種別業務人数の構成比率が単価の高い総括責任者に、より人員が配分されたことなどによる増加と、浄化センター中継ポンプ場などの光熱水費が、水処理施設3系目の稼働と、電気代の値上げなどに伴う増加と、保守点検業務の中央監視制御、ポンプ場監視制御装置の点検など安定した運転業務のため、点検項目を増やしたことによる増加などでございます。

次に、マンホールポンプ管理包括的民間委託については、マンホールポンプ増設に伴う電気代の増加、修繕料については、これまでの点検結果や経過年数に、経過年数によるポンプの修繕箇所が増えたことにより増加、マンホールの維持管理費は、マンホールポンプ箇所、労務単価の上昇、下水道施設維持管理、積算容量の改定等による増加、枝線環境清掃費については、労務単価の上昇、汚泥処分費の増加などにより増加となります。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を、4月の人事異動に伴い減額するものです。

第6条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い、人件費分を補正するため、金額を改めるものでございます。

説明書より詳細を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。収益的収入、款1、項1、目1下水道使用料を収入実績見込みに伴い、15万円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い96万2千円減額するものです。収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い96万2千円の減額と、水洗便所改造工事助成金の申請増加見込みにより15万円を増額するものです。

2ページをお願いいたします。資本的収入、款1、項2、目1出資金は、老人ホーム跡地の受益者負担金の収入見込みに伴い、153万9千円減額し、款1、項3、目2他会計補助金は資本的収支、対象職員の人事異動に伴い28万1千円減額するものです。また、款1、項4、目1受益者負担金及び分担金は、老人ホーム跡地の受益者負担金収入見込みに伴い、153万円増額するものです。資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、4月の人事異動に伴い、資本的収支対象職員の人件費分を、28万1千円減額するものです。

以上で説明終わります。

よろしくをお願いいたします。

最後に、議案第65号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正の概要は15ページです。補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1項営業収益は、農業集落排水使用料の収入見込みにより増額し、収入の第2項営業外収益は、令和4年4月の人事異動に伴い、農業集落排水事業対象職員の人件費分を増額し、支出の第1項営業費用で処理場費の修繕費と総係費の人件費分を増額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、令和4年4月の人事異動に伴い、農業集落排水事業対象職員に係る人件費分を増額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、令和4年4月の人事異動に伴い、人件費分を補正するため、数値を改めるものでございます。

説明書により詳細を御説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入、款1、項1、目1農業集落排水使用料を収入見込みに伴い、85万2千円増額し、款1、項2、目2補助金を、令和4年4月の人事異動に伴い農業集落排水事業対象職員に係る人件費分を、補正するため、23万9千円増額するものです。収益的支出、款1、項1、目3処理場費は、矢護川浄化センターの汚泥引き抜きポンプ修繕のため、85万2千円増額し、款1、項1、目4総係費は、農業集落排水対象職員人件費分を23万9千円増額するものです。

以上で説明終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、説明を求めます。

今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦） お疲れさまでございます。代表監査委員の今村でございます。

令和3年度の全会計の決算審査等が終了いたしましたので、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、議会に対して御報告を申し上げたいと思います。

資料につきましては、モアノートの9月定例会、決算関係フォルダに保存してありますので、そちらを御覧いただければと思います。

まずはじめに、大津町一般会計特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書から説明をしたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

審査の概要でございますけれども、3に書いておりますとおりに、審査の期間につきましては、7月13日から8月4日までの8日間、また、審査の着眼点、主な実施内容につきましては、そこに示しておりますとおりに、大津町監査基準に準じて、1から5を中心に、決算審査を行ったところでございます。

次、2ページをお開きいただきたいと思います。

審査の結果でございますけれども、一般会計特別会計、いわゆる普通会計につきましては、特に今回の決算監査では、不適正な経理処理の事例、あるいは決算試算範囲内では認められず、全体として、予算の処置にのっとり、おおむね適正に処理されることが認められたところでございます。

なお、留意事項といたしまして、そこに2項目ほど記載しております。

一つにつきましては、当町における固定資産税の課税誤り、還付総額が7千万円余となっておりますけれどもやはり、地方税法というのは毎年改正をされます。その中でやはり解釈の誤り、あるいはシステムの誤り、そういう形が生じますと非常に町民の皆様方に大きな御迷惑をおかけする。また、住民の信頼を損なうという形になりますので、やはり、情報を共有しながらしっかり体制を整え、遺憾のないようお願いをしたいと思います。

2点目につきましては、他県、山口県阿武町の問題でございますけれども、不適正支出を4千600万ですか、出ておりますけれども、大津町につきましては、会計管理者を中心に各部局、各部局各課責任者一体となって、不適切な支出がないように、ぜひ、会計処理に遺漏のないようお願いをしたいというふうに思います。

次に、第3章から一般会計に関する審査結果を御報告いたしたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。

1番下の表がよろしいかと思しますので、歳入歳出決算状況②を見ていただきたいと思います。まず、歳入総額につきましては、280億8千万円余、歳出総額195億7千万円余、歳入から歳出を引きます形式収支でございますけれども、13億900万円余、それに、令和4年度に対する繰越明許が2億300万円余ございますので、差し引いた実質収支額というのはそこに書いておりますとおりに、11億579万8千円、令和3年度の決算につきましては、11億円余の大津町財政としては、黒字決算となったところでございます。

次、4ページをお開きいただきたいと思います。

主な歳入の状況でございます。

まず歳入は、大きく分けて、自主財源と依存財源という形に分かれていくかと思えます。自主財源につきましては、町自ら、その権能を使い、調達する財源でございます。また、依存財源というのは御承知のとおり、収入の源泉を国に依存し、その額と内容が、国や県の定めで、基準や意思決定がかかっている内容でございます。自主財源につきましては総額で86億3千741万2千円。内訳としては、町税が54億7千700万、これにつきましては、4年連続、50億円を突破したところでございます。

歳入全体の26.2%、寄附金につきましては、前年度に比べまして、1億8千400万円余少なくなってきております。これにつきましては、ふるさと納税、これが減額になったということでもやはり、コロナ、あるいは経済状況で変動、安定した財源ではないというのが見て取れたところでございます。

次に、依存財源でございますけれども、中央交付税が前年度に比べますと5億2千500万増えております。内容的には、恐らく、標準財政、社会保障費等が増えた関係で、標準財政事業額が太くなったから増えた内容になるかと思えます。

また、国庫支出金につきましては、前年度に比べますと、32億8千300万円余、少なくなっておりますけれどもこれは、昨年度が、コロナ付近関係が給付事業があった関係上、令和3年度は41億なったところでございます。

依存財源の合計としますと、122億4千300万円余、合計しますと依存財源、自主財源208億8千万。これにつきましては、自主財源の比率が41.4%、依存財源が58.6%ということで、この41.4%というのは、県内の45市町村の中で見た場合は、非常に平均としては、28.3%ぐらいが県内市町村の自主財源比率かと思えます。その点、大津町は10%から13%高いということで、非常に依存財源、財政的には非常に豊かな内容になっております。

次に、主な歳出関係について御説明を申し上げたいと思えます。

歳出につきましては、11ページをお開きいただきたいと思います。

歳出を見る場合につきましては、目的別歳出と性質別歳出という形で見れるかと思えます。目的別というのは先ほど町長からも説明ありましたとおりに、行政目的に着目した、例えば議会費総務費、民生費というような分け方でございます。一方、性質別歳出というのは、経費の経済性、性質

に着目した見方でございます。

大津町にとって、課題あるいは問題点を見る場合につきましては、性質別歳出決算状況を見たほうが非常によろしいかと思っておりますので、歳出全般につきましては、性質別のほうから説明をしていきたいと思っております。

資料の表に示しておりますとおりに、性質別決算というのは一つには、義務的経費、二つ目に、投資的経費、三つ目に、その他ということで、大きく分けられることができます。特に、義務的経費につきましては、支出自体が義務づけられておりまして任意に、削減できない、非常に硬直性の高い内容になります。

その内訳としては人件費、扶助費、公債費がございまして。人件費と公債費につきましてはそんなに、前年度に比べて大きな伸びはございませんけれども、扶助費につきましては、令和2年度に比べますと、比較で9億4千200万円余増額になっております。率にして6.9%。

次に、投資設計費でございますけれども、普通建設事業と災害復旧費がございましてけれども、内容を見ますと、災害復旧費が前年度に比べますと、若干減っておりますのでその分、普通建設事業が前年度に比べると2億円余増えております。傾向としては非常に、通常の公共事業が増えてきたということで、内容的には非常に明るい傾向になるかと思っております。

その他でございます。

その他は物件費、工場費、その他繰出金等になりますけれども、物件費というのは、町のほうで業務を行う場合の消費的経費、職員の旅費であるとか、時間外、印刷製本費あるいは光熱水費、そういうのが物件費でございます。

物件費につきましては、前年度に比べますと、職員さんの簡素効率化で1億円程度、少なくなってきたております。

補助金につきましては、令和2年度に、比較しますと、39億1400万円余少なくなってきたておりますけれども、これは、コロナ関係の交付金が減ったということで、前年と比べて39億減少したというところでございます。

特に、義務的経費、その中でも扶助費が非常に大きくなったために、大津町にとって財政硬直化がどのような影響を与えるか、それをやはり、監査委員としてしっかり検証する必要があるかと思っておりますので、今回はそこを少し詳細について説明をいたしたいと思っております。

次、12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページにつきましては、先ほど言いました性質別決算をグラフで表した内容でございます。見て分かるとおりに、オレンジ色の部分が、令和2年度に比べると、半分近くぐっと伸びてきているような状況になっているかと思っております。今後はやはり義務的経費は今後、高齢化が進展する中で、非常にシェアとしては、構成比としては、大きくなっていくかと思っておりますので、今後注視していく必要がある内容かと思っております。

それでは、義務的経費の中の扶助費がどういう傾向にあるかというのを、14ページをお開きいただきたいと思います。表で示しておりますとおりに先ほども申しましたけれども、令和2年度に比

令和3年度は、額で9億4千万円余、率にして6.9%増えています。

これが次に、15ページをお開きいただきたいと思います。扶助費の増加というのはやはり、町財政にどの程度影響を及ぼすのか、これを検証したところでございます。

グラフの表の一番上でございます。補助費のうち、民生費分、社会保障費関係につきましては、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、災害救助費、合わせますと、令和3年度は、36億600万円余。真ん中の表でございますが、新型コロナ対策の給付金関係が、社会福祉と児童福祉で合わせますと、9億6千400万余になりますのでこの二つを足しますと、36億と9億を足しますと、合計で、令和3年度は、45億7千155万4千円になるかと思えます。

このうち、国、県のほうでこの費用の8割も負担をしております。町の一般財源から負担につきましてはおおよそ20%ちょっと切るような額でございます。

さらに一番下の表でございますけれども、これは平成28年度から令和3年度はどのような形で増加していったかを見た表でございます。合計のところを見ていただきますと、8億2千121万7千円。そのうち、一般財源に投入された金額というのは、この補助費のほかに社会保障費は2億210万7千円でございます。

したがって、民生費分の、補助費っていうのは、おおよそ、国県で8億2千100万円増加したものの、一般財源の充当は2億200万ということで、約4分の1程度という形になっておりますので、現在令和3年度で見た限りにおきましては、義務的経費の増大による財政硬直にとって大きな影響を及ぼすとは言えないということを確認したところでございます。

特に、社会保障費、扶助費につきましてはやはり町民の皆さんが安心して暮らせる。あるいは大津町に住みたい、住んでみたいというそういう結果になってくるかと思えますので、ただ単に、扶助費が高くなった、義務的経費が高くなったということじゃなくて、やっぱり社会全体の中で捉えていく必要があるかと思えます。

次、22ページ、それでは、大津町の財政状況がどのような状況かということ、御報告したいと思います。

まず、①の経済収支比率でございます。

これは、財政構造が弾力化どうか見る資料でございます。

大津町は、令和3年度は81.3%、前年度に比べますと7.4%ほど下がっております。これにつきましては国の指導あたりでは、75%というのが示されておりますけれども、県内45市町村で、70%台というのはありません。

また、14市のうち、ほとんどが90%台ということで、大津町の経済収支比率の81.3という非常に、上位の内容になってくるかと思えます。

次、②でございます。実質収支比率でございます。

この実質収支比率とは何を見るかということでございますけれども、これは、実質収支の額の適否を判断する指標でございまして、1番下に算式を書いております。

標準財政規模分の分子として実質収支が、これを割った数字でございまして、令和3年度は12.

4%、前年の令和2年度に比べますと、4.6%、若干高くなっております。これにつきましてはそこに書いてありますとおり5%前後は、大体好ましいと言われておりますけれども、何で高くなったかという原因でございますけれども、これは、標準財政規模というのが、令和2年度に比べますと6億8千300万ぐらい増えております。率にして1.08、実質収支額は前年度に比べますと、4億7千400万ということで、1.7倍ほど増えております。したがって、標準財政規模、分母よりもやはり、実質収支額のほうが、大きかったために数字が12.4にはね上がった。

そうしますとやはり、実質収支額のほうが少し内容を見てみますと、この結果というのは、不用額が11億円ぐらいあります。前年度に比べてやはり5億円高いというような状況になっておりますので、この不用額が多かったために、実質収支比率が少し高くなったというような要因になるかと思えます。

次に、24ページでございます。財政力指数でございます。

単年度の天津町の財政力指数は0.713。3か年平均は0.758でございます。大体昨年に準じたところでございます。これにつきましてはやはり0.7台というのは、県内45市町村で4市町村のみです。1番高いのが菊陽町の1.00。2番目が天津町の0.71でございます。

この比率というのは、1以上が非常に好ましいということで、1になると、地方交付税あたりは、不交付団体にはなりますけど、そういう点ではやはりこの比率の財政力指数というのは高いほうがよろしいかと思えます。

④のほうが公債費比率でございますけれども、令和3年度は8.8%、令和2年度が10%で、10%になっておりますので、内容的には、国の指導等では、10%を超えないほうが望ましいということで、公債費比率としては、先ほど町長のほうからお話ありましたように、起債の残高が180億に対して、元利償還等が大体10%ということで18億ぐらいなっておりますので、そういう点からも非常に公債費比率につきましても、現時点では安心した率ではないかというふうに思っております。

次に、特別会計のほうに説明を移りたいと思えます。

資料の25ページをお開きいただきたいと思えます。天津町国民健康保険特別会計決算でございます。表を見ていただきますと、収入済額が、前年度に比べますと、約744万9千円減っております。これ収入済みが減ったというのは、被保険者数が前年度に比べて55人減ったということで結果的に若干、収入済額が減っております。また不納欠損あるいは収入未償額につきましては、ほぼ前年どおりの額になっておりますので、コロナの影響で若干心配したところでございますけれども、例えば、収納率あたりも現年分につきましては93.91%、比較的コロナの影響もなく、令和3年度は経過したというのが見て取れるかと思えます。

次、26ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、保険給付費と加入者数の状況でございます。この中で、1番右側の1人当たりの医療費を見ていただきたいと思えます。これにつきましては、天津町1人当たりの国民健康保険の対象者になる方の、年間の医療費としては39万4千円、全国平均が34万程度になるかと思えますので、

やや全国平均よりも大津町の比は高い。理由といたしましては、大津町は健康診断結果等から見ますと、高血圧、糖尿病、腎臓、これ人工透析関係です。これが非常にやはり高いということで、大津町としては医療に健康事業、人間ドック等もされておりますけれどもやはり、その結果が出た後どう改善につなげていくかというのが今後の大きな課題になってくるかと思えます。

また、健康寿命が男性では8.73歳、女性で12.07歳平均との差がございますので、今後ここら辺の医療費については、増加する傾向にあると思えますので、留意していく必要があるかと思えます。

27ページにつきましては実質収支の状況につきましては、1億5千200万円の黒字になっております。

次に、28ページでございます。大津町外4ヶ市町村の特会でございます。

内容的には、表に書いておりますとおりに、歳入4千848万8千000円、これは主に、前年度からの繰越金でございます。

歳出につきましては、1千13万3千円ということで、大規模林道の賦課金が27万7千円、共有地への植栽等にかかる費用が985万7千円になっております。差引き、実質収支額は、3千835万5千円になっております。

次、29ページでございます。大津町介護保険特別会計決算でございます。介護保険につきましては、老老介護あるいは介護離職を減らすということで、介護を社会全体で支える、そういうことで、目的に2000年、平成12年にスタートしたところでございます。その表で見るとおりに要介護認定者数等が、毎年増えております。令和3年度は1千543人、前年比で37人でございます。大津町の第3期の地域福祉計画を見れば、65歳以上というのが7千616人ですので、要介護認定主認定者数だけ見れば大体20%程度の方が、認定されているような状況になっております。

次、30ページを見ていただきたいと思います。

1番上の第2表、介護保険料と、保険給付費の推移でございます。介護保険料につきましては、前年度よりもやはり2千200万程度低くなっております。恐らく、介護保険料につきましては、国縣市町村と1号被保険者から65歳以上の方、それと2号被保険者が、40歳から65歳未満の方が負担するというので、若干やはり第2号、被保険者の方が若干やはり介護、コロナ関係で離職したりそういう影響が出ているのかなという要因があるかと思えます。

今コロナという話をいたしましたけれども、これを詳細に例えば不納欠損とかあるいは収入未済についてちょっと見たんですけども、全く国保、介護、特に、全くそこら辺につきましては前年度よりもどちらかという減ったような状況になっております。

31ページにつきましては、実質収支の状況につきましては、1億5千857万9千円の黒字になっております。

次32ページでございます。大津町後期高齢者医療特別会計決算でございます。

後期高齢者75歳以上の方が対象になってきますけれども、これにつきましては、運営主体が、県

内全市町村が加入する広域連合が主体となって運営を行っております。表の令和3年度を見ますと、被保険者数あたりも、前年度に比べると126人増えまして3千996人、収入済額も2億7千95万3千円になっております。また、99.33%、収納につきましては、介護、国保も基本的には年金から、法定向上するわけでございますけれども、この0.7%程度の方につきましてはやはり、年金が年間18万未満、あるいは年金をもらわれてないという方につきましては、口座振替、そういう形で、若干、収納率が100以下になっているという状況になっているかと思っております。ただ、これにつきましては収入未済と不納欠損を見る限りにおきましては、令和3年度は前年比の21%減、不納決算はマイナス9.2%減ということで、コロナ禍の中でも後期高齢者医療保険につきましては、順調に推移していたかと思っております。

ちなみに被保険者数と収入済額を見た場合に、1人当たりの1か月の保険料というのは大津町の場合はこれを割ります5千650円、熊本県平均が5千518円となっておりますのでほぼ大体一緒ぐらいの保険料になっております。全国平均は6千472円という状況になっております。後期高齢者医療保険につきましては、2年に1度保険料の見直しが予定されております。今後、そういう、保険料がどういう状況になるのか、あるいは、75歳以上の医療費が、今年の10月1日から、一定の収入があれば1割から2割にアップされる、そういう引上げられるような状況にもあるかと思っておりますので若干これにつきましても介護保険同様、注視していく必要があるかと思っております。

33ページでございます。実質収支につきましては、254万円の黒字になっております。

次に、34ページでございます。各基金の運用状況に関する、審査結果でございます。

基金の合計額、令和3年度につきましては、総額積立額が53億4千446万2千円、前年度に比べますと、4億5千881万8千円増加しております。率にして9.4%積立額が増えたところでございます。基金一般会計の基金は大津町では八つございます。その中で、財政調整基金というのが、全体の51%を占めておりまして、額にして、27億5千万、この財政調整基金というのは、町の年度間の財源の不均衡を是正するような基金でございます。極端に言えば、災害とかいろんなあった場合、何でも一応適用できる財源というのが、この財政調整基金になります。前年度に比べますと、1千100万の積立額の増。減債基金につきましては、地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てる内容でございます。前年度に比べますと、1億9千400万円による増ということで、積立額の合計が5億3千500万円余になっております。

公共施設整備資金につきましては、前年度に比べますと、6億100万円余ということで、総額で11億1千262万1千円になっております。

全体的な基金のシェアとしては、20%程度になっておるところでございます。これにつきましては、基金の運用につきましては、先ほど総務部長が説明しましたように、地方財政法の中で、一般会計等でお金が、執行残として残れば、その2分の1を基金に積み立てていいという法律がございますので、今町の内容としては、そういう点もチェックいたしまして特に基金に関する内容は問題がなかったところでございます。

次、35ページでございます。審査意見でございます。

まず、大きい1の財政状況等につきまして、企業会計あるいは財政健全化については、この後説明したいと思いますので、まず、一般会計と特別会計につきましては、財政状況の審査結果といたしましては、大津町の令和3年度は健全な財政運営が行われているということが認められ、予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ正確に処理されていることを確認したところでございます。

決算審査にあたっての意見でございます。

一つ、財政運営上の取組について、①でございます。

歳出決算における不用額についてでございます。全体として、歳出額の5.3%、11億5千600万4千円が不用額として、残っております。少し不用額の残り方が大きいのではないかと思っております。前年度に比べますと5億372万4千円大きくなっております。要因としては、個々の状況はあるかと思えます。コロナによって事業が中止あるいは縮小された。あるいは、新庁舎の建設で、逡次繰越の最終年で、財源が最終的には余った。そういう点で、不用額が非常に大きくなったのかなと思っておりますけれども、ただ、11億5千600万、ほかの事業にされる部分が、先送りされた。そういうことであれば問題になると思っておりますので、この額につきましてはやはり大津町の全体的な予算のキャパシティとしてはどれくらいが妥当か、そういう点についてもやはり議論していくことが必要になってくるかと思えます。地方自治法の観点からいえば、無駄な金は使わないという点で性善説に立てば、最少の経費で最大の効果が上がったということも言えるかと思っておりますけれども、ただ、11億の5千600万4千円余の不用額については、どうしてかなというのをしっかり検証していただきたいと思えます。

次、②の予算流用と③の予備費の充当、流用でございます。

これにつきましては、不用額が11億もあるのにやはり予算の流用あるいは予備費からの充当が多いということは、予算要求の仕方が少しどうかなという気がいたします。お金がないからならば、予備費が余ってるから。あるいは、ほかの節が余ってるから流用しよう、そういうことで、安易に職員自身が前例踏襲で、そういうやり方をしているならば、それはやはり、一度研修をして、予算あるいは経理という観点から、もう一度やはり引き締めていく状況にあるかと思えますそれにつきましては、よろしく願いをしておきたいと思えます。

それと(2)でございます。基金の在り方について、これは先ほど申しましたように53億4千446万、非常に、前年度よりも増えておりますけれども、中身を8基金見てみますと、本来であれば、基金というのは、特定目的のために取り崩して、それを使うというのが原則でございますけれども、例えば、例を挙げておりますけれども、土地開発基金、これにつきましては4億円が一応残高としてありますけれども、毎年、4月にそこから、額的には大したことはないんですけどもやっぱり、1600万円余が一般会計に繰入れされてる、またそれをまた戻すという形で、それは制度上は条例で認められておりますので、特に問題はないんですけど、やはり基金として、54億ほどありますけど、やはり基金の資金運用資金管理、それはやはりもう少し有効的に、資金管理、あるいは運用をしっかりと積極的に取り組んでいく必要があるかと思えます。これにつきましては、副町長を会長とする大津町公金管理検討委員会設置要綱等もございまして、その中でしっかりと議論を深めていた

だければと思っております。

次に、(3)今後の財政運営についてでございます。

一つには、①プライマリーバランス、基礎的財政収支の黒字化、②大津町財政計画の策定について、これにつきましては後期振興計画が、いろいろ町民の皆さん集めて、意見交換等あっておりますけどやはり、それを、100ぐらいのターゲットがあるかと思しますので、あれもこれもということじゃなくて、あれとこれみたいなやはり、ピンポイントでやっていくのかあるいはどの程度、計画に沿ってやっていくのか、これにつきましてはやはり財源の黒字化、やはり自主財源を深めていく。そして、何にどうしてこう使うかという中長期の財政計画が必要になってくるのではないかと思います。やはりそれを大津町民の方に指し示していく必要があるかと思います。

(4) 統一基準による新地方公会計の活用でございます。

これにつきましては、平成27年総務大臣のほうから各都道府県知事に、従前の現金主義、単年度主義から発生主義複式簿記への移行ということが通知されております。これにつきましてこれを行うことによって、例えば、有形固定資産台帳を活用することによって、公共施設の老朽化対策にも活用できますし、予算管理につきましても、積極的に活用できる内容になっております。

県内の市町村でも、宇城市あたりにつきましては、公民館のそういう内容についてこの新地方公会計の活用によって非常にうまくいってるような町村もございます。

芦北町もこの対応をとっておりますので、大津町としても、速やかにやはり公会計の活用について御検討をお願いをしたいと思います。

それと一般会計等の最後になりますけども、3決算審査における補足意見について。内容は、首長等の損害賠償の責任見直し制度の検討、条例の制定についてどうかということでございます。これにつきましては、監査委員ごときが、例えば補足意見について、政策的な内容に関して、意見を表明する、意見を提出するというのはいかがかかっていう議論もあるかと思います。ただ、地方自治法199条10項というのがございます。その中には、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員は意見を提出することができるというのは、規定がございますので、今回はあえて、首長等の損害賠償責任見直し制度の検討について、提案をさせていただいたところでございます。

この提案理由でございますけども内容的には、地方自治法と施行令の一部改正が令和2年4月1日に施行されております。その背景といたしましては、現在の住民訴訟、住民訴訟というのはこれは、通常は、監査請求がやって、それでなおかつやはり、公金の支出について不適正であれば住民訴訟に持っていけるわけです。住民監査請求なく、いきなり住民訴訟というのはあり得ないわけです。あくまでも監査請求前置主義っていう前提で、現行の住民訴訟がありますけども、この中に、現行の規定では、首長に重大な過失がない場合でも、因果関係のある損害の全額について責任を追及される軽過失であっても、因果関係さえあれば、全額、首長等に対して損害賠償を請求できるというのが、現行の制度でございます。

それに対して、今回の改正の主な目的としては、首長等がやはりそうなった場合は、大きな心理的負担応諾あるいは職務執行における萎縮、政策判断に対する、過度の消極化や事なかれ主義に傾

斜する、そういう観点から、損害賠償を限定することができる。そういう改正でございます。損害賠償責任の一部免責につきましては、今回の改正では、条文が一つ追加されておまして、善意かつ重大な過失がない場合において、条例で定面額以上の一定を免除するっていう、免除することができるということがございます。従前は、軽過失でも、全額そういう損害賠償がうたれますけども、今回の改正では、善意かつ重大な過失がない場合は、条例で定めた額を、一部免責できるという内容でございます。

ちなみに、県内自治体の制度創設を見てみましたが、令和3年4月1日、熊本市が条例施行しております。条例名としては、熊本市長等の損害賠償責任の一部を免責、一部免責に関する条例という内容になっております。これにつきましては、一監査委員の制度見直しでございますが、議会あるいは執行部のほうでしっかり、議論して、内容等につめていただければ、非常にありがたいというふうに思っております。

次に、大津町公営企業会計決算審査意見書について御報告申し上げたいと思います。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今年度の企業会計の審査につきましては、7月7日に実施したところでございます。決算報告書、損益貸借対照表、キャッシュフロー等を確認したところでございまして、各事業の経営成績及び財政状態につきましては、おおむね適正に表示されておまして、そういう内容を一応健全であるということを認めたところでございます。

それでは工業用水道事業会計から説明をしていきたいと思います。

まず、2ページでございますけども、工業用水道事業につきましては令和2年に第4水源をふりまして現在四つの水源から、六つの企業に水を給水しているところでございます。排水能力としては、4千700立方、契約水量は3千900立方でございます。1日当たりでございます。

次、5ページをお開きいただきたいと思います。工業用水事業の経営状況でございます。

表の中ほど、当年度純利益、 $C=A-B$ のところを見ていただきますと、令和3年度の工業用水道につきましては、241万440円の黒字になっております。

次6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの一番上の表でございます。

経営の安定度について見る指標でございますけども、総収支費比率、営業収支比率、経常収支比率、いずれも100%を上回っております。100%を超えると黒字経営になるという内容になっておりますので、公共工業用水道関係につきましては、非常に、内容的には特に申し分ないという状況になっております。

7ページでございますけども、それを見るために黒字の要因として、供給単価と給水単価を見る内容でございます。供給単価が53円80銭、給水原価が51円7千円ということで、差額がプラスの2円10銭ということで、これが黒字要素になっているところかと思えます。

次11ページをお開きいただきたいと思います。

最後の審査意見でございますけども、これにつきましては先ほど申しましたように、総収支比率と、経営の内容を見る指標は全て100%を超えて、黒字経営になっております。ただ、流動資産

流動債を見た場合に流動資産の現金保有というのが、1億3千800万ほどありますので少し現金の保有が多いんじゃないかと思います。それにつきましては、新たな投資を行うのか、あるいは予定がなければ、基金で運用するか、そういう検討をお願いしたいと思います。

また、今後の課題としては、中核工業団地などの施設が、平成2年度の給水開始してから30有余年経過しておりますので、老朽化が進んでおります。やはり、計画的に施設の更新等をお願いしたいと思います。

また、最後のところでございますけれども町内外での半導体関連の大きな動きがございます。新規企業だけでなく、既存の企業の規模拡大も行われております。現に、既存企業からの用水の要望もあることから、最終的には下水道によりますキャパシティとの関係もございまして、そういう点を精査しながら、やはり将来の利益を逸することのないように取り組んでいただきたいと思います。

次14ページをお開きいただきたいと思います。公共下水道事業会計でございます。

事業の概要につきましては、大津町の公共下水道事業というのは昭和56年に着手され、以来40年以上経過しているところでございます。令和3年度は、大林新区の下水道整備、処理場の増設改築が行われたところでございます。どうしてもやはり公共下水道につきましては、構造的な支出不均衡の改善のために、令和6年度と10年度、それぞれ15%料金改定が予定されておるところでございます。(2)の事業の実績につきましては、行政区内人口等も若干ではございますが、増えています。

18ページをお開きいただきたいと思います。経営状況でございます。

この中で、表の真ん中ぐらいに当年度の純利益というのがあるかと思っております。令和3年度は、4千710万7千360円の361円の純損失、赤字になっております。前年度も6千470万円余の赤字でございますので、当年度末の繰越欠損金というのが、1億1千188万8千757円になっております。

次に、19ページでございますけれども、経営の安定度を見る指標として、総収支比率、経常収支比率、いずれも、令和3年度は93.9でございます。前年度より少し改善しておりますけれども、100を切っておりますので、100を切るということは赤字になるということでございます。全国的な大津町と同様の公共下水道、累計平均につきましては、二つの市町ともやはり100を超えておるような状況でございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。20ページにつきましては常用金計算書でございます。これに加えて1番右側資本合計、前年度末残高自体は27億500万円余、令和3年度末の残高が1番下でございますけれども、27億9千300万円余で、前年度に比べますと、8千733万増になっておりますけれども、これはこの表を見ていただくと、中ほどの当年度変動額、繰入資本金の発生ということでこれは、一般会計からの出資金でございます。この1億3千443万円が一般会計から繰り入れられたために、最終的には当年度末残高が、増えたという状況になっております。

21ページにつきましては、使用料単価と汚水処理原価の比較でございます。

使用料単価117円、汚水処理原価が145円90銭ということで、差引き28円90銭の赤字になっております。これを見ますと、汚水処理にかかる費用を使用料で賄い切れてない。企業としての独立採算性がややとれてないというような状況が見て取れるかと思えます。結果、経費回収率が80%、また県の累計平均では、92.20。ほかの県のところも、差額としては、三角の12.9になっておりますので、どの県につきましても下水道が苦戦しているという実態はあるかと思えます。

次26ページをお開きいただきたいと思えます。審査の意見でございます。

先ほど申しましたように、やはり施設40年以上経過しておりますので、施設の老朽化が進んでおりますのでやはり内容的には経営的には非常に厳しい状況になっております。4千710万7千円の赤字、単年度損失になっております。これにつきましては、一般会計から財源の補填を受け、経営が成り立っている状況になっております。最終的には、基本的には、使用料で汚水処理は賄うぐらいに努力をする必要が出てくるかと思えます。6年度と10年度に料金改定につきましては、利用される皆様方に、納得できるような説明あるいはデータの開示が非常に必要になってくるかと思えます。

次28ページをお開きいただきたいと思えます。農業集落排水事業会計でございます。

これにつきまして、事業の概要(1)でございますけれども、平成17年度に供用を開始しまして17年経過しております。農業用水の水質汚濁防止、農村地域の健全な水環境、やはり公共の福祉増進というのが主なメインでございますけれども、やはり、公共下水道と同様に、構造的な支出品高で、公共下水道事業よりも更に大きく、その改善、非常に経営的には公共下水道よりも厳しい状況になっております。

事業の実績でございます。(2)でございますけれども、処理区域人口ともやはり、農村の少子化等に基づいて、少しずつ減ってきている状況でございます。

31ページをお開きいただきたいと思えます。経営状況でございます。

表のこれも中ほどでございますけれども、当年度の純利益でございますが、3千868万9千276円の純損失、赤字でございます。前年度も3千933万523円の赤字でございますので、累損としては、7千801万9千799円の赤字になっております。

次、32ページをお開きいただきたいと思えます。1番下の表を見ていただきたいと思えます。

総収比率、経常収支比率75.4、前年度よりも若干改善はしておりますけれども、他県の全国の平均では、総収比率は100を超えておりますし、経常収支比率も97.4、100に近い数字になっております。

33ページを見ていただきますと、これは、公共下水道と同様に、最終的な資本合計1番右側でございますが、資本合計の前年度末、今年度末すると、3千200万ほど増えておりますけれども、これも、繰入資本金の発生ということで、一般会計から出資金が7千116万6千円繰り入れたために最終的には増えた結果になっているところでございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。これは使用料単価と汚水処理原価の関係でございます。

見ていただくと分かりますように、使用料単価109円50銭、汚水処理原価が392円60銭、これにつきましては、汚水処理にかかる費用が、使用料収入の4倍になっております。使用料単価というのをやはり、大津町の場合は109円でございますけれども全国的な似たような事業してるとこは155円ということで、大津町の場合は公共下水道あるいは、農業集落排水非常に使用料は、非常に使用料は安くなっております。それも影響ありますけど一番の農業集落排水事業の課題と言えば、汚水処理原価のところの資本費部分ですね。これがやはり259.6、他県のところでは31円。この差が非常に大きい内容になっているかと思っております。資本費分の汚水処理原価が突き出しているの実態が分かるかと思っております。これにつきましては農業集落排水と利用者の方が分散している。そのために管路施設とかが非常に金がかかる、初期投資に非常に金がかかった関係が、それが今にもって影響しているというのが見て取れるかと思っております。

基本的には納収は、表を見ていただきますと経費回収率も、他県の例では50%、大津町の経費回収率は27.9ということで半分でございます。非常に経営的には厳しい状況になっております。

次39ページをお開きいただきたいと思います。

最終的な審査意見でございます。

地方公営企業法というのは、一方では独立採算性の確保を求めながら、一方では公共の福祉の進という課題といいますか、両方をよくうまく合わせてやりなさいというのが、法自体の内容でございますけれども、実際やっていく中では、先ほど申しましたように単年度で3千868万9千円の赤字になっておりますし、経費回収率も30%ないというような状況で、公共下水道同様、一般会計からの財源の補填でもって経営が成り立っているような状況でございます。

ただ、地方公営企業というのは企業としての経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進するというのは、使命がございます。近年はやはり少子高齢化など人口動態の変化、あるいは財政制約があり、役所内企業ということであり、制約として地方自治法、地方財政法いろんなところからの制約がございます。そういう外部要因と内部要因として経済成長期に整備した施設の老朽化の内部要因から、経営環境というのは非常に厳しい状況に変化しております。これにつきましては、皆さん方の御努力によって何とか使用料で汚水処理を賄うような努力をぜひ、お願いをしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、財政健全化判断比率等審査意見書について、御報告申し上げたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思います。

健全化につきましては、7月14日に審査したところでございます。令和3年度につきましては従前は数値だけをしてございましたけど、今年度が健全化比率のどういう内容かというのを見ていただくために、算定結果の値だけでなく、その算定方式とか算定に要する数値も入れておりますので、そういう点につきましてはぜひ、確認していただければと思います。

2ページでございます。

健全化の対象というのは、そこに書いておりますように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業法が資金不足費この五つでございます。このうち、健全化の判断比率というのは、資金不足比率の4項目が、法でいう健全化判断の内容になっております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

健全化比率の4項目について、大津町の場合、実質赤字比率にしては、基準では13.4でございますけれども、大津町の場合は黒字ということで、表自体では、三角、マイナスの12.41%、連結実質赤字比率が18.47に対してマイナスの19.06。実質公債比率は先ほど申しましたように、6.5、将来負担比率にしては、早期健全化基準は350でございますけれども、大津町の場合は、プラスということでマイナスの23.4ということで、いずれも健全化判断比率で示す内容に全て、内容的にはクリアをして、特に現時点で何ら問題になる内容ではございません。資金不足比率、これは公営企業法の22条の規定でございますけれども、いずれも資金不足を生じておらず、資金不足比率についての該当する数値はございません。

最後に、1番最後のページでございますけれども、最終的な審査意見でございます。

内容的には健全化は大津町の場合何ら問題ございませんけれども、この財政健全化法というのはあくまでも、少し経営的に危ないようなところ、早期にあぶり出そうという制度でございますので、これ自体が財政状況が健全か、健全であるかどうかというのは、裏づける資料ではございませんので、これにつきましては、議員各位の今後の議会での注視、あるいは、内容をチェックする機能が非常に大事になってくるかと思っております。

以上で、令和3年度の全会計金等における決算状況でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明を終わりました。

しばらく休憩します。1時10分より再開します。

午後0時10分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22 議案質疑

○議長（桐原則雄） 日程第22 議案質疑を行います。

まず、議案第56号から議案第57号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号を議題とします。質疑ありませんか。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 28ページの農業振興費の中で、認定農家に対しての手厚い保護は、大変ありがたいと思っております。

でも、認定農家以外っていうのは、約90%ぐらいは認定農家ではない人が多いわけですよ。農機具とか買うときに、認定農家に対しては手厚い保護があるけども、認定農家以外では、トラクターを買うにしても300万、400万とかかかりますので、そういうところの支援策についての検討をされているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山本議員の質疑について御説明いたします。

今度補正に上げておりますけども、今回の補正に限らず最近の農業者の支援が、認定農家に限定されてその他の農家の方の支援はどうなのかという御質問、御質疑だったかと思えます。

国の流れとしまして、資金それから支援制度を認定農家の方に集中して、投資をしていくという大きな流れが一つございます。このような中で、農地の集積ですとか、大規模化、効率化は、町としましても国の流れに沿いまして、認定農家の方に、中心に、国の事業行っているような状況がございまして。

御指摘の今認定農家は175経営体でございます。この中で全部ではございませんけども、認定農業者の協議会というものを組織しまして、これ、上は全国組織になりますが、経営の改善なり規模の拡大を、今しっかり行っているところなんです。その他の農家の方の支援につきましては、国の流れでは、そういう形がございませんが、三戸以上の農家で組織をしていただきますと単県の事業等で、農業機械の導入等、補助制度もございまして、個人の方に支援ということはなかなか厳しい状況でございますが、その辺もしっかり周知しながら、過去にもそういう事業を導入していった経緯がございまして、集落を支えるのは担い手の方も、大事な存在でございますが、ほかの小規模農家、家族経営農家も集落の維持、農業等においては非常に大事な存在ですので、しっかりそういう事業もとれるように、行政のほうもしっかり働きかけをしていきたいと思えます。

以上で説明終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 小規模農家が、基本的には、農家全体を支えていると、私たちは自負しているわけですよ。そういう意味で、3人以上とかの部分があるかもしれませんが、ぜひ1人でも、農機具を買うとかそういうときには、助成、補助金とかの部分で、幾らかの助成金等の部分を、町で、国でも、県にでも要望していただいて、考えていただければなと思えます。

よろしく願いしときます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 福祉課について、21ページの3の1の2ですね。職員手当等についてちょっとお伺いいたします。質疑いたしたいと思います。

虐待案件がものすごく増えているということで、残業だけで43万1千円ということで、要因としてどんなことはあるのかということ、困難事例とかですね。今、先ほどもちょっと同僚議員と話して毎日12時過ぎぐらいまで残業してるという話も聞いてますし、そもそも福祉課の受給者証の発行等でも業務量が多いと前から職員からも聞いております。

今の状況で、どういう困難事例があるのかとか、今後このままでいくのかという確認をしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の御質疑に、説明させていただきます。

今回の時間外勤務手当、主な理由としまして虐待案件、そういった解決のための業務ということでございます。町のほうには、福祉課のほうに福祉の相談窓口、そのように設置しまして、相談体制の充実を図っておるところでございますけれども、最近虐待絡みの案件とか、そういった精神面での、いろんな相談案件あるいは問題案件が増えてきております。

そういった事案に対しましては、今相談生活包括化推進、専門家のほうも配置しておりますけれども、やはりどうしても職員もその対応には、一緒に対応していく必要がございますので、早期の発見、早期の解決というふうなためには、そういった形で職員が特に時間外に対応するというケースが最近出てきておりますので、今回、時間外手当のほう増額をお願いをしたところでございます。

またこのほかにも、今議員のほうから御質疑がありましたとおり、障害認定あたりの件数も今増えてきておまして、そういった形で障害福祉サービスの受付件数、対応の増加というのもございますので、その辺も含めて、今回増額の補正をお願いをさせていただいたところでございます。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） もう、今も言ったように障害者とかも増えてるだろうし発達障害とかも増えてるだろうと思います。もうこれ、業務量は増えるばかりいいだと思んですよね。

結局増員とかをしないと、今後、救える人が救えないとか虐待から守ることができない案件とかも出てくると思うんで、これは増員を含めた何ですか、今後の対応を、必要だと思えますけどその辺は。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 人事管理になりますこちらのほうでお答えをさせていただきたいと思いません。

去年と今年にかけて、各課業務量調査をやっております。それを踏まえて令和5年度から、どういう形の組織がいいのかも含めて今検討しておりますし、またうちの総務課長のほうでも逐次、各課の課長のほうに、現在の職員、仕事の状況辺り聞き取りしておりますので、そういったのを含めて、令和5年度4月からどういう形でスタートするのかというのは、検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 予算書の39ページから40ページにかけて、款10、項6、目2、節では、10、11、14ですね、体育施設費についてお尋ねをします。質疑をいたします。

この中で、社会体育施設の様々な備品といますか、そういったものをしっかり更新をする、トイレ等も修繕をする、快適な環境をつくるという形で予算を積んでいると思うんですけども、これは予算書の中には出てきませんが、補正予算の概要の説明の中には、11の役務費、バスケットゴール点検と、運動公園井水設備点検の中で、10年以上保守点検を行っていないために、今回、保守点検を行いますという説明資料がついております。

私がお尋ねしたいのは、子供たちであったり、町民の皆様が、体育施設を使うに当たって、やはり安心して使えるものをやっぱり皆さんに共有していただきたい。点検を10年以上行っていなかったのってということになるんですが、そういった施設とかをどのような周期でどのように点検をされているのか。

また今回バスケットゴールに危ないよとかちょっと補修が必要かなということで積んでおられると思うんですけども、その基準みたいなのがあれば教えてください。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員さんの質問に、御説明いたします。

体育施設についてそういった、点検辺りをどのようなふうに行っているかということの御質問だったと思います。今回ここにあげております、お願いしております補正予算につきましては、指定管理者移行に伴います関係の修繕並びに工事関係を挙げさせていただいております。その中で、今回ちょっと体育館内にありますバスケットゴールの点検と井水の設備点検ということで今回あげております。これが定期的に今までこうやっていただくという点検じゃなかったものですから、ただ施設の運動公園とか体育館とかの施設につきましては、定期的に職員が目視による点検は行っておりますけども、専門的に、ハード面で大丈夫かという点検を、専門家の点検を今回させていただき、今まで実施できなかった部分ですね、させていただきというところであげさせていただきました。

ただ今後は、ある程度、定期的な専門家の技術者の点検をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

教育部長からただいま答弁があったとおりで、そういった点検をしなければいけないような施設があって専門家の見地が必要であったというふうな御意見だったと思うんですね。これはサッカーゴールであったりとか、あるいはその鉄棒であったりとか、学校教育課正面の話になりますと、学校の施設にあります遊具、あるいは体育器具そういったものの点検とかも、本当は、やっておいたほうがよかったよねっていうようなものも根拠にあるのではないかなというふうに思います。

もし、都市公園の整備とかであれば、公園の遊具とかを点検する。定期的に点検する動きがあると思うんですけども、そういった形でしっかり整理をしていただいて、子供たちがしっかりその社

会体育、あるいはその学校での部活動とかで安心して使えるような体制というのを構築すること、これを要望いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは、26ページでございます。

款の4、項の1、目の1の補助金ですね、これの2と4というのがありますけれども、骨髄移植ドナーの支援補助金についてお尋ねをしたいと思います。

説明書のほうでは、6ページにあります、これ新規事業ということで今回、あがってるわけなんですけれども、これ今回新規であがってきた経緯といいますか、これまでどういう流れで今回の新規につながったのかということについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、熊本県のほうが、こういった助成の制度を設けたということでございます。経緯につきましては、今、全国で約53万人の登録者がいらっしゃるという状況の中で、実際移植に至るのは、6割程度という報告がございます。理由としましては、やはり企業さん、お勤め先とかで、ドナーの休暇制度ですとか、旧休業補償制度がないということで、断念をされているという方も多くいらっしゃるということで、そういった背景があって、今回、熊本県のほうが補助の制度を創設されたということでございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） そうですね。この制度について調べてみますと、ほかの県ではもう何年も前から取り組んでるところがたくさんありまして、今回これがなんで新規だったのかというのがちょっと気になったんですけれども、県のほうが今回初めて取り組んだというふうな説明であったかと思えます。

そうすれば、ちょっと心配になりますのが、そもそも制度があったのに熊本県で適用できなかったというこの期間の間に、実質、どの程度の方がこの補助を受け損なったというか、そういったものがあるかということは把握できるのかどうか。あるいは、もしその場合に、遡ることができるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑に説明をさせていただきます。

今回の制度ですけれども、確かに今回県が初めて、制度をつくったということでございます。

これまでに市町独自で、県内でこの制度をつくっておられたのが、熊本市、宇土市、八代市、美里町ということでちょっと調べております。大津町につきましては、今回の補助制度をきっかけに、菊池郡市の2市2町もこのタイミングで制度のほうを設けたいということで、今、制度のほうですね、今回、補正予算のほうに上げさせていただいたところでございます。

今現在、県内で移植の実績としては、年間で10から20人程度というふうに我々聞いております。この制度以前に、どれぐらいの方が実際にいらっしゃったかというのは、今申し上げたその10人から20人程度という情報しかちょっと持っていないので、すいません、詳しいことはお答えできませんけども、参考までに、町内の今ドナー登録者の方が232名ということでございます。

一応、今回は県の制度は今回からということになりますけども、今後この制度の周知に努めてまいりますというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 概要書の11ページの真ん中あたり、大津町小規模事業者経営継続支援費について質疑いたします。

6月補正では農業者に対して、売上げに応じてですけど、上限10万円まで、補助が出たと思うんですけど、今回一律5万円ということで、どのような根拠で5万円という金額を、決めたのかと。あと農業者等の整合性についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 田代議員の質疑について御説明いたします。

今回、新型コロナウイルス関係の対策費ということで、小規模事業者の経営継承の支援金という形で補正を上げさせていただいております。この5万円の根拠という御質疑だったかと思えます。

これまで、町の支援策は平成2年から、委託事業を含めまして10数本、2年、3年とやってきております。ある程度業種を指定して、減収割合とか、その辺も対象にして、支援策を継続してやってきたところでございます。

今回は、国の臨時交付金の趣旨が、物価高ですとか燃油高騰ということで、この支援ということになっておりますので、業種を全協でも説明させていただきましたけども全業種という形にさせていただいております。

経済センサスが直近で、平成3年の速報値が出ておりますが、町内の中小企業で規定する事業者数が約1千200弱でございます。この中で、10万円という単位で支援をさせていただきますと、1億2千000万円と膨大な事業費になるところもございまして、今回は対象事業者さんが非常に、今までになく多い方を、全ての事業者を対象にしようと、売上げの多少にかかわらず全ての方に影響があるということから七百数十件の方を分母、事業対象者としているところでございます。

総合的な見地から判断いたしまして、一律5万円と、事業者数が非常に多うございますので、こういう形で支援をさせていただくならということで御提案をさせていただきました。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

繰越金についてであります。前年度繰越金15ページでありますけれども、10億円、確定額が

10億、11億円となっております。当初予算は1億円ですね。ということは、もう10億円の差があるということでもありますけれども、この10億円の見立てなんですけれども、例えばそのコロナとかで、事業ができなかった、それとか、単年度主義で事業を立てたけれども、適切ではないと判断したとか、取りやめにしたとか、いろいろ考えられると思うんですよ。

ただ、先ほどの代表監査人の説明の中にもあったかと思いますが、財調に積み立てて、翌年、また自由に使っていくっていう手もあります。しかしながら、予算主義においては、その数字的なものは、余り離れすぎたらよくないですよ。予算主義っていうのは宣言してるっていうことです。これに使わせてくれと、それを我々は審議するわけでありまして。ですから、この11億円、言うならば10億円の差ですね。この内容というのは非常に重要になってくると思うんですよ。

だから、例えば収入が多かったから、繰越残だということもあるでしょう。だから、この点については明確にしておかないと、翌年度まだその次の年度っていうふうに、ぶれが大きくなりやしないかというふうなことを考えられますので、この点について10億円の繰越しと、財政調整基金には8億7千万ですか、積立てが増えてますよね。今度、5億円ですか、増えてますよね。この点について説明を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） まず前後しますけれども財政調整基金については、繰越金の半分を積み立てるということですので5億円の積立てでやっております。

その前段として何で11億円の不用額が出たかということですが、例年でしたら代表監査委員からもありましたように6億か7億ぐらいが一般的な不用額、繰越額ということで出て、たまたま庁舎建設の繰越しがございまして、備品あるいは建設費等で大体約3億弱の不用が出ておりますので、それを差し引きますと大体約1億円程度が残る部分が通常よりも多いということになると思います。やはり原因を調べてみますと、コロナに係る事業で事業展開ができなかったというのが大方のところになっております。

ただ、有効に財源使うためには代表監査委員からも御指摘がありますけど、当初の予算査定で甘かったんじゃないかという話もありましたけど、これについては我々もしっかり、その辺を真摯に受け止めて、今までもしっかり精査をした中で査定はしてきたんですけど、更にその事業内容についての精査をやっていきたいと思っております。

それと一方で、今回コロナでやれなかった部分については、何らかの違う形でできないかということで、いろいろな事業展開を検討しなさいという町長のほうから指示も受けておりますので、その辺を含めて、今後のウィズコロナあるいはアフターコロナに向けて次年度の予算編成に合わせて、今後の事業展開に、これまで、当初予算でできなかった部分を新たな事業展開としてやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号から議案第62号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） これで質疑を終わります。

次に、議案第63号から、議案第65号の3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうは、公共下水道の補正予算について質疑をしたいと思います。

ページは予算の2、債務負担行為の件ですけれども、昨日の全協でも若干、これの内訳がどうい
うものなのかというような説明がありました。

前回より今回1億円程度増えますということで、それについての内容に関しては説明があったわ
けなんです、実際はその前とその前の前からすると、3億円ぐらい増えてるんですね。回を追う
ごとにこの委託費がふえていっているというのが、一つ気になっている中で、一方、収益側、収益
的な支出のほうになりますので、収益的収入のほう見ていくと、使用料がそのほとんどにあるはず
です。ところが、その使用料のほうはほぼ横ばいということです。今後、中心部の人口が増えてい
ってますので、それによって若干、使用量の増加というのは見込まれると思うんですけれども、そ
れで、この経費が賄えるかということとそこまでは賄えるものではないと。そうした場合、さっき監査
の報告でもありましたように、赤字の状態で開催されている公共下水道の中で、この増額分の賄う
収益というのはどこから出てくるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

それともう1点が、今こうした形で予算書をいただいておりますけれども、この中に、予算説明
書が説明書のほうの中なんですけれども、公営企業会計に移行してから、いわゆる財務4表という
形のは確かに出てきます。それとその事業計画書っていうの出てくるんですけれども、その
内訳がわからないんですね、この例えば去年、この民間委託の分に幾らの予算が組まれていて幾ら
が執行されたのかということは、今の予算の決算のやり方ではわからないわけです。そこで、これ
どうしたらいいのかなと思って見てみましたところ、益城町あたりでは、この事業計画の明細書つ
て実施計画の明細書という名前で、やはり細かくこの事業に幾らこの事業に幾らこの事業に幾らと
いう、従来の予算書のような形で出していってるところがあります。そうした形をとれば、この今
回出てきているような民間委託の金額というのがそもそも妥当なのか、そうでないのかというよ
うなことを見る視点は得られると思うんですね。その辺についての改善が望めないものかということ。

この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） 今佐藤議員さんの質疑について、御説明いたします。

まず一つ目ですが、歳出については増えてるということで、収益的収入はほとんど使用料なんです。こちらについては、先ほど監査委員さんのほうからありましたが、大津町の公共下水道事業経営戦略というのを計画しておりまして、令和6年に15%、令和10年に15%の使用料の見直しを計画しているところです。その中で収入的には、工夫をしていきたいと思っております。ただこちらについても、先ほどの包括的民間委託のような状況がございますので3年から5年ごとに見直しを行って、その経営戦略についても、戦略を立ててやっていきたいと思っております。

それと二つ目の、予算書について、先ほど、益城町の例を見させていただきました。予算の実施計画明細書というのが、ほかの町村では準備されているところがございますので、大津町においては、補正予算の概要ということで、そちらについて分かりやすくやっているところですが、こちらについては、他の町村の状況を見ながら、工夫して分かりやすいような資料を添付していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 一つ目の項目につきましてですけれども、ということは、最終的には今後予定されている料金の値上げによって穴埋めしていきますと、というような話になるのかと思うんですけれども、そうであれば、やはりより細かい、情報の開示というのが必要になってくるかと思っておりますので、2点目の部分まで含めて、今後対応のほうをお願いしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 3点ほど、質疑をさせていただきます。

まず1点目は、施策の成果の42ページの隣保館運営事業につきましてお伺いをいたします。

解決した課題の中に、高齢者の1人世帯訪問や、地域福祉に関する事業にも取り組んだという記載がありますけれども、現在の地域の区長さんや民生委員さんと、福祉的な情報共有や連携という観点から、協議をされているということで、と思っておりますけれども、今後、この地域の方々と連携していく方向性、どのような方向性を考えられているのかということをお伺いをいたします。

2点目は、施策の成果149ページの町営住宅管理事業についてお伺いをいたします。

1点目は家賃滞納者に対しまして、福祉課とかと連携をするような事例はあったのかなかったのかについてお伺いをいたします。

それともう一つが、昨年整備をした立石団地の駐車場のことでございますけれども、10台分の駐車スペースがあるうち現在2台分しか利用されていないということで地域のほうからもお伺いをしております。地域の方に説明されているのが、立石団地の住民以外には貸出しをしないということですので、あそこの団地じゃない地域住民の方の中で、借りたいという人もいるということで、現在1

0台のうちの2台しか使ってませんから8台分を空けておくというのは、効果的な駐車場の利用ができていないとは思いませんけれども、8台空けておくということにつきましてどのようにお考えなのかを、また今後の活用の方向性についてお伺いをいたします。

3点目は、施策の成果149ページの町営住宅の修繕事業についてお伺いいたします。

今後の施策展開の方向性というところに、維持管理の民間委託、指定管理者制度の導入を検討するというようになっておりますけれども、現在の管理状況を考えれば、早期に専門業者に委託をしたほうが効果的だと思いますけれども、このスケジュール感ですね、今後の検討状況、現在の検討状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） まず1点目の、隣保館運営事業についてのお尋ねです。

いろいろ事業をやっていく上で、本当に関係区長さん、そして民生委員さん、ボランティアの方、大変お世話になっておるところです。今後そういった事業をどのように展開していくかという御質問だと思いますけれども、今の隣保館のほうでは、毎週水曜日に高齢者の1人世帯の訪問、それから月2回、いきいきの健康づくりっていうことでいろんな交流辺りをやっております。

ただ、ここ1年2年、コロナで対応ができておりませんが先般ですね、今後どのように進めていくかということで、センターと地域包括の職員そして区長さん、民生委員さんにお集まりいただいて、どういった形でやろうかということの話合いをしております。

そういう中で、やはり高齢者の1人世帯の支援等については、できる限りの情報共有しながら地域全体で支えていこうというような仕組みづくりで、情報共有をしておりますので、今後も引き続き人権啓発センターが中心となって、関係される区長さん、民生委員さん、ボランティアの方々と情報を共有しながら、取り残さないその事務方の支援はしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の質問に対して、御説明いたします。

まず一つ目ですが、家賃滞納者への対応ということで、福祉課とは、滞納者の生活に困窮する世帯や離婚などの1人になる世帯などの場合のケースについて、福祉の相談窓口を通して相談している事例がございます。生活困窮者の就労支援など連携を行っているところです。ただ、滞納者のみでなく、町営住宅の方々については、福祉関係の方々と連携して業務を行っているところでございます。

続きまして、立石団地駐車場の利用についてですが、こちらについては立石団地が空き家となり解体し駐車場として整備しております。こちらの駐車場については立石団地駐車場管理組合を設置していただきまして、立石団地の駐車場として、令和4年5月から御利用いただいております。駐車場については、10台しておりますが、現在利用者を募集し、2台御利用いただいておりますが、まだ立石団地の中には、御利用可能な台数がございますので、引き続き団地の中では、御利用いただくということで御案内をしていきたいと思っております。

ただ立石団地以外の住民には貸さないということではなくて、こちらの駐車場についてはあくまでも立石団地の駐車場として1台分として準備していますので、まずは立石団地の駐車場として御案内をしているところでございます。今後は利用を増やすような案内をしていきたいと思っております。

三つ目の町営住宅の修繕ですが、民間委託の導入の検討状況について御説明いたします。

住宅の管理は今20団地870戸の公営住宅を管理しております。主な業務としては、入居、入退去の施設の維持管理など多岐にわたり専門的な知識が必要になっておりますが、修繕も年間260件を超えており、これまでの対応の中で、夜間、休日、業者の手間に時間かかり修繕までの間、入居者に御不便をおかけする場合もございました。近隣の市町村の状況を調査したところ、民間委託、指定管理、業務委託などの導入をやっている市町村がございまして、そちらに、調査をしまして現在検討しているところでございます。

スケジュールについては、今、庁舎内で検討、議題を出して検討している状況ですので、どのような委託内容がいいのか、指定管理がいいのか、業務委託がいいのか、そのような内容を検討中でございます。こちらについては、民間委託をするまで、まだまだ課題が数多くありますので、それを一つずつ解決しながら、早めに導入ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 1点目の隣保館の運営の問題なんですけど、どうもこれ今の話と、その地域の区長さんや民生委員さんの連携の取り方がちょっと違うみたいなので、しっかりと理解していただけるようなですね。その地域の人たちと福祉で同じ、同じような訪問をされるわけですから、しっかりと連携して訪問して行って、納得いただけるようにしていただければと思います。

それと2点目の駐車場の件ですけれど、これ地域の団地じゃない地域の人たちがいらっしゃいますよね。同じような並びで。そこが1台借りたいということだったんですけど、団地の人以外には貸せないということどこか遠くに停めに行かれてみたいなんですよ、あそこ8台空いていますから。せっかく地域の人が借りたいという中で、団地の人しか貸さないということ言われたということなんですけども、地域の一軒家の方には貸し出すようなことができるのかどうかお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の再質問、質疑に対して御説明いたします。

今現在のところ先ほど申し上げたとおりこちらについては、立石団地の駐車場ということで準備しておりますので、立石団地以外の方については、今のところ貸し出しできないような状況になっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） これね、もう約1年ぐらい8台分ぐらい空いてるんですよ、ずっと空いて。もうずっと、もう役場のほうも努力されて駐車場として使われませんかということで回られた

けども、誰も使っていない状況なんですね。だから、ずっとそれで空いてるから地域の人たちが何であんな空けとくんですかっていうような話なんですよ、あそこは空かしくよりも、もう入ってもらったほうがいいんでしょうから、そして、借りたいという人もすぐ近くにはいらっしゃるからその辺は、ちょっと柔軟的に考えていただいたほうがいいんじゃないかと思いますので、いつまであの状態を続けていくのかということですとずっと続けとくと、地域の人たちの不満とか不信にもつながると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 一般会計の決算につきまして2点につき、質疑をいたします。

第1点目は、主要な施策の成果の70ページです。

70ページの下の段ですけど、福祉課の事業で、他機関の共同による包括的支援体制構築事業いわゆる役所の縦割り行政を弊害をなくして、横の連携によって、町民の皆さんの福祉的な相談、困り事相談、総合的に相談に乗る窓口ということだと思えます。どうも調べますとこれは、国のほうで昨年度から市町村の任意事業として、補助金を出して総合的な窓口を誘導するということだと思えます。趣旨自体は大変よろしいことだと思えます。この中で真ん中あたりの手段をどうやってということで、福祉関連の総合的な相談窓口の整備を行い、高齢者、障がい者、子供、生活困窮など複合的な地域住民の課題に対し、一括して相談を受けて、専門機関が連携し、総合的に課題解決するまでコーディネートすると、先般、私もこうした福祉の窓口、お世話に相談事に乗っていただきました。

しかしながら、この福祉の相談窓口の事業費を見ていただきたい。1千22万ですね。これは外部委託事業になっております。窓口へいらっしゃる方は、どうも合志市の事業所から、派遣された方が、多分2人だろうと思えますけど、要するに、外部に委託しているわけですから、福祉の相談窓口におらっしゃる方は、いわゆる正職員ではないので決定権がないわけですね。確かに、相談の内容は、聞いてくれます。しかし、それを、福祉課とかあるいは人権推進課、先般相談したのはDV関係の助成あと生活保護の相談、子供が小さいので学校の相談、そのときは役場の職員がその福祉の相談窓口の人ではらちが明かないので、上司を呼んでくれということで、何とかこう一生懸命やっていただいて解決はしたんですが、この制度そのものが、そうした外部の人たち、派遣された人たちに委託をして果たして、町民にとって、町民の福祉的な相談を総合的にコーディネートすることができるんだろうかという疑問が湧いたわけです。

そういう意味でここでお尋ねするのは、この1千22万の予算は、2人分の人件費なのかどうか。それと、正職員ではない委託労働者で、複雑な相談、支援を統括コーディネートできるのかどうか。こういうことで決算の認定にあたり、その効果と内容についてお尋ねをします。

もう1点は、主要な施策等成果の97ページです。

こちらは介護保険課担当で、高齢者の外出支援サービス事業であります。事業費が339万円ありますが、いわゆる運転できない交通弱者の方に対するサービス事業でありまして大変重要で必

要な事業かと思えます。そこでお尋ねをしたいのは下から2番目、残された課題であります。

その前に、下から3段階解決した課題として、福祉タクシー1社を委託事業者に加え、介護の必要な方の利便性が向上した。また、平成30年から買物等にも拡大したということで、利用者も増え、買物支援の充実が図られていると。大変効果が上がっているかと思えますが、残された課題として、乗合タクシーとの整合性をどうするか。それから、2番目の免許返納高齢者への移動手段の確保、これが残された課題というのはどういう意味か、御説明願いたい。

もう1点は、その下ですね。乗合タクシーの拡充に伴い、本事業の運用見直しを行うと。債務負担軽減の観点から外出支援券の印刷業務の委託を検討するとなっておりますので、今後の施策の展開についてももう少し説明を求めたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の質疑に説明をさせていただきます。

まず、1点目の福祉の総合窓口の件でございますけれども、こちらにつきましては、御質問の他機関の共同によります包括的支援体制の構築事業の委託費ということで、1千22万を計上しているところでございます。内訳につきましては、相談窓口のほうに、役場の福祉課内でございますけれども、そこに常駐している相談員の2名の人件費、こちらのほうが831万6000円になっております。あと自宅等ですね、訪問をしておりますアウトリーチ相談員の人件費が68万3千円、このほか諸経費としまして、消耗品でありますとか、あと、通信運搬費、車両のリース代などが、12万4千円ということで、そういった内訳になっております。

また福祉の相談窓口につきましては、現在相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、福祉に関する相談を包括的に受け止めまして、複雑複合化した事例については、課題の解きほぐしや、関係機関の役割分担を図りまして、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように、コーディネートを行っているところでございます。

御指摘の相談員の任命につきましては、相談者の方、その世帯が抱える課題の把握、課題解決ためのプラン作成ですとか、相談支援機関等との連絡調整、自立した生活に至るまでの、伴走的な支援を今行っておるところでございます。当然専門的な知識が求められますけれども、お2人とも社会福祉等の国家資格を所有しておられまして、その分野にはかなり精通しておられるほか、実務経験も終わりということで、適切にコーディネートができる能力があるというふうに我々思っております。

また職員の方も、連携密にして、今事案に対応しておりますので、なかなか職員が担えない分を担ってもらっているという部分もでございます。今後も、問題解決、早期の解決に結びつくように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の、高齢者の外出支援サービス事業についてでございますけれども、まず1点目の乗合タクシーとの整合性についての御質疑でございますが、この事業につきましては、送迎サービスの料金を一部助成するというので、福祉の充実を図るということを目的に行っているものでございます。

公共交通の一つであります乗合タクシーの導入地区につきましても、この外出支援券を交付はしておりますけれども、乗合タクシーの未導入地区との整合性を図るために、乗合タクシー導入地区では、外出支援券の交付枚数を少なく調整するなど、見直しなどはこれまで行っているところでございます。

今後も、移動サービスの支援充実に努めまして、介護保険課におきましても、地域公共交通計画に基づき行われております公共交通の施策のほうと、連携調整は今後も図りながら、高齢者一人一人の身体状況や生活環境に合った支援策を提案しつつ、公共交通でカバーできない方への施策が、支援が実施できるように、利用要件設定なども含めまして、見直しのほう検討してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目です。

2点目の免許返納高齢者への移手段の確保ということでございますけれども、免許返納者の中には、先ほど申し上げました高齢者の外出支援サービス事業の対象に要件として該当しない方もいらっしゃると思います。そのような方につきましては、公共交通機関であります乗合タクシーの案内ですとか、あと民間事業者さんですね、バス会社さんのほうが今、免許返納者の割引乗車書などの制度も設けて行っておられますので、そういった支援の情報提供も行って、行わせていただいているところでございます。

今後も、免許返納者の方から、そういった移手段に関する相談がありました場合には、乗合タクシー、あるいは公共交通サービス、そういった、今回のすいません御質疑になっております高齢者の外出支援サービスでございますけれども、そういったサービスについての情報を、しっかりと、分かりやすく提供しまして、本相談者の方に寄り添った対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、3点目の事務負担の軽減策ということで、施策の成果のほうにも記載しておりますけれども、現在、この外出支援券というのは今職員が今作成をしております。その後、毎月の利用実績につきましては、確認作業をタクシー会社と一緒にしているということでございましてですね。特に年に1回この発行事務をするときに、多くの時間も、手間もこう割いているような状況ということでございますので、今回外出支援券の印刷業務を外部に委託することで、事務負担の軽減が図れたらということで今検討しているということでございます。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 乗合タクシーについては、より利便性が増しますようお願いをさせていただきます。

第1点目の、もう1点の福祉の相談窓口ですね。

これはいわゆる国の補助金がついたから多分、導入したという自治体がほとんどみたいですけど、私が調べた限りでは、例えば三重県の名張市というところでは、実際やってその課題ですね。その福祉の相談の窓口の方が、非常に何かな、行政経験が必要な部署であると。だから何て言うんです

かね。相談者と伴走的に問題を解決をするというのであれば、いわゆるベテランの正職員でないとなかなかそれはできないんじゃないかということで、ですから非常に複雑ですね、福祉問題は。そのために、常に研修とか学習とかをしないと、身につかないということです。そういうことを、例えばオーケストラの指揮者が、こういう立場になるわけですね。福祉の相談の窓口の人が相談を受けて、それを各課に振り分けて、総合的に力を発揮して、相談者の悩みを解決をするということは、これを外部に委託をしてよそから来た人はそれを役場の正職員を動かして、解決するってのは相当難しい。ちょっと複雑になると、ついていけない。決定権がないわけですから、果たしてこれで本当に福祉の相談窓口になるのかということ、何か検討するべきではないかということで、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の再質疑に説明をさせていただきます。

今回うちのほうで委託をしておりますところ、社会福祉法人ということで、当然専門家ということでノウハウも十分お持ちの方でございます。また当然職員等は、その支援の業務の中で、連携のほうは密にとっておりますので、今回、福祉相談窓口も昨年の実績で、約170件近い相談を受け付けてきておりますけれども、解決に時間がかかるというような事案も当然ありますけれども、早期の解決に結びつくように努めているところでございまして、実際そういった形で実績も出ておりますので、我々としましては、今回の事業を良好に運営できるというふうに考えております。

そういうところで、課題等については随時、検討してまいりますけれども、今後も、今のところは現時点では委託のほう継続していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桐原則雄） 1時間近くなりますので、しばらく休憩します。2時10分より再開したいと思います。換気のほうよろしくお願いします。コロナ関連で。失礼しました。20分からお願いします。

午後2時05分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に認定第3号から認定第5号までの3を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に認定第6号から認定第8号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 認定第7号、大津町公共下水道事業会計決算認定、これについて質疑をいたします。

主要な施策の成果161ページのところであります。

下水道を整備するに当たっては、やはり目的というものがありますので、その意図、目的、公共下水道の整備を図ることにより、都市環境の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図るとこれが目的でありますから、要は、その結果ですね。その施策の向かうべきところは、水質汚濁防止法の排出基準をしっかりと満たし、地域の環境保全にしっかりと努めるというところが、この下水道事業の意義である。

監査委員のほうから、下水道事業は、正直もうからない。農業集落排水についても相当苦しい実情であるということも御指摘はあっているんですが、何しろこのインフラですね。社会基盤を整備することにおいては、やはりこれは、赤字経営であつたりとかそういったものに臆することなく、しっかりと今後の姿勢ですね。今後の施策の発見方法はストックマネジメント計画に沿った更新事業、そして、老朽化していく施設の改修を行いながら、下水道化、水洗化をどんどんどんどん推し進めていくというのが、下水道課の方針であると思います。もちろんその赤字経営のままというわけにはいきませんが、公共の事業というのは、そういうことを乗り越えてでも、やはり環境保全にしっかりと取り組んでいくんだというのがやはり町の姿勢ではないかと私は考えております。

だから何を言わんやですね、要は、道路都市公園を整備するとか、あるいは道路を整備するとか、橋を改修するということについては、別にもうからないんですよ。しかしその社会基盤というのをしっかりと整備をすることによって、来るべき、菊陽町に大規模な台湾の企業が入ってくることによって、この大津町にも新たな工業誘致、工業団地の整備がどんどん進んでいくと、そうなることややはりこの下水道事業というのは、拡大をし、しっかりと整備することに意義があると私は思います。

先ほど来は、結構、財政の話がありましたが、今後の下水道整備の方向性について、どのような形で、住民の環境の保全も含め水質の保全も含め、どのような事業展開、この成果をさらに推し進めていくのはどういうふうにされるのか、これについて質疑します。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） 時松議員の御質疑に対して、御説明したいと思います。

ただいま質問の161ページということでございますが、意図、目的について、公共下水道の整備を図ることは、都市環境の健全な発展と公共衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを、目的としております。

議員御指摘の課題としては、水質汚濁防止法の排水基準を厳守するということが、大前提だと考えております。現在、下水道のほうは、事業に対して毎年モニタリング調査を行っております。正

確に下水道処理がなれされてるかどうかで外部委託をしてやっております。

その中でも、流入基準があります、流入水量に対する流入基準。水質に対する基準を設けております。それを、月ごとのモニタリングをして水質がちゃんと出ているかどうかを確認している状況です。それがまず第一だと考えております。

そのほかに、先ほど議員御質問の中で、経営戦略というのを立てております。その中で、維持管理費については、収入で賄うのを大前提としておりますので、それに対して、投資については、投資する必要がありますので、維持管理については、収入を、収入を財源として賄うような方針で、今後も、先ほど経営戦略の中で申し上げたとおり令和6年、令和10年に料金を改定を行いながら、維持管理費については均等な収入の収支の均衡が図れるような状況で、今後の下水道処理について行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、再度質疑いたします。

要は今、都市整備部長から答弁がありましたとおり、社会的インフラの整備、これをしっかりやっていくということの意義、これは町のほうから示していただいたと思います。ただですね、使用料を値上げするかどうかという議論もあったと思いますが、今包括的民間委託という形をとっておりますけれども、要は下水道の処理の技術というのは、例えば昭和40年代に確立されて、その技術から、技術的革新って何も起きてないんですね、嫌気性曝気とか、好気性曝気とか、そういった水を浄化する仕組みってというのは、そんなに技術的な進化はなかった。なかったけど、今は厳然として実は問題になっているのが、そういう技術的革新がなかったから、今まで従来どおりの料金でいきましょうという形になっていた。それがひいては財政を圧迫してるんですね。当然薬剤薬品を使うわけですね。そうすると、その薬剤薬品の単価も物価高に応じて上がってるはずなんです。ですから、今の値上げの話になってちょこちょこ触られますけれども、もともとこの下水道事業、あるいはその管渠管理というものが、もう結構業者的に逼迫していて、もしかしたらですよ、事業者のほうからは、単価を上げてほしいと、処理単価上げてほしいという実情が絶対あるのではないかと。そうなるとう減らさなきゃいけないのが人件費になっていくとそういう形になりますと、先ほど言っておられるその下水道課が目指す、水質汚濁防止、環境保全というのがなかなかできにくい環境になっていくのではないかと思います。

ですので、今年度の成果として更に継続をするためには、原材料の高騰とかを踏まえて、予算とかも、柔軟に上積みをしていく必要があるのではないかと思います、その辺りの見解をお答えください。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業水道課長。

○都市整備部長併任工業水道課長（村山龍一） 時松議員の再質疑に対して、御説明いたします。

先ほど、主要な施策の成果の161ページの中で、残された課題としては、浄化センター包括的民間委託に更なる経費削減を図るということで、こちらは課題として残っております。ただ、今回、

人件費に対しては包括的民間委託の中でより人件費を削減するという事で、進めていただきたいと思ひます。

それと、今回包括的民間委託の中で3系統目が増設、それに伴ひまして人件費の増にあたりについては、今回の債務負担行為の中で、お願いをしたいなと考へております。

ただ下水道処理場については、設置し、30年以上たつておりますので、施設についても、老朽化が目立っております。ただ、機械については、更新時期に当たりまして、以前よりは効率がいい機械を導入したりとか、そういった、以前よりも効率がいい機会だつたりとか、方法を考へながら、経費削減の中でも取り組めるものは取り組んでいってきたいと思ひます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 公共のそういったものがしっかり整備していくということが、町の魅力化につながる大切な出来事だと思ひます。人口4万人を目指すということで、もう使われる人口も増える。工業用として流れてくる下水道の流量も増えるということでもありますのでしっかりと対応をお願いしときます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第23 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第56号から議案第65号まで、認定第1号から認定第8号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時20分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和4年第6回大津町議会定例会会議録

令和4年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和4年9月13日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	次長 田上 雄一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 金田 英樹 会計管理者 中井 雄一郎 副町長 佐方 美紀 兼 会計課長 総務部長 藤本 聖二 総務部総務課主幹 吉良 元子 兼 行政係長 兼 法制執務係長 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課財政係長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教育長 吉良 智恵美 産業振興部次長 白石 浩範 教育部長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 農業委員会事務局長 梅田 博隆 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p 68～ p 82

1. ジビエの利用拡大について

(1) 捕獲した野生鳥獣の肉「ジビエ」を利用拡大し、ビジネスとして持続可能で、捕獲から搬送、処理加工、販売までの流通体制を構築するとともに、安全かつ良質なジビエを飲食店や小売店などに安定供給できる取り組みを、町としても後押しするべきではないか。

2. 大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについて

(1) 指定管理者制度はサービス向上や経費削減で成果が見られる一方、町民には仕組みが分かりづらい。今後、指定管理者制度を積極的に導入するためにも、運用指針をよりわかりやすく明確化し、ホームページ等に公開するとともに、下記に記載した項目を追記するべきではないか。

- ① 指定管理者制度を導入するかどうかについての判定基準と、利用者への説明義務。
- ② 指定管理者の意欲向上を促すため、成果を挙げた優秀指定管理者を表彰する仕組みの構築。
- ③ 災害や事故が発生した場合の対応など危機管理に対する規定。

3. 土地区画整理事業について

(1) 道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図るべきではないか。

4. 手話を言語と位置付けて普及を促す手話言語条例について

(1) 手話が音声と対等な音声であるとの理解を深めるためにも手話に関する啓発を進めていく必要がある。SDG s の「誰一人取り残さない」との理念に従って共生社会を実現させるためにも手話を言語として認識し、町民に理解を促すとともに、手話の普及に関する基本理念など定めた手話言語条例を早急に制定すべきではないか。

2 番 田 代 元 気 議員 p 82～ p 91

1. マイナンバーカードの普及と活用について

(1) 政府は、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率を地方交付税の額に反映させる方針を打ち出したが、本町における交付率はどの程度か。また、

7月から始まったマイナポイント第2弾開始後は事業開始前と比較しどの程度増えているのか。

- (2) マイナンバーカードの活用方法として、健康保険証として利用できるが、町内医療機関においてどの程度の施設が機器等を整備しているのか。
- (3) 今後、交付率によっては交付税が減額されることも懸念されるが、これから普及と活用に向けどのような取り組みを行うのか。

2. 中学校部活動の地域移行について

- (1) 本年3月議会において一般質問を行い、半年が経過した。この半年で中学校部活動の段階的な地域移行に向けた取り組みについての進捗状況を伺う。
- (2) 前回の質問では、運動部についての質問だったが、文化部についてはどのような取り組みを行っているのか。
- (3) 令和5年度より開始されるが、残り半年でどのような取り組みを行うのか。

3 番 時 松 智 弘 議員

p91～p107

1. 親水の要素を取り入れた都市公園の整備について

- (1) 振興総合計画の説明を行った町づくり懇談会の中で「誰もが行きたくなる都市公園の整備」の要望として大津町の目玉となるような公園があると良い、子どもの目線を取り込んだ公園づくりをしてほしい、と意見が上がっていた。都市公園の整備をするにあたり、単に植栽を整える、遊具を整備するのみでは漫然とした都市空間の間隙となるだけで集客力のある施設とはならない。近年の猛暑の影響で親水に対する要望は大きい。特に町中部にはそうした親水公園の性質をもった都市公園が無いのは寂しいと思料する。

以上の観点より、下記のとおり伺う。

- ① 都市公園整備にあたり先進事例調査・研究の進捗状況は。
- ② 熊本の水資源、地下水資源を活用し、活気ある親水公園は作れないか。

2. 町のPR戦略の指針とSNS時代における情報提供の強化について

- (1) ここ3か月のYahooやGoogleの検索を見ていると「大津町」のキーワードやタグが付いている報道が少ない。少なくとも近隣市町村の発信する話題のほうが多いように感じる。本来であればコロナ禍であっても夏季はイベント等PR・情報発信が盛んになる時期であり「攻める広報」「積極果敢なSNS活用」を行い観光促進のみならず国内外企業誘致への知名度アップも含め他市町村に後れをとってはならないと思料する。

以上の観点から

- ① SNS全盛の時代における町のPRの指針と成果は。
- ② 熊本県における市町村検索数1位を目指し、既存媒体であるテレビ、新聞をも巻き込む戦略と世代全てが反応する広報戦略は。

3. 消防団の活動服のデザインと交付要領について

(1) 消防団の操法大会を拝見し、町の防火体制・防災体制の強化に尽力する団員の皆様の努力には敬服した。日頃の訓練成果を遺憾なく発揮されていた。こうした消防団の日頃の活動にたいし手厚い予算措置を行っていかねばならない。周辺市町村においては担い手不足に陥っているところもあり、人口増加・世帯数増加・企業進出が続く本町で地域防災力強化は重要と思料する。消防団に交付される被服のデザインについて周辺市町村の物に比べ地味な色味となっており、夜間や暴風雨時の視認性が良くないとの意見がある。また消防指揮の円滑性を考慮すれば、現行統一されたデザインでは消火作業時において連絡調整が困難な場合もあると聞いている。夜間等での視認性を上げる上では指揮系統をもって動く団の活動を考慮し、団長・副団長・分団長が即時識別できる反射材などの工夫が必要である。

- ① オレンジの色味を基調に反射素材を活用した被服の貸与は出来ないか。
- ② 指揮にあたる団員識別の工夫について考慮できないか。
- ③ 現在の作業服については団資機材整備用として引き続き貸与できないか。

4 番 荒 木 俊 彦 議員

p107～p117

1. DV被害者等への支援充実が求められている

(1) DV被害者への支援体制の充実明確化が必要。男女共同参画推進プラン重点課題となっているが、人権推進課・福祉課・住宅、税務他などとの連携した対応体制が必要ではないか。

(総務部人権推進課を中心に) 特に住まいの緊急確保は、町営住宅条例の改正など緊急な改善が必要ではないか。(緊急入居の条例、要項など)

2. 生活困窮者への血の通った支援を

(1) 改めて、高齢者世帯や一人親家庭、生活保護家庭などで生活に困窮されている家庭にエアコンの設置補助が必要と考える。非課税世帯への一時金支給はあくまでも生活支援であり、エアコン設置は酷暑のなか高齢者や子どもたちなどの命と健康を守るための設備であり、今年だけの問題ではない。血の通った支援が必要ではないか。

3. 旧統一教会の関連団体主催の「ピースロード2022」への名義後援について
- (1) 安倍元首相の銃撃事件をきっかけとして「旧統一教会の反社会的活動」が改めて明らかになった。宗教を隠れ蓑にしたカルト集団主催の行事を
- ① なぜ後援したのか。(名義後援の判断基準はあるのか)
 - ② 後援を取り消した理由となぜ公表しなかったのか。
 - ③ 町長には相談はなかったのか。

5 番 大 村 裕一郎 議員 p 118～p 124

1. 空き家対策について

- (1) 日本全国で空き家が増加し社会問題になっている。中には、周囲に危険を及ぼす空き家に対して行政代執行などの対策が取られるなど好ましくない事例もあり、喫緊の課題となっている。大津町では、空き家バンクを創設し、ホームページなどへの掲載を行い、円滑な売買や賃貸契約を支援しているが、情報の発信が弱く町内外の皆さまに空き家バンク内の情報が届いているとは到底思えない。情報の発信の仕方を工夫し、有効に空き家バンクを活用すべきではないか。また、大津町内の皆様に空き家の利活用に関するセミナーの開催やハンドブックの作成を行い、空き家バンクへの登録を促す考えはないか。

2. 小学校での国際交流について

- (1) 現在、全国的なグローバル化の波を受け大津町でも小学校単位での国際交流が行われている。これは、子どもたちのコミュニケーション能力の向上や主体性を育む上で非常に重要なものである。しかし、大津町では美咲野小学校、室小学校、大津小学校では台湾との交流が行われているが、大津北小学校や大津東小学校、大津南小学校、護川小学校では行われていない。今後、大津町ではT SMCの進出に伴い、さらに国際化の波が押し寄せるものと予想されるが、この波を乗り越えるため大津町町内の全小学校で国際交流をしていくべきではないか。

6 番 山 部 良 二 議員 p 129～p 141

1. 持続可能な地域公共交通について

- (1) 2022年以降のコロナ禍の長期化や近年の多頻度化、大規模化する自然災害によって鉄道施設が被災する事例が増加しており、JR各社は甚大なダメージを受け、現在もJR発足以来最大の危機的な状況が続いている。これまで都市圏輸送、新幹線輸送等が生み出した利益や鉄道以外の不動産業など

多角的経営によって生み出された利益を地方路線の不採算路線に充当する形で支えてきた。『内部補助』に基づくビジネスモデルが限界にきている。

その影響で、駅の無人化や電車の4両ワンマン化などの合理化が相次いでいる。このままでは地域公共交通の存続の危機と言える。この危機的状況を鑑み利用者にとって利便性と持続性の高い地域公共交通を再構築する必要があると考える。

以上を踏まえ町の見解を問う。

① 今年2月に国交省に設置された有識者検討会『鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会』で議論された内容について、町の見解を問う。

② 地域公共交通にとって、住民・利用者等が公共交通のあり方（乗り合いタクシー・巡回バス等）を主体的に考える環境作りが必要だと思うが、『まちづくり』と『公共交通の再生』をセットに、中長期的な展望に基づき事業者や住民を巻き込んだ議論が必要だと思うが、町の見解を問う。

③ 2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが求められている。鉄道はその特性から様々な面で社会的・環境的優位性を有している。しかしながらコロナによる減収・リモートワークの推進等により政府が考える以上に危機的状況にある。鉄道部門への支援（需要喚起策・上下分離方式等）・補助を国や県に強く要請するべきではないか。

2. 消費生活相談について

(1) 今年4月から成年年齢が引き下げられた。年齢に達すると親の同意なく自分の意思で契約できるようになり安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があり、今までであれば20歳未満であれば親の同意を得ず契約した場合には『未成年者取消権』が行使できたが、18歳から『未成年者取消権』が行使できなくなる。また高齢者を狙う消費者トラブルも年々増加しており、今後、高齢者人口が増加することから、相談情報を活用し被害防止を図る啓発活動や消費生活相談業務のさらなる強化が必要ではないか。町の見解を問う。

① 学校教育・社会教育における若年者の消費者教育の強化が重要課題だと思われるが町の対応と強化策は。

② 消費生活相談業務の専門性の強化・啓発活動の強化・相談受付のバックアップ支援・強化が必要ではないか。町の見解を問う。

3. 家庭教育支援条例について

- (1) 報道番組において『家庭教育支援条例』は、行政が家庭での思想教育に介入する手段であり、特定の宗教団体が目指す家庭への法的強制力の押し付けを進めるため、熱心に地方議会でアピールし推進している政策だと言う報道がある。これが本当であれば深刻な問題である。本町でも教育委員会がピースロードを後援したと言う事実もある。以上を踏まえ、本町でも今後『家庭教育支援条例』を制定する可能性はあるのか。町の見解を問う。

7 番 永 田 和 彦 議員 p 141～p 153

1. マイナカードの普及について

- (1) マイナカードを巡っては総務省が、自治体のカード普及率に応じて、2023年度から地方交付税の配分額に差をつける方針も表明している。個人情報漏洩が懸念される中、普及を促す策を求める。

2. 外国人の高度人材呼び込みについて

- (1) 国は高度な知識や技術を持つ外国人を招き、新規事業の立ち上げや外国進出の契機とし地場産業の育成につなげる。「高度人材ポイント制」を今年度中に改め、在留資格で優遇措置を受けられるようにする事は、半導体のサプライチェーンのみならず、様々なグローバル企業にとっても追い風となる。世界視野のまちづくりは始まっているのである。現状認識と取るべき施策とは何か。

8 番 山 本 富二夫 議員 p 153～p 165

1. 町独自の先行投資をすべきだ

- (1) 町民の方から、TSMCの進出が決まってからの大津町の動きが他の市町村に比べて動きが遅いのではと質問を受ける。工業団地造成や空港アクセス道路は、民間主導では難しいので町が先行投資して造るべきと思うが町長の考えを問う。

2. 農業経営安定化への取り組みを町は支援を行うべきだ

- (1) 世界的なコロナ禍とウクライナ紛争で、農家には作物に使用する肥料昨年比に比べ1.7倍に上がり、又、肥料や飼料の輸入は激減している。JA菊地も危機感を持ち、国や県に要望している。大津町も農業経営安定化の為に、国や県に対策を要望して貰いたい、今後の農家に対しての対策について町長の考えを問う。

3. 太陽光発電所の新設には町独自の条例を設けるべきだ

- (1) 熊本県の許可のもと、町内にも大型の太陽光発電設備があるが、一般的には線状降水帯などの大雨には、対処できず下流地区に被害が及ぶ恐れが考えられる。被害を防ぐために町独自の条例をつくるべきだと思うが町長の考えを問う。

9 番 大塚 益雄 議員

p 166～p 174

1. ヤングケアラー問題のその後の状況と支援について

- (1) 昨年6月、この問題について質問した。その後ヤングケアラー問題と支援についてどうなっているのか。各学校内でも新型コロナが多発している中、欠席も多いと思うが子ども達の家庭や学校生活の状況を踏まえ、ヤングケアラー支援に漏れはないのか、支援体制は整備されているのか伺う。
- ① 今回あらためて、現在の小、中学校の現状についてどうなっているのか。
- ② 前回の質問において、その支援をどのように強化したのか。
- ③ 町、教育委員会として現状を踏まえどのような課題があり、その解決に向けて何が必要だと思っているのか。

2. 外国人在住者に対する町の支援について

- (1) 現在、人づくりによる国際貢献という目的と人手不足を補う労働力として来町されている外国人技能実習生を含めて、3月末現在約400名の外国人の方が大津町に在住されている。町としても外国人の方が、大津町に来て働いて良かったと思えるよう本町にも外国人の方が交流できる支援等々、前向きな考えはないのか。今後、TSMC関係で今以上の、外国人の方が増加していくと考える。今のうちから対応しておくべきではないのか又、町として出来ることは支援してく考えはないのか伺う。
- ① 外国人の相談はあるのか。相談窓口関係者へのPRについて。
- ② 外国人の方と本町の双方がプラスになる仕組み、住民との異文化交流について。
- ③ 本町イベントへの参加PRについて。
(からいもフェスティバル、大津つつじ祭り、地藏祭り等々)

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 4 年 9 月 1 3 日 (火) 午前 1 0 時 開議

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

田上産業振興部長及び荒木事務局長より、欠席の届けがあつておりますので報告を申し上げます。
なお、本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 4 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久議員) 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様も、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も、朝早くから大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。

本日は、町民の皆様のご声をもとに質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

1 0 日の熊日新聞 1 面に空港アクセス鉄道計画について、肥後大津駅から分岐して空港に向かうルートが事業費が最も低額で、事業効果が高いという試算結果が掲載されました。肥後大津駅は熊本市方面から一定数の輸送需要があり、熊本駅からの電化区間の最終駅ということで、空港アクセス鉄道への接続が直通運転でスムーズにでき、肥後大津駅だけが快速運転が実現可能なため、費用対効果が検討されている 3 つのルートで最も高くなるとの見通しが示されました。

しかし、今回の説明は事業費や費用対効果といった概要の調査結果が示されただけで、需要予測、将来性なども含め、様々な観点から総合的に検討する必要があります。肥後大津ルートに最終決定したわけではないということでもあります。今回の報道は、町にとってもうれしい結果ではありますが、あくまでも空港アクセス鉄道計画については、社会的な外的要因であり、町の考えの及ばない外部の出来事です。今、本町がやるべきことは内的要因である夢や希望のもてる成長戦略を立てて、それをスピード感をもって実行し、町が住みやすくなっている、良くなっているということを町民の

皆様の目に見える形で示していき、その結果として誰からも選ばれる町にして、空港アクセス鉄道計画は肥後大津駅以外では考えられないと県知事に言っていただくぐらいの意気込みをもって、まちづくりに取り組んでいくことが重要ではないかと思えます。そのような気持ちで、金田町長のまちづくりビジョンをしっかりと後押しをさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、1問目のジビエの利用拡大についてお伺いをいたします。ジビエとは、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味するフランス語の言葉で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化です。その昔、フランスなどではジビエを使った料理は自分の領地で狩猟ができるような上流階級の貴族の口にしか入らないほど貴重なものだったようです。そのため、フランス料理界では古くから高級食材として重宝され、高貴で特別な料理として愛され続けてきました。そこでは、動物の尊い命を奪う代わりに、肉から内臓、骨、血液に至るまで、全ての部位を余すことなく料理に使い、命に感謝をささげようという精神が流れています。山野を駆け巡り、大空を舞った天然の肉は脂肪が少なく引き締まり、栄養価も高い、まさに森からの贈物で、力強く生命力にあふれたごちそうです。

では、なぜ今、ジビエ振興なのか、補助資料①の1を御覧ください。

現在、日本では野生鳥獣が増え過ぎてしまい、農林業や自然環境にとっては大きな問題になっています。マイナス面として、主にシカやイノシシなどが、農作物を食べたり、田畑を荒らしたり、スギ、ヒノキやブナなどの樹皮や、高山植物を食害するなど、野生鳥獣による深刻な被害をもたらしています。その結果として、営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大をもたらし、さらなる野生鳥獣の住む場所の拡大につながっています。農作物への被害を低減させるためにも、継続的に捕獲をしていく必要があります。

プラス面としては、シカ肉やイノシシの肉は、本来おいしいお肉です。日本ジビエ振興協会では、狩猟や有害捕獲されたシカやイノシシを野山に埋却をしたり、焼却処理することなく、食肉としての有効活用を図り、地域及び飲食店でのジビエ料理の提供、加工品開発と販売など、様々な分野でジビエを利用する取組などを通じて、積極的な捕獲の推進や地域活性化に貢献できる取組を進められています。

県内では、山都町や宇城市で取組が進められており、本町におきましても5月まで地域おこし協力隊として活用されていた方が、このジビエ振興の取組を積極的に展開しようとされています。

具体的には、現在、既にジビエをドッグフードとして利用されている方や、台湾でも人気があるジビエを使った料理の提供を考えられているレストラン経営者、革をジビエレザーとして製品化を考えている方、ジビエの角を利用して犬のレンタルケアやストレス解消ができるおもちゃなどに利用したいという方々と連携・協力をしながら、ジビエの普及拡大による地域の活性化や社会貢献の実現を目指して頑張られています。新しい取組でもあり、町の相談体制や情報提供が不十分なところもあるようですので、ぜひこのようなジビエを利用拡大し、ビジネスとして持続可能で捕獲から搬送、処理・加工、販売までの流通体制を構築するとともに、安全かつ良質なジビエを飲食店や小売

店などに安定供給ができる取組が成功するように、町としても積極的に後押しをするべきではないかと思っておりますけれども、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

イノシシやニホンジカなどによる農作物の被害防止は、生産者のみならず、地域の活力を維持するうえで大変重要と考えております。

町では、熊本県猟友会大津支部と菊池南支部から推薦された大津町有害鳥獣捕獲隊を組織し、大津町鳥獣被害防止計画を定め、大津町有害鳥獣捕獲隊に有害鳥獣の捕獲業務を依頼し、個体数調整による被害防止対策を実施しております。

イノシシやニホンジカの捕獲頭数は年々増えており、令和3年度はイノシシ160頭、ニホンジカ150頭で、5年前の平成29年度と比べますと、イノシシが約3.5倍、ニホンジカに至っては約13.5倍増えているのが現状でございます。

捕獲したイノシシやニホンジカなどをジビエとして活用し、地域の特産物として販売することは、地域における資源の有効利用という面でも有益であると考えております。

しかしながら、捕獲されたイノシシやニホンジカは家畜と違い、と畜場法の対象とならないため、安全かつ良質なジビエを飲食店や小売店などに提供するには止め刺しから解体、処理、出荷、流通に至るまで、食品衛生法をはじめ、様々な法令の規定をクリアする必要があります。

全国の事例データでは、ジビエとして食肉加工・流通された割合は、捕獲頭数に対しまして約1割程度であり、現状としましては自家消費を除き、ほとんどが埋設や焼却により処分されております。ジビエを有効活用することは、マイナスの存在であった有害鳥獣をプラスの存在に変えていくことが期待されており、議員御指摘のとおり、ジビエは低カロリーかつ高栄養価の食材として注目をされております。

先進地の事例を見ますと、施設の整備や運営に一定の費用を要するため、ビジネスとして独立収支で成り立たせることは簡単ではないと認識をしておりますが、国もジビエ事業に対し積極的に推奨しており、県とも御相談しながら、今後、町としてもジビエを利活用することの課題を検討し、猟友会や捕獲隊、地域駆除隊と連携し、先進事例を参考に調査研究を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当から御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部次長兼農政課長。

○産業振興部次長兼農政課長（白石浩範） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の質問に御説明します。

有害鳥獣対策については、電気牧柵等の設置による自己防衛、捕獲隊による駆除、住民の皆様に対する啓発を3つの柱として、町全体で取り組んでおります。議会の御理解もいただき、捕獲補助金の増額やわな免許取得補助の新設、地域駆除隊の創設など、対策強化を図っているところです。

一方で、議員御指摘のジビエを活用するためには、町長の答弁にもありましたように、食品衛生

法や熊本県の衛生管理ガイドラインなどの法令を遵守しながら、衛生的で安全性の高い食品を消費者へ提供していく必要があります。

町内におきましても、有害鳥獣の捕獲頭数が年々増加傾向ではありますが、衛生管理や搬入時間などの様々な課題があることから、自家消費を除きますと、そのほとんどが埋設や焼却により処分されている状況です。

ジビエの利活用の先行事例としましては、県内では宇城市や山都町がジビエ事業に取り組んでおり、補助事業を活用して国産ジビエ認証処理施設が建設されております。両自治体でも年間数千頭が捕獲され、そのうち600頭から800頭が処理施設へ運ばれ、ジビエとして利活用されておりますが、経営的には建設費返済や施設維持管理、人件費等の運営コストを計算しますと、黒字化は厳しい状況と聞いています。

今後のジビエの利活用につきましては、積極的に支援する一方で、捕獲頭数等の安定供給、加工、流通販売など、多くの課題があります。具体的には、ジビエ食品や皮、角などの販売額からの採算性、捕獲後の搬出方法、搬出時間の制限、人材の確保、処理加工施設の設置、運搬方法、安定した販路の確保などが考えられます。特に食品衛生法をクリアするためには、止め刺し後、約1時間以内を目安に解体処理加工施設に持ち込み、適切な処理を行う必要があります。山間部の奥深い場所で捕獲した場合、速やかに解体処理加工施設まで搬出することが大きな課題となります。

現在活用できる、国の補助事業としては、農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金があり、町の有害鳥獣対策協議会、またはコンソーシアムが事業申請者となり、施設などの財産管理も申請団体に帰属することになります。

また、町では個人や中小企業等への事業者支援として起業創業事業費補助金、補助率1/2、補助上限額100万円がございます。国の方でも同様に中小企業等事業再構築促進事業があり、補助率3分の2、補助上限2千万円などの補助事業があります。今後もジビエ事業を行おうとする事業者に向けて、補助制度の周知や相談体制を整備し、事業者支援に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 事業者が言われていますことは、このジビエを有効利用するための施設整備に関する補助事業を説明されました。補助事業がありすけれども、この交付金を活用するための実施要綱にある規定が事業者との考えと違って、活用しづらいというふうなことも言われていますので、国や県に対しまして、この事業者が言われているような実情を伝えていただいて、もう少し使いやすいような制度に変えていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に2問目の指定管理者制度に関する運用指針の見直しについてお伺いをいたします。現在、町スポーツ施設への導入が検討されている指定管理者制度は、多様化する住民のニーズに適切に応えるために、民間のノウハウや能力を活用し、質の高いサービスを提供することが目的です。

しかし、今回のスポーツ施設への指定管理者制度の導入への取組につきましては、町民や利用者

の皆様への説明が後手に回ったために、町民からサービスは低下しないのか、利用料金はどうなるのかなど、制度導入への不安が指摘されています。今後、運営をお願いする指定管理者に、施設運営を円滑に行っていただくためには、町民や利用者の皆様の協力が何よりも必要ではないでしょうか。しかし、町民や利用者の制度そのものへの関心が薄く、説明会への参加者も少人数でありました。

今後、指定管理者制度を積極的に導入するにあたっては、町民や利用者の皆様の理解や協力を行っていただくためにも、運用指針をより分かりやすく明確化し、ホームページなどに公開するとともに、指定管理者制度を導入するかどうかについての判定基準と、利用者への事前の説明を義務化して、サービスの質がコスト削減の犠牲にならないよう、住民監視を強化することや、モニタリング調査の結果について、改善等を要する場合の対応だけではなくて、指定管理者の意欲向上を促すためにも、サービス向上や経費削減で成果を上げた優秀な指定管理者を表彰するような仕組みを構築すべきではないでしょうか。

また、災害や事故が発生した場合の対応など、危機管理に対する規定などを追記して、町民が安心して施設を利用できるように、しっかりとした運用指針を作成するように、もう少し知恵を絞るべきではないかと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の見直しについての質問にお答えをいたします。

指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に導入された制度であり、本町でも行財政改革大綱において、民間にできることは民間にを原則として定め、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を推進しているところです。

また、大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定手続の標準的な事務処理等について定めるため、平成17年に大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の策定を行っております。その後、令和2年3月には、指定管理者による施設の管理運営等の監視・評価、いわゆるモニタリングの標準的な実施方法等について定めるため、運用指針の改正を行っているところです。

指定管理候補者の選定にあたっては、指定手続等に関する条例第4条に定める選定基準に沿い、行政サービスの向上や価格面等を総合的に勘案し、それぞれの公の施設の管理について最も適当な指定管理候補者を指定管理者選定委員会において選定しております。

議員御指摘の指定管理者制度を導入するかどうかの判定基準につきましては、導入検討段階での標準的な検討事項や個別施設の利用形態を踏まえ、必要に応じ、利用者へ説明を行うことなど、導入検討の流れを整理していきたいと考えております。

なお、現在の運用指針については、速やかにホームページへの掲載を行います。

また、指定管理者の意欲向上を促すための仕組みなどにつきましても、選定委員会の意見等も聞きながら、情報発信のさらなる充実に努め、より良い指定管理者制度の運用ができるように進めていきます。

なお、詳細につきましては、各担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。それでは、豊瀬議員の御質問にお答えをいたします。

大津町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきます指定管理者制度に係る運用指針につきましては、先ほど町長からも説明がありましたとおり、ホームページのほうに速やかに掲載を行うことといたしております。

まず、1点目の指定管理者制度を導入するかどうかについての判定基準と、利用者への説明義務についてですけれども、指定管理者制度を導入するかどうかの検討にあたっては、施設ごとに設置目的、規模、それから機能を考慮しながら、施設の在り方の検証、それから住民サービスの向上につながるのか、コスト節減が見込めるか等の標準的な検討事項や、必要に応じて関係者や施設利用者へ説明することを示した導入検討の流れについては、整理を進めていくことといたしております。

2点目の指定管理者の意欲向上を促すために、成果を挙げた優秀指定管理者を表彰する仕組みについてですけれども、令和2年度から指定管理者制度を導入した公の施設につきまして、指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、町と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき、適正かつ確実に履行されているかどうかを監視・評価するために、指定管理施設にモニタリングを導入いたしております。

内容としましては、指定管理者から提出される業務報告書の内容について、所管課による点検や実地検査等により確認を行い、必要に応じ、指定管理者に対し指導等を行うといったものですけれども、年度終了後に指定管理者からいただいた事業報告書や実地調査等の点検、調査した結果を踏まえ、指定管理者の管理運営についての評価票を所管課で作成をいたしております。

事業年度終了後、翌年度の指定管理者選定委員会において、各指定管理者から事業報告書などをもとに事業報告や事業計画を報告していただいております。その後、担当課から評価票に基づき、点検結果を報告し、併せて指定管理者からの報告、担当課からの評価に対して、選定委員会から意見をいただき、最終的な評価結果につきましては、町のホームページを通じて公表いたしているところです。本モニタリングを活用することで、指定管理者の質の向上につなげていきたいと考えております。

指定管理者の意欲の向上を促すための仕組みですけれども、選定委員会での意見の中におきましても、改善を促す内容のほかに、良かった点、あるいは改善すべき点等、指定管理者に対して御意見をいただいておりますので、そういった点も踏まえて指定管理者の意欲の向上にはつながっていると考えております。

また、最終的な評価結果につきましては、令和2年度分からホームページで評価票を掲載してお

りますけれども、改善結果のみだけでなく、良かった点、あるいは今後改善が必要な点を含めたモニタリング結果の公表を行う等の情報発信の充実に努め、指定管理者のモチベーション向上にもつなげていきたいというふうに思っております。

最後に、3点目の災害や事故が発生した場合の対応など、危機管理に対する規定ですけれども、こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、指定管理者と町との協定を明確に定める必要があるかと思っております。

指定管理をお願いする施設の性質により、内容が異なってくる部分もありますけれども、協定書については、現在、運用指針の準則において協定モデルを定め、指定管理者の責務として、法令遵守のほか、災害や事故が発生した場合の第一次責任を有すること、それから迅速かつ適切な対応を行うこと、速やかに町に報告を行うことを記載しております。

また、危機管理に対する規定は、協定でも定める必要があるかと思いますが、一方、協定でうたうことの難しい個別の具体的な事例への対応も必要な場合がありますので、指定管理者とも十分協議をし、丁寧に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。

私のほうからは、本年度取り組んでおります体育施設等の指定管理者制度導入の経緯について御説明をさせていただきます。

町では、平成17年度に第3次大津町行財政改革大綱及び集中改革プランが策定され、この中で大津町運動公園・町民グラウンド等については、指定管理者制度導入の検討を行う施設と位置づけをされました。町スポーツ振興審議会において検討が行われ、その結果、町直営が望ましいとの意見のもと現在に至っております。

しかし、これまで天然芝のグラウンド管理を直営で担当しておりました職員が令和2年度をもちまして退職をするため、管理体制の見直しのほうを余儀なくされ、当面、応急的な対応として令和3年度から球技場・競技場・多目的広場の管理を民間事業者へ委託しながら、今後の管理運営の手法について検討を進めてまいりました。

一番の課題としましては、専門的な技術を要する天然芝の管理が課題でありましたが、町スポーツ施設全体の将来的な方向性も含めて、次の4通りの方法を検討してまいりました。

まず1点目に、直営での維持管理です。天然芝の管理を行う専門的知識の習得に時間を要することと職員の異動などが課題となりました。

2点目は、指定管理者制度の導入です。民間のノウハウを生かしての、施設の有効活用とソフト事業などの充実による住民サービスの向上などが期待されるところです。

3点目は、一部業務委託です。既存職員で対応できますが、良好な品質の維持が課題となります。

4点目に、年間を通しての管理業務委託でございます。専門性を要するため維持管理費が高額となることが課題となります。

以上のことを検討する中で、スポーツの実施率や施設の利用率、それから住民サービスの向上な

どに期待ができる指定管理者制度の導入に至りました。

また、今後のスポーツ施設の管理を検討する中では、スポーツ関係団体である町体育協会等には情報の提供を行い、意見を求めるなど、指定管理者選定に向けての取組を行ってきたところです。

ただし、議員の言われるとおり、一般利用者への情報提供・説明等の取組が遅くなった部分は認めませんので、次回の指定管理者選定に向けては、早めの情報提供・意見集約に努めていきたいと考えております。

以上で、終わります。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 今後、指定管理者制度を導入していく場合には、町民の皆様が安心して施設を利用できるような運用指針としていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、3問目の土地区画整理事業についてお伺いをいたします。土地区画整理事業は都市計画の母と称されるように、これまで住みやすいまちづくりのために宅地や公共施設を整備する有効な手段として各地で行われてきました。道路や公園などが整備されていない区域において、地権者から少しずつ土地を提供してもらい、その土地を道路や公園などの公共用地にします。土地の整地や公共施設の工事、家屋の移転補償に必要な財源は町が支出します。地権者においては、区画整理事業後の宅地の面積は小さくなるものの、期待される効果として地域のコミュニティがそのまま生かされる、安全で快適な道路に生まれ変わる、子供の遊び場や憩いの場となる公園が確保される、宅地が利用しやすくなる、上下水道やガスなどのインフラ施設も一体的に整備されるため、治安の向上や災害の防止、被害の軽減などにつながり、利用価値が高い宅地が得られます。

それでは、補助資料の3-1、3-2を御覧いただきたいと思います。これは菊陽町が行った区画整理事業による空から見た地区と字図の移り変わりになります。

補助資料の3-3は地区の編さん比較写真です。道路の整備状況が一目瞭然となっております。

菊陽町では、第1土地区画整理事業を昭和55年、今から42年前より計画をされて、現在までに3つの土地区画整理事業が完了し、新たにJR原水駅、JR新駅及びJR豊肥本線の周辺を想定した原水駅周辺土地区画整理事業を計画されており、2040年までに人口5万人達成を目指して着々と準備を進められています。

合志市では、庁舎南側の竹迫土地区画整理事業では、現在、アンビーくまもととして地域が一変をしています。それに引き続き展開をされている御代志土地区画整理事業では、熊本電鉄御代志駅を現在地から南に約200メートル移設し、駅前広場を拡張する一方、駅周辺に商業施設を誘致して、土地機能を強化するとともに、国道387号と市道の交差点の整備や道路の拡幅を実施することで、朝夕に発生している交通渋滞の緩和も考えられています。合志市の顔となる土地中核拠点の形成に向け、2027年の完成を目指されています。それとともに、先月の報道によりますと、熊本県と連携をして農業公園を中心としたアウトレットモールなどの新たな交流拠点を整備される考えも示されています。

また、工業団地を計画する場合などは、立地企業の従業員の方々の住宅も考えなければいけませんけれども、菊陽町と合志市では宅地開発を行政主導で整備する中で、県が工業団地を計画するような状況になっています。

本町では、以前、小規模な区画整理は行っておりますが、その後は民間の事業者が開発をされるだけで、町として計画性のある土地開発は行っておらず、その結果として道路の拡幅や新規整備が行われにくくなり、交通量だけが拡大をして渋滞を起こしやすいなど、住みやすいまちづくりを行っているとは言えないのではないかと思います。最新の計画でも、住宅に関しては既存の町営住宅の活用と民間開発に任せているだけです。

冒頭にも言いましたが、民間開発というものは外的要因であり、住宅メーカーは営利目的で開発をしますので、道路や公園などは必要最小限のものしか造らず、まちづくり全体を考えて開発をするわけではありません。JR豊肥本線のスポーツの森駅の開発も、検討課題には上がっていますが、本気で新駅をつくる考えであるならば、民間開発に頼っていても乗車数予測の330名はいつになっても鮮明にはなりません。周辺の道路や公園などの公共施設の整備・改善し、土地の区画を整えて宅地の利用増進を図るべきではないでしょうか。

本町には、それ以外の社会的な外的要因としては、中九州横断道路、大津熊本道路も計画されており、国道325号にはインターチェンジの整備も計画されています。担当者の方からは、区画整理ができる場所がないとも聞きましたけれども、他の自治体から言わせると、場所がないのではなくて、場所を探す気がないのではないかとと言われていました。まちづくりには、中長期の取組も必要ではないでしょうか。土地区画整理事業は、計画を立てて、それを実際に実行していくまでに最低でも4、5年がかかると言われてしています。しかし、今こそ、10年後、20年後に町が良くなるための土壌づくりに手を付けていくべきです。住みやすいまちづくりのために宅地や公共施設を整備する有効な手段である土地区画整理事業を実施して、町が良くなる姿を町民の皆様の目に見える形で示していき、その結果として誰からも選ばれる町にしていくべきではないかと思いますけれども、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

土地区画整理事業は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業と定義をされております。

土地区画整理事業は、都市計画事業の中で、まちづくりを行う上では適している事業と考えております。

土地区画整理事業においては、道路、公園などの公共施設の整備において、地権者からその権利分に応じた土地を提供していただき、この土地を集約し、道路や公園などの公共用地に充てるほか、その一部を保留地として売却し、事業資金の一部に充てる必要があります。また、事業決定から、事業の完了までの期間が、議員御指摘のとおり、長くかかるものとなっております。

メリットとしましては、事業後の宅地の面積は、一般的には小さくなるものの、道路や公園等の公共施設の整備、上水道、下水道が整備され、すべての土地が道路に面するなどの宅地の整地により、利用価値の高い宅地が得られます。

大津町においても、肥後大津駅南側に土地区画整理事業を行っております。施行面積15.1ヘクタール、施行期間は昭和58年度から平成18年度までの24年間となっております。相手方のある事業ですので、事業当初は地権者の理解を得ることが難しく、事業が進みませんでした。最終的には、大型商業施設、病院、アパートなどが立ち並んでおり、利用価値の高い宅地となっております。

今議会でも、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討事業計画策定等業務委託を計上しておりますが、今後のまちづくりにおいても、土地区画整理事業は検討していきたいと考えております。また、町全体の在り方につきましても、見直しの時期がきている都市計画マスタープランの中で研究をしていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） おはようございます。豊瀬議員の御質問について御説明いたします。

土地区画整理事業は公共団体施行、組合施行、個人施行がありますが、一般的には公共団体か組合施行になっております。

ここでは、市町村が行う公共団体施行について御説明いたします。市町村が行う土地区画整理事業は、都市計画で施行区域と定められた区域において、都市計画事業として施行いたします。そのため、都市計画決定の手続きが必要です。当然、都市計画審議会も開催しなければなりませんし、事業認可の手続きも必要になってまいります。業務も仮換地の指定から建物の移転、道路などの公共施設の工事、換地処分、登記、清算金、保留地の処分など、業務内容、業務量も膨大になりますので、事業を行っている市町では、担当課、係、室を設置して業務を行っております。

最近の事例では、合志市の御代志地区土地区画整理事業があります。御代志駅を中心に17.9ヘクタールの区域を整備する事業になります。商業施設等を立地誘導し、良好な住環境の形成を図り、計画的な市街地を計画していくものです。施行者は合志市になります。施行期間は平成30年度から令和9年度の10年間になりますが、準備期間から清算期間等も含めると、15年から20年の事業になると考えております。

このように、土地区画整理事業は、期間が長期化することと、土地については地権者からその権利に応じて提供してもらい、この土地を道路・公園などの公共施設に充てたり、一部を売却して事業資金の一部に充てる制度のため、地権者の理解が必要になります。

また、事業後の宅地の面積は、従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園などの公共施設が整備され、土地の区画が整うことと、上水道、排水施設や下水道等のインフラ整備により、利用価値の高い宅地が得られます。このようにまちづくりを行う上では適している事業と考えており

ます。

事業は、社会資本整備総合交付金事業の土地区画整理事業が適用されます。

今回、補正で、肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討事業計画策定等業務委託を計上しており、肥後大津駅を中心としたまちづくりについて大津町の将来像を検討し、整備方針の整理を行うものです。その中には土地区画整理事業の検討も行う予定です。今後、まちづくりを行っていく上では、土地区画整理事業を有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問をさせていただきます。

土地区画整理事業をする場合、熊本市に隣接をしている合志市や菊陽町は、熊本市を中心として1つの自治体だけでは計画が立てられず、大津町は熊本市と隣接じゃないですので、県との協議は必要だと思いますけれども、計画を実施するにあたって、菊陽町や合志市と比べて計画を実施していくハードルの高さとか、ハードルの数は少ないというふうにお聞きしています。農地除外につきましても、町がしっかりと計画を立てて転用の申請をすれば、民間が申請するよりも転用許可は受けやすいとお話も聞いておりますけれども、このような点に関しましては、今のような理解でよろしいのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の再質問に対して御説明いたします。

熊本都市圏と大津町の用途についての違いだと思います。菊陽町、合志市については、熊本都市圏になりまして、用途の変更については熊本都市圏の協議が必要になっております。大津町は、大津町都市計画区域を別にもっておりますので、大津町独自での都市計画を進めることができるかと思っておりますので、先ほど申されましたハードルについては見直しの期間については大津町独自でできることとなっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひ、大津町は、菊陽町さん、合志市さんと比べても、ハードルが低いということですので、ぜひこれは土地区画整理事業というのを早めに着手されたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ菊陽町さん、合志市さん、目に見える形でまちづくりが行われていますので、しっかりと大津町も取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最後に手話を言語と位置づけて普及を促す手話言語条例についてお伺いをいたします。手話は、耳が聞こえない人の重要なコミュニケーション手段であり、英語などの外国語で外国人と会話をするように、手話言語は耳が聞こえない人の言語であり、会話する手段の一つです。手の動きだけではなく、表情や体の動きなど、全身を使って表現する非音声言語で、音声言語と同様の豊かな表現をもつ手話言語は、聞こえる聞こえないに関係なく、人と人をつなぐ魅力があります。

秋篠宮佳子様の手話を交えての御挨拶が話題になるなど、近年、手話の関心が高まっています。

検定試験への応募者は10年前の4倍である1万人に迫る勢いとのこと。しかし、多くの聾学校ではほんの十数年前までは手話の使用が禁止をされていました。20世紀初頭、アメリカから口話という言語指導法が上陸、その後、日本の聾教育の現場を摂関していく中で、手話は口話の習得を妨げるものとみなされていたからだそうです。

1933年、文部大臣が全国の聾学校に口話の指導に力を入れるように指示をしました。これ以後、口話教育は全国に広まっていきました。1962年放送テレビ聾学校、聴覚障害の子をもつ親に向け、口話の指導法を教え、口話教育は家庭でも重要視されました。一方、手話は多くの聾学校で禁止をされました。

口話教育の教則本として、教師たちが参考にした書籍には、手話は口話の習得を妨げるものとして、手話に対する差別的な言葉が並びました。ある学校では、休み時間も手話が禁止されていたそうです。手話でおしゃべりをしたいときは、隠れて使っていたといいます。手話を使っているのが見つかって、手をたたかれることもありました。

さらに、耳が聞こえない人を悩ませたのは、この頃、多くの学校で行われていた口話の指導が厳しいことでした。どう練習するかというと、うがいをするときのように水を口に含んで飲み込まないようにしながら、のどのところに水を止めてと言われ、発音を課せられました。かつて口話ができないことは本人の努力の能力に問題があるとされていましたが、1980年代になると口話を習得するには条件が必要だということが分かってきました。口話法はそれなりに成果も上げていますが、口話主義に問題があったといえます。

一方、手話の禁止に関しても議論が巻き起こります。1990年代、聾者たちは教育現場への手話導入を各地で訴えました。2009年、ついに文部科学省は学習指導要領を改定し、手話を初めて明記し、聾学校でのコミュニケーション手段の一つとして認めました。今、口話は発音・発語の指導に代わり、障がいのレベルに併せて行われ、声で聞き取りにくかったことも手話があったら分かりやすくなると、教師は手話を使って授業を進めています。日本で聾教育が始まっておよそ130年になりますが、理想の指導を求めて努力が続けられています。

本町では、平成27年の第1回定例会におきまして、手話言語法の制定を求める意見書が全員賛成で採択されました。採択された意見書は、手話が言語であることを広め、あらゆる場面で手話による情報の提供ができ、手話の普及・研究ができる環境づくりを目指すものでした。平成28年3月には全国1千788自治体の議会からの意見書が出そろい、手話言語法制定の期待が高まっています。国に先行して鳥取県が平成25年10月に全国で初めて手話を言語であると明記した条例を施行し、本年8月18日現在までに34の都道府県、17の区、321の市、82の町、3つの村の計457の自治体で条例が制定されており、手話言語条例を制定する動きが全国で広がっています。県内では、熊本県が本年の4月1日、熊本市が2020年、昨年4月1日に制定されており、人吉市が今年度内に制定される予定と聞いております。

補助資料の1-1を御覧ください。言語には、音声言語と手話言語があることが障がい者権利条約で認められ、日本では障がい者基本法で言語と明記されました。そして、今、手話言語は音声言

語と対等な言語であることの理解と普及が必要となっています。聞こえない、聞こえにくい乳幼児が獲得する言語として、また耳が聞こえない人が日常生活や職場などで自由に使える言語として手話言語が保障されることは、耳が聞こえない人が社会的に自由に生きられることにもつながります。

補助資料の4-2を御覧ください。本町でも9月から毎月第2・第4火曜日の14時から約1時間、役場の1階ロビーにおきまして手話教室が開催されており、4人が参加をされています。本日も第2火曜日ということで、14時から開催をされますので、関心のある方は申込みなどは要りませんので、ぜひ参加をされてください。また、9月23日は手話言語の国際デーということで、全国各地の名所や施設を青色にライトアップをされ、住民・地域・社会が一つとなって手話が言語であることへの認知を広めることを目指しています。

「あなたのランプの明かりをもう少し高く掲げてください。見えない人の行く手を照らすために」とは、視覚と聴覚の重複障がい者でありながら、障がい者の教育・福祉の発展に尽くしたヘレンケラーの言葉です。自分の足元を照らすランプの明かりを少し高くすると、その分光の届く範囲が広がり、暗闇の中で見えなかったところが見えます。ヘレンケラーは障がいのある人をもっと気にかけて、みんなが見える世界、住みやすい環境づくりの重要性を訴えました。本町においても、SDGsの誰一人取り残さないとの理念に従って、共生社会を実現させるためにも手話を言語として認識し、町民の理解促進と手話の普及に関する基本理念などを定めた手話言語条例を制定すべきだと思いますが、金田町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の、SDGsの誰一人取り残さない理念に基づいた地域共生社会実現は、町としても重要な課題と認識をしております。

手話の言語化につきましては、2006年採択で、翌年発効した障がい者権利条約で初めて規定をされました。それを受けて、国は条約の署名から実際の締結・批准までの間に、2011年の障がい者基本法の改正により、手話を言語として位置づけ、続いて2012年成立の障がい者総合支援法では、意思疎通支援事業が必須事業と位置づけられております。

そこで、町としましても、関係法令に基づき、手話通訳者の派遣事業や、月2回の庁舎での手話通訳者の設置、菊池圏域2市2町による手話通訳者の養成講座を実施しており、今後も町民に手話の重要性の周知と理解向上、そして手話によるコミュニケーションが普及することでの、聴覚障がいのある方の社会参加の推進に努めていきます。

議員おっしゃる手話言語条例の制定につきましては、既に制定している熊本県条例では、手話にとどまらず、広く日常生活や社会生活を営む中で必要とされる意思疎通手段の利用促進及び普及に関する基本理念、県民・事業者・当事者等の役割、施策の基本方針等が定められております。

また、大津町においては、議員おっしゃったとおり、平成27年の3月議会で採択されておりますが、本町をはじめ、全国の市町村議会において手話言語法制定を求める意見書が国に提出をされております。

こうした動きもある中、町が条例を制定する場合には、具体的な手話の活用に対する施策の整理もしっかりとすることが必要だと考えております。

また一方で、筆談、点字、音訳、指文字、代用音声などを含めた中で、県の条例と同様に、聴覚障がい者の生活利便性向上策としての手話言語を総合的に考える視点も大切だと考えております。

町の障がい者施策の最終的な目的としては、すべての方々が日常生活や社会生活に不自由を感じることのない豊かな社会環境や基盤を整えることだと考えております。聴覚障がい者はもちろん、視覚障がいや四肢障がいなど様々な障がいに対して、音声言語や点字、その他バリアフリーなどに至るまで、様々な環境整備に向けた取組の必要性も感じておりますので、まずは総合的に研究を進めたいと考えております。

なお、全国での条例化の状況や今後の手話をはじめ、意思疎通手段の普及啓発等、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。

私からは、全国での条例化の状況や、今後の手話をはじめとした意思疎通手段の町民への普及啓発について、説明をさせていただきます。

議員御質問の手話言語条例でございますけれども、先ほど議員からもありましたように、調査した範囲では、全国で457の自治体が条例化をしております。熊本県内でも熊本県と熊本市が条例化をされております。

このような条例化の動きの前提としまして、町長が申し上げましたとおり、障がい者権利条約や障がい者基本法の改正、そして障害者総合支援法による意思疎通支援事業の実施などがございまして、大津町におきましても国の規定に基づき、創意工夫を重ねながら事業を展開しているところでございます。

今後も意思疎通支援事業は継続していく予定でございますけれども、条例化となりますと、町長から答弁でもありましたように、手話に限定した内容とするのか、あるいは手話に限定せず、あらゆる意思伝達手段に関する条例とするかなど、まず調査分析を行う必要があると考えております。具体的には、既存の聴覚障がい者向けの意思疎通事業をより多くの町民の方に知ってもらい、手話教室などの参加につなげるのかという従来事業の普及啓発のさらなる推進にあわせて、手話以外にも意思伝達に支援を要する方がおられますけれども、周囲の理解が得られ、あらゆる日常生活・社会生活が充実したものにつながるのか、本人や支援機関等へのヒアリング、意見交換などを行います。

その上で、福祉にとどまらない、町の全分野での施策実施が合理的配慮の観点から図られることで、地域社会に気兼ねなく参加できる雰囲気づくりに向けて調査と分析、そして十分な議論が必要かというふうに考えているところです。

町民の皆さんが理解を深めて、相手の方に応じた意思疎通手段を用いることで、誰もがコミュニケーションをとりやすく生活しやすい、地域共生社会の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 今、私も手話を勉強しています。皆さんの幸せのために、何とぞよろしく
お願いします。私も頑張ります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時05分より再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 改めまして、おはようございます。議席番号2番、田代元気です。

通告に従い、一般質問を行います。

今回は2つの質問を行います。まず1点目に、マイナンバーカードの普及と活用について質問いた
します。

質問に入ります前に、今回の質問と関連しますが、一昨日9月11日と8月もお盆の中日の14
日、28日と、日曜日に開庁し、町民の方々のマイナンバーカードの手続のために勤務されました
職員の皆様には、公私ともにお忙しい中、大変御苦勞さまでございます。心から敬意と感謝を申し
上げたいと思います。また、今月は第4土曜の25日も開庁し対応されるとのことですので、引き
続き町民の皆様に寄り添った対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。今回、この質問を用意した背景について、当時の金子総務大臣がマ
イナンバーカードはデジタル社会の基礎となるツールであり、申請のサポートなど、自治体とも緊
密に連携しながら普及促進の取組を加速していくと述べ、その上で普及が進んだ自治体はほかの自
治体と比べてより一層の取組が展開されるものと考えられる。各自治体の交付率の状況などを、来
年度の地方交付税の算定に反映することを検討すると、来年度の地方交付税を算定する際に自治体
ごとのカードの交付率を交付税に反映させる考えを示したといった報道がなされたからであります。

令和4年8月末現在の交付率を見ても、全国平均は47.4%、熊本県の平均は46.8%、
本町における交付率は41.6%であり、いずれも平均を下回っている現状であります。ちなみに、
菊池地域の自治体では菊池市が40.2%、合志市49%、菊陽町46.8%と、菊池市より若干上
回っておりますが、平均しますと低い交付率であります。申請から交付まで1か月以上の期間を要
しますので、申請件数についてはこの数字よりは多いと思いますが、マイナポイント第2弾開始以
降の申請件数はほかの自治体でも伸びているものと思います。

また、九州内でのトップの自治体はお隣、宮崎県の都城市で83.9%と、驚きの数字をたたき
出しております。あまりにもずば抜けていましたので、都城市のホームページを確認しますと、本
年8月1日で配布は終了していますが、カードの交付を受けた市民1人当たり5千円の商品券、
都城マイナンバーカード取得感謝券を配布し、普及の促進とコロナ禍において疲弊した地域経済の

活性化を図る両面で取組を実施しているということが分かりました。

そこで、都城市の担当者に電話でお話を伺ったところ、この商品券の財源はふるさと納税を充てているということでした。都城市は、ふるさと納税の受入額でも令和2年度135億円で全国1位、令和3年度は全国2位ながら、前年度より11億円多く146億円とうらやましい納税額で、人口およそ15万8千人の全員に配布しても8億円あまりの支出で事業ができるとのことでした。すごいなとうらやんでばかりではいけないので、本町においても伸びしろ十分です。町長の口癖でありますトップセールスで、少しでも近づいて追い越していくような自治体になればと思います。

少し話がそれましたが、今回通告した質問ですが、本町において交付率はどの程度なのか、また7月から始まったマイナポイント第2弾開始以後は、事業開始後と比較してどの程度増加しているのかをお伺いします。

次に、マイナポイント第2弾では、保険証とのひもづけが必須になっております。私も8月だけで4つの医療機関を受診しましたが、一つの薬局以外はマイナンバーカードが使えないという状況でした。そこで、町内医療機関において、どの程度マイナンバーカードを保険証として利用できる施設が整っているのかお伺いします。

最後に、これが一番重要ですが、冒頭にお話したマイナンバーカードの交付率に応じて地方交付税に影響が出るのが懸念されますが、普及と活用に向け、町は今後どのような取組をされるのか、以上3点質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードは、国が掲げるデジタル田園都市国家構想の基本方針において、地域のデジタル化の基盤となるツールと位置づけられており、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、様々な取組を推進しております。7月末現在のマイナンバーカードの交付率は、全国で45.9%、熊本県で45.2%、大津町は40.8%となっております。8月末には全国のマイナンバーカード申請割合が50%を超えたとの報道がありました。本町においても8月末時点での申請割合は、全国平均と同じく50%を超えており、今後は交付枚数率の向上にもつながるものと考えております。

次に、マイナンバーカードの利活用の一つとして、医療機関等における健康保険証の利用についてですが、機器等のシステムを整備している町内の医療機関等では、診療所・歯科・薬局を含め、8月14日現在、27.3%の導入率となっております。

現時点では、導入率が低いことが現状としてありますので、令和5年4月から原則義務化となっているため、今後、順次導入されるものと思われれます。

次に、マイナンバーカードの交付率によって交付税が減額されるとの報道がありましたが、カードの交付率によって普通交付税が減額されるといったような趣旨のものではなく、自治体における地域デジタル化に係る財政需要を的確に反映し、自治体の取組をしっかり支えるという考えで検討されているとのことでした。

これからの普及促進についてですが、現在、町ではマイナンバーカードの取得を促すために、町広報紙やホームページ、公式LINEやメールにおける周知、県と協力し企業や学校での出張申請受付、申請に必要な写真撮影のサポートを日曜開庁日に実施するなど、取得率向上に努めているところです。そのほかに、現在、町では情報通信技術の利用格差といわれるデジタルデバイドの解消へ向け、通信会社による出張スマホ教室も実施中です。基本的な操作はもちろん、マイナポイントの申請といった手続の操作もフォローし、マイナンバーカードの促進にもつなげているところです。

今後も、国が目指す誰一人取り残されないデジタル社会の実現のため、安心・安全で利便性の高いデジタル社会のツールとなるマイナンバーカードの普及に向けて、一層の普及促進を進めていきます。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） マイナンバーカードについてですけれども、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるもので、国では、その普及と利活用の強化を進めております。また、マイナンバーカードの普及促進により、行政手続のオンライン化やデジタルサービスの充実などの相乗効果が期待をされております。

しかし、マイナンバーカードの交付は、令和4年7月末現在、本町では40.8%と、思うように普及が進んでおらず、取得した場合にできることを住民の皆様十分に周知できていないこと、あるいはできることは伝わっていても、それに対してメリットを感じていただけないということが要因と考えております。

マイナンバーカードの取得のメリットとしては、公的な身分証明書として広く利用することや、住民票など各種証明書をコンビニで取得でき、マイナンバーカードと、カード内のICチップに記録された電子情報を読むためICカードリーダーやスマホを利用することで、自宅で確定申告のデータを税務署に送信することも可能になります。

また、政府が運営します情報提供等記録開示システム、マイナポータルですけれども、これについても各行政機関からのお知らせなどを確認することも可能となっております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、働き方や価値観の変化は私たちの暮らしに大きな変化をもたらし、リモートワークの普及により、地方で働くことができる環境を求める方が増加するなど、生活スタイルの多様化につながる大きな変化をもたらしております。

こうした私たちが直面する大きな変化の中で、本町が次の時代へどのように歩いていくかの方針を盛り込み、オンラインでの行政手続をはじめとするデジタルサービスの利活用と実現を目指す、大津町DX推進計画の策定を現在進めております。

今後につきましては、この計画策定の議論とともに、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードのより一層の普及促進を図るため、住民の皆様にはマイナンバーカードの必要性やメリットを広報等で分かりやすく周知を行い、国の動向についても注視しながら、引き続きマイナンバーカードの取得促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。

私からは、医療機関等におけるマイナンバーカード利用のためのシステム整備状況とカードの取得支援について、御説明させていただきます。

まず、令和3年10月からマイナンバーカードを利用して医療機関等を受診することができるようになりましたが、町内でマイナンバーカードを利用可能な機器等の整備が完了している医療機関等は、現在、全体の27.3%となっております。

内訳として、診療所が15%、歯科が36.4%、薬局が38.5%の導入率となっており、特に診療所の導入率が低い状況となっております。

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合、御本人の同意を前提に医師が過去の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになりますので、正確なデータに基づく診療、薬の処方を受けられるようになります。

また、確定申告においても、マイナポータルと連携して医療費通知情報を取得できたり、転職や引っ越しをした場合も同じカードを継続して利用できるなどのメリットもあります。

さらに、今まではマイナンバーカードを保険証として利用した場合の患者負担は、システム整備費を補うために、利用しない場合より高くなっていましたが、令和4年10月からはマイナンバーカードを保険証として利用した場合の負担を下げる、新たな診療報酬の仕組みを適用する考え方が示されております。

町内の医療機関等におけるシステム整備等の進捗状況を知るために、まだ運用をされていない医療機関等の一部を確認を行ったところ、6割の医療機関等ではカードリーダー等の機器等の導入は終わっているものの、回線工事等の遅れにより運用ができていない状況でしたので、工事の完了次第、マイナンバーカードの利用ができるものと思われま

す。また、整備に未着手の医療機関等につきましても、医療機関等におけるシステム整備の補助期限は、システム導入が原則義務化されるまでの令和5年3月末までとなっておりますので、導入が進んでいくものと思われま

す。次に、マイナンバーカードの取得が進まない理由の1つとして、必要性やメリットを感じない、または個人情報の漏洩が心配、申請方法が面倒との御意見がございます。

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する重要なインフラでありますので、今後は住民の方の不安を払拭するため、マイナンバーカードの安全性、必要性、メリットの周知・広報を強化し、マイナンバーカードの取得促進につなげてまいります。

また、普及に向けて行っているマイナンバーカードの夜間、議員先に御案内いただいた休日における案内サービスの継続、交付申請支援の強化、地域や企業、学校などへの出張申請サポートを実施するなど、申請しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 何点か再度質問します。

結構何か再質問で用意しとった分もお答えいただいたのであれなんですけど、例えばマイナンバーカードを持つことよってのメリットで、先ほど都城市の例は言いましたけど、熊本市が12月よりコンビニで発行する場合は10円で住民票や印鑑証明を発行できるという取組をされるようで、そういったメリットがあれば、住民の方ももっと申請してマイナンバーを持つことになるのかなと思うんですけど、やっぱり町として独自のそういった取組が必要と思うんですけど、そういった取組は検討されないのかをお伺いします。

それと、このマイナンバー交付率によって、交付率が伸びれば交付税がちょっと上乘せとかあると思うので、この件に関して町長の認識と考えを伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーを伸ばすためにというところで、周知をしっかりとっていくところ、メリットを感じていただくところ、不安を払拭していくところということを御説明いたしましたけども、メリットの部分に関しまして、熊本市の事例としまして一定期間10円で発行するという事なんですけども、いろいろな考え方があると思いますけども、何かしら町としてもメリットというようなことは考えていきたいと思っています。ただ、この住民票に関しましては、私の把握する限りでは、基本的に住民票を取る方は決まっておりますので、新しい普及にはあまりつながらないところもあると思っております。ですので、全体的に、長期的に住民の方が本質的な利便性とメリットを感じてもらえるような仕組みを大津町としては考えていきたいと思っています。それが金銭的な誘引策なのか、あるいは利便性という面なのか、そこはDX計画の中でしっかり進めていきたいというふうに考えております。

また、交付税に関しましては、今、現状のところを調べてみても、実際どのくらい反映されるのかということが全く分かっていないところでございます。仮の話ですけども、大津町がそれで1億円ほど変わるようであれば、もちろん5千万円ほど投資してやるメリットも生まれますけれども、そこでもまた投資対効果等も変わってくると思いますので、総合的に情報もしっかり集めながら進めていきたいというふうに考えていきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 今後も普及に向けて、あらゆる媒体を駆使して広報・啓発することはもちろんですが、町長も言われました町独自の、ほかの自治体がまねしたくなるような取組を検討し、実行されますことを御期待申し上げまして、次の質問に移ります。

次の質問は、今年3月議会に引き続き2回目となりますが、中学校部活動改革について、地域移行について質問いたします。

先日、NHKの視点論点という番組がありまして、本年6月にスポーツ庁から運動部活動の地域

移行について、8月に文化庁から文化部の活動の地域移行に関する提言がなされたことを踏まえて、部活動の新しい形について、日本部活動学会の会長をされております長沼豊さんという方がお話されている番組があったんですけども、まず長沼氏は、今ある部活動を地域に移行するのではなく、新しい形として様々な年代の方が一緒に活動できる地域クラブをつくっていくことで、今あるクラブを少し変えることで、スムーズにできることもあるとお話され、地域移行という難しい考えではなく、地域展開と考えることを提案されておりました。また、この地域展開の課題についても、今年3月の議会でやりました指導者の確保の問題、クラブの運営主体、要は受皿ですね、と経済的に厳しい家庭への支援の在り方など、共感できる部分ほとんどをお話されていました。

そこで質問に入りますが、3月議会の答弁において、生徒や保護者、地域住民への説明を行い、地域部活動への理解を進めていく、また運営団体の整備に向け、検討委員会などを設置し、具体的な運営方法や人材育成について検討していく。経済的な理由で地域部活動に参加できないことがないよう、部活動費の補助などについても検討していくとの答弁がありましたが、この半年での取組についての進捗状況をお伺いします。

次に、前回、主に運動部について質問だったため、吹奏楽部に所属されている保護者さんから、吹奏楽部はどうなるのと言われましたので、文化部についてはどのような課題を認識しており、どういった取組を行い、検討しているのかお伺いします。

最後に、移行期間の開始まで残り半年あまりとなりましたが、国・県の動向も注視しながら、町としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。

田代議員の、中学校部活動の地域移行に関します御質問にお答えいたします。

部活動は、スポーツや文化芸術等に親しむ機会を提供し、教科学習とは異なる集団での活動を通じた責任感・連帯感を涵養するとともに、自主性の育成など人間形成の機会ともなっております。しかしながら、近年、少子化が進行し、チームスポーツなどの持続可能性という面で部活動の厳しさが増えています。

また、これまでの部活動は教師による指導のもとで成り立っていましたが、教師の働き方改革の中で部活動指導が時間外勤務の大きな要因の一つであることや、指導経験のない教師にとっては負担感が大きく、生徒にとっても専門的な指導を受けにくいなどの課題もあげられています。

このような状況を踏まえ、生徒にとって望ましい、持続可能な部活動と教職員の働き方改革の両立を目的とする中学校部活動の地域移行が求められています。

本年3月議会定例会の一般質問では、中学校部活動改革における、今後の取組や方向性について答弁いたしました。これまでの取組としましては、文化部の地域移行も含めた先進事例研修、町内スポーツ団体等関係機関との協議及び地域移行に伴う体育館等施設管理の手段として、リモートロク実証実験に向けた協議などを行っているところです。

国は、令和5年から7年度を改革集中期間と位置づけていますが、学校・保護者はもちろん、地

域・県・国・中体連などの多くの組織にまたがる大きな課題であり、熊本県町村教育長会においても理事研修会等で、中学校部活動の地域移行に係る各自治体の状況や課題等を共有し、県に対する質問や要望等を上げることになっています。

今後、できるだけ早く検討委員会を立ち上げ、関係機関との協議を重ねながら、人材の確保や育成の在り方、生徒のニーズに沿った活動を検討していきます。

なお、先ほども申し上げましたが、休日の運動及び文化部活動の地域移行に向けた改革集中期間は、令和5年から7年度とされておりますので、大津町としましてはこの期間において受皿となる運営団体や経済的に困窮する家庭の生徒への財政的な支援の在り方など、支援体制を十分に検討・構築したうえでの地域移行が大切であると考えております。

中学生にふさわしいスポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を、学校単位から地域単位での活動に変えていくことで、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保してまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。

それでは、田代議員の中学校部活動の地域移行について御説明をさせていただきます。

令和4年3月議会定例会の一般質問において、今後の予定としては、国や県からの情報収集を行うとともに、地域の受皿となる運営団体の整備に向け検討委員会等を設置し、具体的な運営の方法や人材の育成について検討していくと答弁をしております。

その後、国の方では、6月にはスポーツ庁、8月には文化庁から、地域移行に関する検討会議の提言がっております。

大津町におきましては、それらの提言を参考にしながら、町内スポーツ団体の御協力により、群馬県NPO法人の新町スポーツクラブ理事長による先進事例研修や、町内スポーツ関係団体代表者と指導者の確保や育成等について協議を行ってまいりました。

関係団体との協議の中で、持続可能な部活動を実現するうえで、生徒の部活動に求めるニーズを把握することが重要であるとの御意見をいただき、アンケートによるニーズ調査の準備を行っているところです。

文化部につきましても、運動部と併せて協議を進めておりますが、休日及び夜間に貸出しを実施している屋内運動場などとは異なり、文化部の活動場所は校舎内となることも考えられるため、施設管理などの問題が国の検討会議でも課題となっております。

本町でも同様の課題が考えられることから、施設の改修も含めて学校と協議を始めており、構造計画研究所の協力を得ながら、リモートロック等の実証実験に向けた協議も進めております。

9月に入り、県から初めて部活動の段階的な地域移行に関する説明会が開催をされております。そこでは、まずスポーツ庁、文化庁で行われてきた地域移行に関する検討会の提言内容についての説明、2つ目に休日の部活動における地域移行については、令和5年度から令和7年度の3年間で

目標として段階的な移行へ進めていくこと、3つ目に今後、国からのガイドラインが示され、それを受けて、県は地域移行の推進計画を今年度中に策定することなどの方向性が示されました。

町としましても、今後、それらをもとに学校、生徒、保護者への情報提供や関係機関との協議並びに検討会を開催しながら、ニーズ調査の実施やリモートロック実証実験を行ってまいります。

また、県と外部指導者と相談しながら、可能であれば週末の部活動指導員を増員して、平日と休日の指導者間の連携強化を図りながら、段階的な地域移行へつなげていきたいと考えております。

今後とも関係団体と協議を深め、課題となります人材の確保、活動場所となる施設の利用率や利用調整の手法、また部活動費と経済的に困窮する家庭への支援並びに指導者への報酬などの財源確保など、様々な課題を整理しながら、大津町の子供たちにとって、ふさわしいスポーツ環境と持続可能な部活動の在り方を実現する、休日の運動及び文化部活動の段階的な地域移行を、子供たちを中心に学校、家庭、地域及び行政の五者が連携・協働して一体的に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 何点か再質問します。

はっきり言って、全く危機感が感じられないんですね、残り半年で移行が始まるということですね。保護者の中には、来年の4月から土日の部活は先生が教えないとか、土日は部活がなくなるとか、そういった認識をもっている保護者も少なからずおられるんですね。さらには、先生の中でも、来年の4月になったら土日は指導しなくていいとか、そういう話もあるんですね。そういったことに対して、町が急いで受皿とか指導者の確保は国・県の動向を待つより先にやっちゃいけないと思ってしまうんですけど、その辺、半年でできるのかというのが1点と、地域の現状、例えばサッカーとか野球とかバレーとか、多分スムーズに移行できるのはあると思うんですよ。そういったことに対して、地域の現状をしっかりと理解しておるのかというのが1点。あと、令和5年度からの3年間と何度もおっしゃいますけれど、その3年間のスケジュールに対するプランは出来上がっているのか、以上の件について再質問いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 田代議員の再質問に御説明を申し上げます。

3点あったかと思えます。1点目、土日の部活動がなくなると、町も急いでやらなければならないのに、あと半年しかないということで御質問でございますが、先ほども教育長、私の答弁の中にもありましたように、国の方向性としては来年、令和5年から令和7年の3年間をかけて、まず休日の部活動の段階的な移行を進めることと、これが大きな目標になります。その後、令和8年度以降は平日に向けた地域への移行を進めていくという大きな目標が示されておりますので、それに向けて大津町としましては計画を進めていきたいと考えております。

それから、地域の移行、現状ということで、2つ目にバスケットボールとかということで御説明がありました。確かに、今、外部指導のコーチの方が大津中学校、大津北中学校に複数名配置を

されておられます。そういった競技の指導あたりにもあたっていただいておりますので、人材的に今おられる方もおられますが、全体的に部活動の課題であります部活動費であったりとか、施設の利用をどういったところでやるのかとか、具体的に、全体的に、総合的に考えなければならない部分がございますので、そういったところを整理しながら、そして地域への移行ができればと考えております。

それと、令和5年度から3年間のプランということでございますが、国のガイドラインが今後示されますので、それをしっかり受け止めて進めてはいきたいと思っております。ただ、今できるところの関連団体との協議であったりとか、そういったものを今進めております。今回、冒頭の質問のところ、NHKの視点論点の中での話がございました。今あるクラブがあることで、地域に展開を行うことができるんじゃないかというところで、私たちが事前に研修をする中で、群馬県の新町スポーツクラブというところのNPO法人のお話も勉強させていただいております。20年ほど前に地域スポーツ型に移行された団体でございます。クラブおおづさんとも深いつながりもあられますので、そういったところを通じて研修会を組んでいただきました。いろんな協議をその中で進めておられて、子供から大人までが活動が一緒にできるというような活動を展開をされております。そういったところも参考にしながら、今後は計画をしていきたいと思っております。

まず、先ほど答弁の中でも、週末の部活動指導員を増員して。来年度から段階的に進めていければということも考えております。検討していく中でそういったところも段階的に学校の指導にあたっている顧問の先生と、地域の指導者の方の連携も深めながら、そういったことがスムーズに移行ができるような展開も考えて進めていきたいと思っております。

そして、最終的には3年間で週末の地域移行あたりが全体的にできればというようなところで考えていきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問というか、答えと質問と全然違つとったと思うんですけど、地域の現状をどう理解しているかということなんですよね。今、学校に外部の指導者で指導員がおられるとかじゃなくて、例えば民間のスポーツクラブがありますよね。そういったことに対して、町はちゃんと現状を把握しているのか。例えばサッカーだったら、クラブチームがありますよね。多分、2チーム、今、大津町にあると思うんですけど、そういったところがどういった活動をされとるのかとか、そういったことの現状を理解しているのかという、私は質問をしたんですけど、それに対して一切答弁がなかったの、うーんと思ったんですけど。あと、令和5年度から3年間かけてやればいいみたいな感じなんですけど、本当に多分、来年の4月になったら、土日、先生は教えなくなるというのが発生すると思うんですよ。そういったことに対して全然危機感を感じていないというのが、私の認識なんですよね。それに対してどういうふうに受皿を、地域がやることというのは明白なんです。受皿をつくることと指導者の確保なんですよね。国・県の動向、国・県が把握しとるわけじゃないじゃないですか。それに対して本当、町が全然危機感をもっていない、本当子供た

ちが取り残されるんじゃないかという危機感しか、私はないんですよ。それに対して、町はどういう認識をもっているのか。私の中でこの半年間、何もやっとならんとしたから、またこの質問を用意したんですよ。その点に対して、もう一度答弁をお願いします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 再質問のほうに御説明させていただきます。

現状を理解しているかというところでの答弁が違うということでございますが、現在、町内でもいろんなスポーツ団体、それから個人さんで指導されている団体とございますか、ところもあるようです。生涯スポーツの運動公園にあります、体育館の生涯スポーツ系のほうで一旦全体的にどういった活動をされているかということでは把握、調査をさせていただいておりますが、ただそれがすべて網羅しているかということでは漏れている部分もあるかも知れません。ただ、ある程度、町内の各施設あたりで活動されているところは把握をしているところでございます。

それから、土日の休日移行について、危機感がないのではないかとこのところでございますが、国が示されますガイドラインには大きな方向性が示されておりますので、できるだけ移行ができる部分については移行はしていきたいとは思いますが、ただ急ぎ過ぎて十分な整理ができないまま着手することは、余計子供たちの将来のため、家庭のためになるのであれば進めていければと思うんですが、そういった全体的な整理も必要だと思いますので、急ぎすぎてばかりでは十分な検討が、検証ができないかと思っておりますので、まずは先ほども、最初の答弁で言いましたように、子供たちを中心に、それから家庭、それから学校、それからいろんな地域のスポーツ団体がおられますので、そういったところの話も聞きながら、一つ一つ整理して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 少し説明を補足させていただきます。

田代議員が大変心配していただいております、残り半年で、来年4月から部活動がなくなるんじゃないかとか、部活動を指導する先生がいなくなるんじゃないかという御心配でございますけれども、休日の地域移行が実現するまでは従来の部活動をこれまでどおりにしていただくということになりますので、そのへんの御心配は大丈夫じゃないかなと思っております。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時46分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、こんにちは。3番議員、時松智弘が一般質問の壇上に立ちます。

まず最初に申し述べておきたいのが、先の参議院選挙の選挙期間において、安倍晋三衆議院議員が奈良県で暴漢に襲われ亡くなるという事案がありました。私は、議会制民主主義、これを考えた

ときに、自由な意見、自分の意見をしっかりと公の場で、法のもとに、公共の福祉のもとに、しっかりとした発言をしていく政治家が暴漢に襲われと亡くなったということに対して。一議会人として哀悼の意を示します。

私もこの町で行政と政治が車輪の両輪となって、しっかりとこういう場において発言をすることで、住みよいまちづくりが推進できることを一生懸命頑張りますとともに、県政もまた、国政もまた、そういった形で議会人がしっかりと発言ができるということが、自由が保障される素晴らしい世の中であってほしいと心より思います。

それでは、通告書に従って、一般質問のほうを行います。

資料でお示ししているんですが、今回の質問については親水の要素を取り入れた都市公園の整備について、2問目は町のPR戦略と指針とSNS時代における情報の提供の強化について、3問目については消防団の活動服のデザインと交付要領について、以上3点において質問をいたします。

最初の質問の親水の要素を取り入れた都市公園の整備についてであります。振興総合計画の説明を行ったまちづくり懇談会、これは町のホームページのほうにも内容が出ていると思います。実に様々な人たちの意見が出ておりました。建設的な意見をどんどんどんどん拾い上げていって、こういった一般質問の場でその中身について深く掘り下げていくことが非常に重要であると思います。その中で、誰もが行きたくなる都市公園の整備としての要望、大津町の目玉となるような公園があれば、さらに良い。子供の視線を取り込んだ公園づくりをしてほしいという意見が上がっております。

町民の公園の満足度という質問については、昨年の私がスケートボードが利用できる公園の整備をという趣旨の一般質問をしましたが、依然として町民の皆様からは公園の魅力化の要望は、若年世代とその保護者を中心として数多く上がっているわけであります。

そこで、私は前回の質問の中でちょっと抜けていたなというところがありましたので、改めてこちらの資料を付けておりますが、都市公園を整備することの目的、それは都市計画法第4条第6項の中にあります都市計画施設の一つであります。目的は先ほど冒頭のところでも述べさせていただきましたが、公共の福祉の増進のためにこれを設置するとあります。公共の福祉とは、日本国憲法の定める権利である一定の制限する基準です。要するに、権利は権利として皆さんあるわけですが、やはりそれは公共の福祉という観点では、都市公園は広く皆様にサービスを公平に分かち合っていただくという、そういう位置づけがあります、公共の福祉を増進する設備とは、これは都市公園法という法律の中にありますけれども、この中の1から8まで、これは法律の条文に書いてあります、そういった施設を付けておいてくださいということなんですね。2番及び5番のところに、色を青く変えておりますけれども、噴水や水泳プール、運動施設や修景施設と呼ばれたものをしっかりと設備することが重要であるというふうになっております。

都市公園法が制定されたのは、昭和31年、戦後復興から経済成長へ移行する中、例えば終戦から都市が荒廃をしておいて、そこから力強く都市づくり、まちづくりというのを作っていく。先ほどは区画整理の話が一番最初の一般質問でありましたが、そういった区画整理をしっかりと

ていかないと、乱開発、無尽蔵に人口が増加をする、そうすると緑地というのがどんどん足りなくなる。田中角栄さんという人が全国で遊説をしたときに、まさしくそれに触れたんですね。息をするのも苦しいような都市づくりではいけない、だから緑地をしっかりと整備するんだ、下水道・水道のインフラを整備するんだと、ヨーロッパやアメリカのような美しい町並みをつくるんだというような話がありまして、それがこの法律の制定されたところの都市計画法及び都市公園法の位置づけであります。

緑とオープンスペースの稜を整備し快適な住環境を確保する、これが主な目的なんですけど、現在の社会情勢は、大津町は人口が増えていますけれども、日本全体としては減少期に入っており、社会が成熟し、市民の価値観の多様化、都市のインフラが一定程度整備され、持続可能で魅力あふれる高い質のまちづくり、これが必要になってくる。住民の生活の質の向上を目的とするべきとの報告、これが国土交通省の新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園の在り方検討会というのがありました。

資料2枚目になります。誰もが訪れたいくなるまちづくりを担う、その都市公園の整備の重要性、先ほど言いました、戦後復興の中では緑地をつくれればよかった、けども今は都市公園の中にニーズをつくらなければいけません。その中ではこの国交省の資料なんですけれども、左側に7つ項目で抜き出していますが、観光、活力、子育て、防災、環境、景観、文化、それぞれのジャンルにおいて、前回質問させていただいたときの答弁の中にも入っていたんですが、都市公園ストック機能とアダプト、これをしっかり活用してくださいと。要するに、それだけの公園を町の財源で整備するのはとても大変ですから、民間活用と市民参加の整備の体制、これがいわゆるアダプトというやつなんですけれども、この都市景観づくりが大変重要であると思います。これらを背景とすれば、緑とオープンスペースがもつ多機能性をもった公園の整備、単に植栽を植えるとか、単に遊具を整備するというので、漫然とした空間の間隙をつくるのではなく、集客力である施設となるように、地域の活性化となるように、公園を整備していただきたい。特に、遊具、施設の導入にあたっては、単に流行におもねることなく、町の名所づくりや伝統が感じられる趣のものを整備していただきたいんです。

3枚目の資料です。白川流域灌がい用水群というのがあります。この町は水郷が売りなんです、本当は。水が豊かに流れている町であったはずなんです。上井手と水車の歴史的遺産と伝承と、涼を求める施設、優良な親水公園があれば、恐らくそれは観光名所として町内外の子育て世代の人流が活発になるのではないかと私は思います。

下のほうにお示ししております合志市の元気の森公園や、熊本市の武蔵塚公園のように、親水公園はたくさん近傍の市町村にございます。水資源の歴史的遺産と伝承、涼を求める施設、優良な親水公園をつくれれば、近年の猛暑で親水に対する要望は、若年層のみならず、大変高いわけでありますので、例えばプールなどの体育施設を整備してほしい、水遊びができる場所や噴水などの要望もあると聞いております。特に町中心部にはそうした親水公園の性質をもった都市公園がなかなかないのは寂しいことだなというふうに思います。

下のほうに書いておりますが、近年の気象の状況を考えれば、涼を求めるニーズは大変高い。大津町の新たな名所、子育ての世代が注目するスポットとして、以上の観点より、都市公園の整備にあたり、先進事例調査研究はどのようになっていますか。

また、熊本の水資源、地下水資源を活用し、活気のある町内ですね、親水公園が造れないか、以上2点質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の御質問にお答えをいたします。

都市公園は、都市公園法に基づき地方自治体や国により設置される公園又は緑地と定義され、防災・環境・健康・景観・文化・教育・コミュニティ・観光・経済など、様々な役割・機能をもっております。

5月、6月に行われた振興総合計画の説明に伴う町づくり懇談会の中でも、あるいは住民アンケートの中でも、公園に関する御意見や御質問も複数あり、住民の皆様からは、例えば大型遊具を備えた公園など、魅力ある公園の整備の要望が多くあがっておるところでございます。

都市公園法が昭和31年に制定され、60年以上が経過、その間で社会情勢は大きく変化しているため、国も公園の今後の在り方を検討し、平成29年に同法の一部を改正し、変化への対応策を講じているところです。

議員御質問の、親水の要素を取り入れた公園の整備についてですが、本町においても平成5年度には、誰もが水及び人とふれあう場として、現オークスプラザ南西に頭首工・水車などを設置した親水公園の整備、平成14年度には、北部に矢護川公園を整備しました。しかし、親水公園におきましては、地下水をポンプでくみ上げ溜める仕組みの運用であったため、高額な電気代や水温の上昇によるコケやカビの発生などに対する維持管理のコスト面や、夜間の通行人などのガラス瓶の投げ込みなど、安全面・衛生面から、平成18年には親水機能がなくなり、熊本地震後には庁舎建設に伴い、現在の広場となった経緯がございます。

その後も、水に親しむ文化の継承を目的とし、上井手公園の整備や、まちづくり交流センター敷地内に水をくむ場を設けるなどの取組も行ってきました。また、先ほど話した水場のある矢護川自然公園には、特に夏場には多くの子供連れの家族が訪れ、にぎわっておるところでございます。

私も以前、特に広大な敷地に対して利用者が限定的である昭和園について、水場の設置を研究したものの、初期費用や維持管理費などの課題に直面した経緯があり、親水公園の整備にあたっては、矢護川自然公園のような湧水や川などの地形を活用した自然構造ができれば理想的であると考えております。

しかしながら、昨今の猛暑の影響で、親水に対する要望も増えていることが想定されますので、今後のまちづくりにおいても、既存施設の水資源の活用を整理・検討し、国や先進地の動向を注視しながら、有利な補助事業や民間活力の活用など、様々な視点で財源を確保し、国内外から注目される集客力のある公園整備を行い、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の御質問について、御説明いたします。

現在の都市公園の充足状況をまず御説明いたします。本町では令和3年度末時点で、都市公園面積39万2千121平方メートルに対し、人口3万5千757人と、1人当たり10.97平方メートルで、都市公園法第3条、同法施行令第1条の2で定める、住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準10平方メートル以上を超えている状況です。そのため、都市公園を新設整備するうえでは、国の補助制度が活用できないため、財源の確保が課題となっております。

国の補助事業といたしましては、社会資本整備総合交付金事業の1つに、都市公園ストック再編事業が設けられました。この事業は、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行うものです。採択要件として、立地適正化計画又は緑の基本計画を策定していることとなっております。

現在、本町には立地適正化計画等は策定されておりませんが、今回の補正で肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討事業計画策定等事業委託を計上している中で、肥後大津駅を中心としたまちづくりについて、大津町の将来像を検討し、整備方針の整理を行い、その中には立地適正化計画策定の検討も行う予定です。今後、まちづくりを行っていくうえでは、立地適正化計画の活用は必要と考えております。

現在の都市公園の中で、中部地域には大津中央公園や駅南西公園・駅南東公園、通称かぶとむし公園があります。公園において水を活用しているものとしましては、大津中央公園では旧日本アルコール産業時代に利用していた地下水をポンプでくみ上げ、公園トイレ及び子育て検診センターのトイレの水に有効活用し、遊具付近にはミストシャワーの設備も設置しております。上井手公園では、水を利用し水車を回しております。

今後、親水の要素を取り入れた公園整備を検討するうえでは、以前あった親水公園が機能しなくなった背景等を検証・整理し、既存の水資源の有効活用も考慮しながら、また施設整備や管理運営面についても、他事業との連携や地元住民などとの協働なども視野に入れ、大きく変化する社会情勢の中で、その時その先の住民ニーズを予測し、地域の活性化が図れ、かつ持続可能な魅力あふれる公園整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度、質問します。

また、資料を出していただいているんですか。今、答弁の中にあっただけですけども、やっぱりこの水資源の活用この町の最大の売りをつくるんですというときに、ぜひ参考にさせていただきたいのが、さっきの立地適正化計画の話なんですけども、要は仙台市というのがありますよね。杜の都仙台なんておっしゃるんですけども、仙台市の公園化比率を住民1人当たり16平米あるんです、実は。だけど、彼らは令和3年の立地適正化計画を設立することによって、公園ストック事業という補助事業をもらっているんですよ。であれば、その立地適正化計画というのをしっかり立てていくこと

によって、確かにさっき答弁の中にありました10平米は確保できていますと。しかし、今も人口は3万5千700人、これから3年、5年と人口4万人の町を目指していくということは、当然、充足率は足りなくなってくるわけなんですね。その充足率が足りなくなってくる中に立地適正化でストック化を行って魅力的な公園を整備することができるのかなというふうに思います。

熊本市北区の坪井川緑地というのがあります、肥後っ子ジャングルというのがありますけども、そちらに遊水池があるんですね。15万人になっています。そしたら、この人流というのはなかなか見過ごせないんですね。すごい経済効果を、私は持っていると思います。当然、子供たちがそこに集うわけですから、にぎわいも生じると私は思います。

また、先ほど大津中央公園のポンプのお話をちょっとされましたので、ポンプの話に触れますと、あそこはもともとアルコール工場で年間1万5千キロリットルのアルコールを精製しておったと。アルコールの精製ってものすごく水の量が必要になります。大体試算ですけども、生産するアルコールの量のおよそ3倍から4倍の水がいるであろうと。そのときに井戸水の件が、旧アルコール工場の場合は1分間に1.1トンくみ上げることができるポンプが付いておったそうですが、今そのポンプの能力をずっと落として、要する子育て支援センターとその周辺に使う容量に落としてあるかと思っています。水がそれだけ出るということが分かっておりますので、例えば先ほど言われました、ほかの事業との連携ということを考えてときには、水はとても大事じゃないですか。給水というのは、災害のときにも非常に使えるものでもあるし、あるいはそういったものをしっかり整備すること、先ほど私が示させていただいた国土交通省の公園の整備の計画とちょっと合うのではないかと思います。

先ほどの答弁の中では、立地適正化計画検討という形で言われたと思うんですね、研究をするという。要するに、その先行的ないわゆる森の都、いわゆる水の都といわれているところの立地適正化計画を参考に、もう少し強めに推進することができないかということでお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の再質問について御説明いたします。

議員御質問の、現在の大津中央公園の場所は、昭和13年7月に国営アルコール工場として創業を開始しております。平成14年12月に操業を停止し、その後、平成20年度のまちづくり交付金事業を活用し、現在の中央公園になっております。

また、中央公園については、中央部の防災拠点として、かまどベンチやマンホールトイレなどの防災設備を設置しており、その後も非常用発電機を整備するなど、災害時の指定避難所としての機能の充実を図っております。

先ほど言われました、工場で利用していた地下水ポンプですが、子育て健診センター及び中央公園内のトイレや散水で使用するには能力が大きすぎるため、現在の10分の1の能力へとポンプを入れ替えております。

活用については、現在、くみ上げた地下水は受水槽にためる仕組みとなっておるため、仕掛けの噴水など活用するには、利用する水量が受水槽の貯留量以内であれば検討は可能であると考えてお

ります。

また、地下水を飲料水として利用するためには、水道法及び水質基準に関する省令に定める検査項目の水質基準に適合することに加え、水質結果によっては毎日、3年に1回程度といった幅広い検査頻度で検査を実施する必要があります。

このように様々な条件がありますが、議員がおっしゃる水資源の活用については、今後、公園整備の一つとして取り入れていく必要があると思います。

それと、先ほど言われました立地適正化計画については、県内の市町村の状況も研究して進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

立地適正化計画に関しましては、今、大津町のように広がっている町に関しては、ちょっとそれが制限・制約になるようなところもありますので、そこも踏まえた上でしっかりと研究を進める中で考えていきたいというふうに思っております。

また、公園面積の話もありましたけど、おっしゃるとおり、公園は非常にどの世代にとっても重要で魅力的なものであると思っております。ただ、その広がりだけではなく、既存の例えば昭和園ですとか、あるいはスポーツの森、あそこも都市公園と位置づけられておりますので、そういったところの利用がまだまだ限定的なこともありますので、例えば今、スポーツの森に関しましては指定管理の中でより自由度の高い使い方をしてもらうこと、あるいは昭和園に関しましては、前回の全員協議会でお示ししましたとおり、単に子育て拠点とユニバーサルデザインの遊具等を備えた子育て拠点をつくる中で、昭和園との一体的な使い方も考えていく。そして、その全体の魅力を上げていく、その中で当然、親水公園の在り方というのも突き詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今回答をいただいたとおりで、やはりニーズというのはすごくあるんだということがこれでお分かりいただけたのかなと思います。これはフリーペーパーの「GO-OHZU」104号、表題がもう既に「集まれ大津のひんやり」と、夏場のときにやっぱり涼を求める声がかうしてもう如実に現れておりますので、こういった形で特集記事を組まれるぐらい、それはニーズがあるんだよということなので、しっかりと検討していただきたい。

また、井戸の話なんですけど、先ほどおっしゃられました昭和園のほうですけれども、古くの方に聞けば、そこにはやっぱり井戸があるそうでございます。そういうところの再発見、魅力化というのも町にとっては良いことではないかなと思います。

次の質問に移ります。町のPR戦略の指針とSNS時代における情報提供の強化についてであります。私がおの質問を組み立てたときは、JRの肥後大津駅からの延伸の話がまだありませんでし

たので、ちょっとこういう書きぶりになってはいますが、ここ3か月と言わず、何か月か、例えばYahooを検索します、グーグルを検索しますという、大津町で何々しましたというのがなかなかでこないんですね。キーワードが出てくる報道が少ない。少なくとも近隣市町村の発する話題のほうが多いように感じました。これは何もTSMCがあるからとか、そういうことは全く関係なくて、近隣市町村のトピックスより大津町のトピックスがちょっと少なく見えるなど思ったんですね。町の魅力をPRすること、これはマスコミの方に逆取材をしましたけれども、別に地方紙だけじゃなくて、いろんな方に私は聞きましたけど、やっぱり少ないですねということだったんですね。町の魅力をPRすることは、先の都市公園整備の質問でも触れましたが、魅力ある取組を実施することの情報の提供をすることがものすごく大事。これを何回も何回も重層的にやることで、あぎなえる縄が綱になって、大津町ってすごい情報発信があるんだなということになると思います。これを何でやらなければいけないのかという、ふるさと納税の話が出てきます。菊陽町は住民税の税収が、残念ながら、ふるさと納税の分野だけ考えたら赤字に転落しているのではないかという地元紙の報道がありました。

総務省が令和4年度ふるさと納税に関する現況調査というのを出していますが、ホームページを見れば分かりますが、税の減収に苦しむ市町村、熊本県内では少なくないことが分かります。ふるさと納税については、魅力のある返礼品、あるいは特産品を用意することも大変重要な施策です。しかし、大津町をふるさととする人が都市部に移住している今現在の中で、我が町を支えたいなど知る機会はPRしかないんだと思います。

資料をお願いします。そういった観点で、自治体広報の役割と広報のポイントをどう捉えて分析をしておられますかというお尋ねなんですね。シティプロモーションという、我が町の宣伝をしますよという、今、働き方は多様化しております。熊本市に働く場所があっても住む場所は別に南阿蘇村でもどこでもいいわけなんですね。自分が住みたいと思う場所、移住・定住、観光、企業誘致とか、様々な切り口で広報しなきゃいけないんですよ。そして、先ほど触れましたふるさと納税についても、国内外企業への進出PRとか、あるいはそういう重要度がどんどんどんどん上がってきております。昔は自治体の広報の目標というのは、住民に正しい情報を伝える、これがもう一番大前提だったと思うんですね。しかし、今、SNSやインターネット、メディア、どんどんどんどん幅が広がってまいります。そうすると、町外の人にも地域の魅力を伝える。例えば、今、学生さんの絵を載せていますけれども、子供たちはペーパーレスです、完全に、もうスマホです。そういったところの情報をしっかりアピールできているか、あるいは多様な団体、メディア、媒体を使う。お年寄りが一番最初に皆さん行動しなはることは、テレビをつけることだと思うんです。朝一番のニュースを見なはることだと思います。そうすると、やはり町の情報、熊本県の情報というふうになってくるときに、ここに大津町という言葉が出てくることで、おおというふうなPR効果、要は自分たちだけが広報するわけではなくて、リレーションシップをしっかりとつないでいく。新聞、雑誌、テレビ、ユーチューブ、いろんなものとどんどんどんどんつながっていくと、町の広報がどんどん拡がりが出てくるのではないかと思います。

ただ、SNS全盛時代の自治体のPR戦略はここに書いてありますが、実はPRというのはものすごく難しい仕事だと思います。私も公務員を24年やりましたが、5年間、PRのセクションにいました。やっぱりなかなか難しい、頭が固い、あるいは目標設定というのをしっかりできていない。これってやっぱり何でなのかなとちょっと思うんですが、広報というのは特別な能力が要るんです。熊本県警の道路の電子掲示板があります。ああいうところにとっても面白い、例えば鬼滅の刃を題材にするとか、オリンピックを題材にするとか、そういった交通安全の掲示をしていますけれども、あれって誰がやっているんだろうと、私は不思議だったんですね。そしたら、県警の担当者、これは交通政策課というのがありますけれども、そこの方に聞いたら、担当の一人が決めるんですと、ただ決めたときの決裁は決裁官はもうすぐ政策課長、それから県警副本部長にぼかんと上がるらしいですね。要するに相中にいろんな意見が入ってくると、固くなりすぎて駄目だと。そういうふうなのを戦略として作っちゃうと。広報のやり方として作っちゃうというやり方があるそうでございます。自治体広報が陥りやすい問題点と赤で書いていますけれども、これってネットでいろんな自治体ワークスとかいろいろ見れば、こういうのが出ておまして、どこもやっぱり共通の問題点というか課題をもっているそうです。特に誰に何をどのようにやればいいのか、あるいは内部との情報共有がなかなかうまくいかない。町のLINEがあります。町のフェイスブックがありますとかやっているんですけど、じゃあそこから波及するか、新聞で取り上げられるかというところが難しいんですね。これを誰かが分析するとかいうのはなかなかできなくて、外部の方に意見を求めたりもするんですね。私がやっていたPRセクションもやっぱり外部の人の意見を求めておりましたが、そこがなかなかうまくいかないわけでありまして。改善策は下のほうに書いておりますけれども、これはやっぱりメディアミックスというのを最後にやらなければいけないのかなというふうに思うんですね。やっぱり何とんでも巨大なマスコミとマスメディアと、しっかりとしたそのリレーションシップをとっていくんだという、関係をとっていくんだということをしないと、インターネットの配信や新聞記事、大津町の登場してくる記事というのがなかなか出てこないのかなと。あるいは、これは要は宣伝というのは、勝手に盛り上がってくれる、いわゆるバズってくればいいものではなくて、バズらせることが必要なんですね。だから、そこには町長も多分、広報にも頭を悩ませていると思うんですけども、戦略、こういうふうに物語を載せてほしいなというのをアピールすることが、私は必要だなというふうに思っております。

これをやると、本来はコロナがなければ、この夏場というのはすごくイベントがいっぱいあったんですね。その情報発信もなかなかできていなかった。だから、攻める広報、積極果敢なSNSの活用を行い、観光促進のみならず、国内外企業誘致のために知名度アップをしっかりと含めて、他市町村に後れをとってはならないというふうに思います。今、海外旅行はなかなかありません。インバウンドこそ影はないですけども、国内旅行のニーズは相変わらず高まっております。住民に必要なサービスはもちろんやっていただいて、そこからまたPRを進化させて戦略をもって取り組む必要があるのではないかと思います。

これは東京都の杉並区というところが広報戦略というのを出しています。これは杉並区の方がど

うぞどうぞ使ってくださいという話だったのでいただいたきているんですが、この中に私は幾つか、ああそういう価値観なんだと思ったんですけれども、戦略の2に書いてある複数媒体を組み合わせで効果的な情報発信、やっぱりメディアミックスというのを強化してほしいというのがあったんですね。このメディアミックスをさせていくと、要するに既存メディアとの情報共有、これをやらないと、やはり様々な媒体の使い方があります。新聞が好きな人、テレビが好きな人、ずっと農作業をしているからラジオを聞いている人、様々なそのメディアがありますから、そのメディアミックス戦略というのが必ず必要ではないかというふうに考えております。

以上の観点から、SNS全盛の時代において、要するに若年層に対しても町のPRの指針、そして成果、そして様々な媒体の中で熊本県が市町村の検索数1位を目指すという具体的な目標を例えれば立てたとして、既存媒体であるテレビや新聞を巻き込むような戦略、世代のすべてが反応するような広報戦略は何かありますかということをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

現在の町の情報発信媒体には、広報おおづ、生涯学習情報誌、大津町ホームページ、メール配信システム「からいもくん便り」、大津町公式LINE、大津町公式Facebookなど、様々な媒体があります。

それらすべてを有効に活用して全方位的に有効に活用できれば理想的ですが、発生する業務量も踏まえ、可能なものは作業を一元化・自動化するとともに、発信すべき情報の優先順位を付けながら、広報戦略を組み立てる必要があると考えております。

また、情報過多といわれる時代において、発信する情報量は多ければよいというものではなく、メリハリも必要だと考えております。さらに、町内住民向けと町外住民向けでは、優先して伝えるべき情報が異なる部分も多分にありますので、町内向け、町外向けの情報発信をある、コンテンツとしても、手法としても、分けて整理する必要もあると考えております。

そうした背景・目線で、町の現状としては、住民の皆様向けに紙媒体としては広報おおづと生涯学習情報誌、オンラインでは町ホームページを基盤としながら、ホームページや防災無線とリンク・自動化させた、公式LINEとからいもくん便りを中心に情報発信や啓発などを行っております。

また、広報の担当課だけではなく、各課で案内文書や啓発チラシなどを作成することもありますので、各課、職員一人一人のレベルアップも必要であり、昨年度は民間の副業人材として御協力いただいた広報の専門化に職員向けの広報研修を行っていただいております。

また、本年度から町の道路破損などを住民の方から報告できるシステムを導入していますが、一方的に発信するだけではなく、そうした双方向のやり取り、さらにSNSの普及を踏まえすと、町内外を問わず、受け手に拡散してもらえるような情報発信の在り方も研究・実施していく必要があると考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、外へのプロモーション的な観点からの町外への発信には、まだま

だ強化の余地が多くあると考えております。町外への情報発信においても、まずはどのような目的で、どのような層に、どのような情報を発信すべきかの整理が必要だと考えております。また、発信以前に前提となる町としての魅力や持てる資源を正確に把握・整理する必要があるという考えから、今年度の施政方針において、町のブランディングやシティプロモーションについては順次計画立てて取り組んでいく旨を述べさせていただきました。

一方で、町の人的資源やノウハウにも限界がありますので、現在は民間企業にも協力を仰ぎ、手法面でもコンテンツ面でも情報発信の前提となる土台づくりに向けて取り組んでいるところで、現在実施中の業務量調査の結果も踏まえて、体制も整えながら大津町の魅力をしっかり発信し、それを多くの方につかんでいただくことで、観光や移住、ふるさと納税などにつなげるとともに、町民の皆様のシビックプライドの醸成にもつなげていきたいと考えております。

また、この昨年度から本年度に当初にかけては、新聞社などにも積極的にアプローチすることで、近隣市町村と比較してもマスメディアにも大変多く取り上げていただきましたが、御指摘のとおり、ここ3か月ほどは取り上げていただける回数もかなり減っているように感じております。これはその間に町で行ったイベントや取組などのコンテンツの量にも依存するところではありますが、マスメディアによる発信は広がりの方でも信頼性の面でも大きな効果がありますので、引き続き良好な関係構築と従前以上のアプローチを行っていきます。

なお、メールやSNSは情報量の制約によって詳しく説明することができない側面があるとともに、過去に発信された情報は再度見直されることが少ない傾向があります。したがって、町のデジタル情報の基盤となるのがホームページですが、こちらに関しても住民や議会の皆様からも御意見をいただいているところですので、リニューアルに向けて検討を始めております。

広報活動を強化することで、TSMCの進出などの機会を最大限に生かすことができますし、まちづくりにおいても大事なものであると認識をしております。町の魅力を町内外へ強く発信し、大津町に対する関心をもってもらえることができるよう、職員全員が広報担当者となり、全庁的な取組を進めていきます。

詳細に関しては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 全体的には町長のほうから答弁されましたので、私のほうからは今の町の現状について御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、町ホームページの月ごとのアクセス件数を見ますと、町民の皆さん向けである新型コロナウイルス関係、あるいはゴミ収集のカレンダーなどの記事が上位を占めておりまして、一方町外からのアクセスが高いと思われる記事は、大津町運動公園やワンピースのゾロ像の設置、それから空港ライナーといった記事になり、町外の注目を集める記事掲載が少ないというような状況であります。

ホームページは、SNSやメール配信などのデジタル情報発信の基盤となるものですので、現在リニューアルの検討を進めております。具体的には、閲覧者へのアンケートや記事の階層の整理、

それからSNSとの連携などを強化することで、住民の皆様により見やすく、情報を見つけやすいホームページを目指してまいりたいと思っております。

次に、SNSを活用した情報発信についてですが、町の公式LINEについては、登録者がほしい情報を選ぶことができるセグメント配信を開始し、配信情報についても画像を使って視覚的な分かりやすい情報提供を行っております。

ちなみに、LINEの登録者数につきましては、令和3年度の2千人から現在約6千200人まで増加をしております。SNSの特性としては、ネットワークの中で拡散されていくという議員からの御指摘もありましたけれども、例えば大津町や大津町観光などのハッシュタグを付けることで、そのワードを検索したときに不特定多数の人が町の情報を見つけることができるのではないかと思います。SNSを活用するためには、SNSだけの発信だけではなく、ホームページや広報誌での情報発信を魅力的にすることで、広い層への広報ができると考えております。

また、広報誌である広報おおづについては、紙の特性を生かし、町民の皆さんへ分かりやすい情報を伝えてきております。現在の広報おおづの毎月読む人の割合は60数%で推移しておる状況で、なかなか増えているというところまで至っていないような現状でございます。今後、情報発信の媒体が多様化することで、情報を得る人も媒体を選ばないといけないようになってきました。スマートフォンなどのデジタル機器の普及により、情報発信のメイン媒体は、紙からデジタルへと推移しています。しかしながら、高齢者などデジタル機器の操作が苦手な方もいらっしゃいますので、紙である広報誌の利点等も追求し、磨き上げていく必要があると思っております。

町には、多様な情報媒体がありますけれども、一つの情報媒体のみで発信している場合も確かにございますので、今後につきましてはデジタル、それからアナログ、そこにSNSが入って、その媒体のそれぞれの利点を活用しながら、そして連携した広報活動を進めていくことが求められているというふうに思っております。

戦略的な広報活動については、内部運用の改善や媒体整理などを行う必要があると思っております。特に町内だけでなく、町外の皆さんに大津町を知っていただくような媒体についてどうするかということで、これは先ほどありましたようにふるさと納税率の増加であったり、あるいは企業へ大津町をアピールすることができるように、広報活動についてのルール、それから指針などの作成を進めていきたいというふうに思っております。

また、それ以外にも、今年度からマスメディアに発信するプレスリリースの様式の統一化や、目を引くリリースの書き方などを職員に周知し、積極的な情報発信について全庁的に取り組むよう、今進めております。特にテレビの影響は大きいので、テレビ、あるいはラジオなどで大津町の名前を耳にすることができるように、マスメディアとの良好な関係性についてもさらに構築をしていきたいというふうに思っております。

職員全員が広報活動の重要性を認識し、庁内外を問わず、質の高い広報を行うためには、職員みんなが広報担当者として活動できるように、一定のルールづくり、それから発信しやすいシステムの構築、広報についての研修などを行うことで、町の広報活動について戦略的に進めることができ

るというふうに考えております。大津町の情報や取組があらゆる機会で見にできるように、戦略的に情報発信を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度、質問をします。

海外からの企業がどんどん進出をしてくる、国内のそういう半導体関連企業がどんどん進出をしてくるからこそ、それはいつまでに起きるのかということ、そのTSMCという会社が稼働をし始めるころには、周辺のそういう企業がどんどん立地をするんだよということでありますから、今、総務部長からの答弁があったと思うんですが、このプレスリリースを統一化して、例えば週の初めに何社かの新聞社、あるいはテレビ局がやってきて、ああこういう記事は大津町はあるんだなと、すっと取ればいいわけですよ。新聞屋さんって申し訳ないですけど、新聞記事を書くのにやっぱり足で稼げないと、その中身が伴った記事じゃないから、結局その人たちの能力はどんどん下がるんです。読んでも読みごたえがないものが出来上がってしまうから、新聞屋さん、テレビ局、それから記事関係をする方、みんな現地で写真をおさえる、現地のその雰囲気の記事に書くと思うんですよね。ということは、町に取材に来るという体制、それに対して今週こういうことがあるんだと、来週こういうことがあるんですよということが、プレスリリースがすぐ出せるような状態に高めてほしいなと思ってるんです。プレスリリースを統一化して、しっかりとそういった情報を出せるようにするというのを検討しているという話だったので、その検討からさっきの杉並区のように、もうPDFでホームページになって、これがうちの町の広報戦略なんですよと、なかなかできないんですよ。出してしまった以上、やらなきゃいけないという側面が出てくると思います。情報公開というのは、でもしかしこの町はまちづくり基本条例の中で、住民の人たちと情報を共有するという形になってくると思います。ですから、やっぱり情報共有というのは一つの大きな形がありますので、やはりすぐすぐはできないと思います。先ほど、広報戦略はありますかと私が口頭で尋ねたから、口頭で広報戦略は返ってくるんですけども、明文化することはできないのかなと。それをお示しすることで、もちろん町内の役場の皆さん、それが指針ですから、指針が示されれば、そのとおり文章を書きますよねという形になるので、そういった広報戦略を例えばもう時間がないですよ。TSMCがというと、TSMCのことばかりやっているからあれなんですけど、もうそれ以外にも町のPR戦略というのは、やはり先ほど言ったふるさと納税の観点からいっても、よその町に負けられないんですよ。そういったことで、年内あるいは努めて早期に広報戦略というのを打ち出すことができないか、町長にお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 広報戦略を打ち出せないかということなんですけども、先ほどの御説明と重なってしまうところもありますけども、今、町のほうではブランディングとプロモーションの戦略を立てる準備をしておるところでございます。一部の費用として子育て支援系のチラシ等を作る御予算もいただいています。その中で、町のもてる、正直、人的リソースのところとノウハウのところもございまして、現在は某民間企業のほうとちょっと調整を進めながら、お力添えいただけ

るようにお話しております。その中でももちろん広報戦略そのものの土台となる大津町のブランドとは何ぞやと、何を売るべきなのか、どういう見せ方をすべきか、そこをしっかりと紙に落とし整理をする必要があると思っております。

さらに、その中で先ほど御提案いただいたような、SNSであったり、ホームページであったり、マスコミとの連携だったり、どういった手法でそれを発信していくのか、そうしたこともしっかりと紙に落とし整理しないと進められないと思いますので、そこはしっかりと推進をしていきます。以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ただ今、町長から答弁があったとおり、これでルートというのが見えたなと思いましたがね。その町のブランディング化というのをしっかりとやっていく、この名産品はこうだと、この伝統をどうやってみがくか、そして紙に落とし込んで、それを戦略として立てていくんだという話がありましたので、時期については明言が今ちょっとなかったんですが、そういったものをしっかりと示していただけると期待をしております。

3問目に移ります。資料をお願いします。

3問目は、消防団の活動服とデザイン、それと交付要領についてであります。消防団の操法大会というのを拝見いたしました。初めて一通り見たんですね。以前より操法の訓練をされているところを、各分団の方がやられているところを、いろんな方に説明をしていただきながら見ましたけれども、やはりその緊張感と、あるいはその団員の真剣なまなざしと、そういったものを拝見して、私は大変ちょっと心を打たれました。町の防火体制・防災体制をしっかりと担っている方々がこれだけいるんだなということ、私は頼もしく感じました。そういったことの防火、防災、水防体制、これに強化に尽力をしている団員の皆さんに、本当に心から敬意を表したいと思えます。

日ごろの訓練成果をいかに発揮をされておまして、熊本県大会でも3位に入られたんですね。素晴らしい成績だと私も思っております。ただ、こうした日ごろの活動に対して、じゃあ手厚く予算措置が行われていますかといったら、町長の代になりまして、逐次その予算化というのがどんどん進んでいるんですけども、今ちょっと気になっているのは、消防団といえば、あちこちの市町村では担い手不足にどんどん陥っているところがあります。常備消防では本当は手が届かない地域に密接な消防団の防火体制が確立をしているといいんですけども、人口増加もある、世帯数の増加や企業進出が続く本町では、もちろん地域防災力がとても大事なんですけども、やはり魅力化ってやっていかなきゃいけないんだということでもあります。

消防団が魅力的かつ高機能な装備品を有すること、これはもう町の安心・安全についてはもう言うことはないわけですけども、消防団に交付される被服のデザイン、これについては申し訳ないんですが、周辺市町村のものと大分地味なんだと、最初思いました。基準はどうなっているんだろうということを考えたときに、総務省が平成26年に消防団の装備の基準というのを示しています。改訂したんですね。そのときにはその活動服というのがありますけれども、その機能性とデザイン性の向上を図れるようになっているんですね。でも、今、消防団の方々に交付されている被服

は紺色を基調としたものであるということが分かっております。この絵のほうに示させていただいているんですけども、右側から矢印が流れてくる、これは陸上自衛隊なんですね。陸上自衛隊という組織は、その右上にあったときは昔の日本を占領したころG Iさんの格好といったほうがいいんですかね、それにちょっと準じているものが渡されていまして。私は着たことがあります。今は右下の部分のように、ちょっと変わっております。これは何で変わったのかといいますと、迷彩柄と皆さん言いますよね、日本にはこの迷彩柄しかないんですよ。何でかという、日本で戦うことしか想定しておりませんので、この1種類しかないんですね。その1種類の自衛隊の装備品は、迷彩による秘匿性、真緑のままじゃ、実は隠れないんですね。あとは火薬とかそういうのを使いますから、燃えにくい素材を採用しています。あるいは任務の近代化といいますけれども、ベルトに物をぶわっと物をぶら下げる時代がもうなくなってしまいましたのど、やっぱりすっきりとポケットがいっぱい付いているような機能的なデザインになっていたりします。そのほかいろいろ秘密があるんですけども、これは防衛装備品の要するに外に出しちゃいけない秘密とありますので、それ以上はあまり言えないんですけども、左側にじゃあ流れていく形に、もちろんこの紺のデザインは、先ほど言った総務省の装備の基準にちゃんと示されております。それが今、このオレンジ色を活用した明るいデザインに変わっている。消防団の装備改善は視認性の向上、今度は見やすくしなきゃいけない。難燃素材を扱うのはもちろん火災現場に行くからですね。そして、明るいイメージで、酷暑でも行動がしやすいものにしてください。恐らくこういった形で被服の更新が今後行われると思っているんですが、ここに1つだけ提案があります。先ほどの紺の服装のときは確かに色味が暗いと言ったと思いますけれども、分団長や団長や各団員、同じ服を着ているんですね。そのときに、各分団長しその他の団員に差異がなくて、住民やほかの火災現場に来られた、例えば常備消防の方が来たり、警察の方が来たりするときの、この火災現場で誰が指揮されているんですかというのがよく分からないというのが実は上がっていました。改善で夜間の視認性を向上するために、反射素材や活動服、反射素材を配した活動服というのを貸与することができないか、あるいは反射素材の本数で、色味で、活動指揮にあたる団員を識別することができないかというのがあります。要するに、写真のほうで示していますが、背中にじゃあ団長さんですよとか、分団長さんですよとかいうのが分かれば、ピンポイントにその人のところに行くんですよ。例えば火災現場におられる住民の人とかでこうですよ、ああですよ言いに行ったりする、警察が言いに行ったりする。何で必要なのか、その右側に書いてありますが、これは熊本県の消防学校の教範に書いてあります。教範というのは教科書ですけども、その教科書の中に、現場で指揮する消防団員はこれだけ情報判断が求められます。所在がどうした、例えば建物の構造はどうした、団員が今何人いて、積載車は何台来ているか、火点は何か所あるのか、逃げ遅れはいないのか、けが人はいないのか、付近に倒壊が起きるような、そういった施設はないのか、電気はないのか、大丈夫かとか、そういったことを判断しながら団員に、例えばこっちに迂回してからホースを回してくれとか、そういう指揮があると思うんですね。しかし、その円滑なことがやりにくいと、二次災害とかを生じてしまうかもしれないということで、この消防学校の教範の中でその火災現場で直接指揮にあたる人は、これに

しっかり留意しなさいと。しかし、現場で同じ服装の人たちがいると、例えばこれはあまり笑い話としてではないんですけども、指揮をしている人より二十歳ぐらい年長の方が団員にいますと。普通に接した人はどちらが指揮をしている人が分からないわけですね。そういったことで、なかなか指揮をしている人に大切な情報が入ってこなかったりという例もあるらしいです。ですから、消防団の活動服をこの総務省が示すオレンジ色を基調とした基準にされると思いますが、さらに指揮を容易にするデザインの創意工夫をしていただくことはできないかお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

大津町では、現在492人の消防団員の皆様が、地域防災力の要として日々活動されております。

大津町消防団は、昭和31年8月に発足し、これまで様々な災害等の現場にて活躍をされました。その団員が、災害等の現場で活動する際に、身を守る装備の一つとして活動服があります。国では、平成26年に視認性の高いオレンジ色の配色を増やす活動服の基準が定められ、全国的にも少しずつ見直しが進められております。現行の大津町の活動服については、紺色を基調とした視認性に劣るものであり、国の基準に適合しないものとなっております。その点を踏まえ、これまで、町におきましても活動服の更新について、消防団のほうとも協議しながら検討を進めてきました。

県内でも、視認性の高い活動服に更新される市町村が多くなっております。議員御指摘のとおり、災害等の現場で消防団員がいち早く識別されれば、さらに団員の身を守ることができます。そのため、大津町でも来年度からオレンジ色の配色を増やし、反射材等で工夫した視認性の高い活動服への更新を御提案させていただきたいと考えております。

また、災害等の現場で消防団員は、団長、副団長、分団長などの指揮により行動しており、その指揮系統を確立するためには、現場で誰が指揮官であるのかを明確にする必要があります。そのため、指揮者が一目でわかるような、反射材またはベストなどの装備品を導入していきたいと考えております。なお、活動服の更新にあたり、現行の活動服は地域活動等の様々な活動に作業服として有効活用してもらうため、継続して貸与を行いたいと考えております。

消防団員数は、年々減少しており、新たな担い手の確保が急務となっております。視認性の高い活動服の導入により、団員の安全確保を行いながら、消防団員の活躍を地域の方々へ見てもらい、その魅力を発進することで、新入団員の獲得促進にもつなげていきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 質問はこれで終えるんですが、先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、やはり消防団の数で492名ということで、定員はもっと上なんですけど、だからそういう人たちがしっかりと活動ができる体制というのが、自衛隊の時代は物心両面の準備といったんですよ。物の準備と心の準備ができていれば、それすなわちすぐにそういう危機管理の現場に対応ができるという体制が整うと私は思っています。消防団が今、物のそういった準備ができています。そして、先ほど冒頭で述べましたとおり、操法訓練、これをしっかりと重ねて、日ごろの準備、心

の準備ができている、この町の頼もしい防火、防災、水防体制が構築できると、私は思っております。

質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第1点目は、DV被害者等への支援の充実体制についてであります。もう現在ではDV被害防止法といえば、ほとんどの方が理解されていると思いますが、正式名称は配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるこれがドメスティックバイオレンスでDV防止法と呼ばれているわけでありまして。私もこの間、DV被害に遭われた女性の相談を数回受けたことがございまして、改めてこの被害者の救済措置、その体制の充実が必要であると思っております、今回質問をするところであります。

資料の1番をお願いします。最初、このDV防止法、被害者の実態ということで、最初の始まりは配偶者からの暴力被害を防止すると、そして被害者の救済にあたるということで法律が制定されたわけですが、これがその後、何度か改正をされております。そして、大津町でも大津町男女共同参画推進プラン、私も改めてこれを読んだわけでありまして、町のこの男女共同参画推進プランの中でもDVやセクシャルハラスメントは人権侵害の中でも被害者を深刻な状況に追い込むことが多い重大な人権侵害でありますというふうに述べられております。

また、被害者の支援においては、被害の甚大化を防ぐため、相談できる環境を関連する機関の連携で整え、その窓口を明確化し、分かりやすく認知促進を図っていくことが求められていますと。残念ながら、大津町のこの男女共同参画推進計画では、それをやることが求められていると、やらなくてはいけないのにいまだに求められているという表現になっているわけでありまして。

次に、じゃあ町のこの位置づけであります、町のホームページ等でもDV被害に関する検索をかけると、DV被害に関する相談窓口が出てまいります。この中でDVとは何ぞやということで、身体的暴力、精神的暴力、あるいは性的暴力、経済的暴力、社会的な暴力、子供を利用した暴力、こういった具体的な説明がなされております。

以前、DV被害に遭われた女性、その当時はDV扱いではなかったんですが、夫が御夫婦で住んでいた家、住宅ローンがあったわけですが、夫の方が失踪をして、いわゆる経済的に行き詰まり、女性は子供を抱えて収入がパートでありましたから、何とか住まいを探さなくちゃいかんと。ローンが払えないですから、退去の勧告がなされてきたわけでありまして。そこで、役場に行って相談を

したわけでありますが、当時の役場では町営住宅条例を盾に、そうした特例は認められないということで、結局、その女性を救済することができませんでした。また、生活保護申請をしようとしたが、子供さんの学資保険が数十万円あることを理由に、福祉事務所は生活保護も認めようとしませんでした。泣く泣く親戚の方から援助あるいは借金をして民間のアパートを見つけたわけであります。

そして、ごく最近ではこうしたDV被害に遭われている3人の子供さんのいる女性の相談を役場で、これは人権推進課の方を中心として相談に乗っていただきました。DV被害に遭った場合、最も困るのが住まいをどうするかということであります。都道府県は、確かに法律によってDV被害に遭った人を救済する施設を造らなくてはならないという義務づけになっております。しかし、そこに入りますと、いわゆるセンターといわれておりますけど、外に出るわけにはいかない、子供さんも学校に行くこともできない、そういう状況となってしまいます。ですから、DV被害に遭った方を一番必要としている住宅の確保、これが最も求められているわけであります。

そこで、実はこの間、このDV防止法が改正をされまして、鹿児島市役所のホームページからコピーをしたわけでありますが、DV被害に遭った人たちは、これまではいわゆる家庭裁判所からの認定がなければ、住宅の提供ができなかったわけですが、ごく最近、県が設置しております婦人相談所でDV被害に遭っているという、そういう証明書をもらえれば、裁判所に行かなくても鹿児島県が県の住宅を提供するということであります。半年から、長い人は事情によっては1年間、あるいは継続使用も可能であるという措置であります。鹿児島の場合は、月額1万円から2万円程度の家賃を必要とするとなっておりますが、ほかの地方自治体では無料で半年から1年、救済措置をつくっている自治体もございます。ここに書いておりますのは、国土交通省の根拠法令が令和4年1月通知が出されて、例えば大津町であれば大津町の町営住宅を被害者にすぐ提供をすると、そういう要項がこれは近隣自治体では南阿蘇村村営住宅の目的外使用許可に関する要項ということで、令和元年に既に制定がなされているわけであります。

今回、私とその被害者の女性の相談にあたって、役場の職員の方は確かに一生懸命やっただきまして、普通だったら1か月とか2か月入居までかかるのを、1週間以内ぐらいで何とか整えていただきまして、職員の頑張りには本当に頭が下がったわけでありますが、しかしすぐには対応できないと、大津町ではそういう体制ができていないということが改めて分かったわけであります。

そこで、法の改正もあったわけですから、大津町でもDV被害者に対するきちんとした相談体制をつくること、そして最も急がなくてはならない住宅の提供、こういう体制を整備するべきではなかろうかということで質問をするわけであります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

ドメスティック・バイオレンスの明確な定義はございませんが、配偶者や恋人など親密な間柄にある、又はあったものから振るわれる暴力という意味で使用されることが多く、近年では身体的な暴力に加え、精神的な暴力もDVとして認知をされております。

DVは、そのほとんどが家庭内において行われるため発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、重大な犯罪行為につながることも少なくありません。さらに、コロナ禍により、自宅で過ごす時間が多くなった現在、全国的にDV被害も増加しているような状況であり、大きな社会問題となっております。

町では、本年3月に策定した第4次大津町男女共同参画推進プランの中に、大津町DV対策基本計画を重点課題として位置づけ、DV防止の啓発と見守り相談体制の充実を行っているところです。しかしながら、DV被害者の多くは女性であり、経済的な要素も含め、様々な問題が複雑に絡みあっているケースも少なくなく、相談内容に応じた対応が必要であると考えております。そのためにも、関係課や関係機関との連携が重要であり、町では大津町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を開催し、関係機関での情報共有や連携のもと、被害者に寄り添った対応をさらに進めていきます。

また、複雑化・複合化する相談が増える中で、重層的支援体制整備事業として、福祉の相談窓口内の相談支援包括化推進員が主体となり、相談機能を有する部署が集まったの会議を開催し、相談事例の情報共有を図り、必要に応じケース会議を開催し、相談者の相談内容を一つ一つひも解き、役割分担を行い、支援していく体制を強化をしているところです。

次に、議員御指摘の住まいの緊急確保につきましては、国も強い課題意識をもつとともに、実際に町にも住まいの確保に関する相談も寄せられており、先ほど述べました関係部署をはじめ、関係機関と連携し、住まいの確保に努めているところです。

住まいの確保として町営住宅はどうかということですが、町営住宅に入居するには、町内に住所又は勤務場所若しくは事業所を有する者で市町村税の滞納がないことなどの入居資格をすべて満たす必要があり、入居について公募し入居者を募集することとなっております。

DV被害者への優遇措置として、入居資格要件で、現在同居し、または、同居しようとする親族がいることとなっておりますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の第1条第2項の規定に該当する場合は、単身者世帯での入居も可能となります。しかしながら、その他の住所要件、収入要件などの入居要件は別途満たす必要があります。

具体的な例としては、DV被害者であっても収入基準の範囲を超える場合は、大津町営住宅条例の入居資格要件を満たさないため入居はできないということとなります。したがって、大津町でも、町営住宅をDV被害者の住まいとして対応ができるように見直しの検討を進めていきます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうからは、DV相談に対する支援体制についてお答えをさせていただきます。

まず、相談件数についてですけれども、本年度は8月までで4件、令和3年度は9件の相談があっておりまして、コロナ禍前と比べ増加傾向にあり、これは全国的に見ても増えているような状況

にございます。相談者の多くの方は女性で、経済的な要素、それから住居の問題等多くの不安を抱えて、相談に来られておられる状況です。

特に、命にかかわるような緊急性のある案件は、直接、警察への通報となり、被害者保護の対応となりますけれども、複雑な内容も多く、多面的かつ継続的な支援も必要なことから、役場内においては福祉課、それから住宅係とも十分連携し、場合によっては県の機関とも情報を共有するなど対応しておりますが、先ほど議員からの御指摘がありましたように、連携という部分も含めて、まだまだ不十分な点もあるかと思っておりますので、それぞれの果たす役割をさらに明確化するとともに、重層的な支援体制で相談者に寄り添った対応に努めていくことが大切であるというふうに考えております。

また、夜間や休日などにおける緊急時対応として、福祉部局あるいは教育部局、人権推進課が連携した虐待及びDV防止ネットワークの緊急連絡網により対応しておるところでございます。

一方、DV等を未然に防ぐ取組も大切なことでありまして、現在、町の広報誌、あるいはチラシの配布などを行っておりますけれども、住民の方への認知度アップにさらに力を入れてやっていく必要があるというふうに思っております。

今後につきましても、役場内における横断的な相談体制の構築とともに、関係機関で構成しております、町のDV防止の対策地域協議会においても、必要な情報共有を行いながら、緊密な連携のもと、DV対策支援のさらなる強化に引き続き努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 私のほうからは、町営住宅について御説明いたします。

町営住宅に入居するための資格としては、大津町営住宅条例の中で、町内に住所又は勤務場所若しくは事業所を有する者で市町村税の滞納がないこと、現に同居し、または同居しようとする親族がいること、現に住宅に困窮していることが明らかなこと、入居しようとする家族全員の収入の合計金額が申し込み収入基準の範囲内にあること、申込者及び同居親族が暴力団員でないことのすべてに該当することとなっております。また、募集についても、公営住宅法第22条により、公営住宅の入居者を原則として公募しなければならないこととされております。

DV被害者への町営住宅の優遇措置としては、町長が答弁しましたように、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に該当する場合は、町営住宅条例第5条の2に該当する単身者世帯での入居と、改修前のあけぼの団地の2階以上の空き室に入居できる随時での対応を行っております。

また、近隣市町村のDV被害者への対応としては、本町と同様に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に該当する場合は、単身者世帯での入居も可能ということでした。

今年1月、国土交通省から各都道府県知事宛に、配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について通達がありました。その内容は、事業主体の区市町村において、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間増加等によりDV相談が増加しており、配偶者か

らの暴力の増加や深刻化が懸念されていることから、一層の配慮をお願いしたいとの周知があり、具体的には、公営住宅への目的外使用について、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であるとのことでした。

ただし、入居できるDV被害者は、配偶者暴力防止等法の一時保護、同法の婦人保護施設における保護、児童福祉法の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、配偶者暴力防止等法により裁判所が命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書が発行されている者、婦人相談者以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携しDV被害者支援を行っている民間支援団体の確認がされる者に該当するなどの要件を満たし、かつ公営住宅の入居資格のうち、住宅困窮要件を満たす者であることとなっております。

県内の事例としては、先ほど議員おっしゃったとおり、南阿蘇村は配偶者からの暴力被害者に対する南阿蘇村営住宅の目的外使用許可に関する要綱、荒尾市ではDV被害者に対する荒尾市営住宅の一時使用に関する要綱を設置し、DV被害者への対応を行っております。

このように、国からもDV被害者への特段の配慮の周知もあり、町長が申し上げましたように、他の市町村の状況を調査・研究し進めてまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） DV被害者の住宅の確保ということで、ただ今の答弁で町営住宅を緊急入居の対象にしたいと。そのためには町営住宅の目的外使用の要綱を作成しないといけないわけですね。今現在の町の条例では、DV被害者は救われないということですので、早急に進めていただきたいと思います。

そこで、改めて、こうしたDV被害者は住居の確保、被害者救済について、国の法律は平成19年、2007年ですから今からもう15年ほど前に、それまで都道府県に義務づけられていた、その救済措置を市町村でも努力義務とするよということで法改正がなされているわけでありまして。ですから、もう15年もたっているわけです。その間に進んだところではこうしたDV被害者のための体制がつくられてきたわけでありまして、大津町は昨年度は9件もあったというのに、その救済体制が全くといっていいほどできていない。最も大事なこの住まいの確保ができていないということは多に反省するべきではなかろうかと思うわけです。なぜならば、この大津町の男女共同参画推進プランは、今年の3月に出来上がっておりますが、救済措置が何ら書かれていない、情報の収集とかは書かれておりますが、対処の方法が全く具体化されていないと言わざるを得ないと思います。

さらに、内閣府の男女共同参画推進局から、そうした要請が市町村に出されているわけでありまして。その要請を中身を見てもみますと、市町村による基本計画を定めなさいということでありまして、その中身として緊急一時保護施設の設置、これは暴力が振るわれる場合等の施設であります。ある

いは緊急生活支援金の助成、生活に困窮していれば助成金を出すと。あるいは、公営住宅における入居条件の緩和、これは先ほど言いましたように、目的外使用をちゃんと制定しないと入居ができないわけであります。また、民間賃貸住宅に入る場合は、入居家賃の助成を行うと。こうした具体的な支援体制の例を男女共同参画推進局は示して市町村に制定を促してきたわけでありますが、本当に残念ながら、大津町ではそういうことが一つも制定がなされてきませんでした。特に、今回相談をして、職員の皆さんがもう福祉課、それから子供さんがいますので、学校の問題、もちろん住宅の問題もあります。それから、生活保護の申請もあります。多岐にわたっている問題を一刻を争って解決をしなければならないわけであります。そういう意味で、この大いに遅れてきた体制整備について、改めて町長の解決の決意を伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

1つが、2007年に国から支援が示されて、15年間努力義務になっていたものを大津町で動きがなかったという御指摘がありました。その中で町としてもしっかりと寄り添いながら、個別の対応はしてきたというふうに認識しております。また、この間、令和元年に5件、令和2年に13件、令和3年に9件のDV相談件数があります。また、令和元年の5件のうちの1件は一時保護というような状況です。DVの数も非常に増えてきているというふうに思っております。

そうした中で、昨年度、町としては福祉の相談窓口を立ち上げまして、その中で複雑化する課題に対して所管横断的に対応してきました。その中で今のやり方では対応できないような課題も議員から御指摘いただいた住宅も含め、複数上がっておりますので、その点に関しましてはしっかり具体的な基盤として制度を整えていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 福祉の相談窓口、いろいろな町民の困りごとを一括して、断らない福祉相談窓口ということでつくられたようですが、残念ながら、この福祉の相談窓口にいるお二人の方は町が外部団体に委託をした職員であります。町の職員じゃないんです。今回相談をする中で、その正職員ではない委託をされた人たちが相談を受け付けているわけです。ですから、決定権がないんですよ。本来、地方自治体というのは、住民の福祉の充実を最優先にしくちゃいけない。その最も大切な相談窓口が正職員ではない人たち、決定権のない人たちがその窓口に乗っているわけであります。私は、これはまさに仏を作って魂が入っていないと言わざるを得ないと思います。この件はまたこれから議論を進めてまいりたいと思います。とりあえずは、緊急住宅の確保は約束をしていただきましたので、一刻も早く市町村の基本計画をきちんと作っていただくことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

次の資料をお願いします。次に、生活困窮者へのエアコン設置補助についてであります。昨年、同じ質問をいたしまして、町のほうでは検討した結果、町としてのエアコン設置補助は見送るということであったようであります。そして、町としての援助を見送る理由として、昨年、国がコロナ対策として生活困窮者に対する臨時特別給付金、1世帯当たり10万円が支給されるから、町とし

でのエアコンの援助は必要ないと判断されたと聞いております。しかしながら、この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の趣旨は一体何だったんだということではありますが、これは熊本市の囲みの中は、この特別給付金についての案内文であります。令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代改革のための経済対策において新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり10万円の現金を支給する事業ですというふうに説明されております。つまり、これはエアコンを設置するために支給されたわけではありません。生活を維持するために1世帯当たり支給されたわけでありまして。また、1世帯当たりですから、お一人の世帯もありますし、2人世帯もある、3人も世帯もある、4人世帯もあるわけでありまして。

そして、この給付金は毎年あるものではありません。コロナ禍のもと、生活そのものに対する支援であり、エアコン設置補助はこの酷暑の中、命と健康を守るという血の通った福祉の充実であると私は考えます。そこで、生活保護受給者には一部の方にエアコン設置補助が国の制度でできたわけでありまして。こちらも本当にとっても血の通った制度ではないと思うわけですが、この生活保護世帯でもこのエアコン設置補助を受けるのは非常に厳しいということをお願いしたいわけでありまして。国が示した案では、2018年4月1日以降、生活保護を開始された人でエアコンがない人については5万円の補助を認めましょうと。それ以前から生活保護を受けている人は対象外ですよということでありまして。また、単身者で長期入院して退院したときにエアコンがないという方が対象ですよということでありまして、2人家族ではまた対象外ということになります。また、ウの転居の場合で、違うところに移った場合、そこにエアコンがない場合は援助しましょうということになっておりますが、転居して家賃が限度額を超えたら、その方の自己負担がまた増えてしまうわけでありまして。アイウエオのエ、DV被害など、転居する場合にエアコンの持ち合わせがない、DVの被害者と認められたとしても、生活保護認定には非常に時間がかかります。すぐにエアコンを付けてもらえるわけではないということでありまして。そういう意味で、生活保護世帯でもこのせっかくできた援助制度がなかなか使えないという現状があるわけでありまして。ですから、住民税非課税世帯でも、とりわけ高齢者の世帯、あるいは障がい者のいる世帯、また子供さんがいる世帯、こうした世帯に地方自治体の本旨として、住民の福祉の向上を最も大切な仕事とする地方自治体として設置補助を検討するべきではないかと、改めて質問をするものであります。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の御質問にお答えをいたします。

昨年9月定例会での一般質問におきましても、同様の趣旨で御質問をいただいております。その際は、議員からありましたとおり、実施自治体での補助基準や補助額をどう設定しているのか情報を収集し、また国の生活困窮制度の中でエアコンに関する考え方も注視しながら、実施の可否も含め調査検討していきますと答弁をさせていただきました。

その後、検討を進める中で、本年1月に国が住民税非課税世帯への1世帯あたり10万円の補助金を交付する制度を創設したこともあり、荒木議員には、一般質問に対する進捗状況の回答の中で、

町としてエアコン設置補助は独自では行わないとの回答をさせていただいたところです。

議員から、非課税世帯への一時金支給はあくまでも生活支援であり、エアコン設置は酷暑の中、高齢者や子供たちなどの命と健康を守るための設備であり、本年だけの問題ではないとの質問の趣旨ですが、実際ここ数年の猛暑では、室内での熱中症を避けるためにもエアコンは日常生活にとって不可欠の存在ともいえます。

一方で、国のセーフティネット制度である生活保護制度では、エアコンが設置されていない場合、新たに保護受給の場合は設置が認められたものの、従来から生活保護受給中の場合は対象となっておりません。これは保護費の算定には食費等だけでなく日常生活費も含まれているためでありまして、受給者の方々は他の家電製品を含め、故障などに備えて一定の額を備えて対応されておられます。町としても、そうした背景を踏まえ、現時点ではエアコン設置補助を独自では行わない方向で考えております。

ただ一方で、福祉の相談窓口に多数の相談が寄せられる中、収入が少ない、預貯金がない等、生活が厳しいことによるエアコン設置の相談も想定されますので、その際は相談者の実情を丁寧に伺い、例えば生活保護未受給者で、生活そのものが厳しい状況であれば、早急に福祉事務所につながったり、家計に課題があれば県社協の家計相談事業を活用したりと、セーフティネット制度や生活困窮自立支援制度を活用し、町としても相談者に寄り添いながら、エアコンを含めた生活の保護に向けた対応をしていきます。

また、熱中症の影響を大きく受けられる高齢者等で、実際にどの程度エアコンを設置していないのか、理由も含め可能な限り調査を行い、設置したくてもできない方がどの程度いらっしゃるのか、その解決策も含め、改めて検証をしていきます。

なお、補助を行わないことによる代替手段の確保、そしてさらなるエアコン未設置世帯の調査等、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは、エアコン設置補助を行わない場合で、住民からのエアコン設置に関する相談があった際の具体的な対応策、さらにはエアコン未設置世帯の調査や現状把握について御説明をさせていただきます。

先ほど町長も申しましたとおり、国のセーフティネットの最終手段である生活保護制度において、保護受給中のエアコン購入にあたっては、毎月の保護費が食費だけでなく、日常生活品等の購入費も含まれているという考え方がございますので、町が独自で施策を実施する際には、国の考え方との整合性も求められ、保護費を支給する熊本県との調整なども必要となってまいります。

そこで、町としましては、このような課題もあるため、現時点ではエアコン設置補助を行わない方向で考えておりますが、一方で補助を行わない場合の代替手段の確保も求められるところです。

エアコン設置の相談があった場合の対処としまして、まず生活保護を受けていない世帯で、収入状況が厳しく、エアコン購入が厳しい世帯の場合には、生活保護を受けられないか、菊池福祉事務所へと急ぎつないでまいります。

次に、生活保護基準を満たさない世帯の場合は、その世帯の家計に課題があれば、社会福祉協議会を通じて家計相談により、購入への道筋を支援してまいります。また、県の社会福祉協議会による家財道具購入での貸付制度に該当しないか、町社協を通じて相談する方法もございますので、既存のセーフティネット制度や自立支援制度等を活用し、日常生活維持のための支援につなげてまいります。

また、実際にエアコン未設置の世帯で、設置したくても設置できない世帯がどれくらいあるのか、実際に地域での訪問等を行う地域包括支援センターや社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センター、民生委員の皆様をはじめ、地域の各支援団体とも協力を得ながら現状把握を行い、必要な支援につなげてまいらよう努めてまいります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） エアコン設置は、結局、援助をしないというのが結論のようであります。前回の援助しないという理由付けが、特別給付金が支給されるから援助はしない。そして、今度は相談を聞くと。しかし、話を聞くだけでは何の援助にもなりません。生活の厳しさというのは、例えば生活保護を受けたからじゃあ安心かといったら、そうはいかないわけであります。生活保護の人たちが、生活費を節約をして、エアコン代を貯めて、工事費を貯めてと、結局それしかないわけであります。ましてや、今、あらゆる生活物資がこれだけ値上がりをして、国のほうでは生活保護の保護費をどんどん削り取ってきたわけであります。そういう人たちに対して、話を聞きましょうと、厳しければ生活保護の申請を紹介しましょうと、それで果たして血の通った地方自治体といえるのかということであります。ましてや、生活保護を受けるには、わずかな貯金であっても生活保護は認められないんです。10万円、20万円の貯金があっても、それを全部使いきったら福祉事務所においてなさいと、これが生活保護を受ける今の実態です。本当に冷たい、まさに血が通わない、とても血が通ったとは思えない福祉政策である、それが実情であります。町長にはどうもそういう気はなさそうですので、今回はこれはもう打ち切りたいと思います。血の通った援助は行わないというのが結論だと、私は確認します。

それでは、次の質問に移ります。旧統一教会の関連団体主催のピースロード2022年の名義後援についてを議題とします。資料をお願いします。これはポスターの写しであります。インターネットでたくさん出ております。ピースロード2022 in KUMAMOTOのポスターです。皆さんも既に御承知のとおり、国の最高権力者を巻き込んだ統一教会の問題が非常に大変な問題として持ち上がっているわけであります。前総理大臣が銃撃をされてお亡くなりになったことはお悔やみを申し上げますが、犯人であります山上容疑者、このことによって図らずも日本の政権の中枢を担う国会議員が、旧統一教会と持ちつ持たれつという恐ろしい関係が明るみになったところであります。熊本でも旧統一教会関連の行事ピースロード、もう何年も繰り返されているようですが、今年のピースロードKUMAMOTOに、熊本県をはじめ、熊本市ほか11自治体が名義後援をし、大津町では大津町教育委員会が名義後援をしたことが明らかになっております。

このポスターを見ますと、ピースロードの実行委員長は主海偉佐雄さんであります。元熊本市議

会の議長、共同代表実行委員長というのは、旧統一教会、熊本県の代表、柳さんとお呼びするんですが、実行委員には自民党の木原衆議院議員、西野衆議院議員、馬場成志参議院議員、維新の会の小野衆議院議員、そのほか県議、市議、町議らが名を連ねていることがはっきりしております。

旧統一教会は単なる宗教団体ではなく、靈感商法や高額献金を繰り返してきた反社会的カルト集団であると思われます。政治家、地方自治体等が参加、関与することは、同会へのお墨付きを与え、旧統一教会による被害を拡大することにつながることは明らかだと思います。

次の資料をお願いします。ピースロードはUPFの世界的な友好親善プロジェクトと宣伝されておりますが、UPFというのは旧統一教会系のNGO団体、実質主催者でありますUPF、後援の平和統一連合は旧統一教会、そこで現在は世界平和統一家庭連合と呼ばれておりますが、文鮮明、ムンソンミョンさんというらしいですが、ムンソンミョンによって1954年に韓国で創設された信仰宗教であります。旧名称は世界キリスト教統一神霊協会、この字を見ていただきたいと思いますが、もともとの名前の協会は協力の「協」であります。マスコミではいわゆるチャペル、キリスト教の教会という字がよく出てまいります、2015年、今から7年前に政府文化庁がこの統一教会という名前が現在の世界平和統一連合という名称変更を許可をしたということになっております。

このピースロードに出てまいります平和大使協議会、これまたいわゆる国連大使みたいな偉い人たちの協議会とか思いきや、平和大使協議会は国連のNGOであるUPFの布設機関として設立され、平和大使は専門性と徳望をもって、世界平和に貢献するリーダーであり、UPFによって任命されています。何のことはない、旧統一教会が任命をしているということでもあります。この平和大使協議会の会員になっている、いわゆる中央議会の議員も先般マスコミで報道されたとおりであります。

統一教会による表に出た被害は、弁護団のところに相談に見えた人たちだけで1千237億円といわれておりますが、この被害額は氷山の一角と、弁護団の話によると1兆円も2兆円もの被害がこの日本国内で発生し、そのお金が韓国の本部のあります統一教会にお金が流れていったといわれております。それほど日本人の信者が一般の国民をだまして、いわゆる壺やら、わずかな金額しかないものを何十万、何百万で売りつける、そしてその信者そのものも今度の銃撃事件で明らかになったように、何十万、何百万、何千万、何億円も、いわゆる洗脳によって生活が成り立たないような献金を繰り返す、こういうことが繰り返されてきたわけであり、こうした旧統一教会に対して、地方自治体が後援を行うということは、統一教会にお墨付きを与えるということになってしまいうわけであり、

そこで、大津町においては、教育委員会が名義後援をしているわけですが、なぜ後援をしたのか、それが1点。それから、後援を取り消したとされておりますが、その取り消した経過、そしてなぜ公表をしなかったのかということが2点目。3点目に、自治体の長であります金田町長とは相談はしなかったのか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 荒木議員の、旧統一教会の関連団体主催のピースロード2022 in KUMAMOTOへの名義後援にかかる御質問についてお答えいたします。

今回、後援を行いましたピースロード2022 in KUMAMOTOにつきましては、令和4年3月に熊本県ピースロード実行委員会から、大津町教育委員会に対して後援申請書が提出されました。

申請書に添付されていた事業計画書の内容は、北は北海道から、南は沖縄から福岡を結び、自転車のリレー形式で縦走すると同時に、連結をテーマとする様々なイベントを展開するものでした。

イベントでは、千羽鶴プロジェクトも行い、共に平和と幸福を願い、新しい時代を切り開く平和の担い手として若者が成長し、世界的な平和文化醸成の一助となることを目的とする旨が記載してありました。

なお、本イベントは2013年から開催されており、これまでも熊本県をはじめ、他の自治体からの後援実績もあることから、大津町教育委員会におきましては初めてでございましたが、今回、後援を承認しております。

また、名義後援に関する判断基準につきましては、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱において、政治的活動または宗教的目的を持たないことなどとしております。今回の後援申請内容からは、同団体と旧統一教会との関係を把握することができず、後援を承認しております。このことで、多くの皆様に御心配をおかけしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

大津町としましては、8月2日に後援の取消しを行ったところです。取消しの理由は、旧統一教会とUPFとの関係性がクローズアップされ、UPFのプロジェクトであるピースロードに対しましても、町民の不安や懸念が増大している状況であったためです。

そのような町民感情を踏まえ、大津町教育委員会が名義後援を継続することは不適當であるとの総合的判断から、大津町教育委員会の共催及び後援に関する要綱に基づき取消しを行いました。ただ、取消しは行いましたが、既に終了しているイベントであったため、公表については行いませんでした。

また、今回の後援申請は町長部局にはなく、教育委員会のみ提出されており、大津町教育委員会での後援となっていました。今後の各種後援承認につきましては、申請者の事業計画書や主催団体等について、教育委員会の要綱に沿ったチェックを確実に行うとともに、場合によっては、さらなる資料等の提出や説明を求めるなど、慎重に行って参りたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 統一教会問題は、まだまだ非常に根深い問題がございます。日本の国民がこれ以上被害が出ないように、一刻も早く徹底した解決策がなされることを祈っております。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。3時20分より再開します。

午後3時07分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。傍聴席の皆様、本日は傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回質問させていただく内容は、空き家対策について、小学校での国際交流についての2つとなります。

それでは、空き家対策についてから質問させていただきます。まずは、空き家とはどういった住宅をいうのかというところなんですけれども、世間一般のイメージでは、人が住んでいない住宅はすべて空き家ではないかと思われるかも知れませんが、この空き家には定義がございます。この定義は何なのかといいますと、3か月以上の居住実績がないものを主に空き家というといいます。これを念頭におきまして、この後のお話を聞いていただければと思うのですが、総務省が5年ごとに住宅・土地統計調査というものを行っているのですが、直近で調査が行われた2018年のデータでは、全国で848万9千戸に上り、総住宅数の13.6%が空き家というふうになっております。

そして、この空き家には賃貸用や売却用の住宅、別荘などの二次的住宅、このいずれでもない住宅のその他の住宅というところで、3つに分かれております。今回はこのその他の住宅というところに着目していくんですけれども、このその他の住宅というのは、両親が亡くなった後にそのままにしてある住宅などが入りまして、戸数としては賃貸用・売却用が462万戸、二次的住宅が38万1千戸、このその他の住宅というのが348万7千戸となりまして、年々増加の一途をたどっている状況であります。

そうした状況を受け、適切な管理も行われなまま放置といった状況を防ぐため、全国の自治体でも早急な対応を求められております。例外なく、大津町でも空き家バンクを平成31年4月に創設・運営しております。しかし、この大津町では、空き家バンクに関して非常に知名度が低く、有効的に活用されているとは思えません。これでは、現在は危険な空き家、特定空き家の発生や行政代執行などの措置を今後行うことになりかねません。そうなる前に情報の発信の仕方を工夫し、有効に空き家バンクを活用するべきではないでしょうか。また、大津町内の皆様に空き家の利活用に関するセミナーの開催やハンドブックの作成などを行い、空き家バンクへの登録を促す取組をするべきではないでしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大村議員の御質問にお答えをいたします。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村は空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとされました。そこで、本町においても地域住民の代表者、不動産や法律等の有識者で構成される大津町空家等対策推進協議会を設置するとともに、地域の実情に応じた

空き家の課題に対応できるよう協議を行い、大津町空家等対策計画を本年2月に策定しております。

この計画の中では、所有者による空き家等の適切な管理、危険な空家等に対する措置などについて定めるとともに、空き家等の利活用促進に向け、議員御質問の空き家バンクの制度を活用した取組を位置づけているところです。

空き家バンクは、空き家を売りたい、貸したい人と、買いたい、借りたい人とをつなぐ制度ですが、現状としては、空き家物件を売りたい、貸したいという方の登録が少なく、利用実績としましては、令和元年度の制度開始以降、令和2年度に2件売買が成立しておりますが、それ以外は売買等の実績がない状況です。そこで、引き続き町ホームページ等を活用した広報に努めながら、今年度からは、空き家の適正管理に関する注意喚起及び空き家バンクの案内を掲載したチラシを、固定資産税の納付通知書約1万2千300通に同封し、すべての固定資産保有者に直接周知する取組を開始しております。

また、平成30年度に町が実施しました空き家の実態調査結果に基づき、現在も空き家である可能性がある物件所有者の方々約130人に対しましてもチラシを送付させていただき、その結果、空き家・空き地の所有者から空き家バンク制度に関するお問合せが5件ほど寄せられました。

しかしながら、お問合せをいただいても、相続手続が完了していないため登録できない物件や、古くて改修に多額の費用がかかるため活用が難しい物件など、様々な理由で登録を見送られる物件も多く存在しているのも実情です。

一方で、現在、町の空き家バンクには登録されていないものの、民間の不動産事業者で賃貸・売買物件として紹介されている物件や、実際に賃貸が行われている物件も少なからずあり、賃貸や売買に出されていない空き家には、先ほど述べましたように、遺品の整理ができていない、修繕が必要、登録や契約などが面倒など、何らかの事情がある場合が多いと思われまます。

したがって、貸し手や借り手、双方にメリットがないと、この先、さらに深刻化する空き家問題の解決にはつながっていかないのではないかと感じておりますので、空き家バンクへの登録補助やリフォーム費用の補助といった、何らかのインセンティブが生まれる仕組みの必要性についても、現状と照らし合わせながら精査をしていきます。

こうした物件の課題解決を含め、賃貸や売買におけるマッチングの実務については、民間事業者がノウハウに精通されている面もあります。そこで、民間不動産業者や各種専門機関との連携を強化し、そのノウハウを活用することで、空き家の利活用と流通を促進するとともに、空き家の増加を抑える取組も併せて進めていきます。

また、今後さらなる少子高齢化の進展に伴い、空き家問題の深刻化が全国的に懸念される中、本町としても空き家問題を少しでも減らしていくために取り組んでいくうえでは、出口を広げるだけでなく、入り口を狭めることが必要であると考えています。

このため、既に発生した空き家の利活用などの出口の対策に加え、空き家の発生そのものを減らす、入り口の対策についても取組の強化が必要だと考えておりますので、相続・終活に関するセミナーや、広報をはじめとした各種媒体による啓発を通じ、空き家の発生を未然に防ぐ取組も進めて

いきます。

管理が放棄された住宅などについては、住民の安全を守る観点から自治体による勧告・命令や解体撤去なども行えるような法整備がされているところではありますが、そのような対応が必要となる場合にあっても、財産権を不当に侵害することのないよう慎重に対応していきたいと考えております。

なお、本年度から新たな取組として、老朽化が著しい空き家を解体する際の費用の一部を補助する老朽危険空家等除却促進事業を実施しており、除却を考えている方に対する費用面での支援という形でも、空き家の減少に取り組んでいるところです。

今後は、引き続き所有者への啓発や情報提供を行うとともに、これまでの空き家バンクに対する取組の検証をしたうえで、適切な管理及び実情に即した空き家バンク等の活用の促進を図ってまいります。

その他詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうからは、現状のほうを申し上げたいと思います。

本町における空き家の状況としましては、平成30年度に行われました国の住宅・土地統計調査では、全戸数に対する空き家率は8.5%と、全国平均の13.6%を下回っておるような現状でございます。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口減少、社会的ニーズの変化などに伴い、本町におきましても、今後さらに空き家は増加していくものと考えております。

特に、町中心部以外においては、人口減少が進んでいる地区も多く、空き家の増加などにより、地域の活力が失われていくことが懸念されていることから、対策の一つとして、令和元年度より空き家バンク制度を開始いたしております。

十分使用可能な住宅でありながら、空き家となっていて全く活用されていない住宅があるということは、住宅資源という観点からも課題がございます。また、適切な管理を行われないまま放置されることは、防災、防犯、地域環境、まちづくりの面から見ても、好ましい状況ではないというふうに考えております。

しかしながら、空き家となっている要因については、持ち主の意向によることはもちろんですが、相続、利便性、間取りや広さ、老朽化など、様々な個別の要因が複雑に絡んでいます。こうしたことから、空き家問題については様々な角度から多面的に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。空き家の解消を図ることは、人口の増加や資産の有効活用といったことから大変重要なことです。

このようなことから、今後の空き家対策については、他自治体の施策や先進的な事例等を参考にしながら、空き家に関する相談によるニーズを踏まえ、本町の実情に合った利活用策を検討してまいりますというふうに思っております。

次に、空き家の増加を抑制するための予防策についてですけれども、空き家等対策計画の中で、

住宅の流通促進などの取組を行うこととしておりますけれども、空き家の発生を予防するためには、空き家になる原因を把握し、その原因に応じた対策を検討することが重要であるというふうに考えております。

平成30年度に実施しました空き家の現状調査アンケートでは、老朽化が著しく空き家になってしまった住居を解体する際の費用に対する補助を要望するお声もいただいておりますので、本年度より老朽危険家屋等除却促進事業を実施をいたしております。この事業は、一定の条件を満たした空き家の解体費用に対して、上限50万円を補助するもので、5件申請がっております。

一方、住宅を解体すれば、住宅用地特例の税制上の優遇措置が受けられなくなることも、空き家が放置される要因の一つとなっております。

また、倒壊等の恐れのある空き家対策につきましては、国におきまして空き家対策特別措置法が平成27年5月に全面施行され、自治体の権限が法的に位置づけられております。本町におきましても、法に基づく税務情報等の活用による所有者の把握等により、実態把握と所有者の意識啓発に努めつつ、必要と判断される場合は、財産権に十分配慮しながら、立入調査、特定空き家等への助言指導等、適切な対応を行っていく必要があると考えております。

空き家は確実に増え続けておまして、空き家問題は、時間がたつほど深刻に、また解決が困難になってまいりますので、空き家になる前にどのような対策ができるのか、また空き家になった場合どのように活用していくかなど、事前に御自身の財産の活用や相続などを身近な問題として関心を持っていただくきっかけとなるよう、議員御提案いただきましたセミナーの開催についても進めるとともに、町ホームページなどの広報媒体を通じて、町民の方への積極的な情報提供に努めてまいります。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 増加を抑える取組をしていただけるというところで、非常に安心しております。

空き家バンクに関しましては、先ほども話がありましており、予防が非常に重要かというふうに思いますので、今後ともしっかりとした取組をお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目の質問は、小学校での国際交流についてになります。この国際交流ですが、文部科学省の国際教育の意義と今後の在り方という資料を見ますと、国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけではなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要になってきており、初等・中等教育段階において、すべての子供たちが異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の醸成、自らの国の伝統や文化に根差した自己の確立、自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力を身に付けることができるようにすべきと、これらは国際的に指導的立場に立つ人材に求められる態度・能力の基盤となるものであり、この特性に応じてリーダー的資質の深長にも配慮した教育をという形で

記載のほうがあるのですが、国際教育を行ううえで国際交流を行うことは大変有効なものであるというふうに考えます。

ここで、町内の小学校で実際に国際交流に参加された方にヒアリングのほうを行いまして、感想を聞いてまいりましたので、少し御紹介させていただきます。交流に参加して、言葉は通じなかったけど、一緒にゲームなどをすることで仲を深められたと思います。この経験から、様々な国の人たちと交流すること、楽しさを感じ取ることができましたということで、感想のほうをいただきました。この感想からも分かるように、子供たちも楽しみながら外国を身近に感じており、次世代に向けての教養を学び、成長できているのではないかというふうに思います。

しかし、大津町では、現在、美咲野小学校、室小学校、大津小学校では、台湾のほうと交流が行われております。ですが、大津北小学校、大津東小学校、大津南小学校、護川小学校では、現在行われておりません。先ほどの文部科学省の資料にありますとおり、すべての子供たちに交流の機会を与えるべきではないかというふうに考えますし、今後、大津町ではT SMCの進出に伴い、さらに国際化の波が押し寄せるものと予想されます。この波を乗り越えるため、大津町内の全小学校で国際交流をしていくべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 大村議員の、小学校での国際交流についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、グローバル化が一層進展し、社会の在り方も急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育では、子供たちの国際社会の中で自らの生涯をより良く生き抜く資質・能力を育成することが求められています。

国際社会を視野においた国際教育は、先ほど議員も触れられましたように、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重とともに生きるという考え方、さらに表現力・コミュニケーション能力といった視点を意識して、学校教育全体を通し推進されるべきものでございます。大津町内の各小中学校におきましても、そのような視点を意識した教育課程の編成等を工夫しているところです。

議員御指摘の台湾高雄市と町内の3小学校との国際交流は、県の事業や高雄市内の小学校からの申入れから始まったものですが、これまで相互に訪問して姉妹校締結等を行い、文化交流やホームステイ等をしてきました。教育委員会としましても、さらに交流を他校にも広げたいと考えておりましたが、コロナ禍のため、姉妹校間におけるオンラインによる交流を続けているところです。条件が整えば、今後は小規模校においても交流の内容や方法を工夫し、交流活動ができるよう教育委員会としても高雄市教育委員会等への働きかけをしていきたいと考えております。

また、ここ数年、外国にルーツをもつ子供たちが増加しており、現在は8名の児童・生徒が大津町の小中学校に通っています。今後はT SMCの進出に伴い、さらに多くなることも考えられます。

そのような状況の中、子供たちには相手の国を理解・尊重しながら、自分の考えを伝えるとともに、大津町の伝統や文化についても、きちんと紹介や説明ができるようになってほしいと考えています。

国際社会においても、ぶれることのない自分自身として、また日本人としての自己を確立することができるよう、大津町教育委員会としましては、先に説明しました国際教育の視点を大切にしながら、国際化に対応できる子供の育成に向け、取組の充実を図りたいと考えています。

具体的な取組につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私からは大津町の具体的な取組について御説明をさせていただきます。

まず、台湾高雄市との国際交流についてですが、教育長の答弁にもあったように、現在は関係小中学校において、オンラインによる交流をしております。昨年度は、美咲野小学校が光榮国民小学校と交流を行いました。子供たちがクイズを出題するなど、楽しみながらお互いの市町のことや文化の違いについて学んだと聞いております。

交流の際には、町内すべての小中学校に配備してある電子黒板やタブレットを活用しており、同様の方法で小規模校でも行うことは可能でございます。しかし、高雄市教育委員会や高雄市内の校長先生方も、この3年間で代わっておられますので、今後、交流を広げ充実させるには、高雄市教育委員会や関係学校と、改めて連絡・調整を行う必要があると考えています。

2点目に、国際化に対応できる資質・能力の育成について説明させていただきます。国際社会を視野においた国際教育の視点の一つに、表現力・コミュニケーション能力の育成がございます。その表現力・コミュニケーション能力の基盤となる力が英語力です。しかし、英語が話せればそれで十分かという、そうとも申せません。単に英語を話せるだけでは、相手との豊かな関係を築くには不十分だと感じます。

大切なことは、小学校段階から異なる文化や環境に触れ、自らの固定観念を払拭し、相手のことを理解し、尊重しながら国際的な視野を身に付けること、その一方で郷土を愛し、誇りをもち、相手が誰であろうと自分の意見を主張することができる子供の育成が大切だと考えています。そのためには、学校教育活動の中でそういった機会の充実を図っていきたいと思います。

最後に、国際化に伴う今後の取組について御説明させていただきます。先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、今後も外国にルーツをもつ子供たちが増加することが考えられます。子供たち同士が円滑な関係を築き合い、相手の国のことを理解・尊重できるようにするために、外国にルーツをもつ児童・生徒のためにも、実態に応じた日本語指導を行うことが必要であると考えています。教育委員会としましては、来年度に向けて県からの日本語指導員の配置について、教育事務所と協議をしているところでございます。

コロナ禍において、活動が制限される中での教育活動ですが、できることから工夫しながら、国際社会の中で自らの生涯をより良く生き抜く資質・能力を身に付けた子供の育成に向け、取組の充実を図りたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） コロナ禍というところで、非常にオンラインで交流というところではあるんですけども、オンライン上での交流というのは非常に難しいかなというふうに私自身も思います。そういった中においても、コロナのほうも出口が少しずつ見えてきている状態ではありますので、しっかりと工夫・検討していただいて、国際交流をしっかりとしていただけるとお願い申し上げます。質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時46分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和4年第6回大津町議会定例会会議録

令和4年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和4年9月14日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	次長 田上 雄一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理者兼会計課長</td> <td>中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部財政課財政係長</td> <td>田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣也</td> <td>教育長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教育部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>産業振興部次長</td> <td>白石 浩範</td> <td>教育部次長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山 龍一</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記長</td> <td>村山 博徳</td> <td>産業振興部企画振興課長</td> <td>齊藤 孝浩</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町長	金田 英樹	会計管理者兼会計課長	中井 雄一郎	副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子	総務部長	藤本 聖二	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博	住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美	健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治	産業振興部次長	白石 浩範	教育部次長	百田 止水	都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆	総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	産業振興部企画振興課長	齊藤 孝浩	総務部財政課長	大塚 昌憲		
町長	金田 英樹	会計管理者兼会計課長	中井 雄一郎																																		
副町長	佐方 美紀	総務部総務課主幹兼行政係長兼法制執務係長	吉良 元子																																		
総務部長	藤本 聖二	総務部財政課財政係長	田邊 嵩博																																		
住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美																																		
健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治																																		
産業振興部次長	白石 浩範	教育部次長	百田 止水																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記長	村山 博徳	産業振興部企画振興課長	齊藤 孝浩																																		
総務部財政課長	大塚 昌憲																																				

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 4 年 9 月 1 4 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

田上産業振興部長及び荒木議会事務局長より欠席の届けがあつてますので報告します。

なお、本日の議事日程並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二議員。

○7 番 (山部良二議員) おはようございます。本日は忙しい中傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

それでは、議席ナンバー 7 番、山部良二が通告に従い質問を始めます。

1 点目は、持続可能な地域公共交通についてですが、2020 年以降、コロナ禍の長期化や近年の多頻度化、大規模化する自然災害によって鉄道施設が被災する事例が増加しております。現在も J R 九州発足以来最大の危機的な状況が続いておりまして、これまで都市圏輸送、新幹線輸送などで生み出した利益を、また鉄道以外の不動産などの多角的経営によって生み出した利益を地方路線の不採算路線に充当する形で支えてきました。それが内部補助に基づくビジネスモデルが限界にきているということでもあります。

鉄道各社は危機的な状況を放置すれば地域の発展を阻害し、利用者に不便や不安を与えるにも関わらず、国や県や市町村と十分な協議をしてきたのでしょうか。また、地方自治体はローカル鉄道の現状を直視し、効果的な対応を行ってきたのでしょうか。

今後、経営状態の悪化により、駅の無人化や豊肥線肥後大津・宮地間の減便、安全性が疑問視される電車の 4 両ワンマンなどの合理化が相次いでおります。今後、効率化という名もとの合理化が止まるとは考えられません。大津駅の無人化や豊肥線での大規模災害が起こった場合など、第三セクター化などの可能性もあり、10 年後、20 年後には取り返しのつかない事態が想定されます。

そこで考えられるのがEU諸国などで導入が進んでいる上下分離方式ではないでしょうか。鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の資料1の1を見ていただければよろしいでしょうか。これは上下分離方式、長崎本線の例です。JRと地域が鉄道維持に関わる負担を分担し、普通列車の運行を現行程度の本数により23年間持続する一方で、佐賀、長崎両県が設立した鉄道管理センターで鉄道施設などをJR九州に無償で使用させるというものです。

また、熊日新聞にも掲載されていますが、肥後大津駅周辺再整備に1千700万円計上とあります。TSMCの進出、そして来年夏に全線再開予定の南阿蘇鉄道の豊肥線乗り入れ、またアクセス鉄道分岐駅の可能性などを鑑み、駅を中心とした活性化策が必要ではないでしょうか。

資料2を見ていただければよろしいでしょうか。これは外部資源を活用した駅の活性化の事例ですが、北九州市とJR九州が二島駅事務所跡を活用し、人が集い、にぎわいを生み出す事業プラン及び運営者の募集を行い、34件の応募の中から最優秀を受賞した事業者が店舗運営するというものです。2020年の4月から店舗を開業し、地域の商店と連携し商品を多数販売しています。本町でも大津ブランドを県内外に発信し、大津町商店街のにぎわいの創出、併せて、要望の多い駐輪場の整備や跨線橋による自由通路などを設置することで、大津駅の利便性向上や町長の推進する駅を中心としたまちづくり、住民と一緒に取り組むを実現することができるのではないのでしょうか。

また、巡回バス、乗り合いタクシーについては、町が先頭に立ち事業者や住民、利用者などに幅広い関係者と協力しながら持続可能な地域公共交通を再構築するべきだと考えます。

以上を踏まえ3点お伺いいたします。

今年2月に国交省に設置された有識者検討会、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に伴う検討会で議論された内容について。

2点目、地域公共交通にとって住民利用者などが公共交通の在り方を主体的に考える環境づくりが必要だと思うが、まちづくりと公共交通の再生をセットに、中長期的な展望に基づき事業者や住民を巻き込んだ議論が必要だと思いますがどうでしょう。

3点目です。2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組が求められています。鉄道はその特性から様々な面で社会的、環境的に優勢を有しています。しかしながら、コロナによる減収やリモートワークの推進などにより、皆さんが考える以上に危機的状況にあります。鉄道事業者への支援をJR沿線の市町村が連携して、国や県に強く要望するべきではないでしょうか。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。山部議員の御質問にお答えをいたします。

地域公共交通は、地域社会を支える上で不可欠な存在です。各事業者の皆様方には、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けながらも事業を継続いただき、地域の皆様方の利便性や移動手段の確保に御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

少子高齢化が進む中で、免許返納をせざるを得ない高齢者が増加していく中で、地域公共交通は移動手段を持たない高齢者等の交通弱者にとって暮らしを支える大切な移動手段となっております。住民の皆様が安心して日々の生活を営んでいただくためには、道路・河川・上下水道といったハー

ドがしっかりと整備されるとともに、地域公共交通を持続可能な仕組みとして町全体で支えていくという意識を持つことが必要だと考えております。

また、周遊性を持つ公共交通は地域資源をつなげ、観光の魅力を高める基盤としても重要で、地域公共交通が結節する場所には人が集い、交流やコミュニティを育む場となっております。

しかし、地域公共交通は、マイカー利用を中心とした生活の浸透などにより利用者が減少し、厳しい状況に置かれている中、さらに新型コロナウイルスの影響が長期化し、厳しさに拍車がかかっているような状況です。

こうした中、鉄道事業者においてはダイヤや運賃の見直しやサービス面の改善などの手段を講じられておりますが、厳しい状況を打開することが難しく、存続が危ぶまれる路線も出てきております。

そうした中、国においては、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」が立ち上げられ、鉄道事業者と沿線地域が危機認識を共有し、相互に協力、協働しながら地域公共交通の利便性と持続性を高める方策が検討をされております。この提言の中では、輸送密度2千人未満の路線について法定協議会を設け、地域モビリティの在り方について検討を進めること及び輸送密度1千人未満の路線を対象に国が、こちら仮称ですが特定線区再構築協議会を設置して、鉄道事業者や自治体に対して廃止・バス転換を含める議論を求めることが記載をされております。

本町におきましては、肥後大津駅・瀬田駅のある豊肥本線が、地域の重要な公共交通として、経済の活性化や多様な暮らしには欠かすことのできない公共交通となっております。地域住民の大切な公共交通機関である豊肥本線を含む地域公共交通を維持していくためには、行政をはじめ、町民や交通事業者、町内の商工業者も巻き込んで議論を進め、併せて、地方の声が反映され、鉄道が持続可能なものとなるよう、必要に応じ国や県への働きかけなども行っていく必要があると考えております。

本町では、本年9月1日付けで、大津町地域公共交通計画を策定しました。この計画では、本町が目指すまちづくり方針と連動した拠点と公共交通ネットワークの形成を見据え、将来にわたって利用される持続可能な公共交通サービスの姿をお示しをしております。

今後は、この計画に基づき、まちなかエリアにおける公共交通体系を検討し、実証運行を進めていきますので、公共交通事業者の皆様方には、ぜひ率直な御意見をお出しいただき、町民の暮らしをしっかりと支えていける新しく最適な地域公共交通のシステムを作り上げていきたいと考えております。

なお、詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

鉄道をはじめとするインフラ整備が進み、自動車や輸送産業の発展に伴って、私たちの暮らしは豊かで便利になりました。今後も、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通をつくり、地域のにぎわいを持続していくためには、住民・交通事業者・行政が一体となった取組が必要であると考え

ております。

近年の公共交通は、人口減少・少子高齢化といった社会構造や生活スタイルの変化とともに、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に伴い、路線や便数が減少し、ひいては、まちの活力低下にもつながっていくことが懸念されます。このような状況の中、国土交通省は、ローカル鉄道路線の見直しを検討するため、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会を開催し、今年7月に取りまとめとなる提言を公表しております。今回の提言では、危機的な状況のローカル線については、沿線自治体を中心となって協議会等を設け、将来に向けた地域モビリティの在り方について検討を進めることが基本原則であるとなっております。

一方、基本原則がうまく機能しない地域や線区においては、利用者の著しい減少などを背景に利便性及び持続可能性が損なわれていること。また、関係者の合意形成に当たって広域的な調整が必要と認められることの2点を満たす線区については、鉄道事業者または自治体の要請を受けた国が協議会を設置し、鉄道輸送の活性化やバス転換による利便性確保を協議することとしたものとなっております。

先日、JR九州から令和3年度の区間別の収支が公表され、豊肥本線の肥後大津・宮地間は約2億1千万円の赤字というので、1日1キロ当たりの利用客が640名程度となっております。JR九州全体としても、1日1キロ当たりの利用客が2千人未満である路線は13路線18区間で、各区間の営業赤字の合計額は約51億円に達していると同っております。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、都市圏の在来、それから駅ビル、マンションなどの開発などで赤字区間を充当されているというふうな状況かと思えます。そういった状況の中、在宅勤務の定着で、コロナが収まっても乗客はもとの水準には戻らないことも懸念され、ローカル線の在り方を地域全体で考える必要性が求められております。現状維持が難しい路線については、経営リスクを分担するため、自治体が線路などを保有し、事業者が運行のみを行う上下分離方式や鉄道に代わるLRTやBRT、高頻度のバス輸送などの新たな輸送モードへの転換という方法も示されております

全国に目を向けますと、至る所で鉄道のあるなしに関わらず、バスの路線もなく、タクシー事業者もいないという地域も出てきております。また、減便が乗客を減らすという悪循環にならないように、利用者視点で考え、町をコンパクトにして公共交通機関を利用してもらう試みも進められております。

本町におきましては、来年度予定しております、まちなかエリアにおける公共交通の実証運行に向けた取組の中で交通の要衝となり、地域経済を支える駅や鉄道の利用促進を図り、いかに利便性・持続性の高い地域公共交通を再構築していくのか、国・県が行います施策等も注視しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今後も危機的な状況は変わらない、より深刻に少子高齢化になるので、この問題は非常に深刻だと皆さんに受け止めてもらわないといけない問題だと思っております。

2点ほど、巡回バスを導入する場合に、中心部を円を描くように回遊性のある路線にするのか。それとも、さらなる利便性を考え8の字であったり、そういう感じに回すような路線になるのか。はたまた、空白地点を完全に網羅するような複数のコースで運用するのかということも1点と、新聞にも載っていましたが、町長が目指す駅を中心としたまちづくりに、町長が推進するインクルーシブな視点に立った交通バリアフリー、ユニバーサルデザインを備えた駅を中心としたインクルーシブなまちづくりを目指すべきではないか。その2点、お伺いいたしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 2点御質問があったかと思えます。

まず1点目の巡回バスを導入する検討についてですけど、これについては補正予算で地域公共交通会議への負担金の予算を計上しております。その中で公共交通会議の中、いろんな事業者、住民の方、関係者いらっしゃいますので、議員がおっしゃったようななどのようなコースでいくのか。あるいは時間帯であったりとか移動手段をどういったものを使うのかということも含めて、その中で協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の駅を中心としたまちづくりについてですが、これについても今回補正の中で肥後大津駅周辺のまちづくりに関する基本構想と基本計画策定の業務委託をしておりますので、町長が進めますまちづくり等の議員がおっしゃられた点についても、その基本構想策定の中で取り入れていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

巡回バスのコースについては先ほど御説明したとおりですけど、より利便性が高く、かつ費用対効果もしっかり見定めながら慎重に進めたいというふうに思っております。もちろんデータにもこだわってですね。

インクルーシブなまちづくりに関しましては、これから高齢者の方も増えていきますし、そもそも高齢者じゃなくても様々なハンディキャップを背負っている方いらっしゃいますので、そうした方に配慮したまちづくりをしっかり進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 検討会の中で受益者たる自治体が利用促進に留まらず上下分離方式や駅にぎわいの創出プロジェクトの推進など、様々な選択肢の中から最適な手段を考え、今後の鉄道の在り方への関与を強めていくことが期待されるとありますので、今後も大津町の将来と利用者の視点に立った問題提起をさせていただきます。

それでは、2問目の消費生活相談についてお伺いいたします。

町民の方から、大津町の消費生活相談体制は弱いのではないかと相談をいただきました。大津町は、西原村、菊陽町と消費生活相談業務広域連携協定を締結しています。ホームページで確認しましたが、西原村、菊陽町のホームページには連携協定を掲載していますし、切れ目なく月曜日から

金曜日まで連携している他町の相談室も明記され、様々な情報であふれています。ですが本町の消費生活相談ホームページには、ただ毎週火曜日、金曜日の10時～16時、大津町役場2階203号相談室のみです。この時点で相談体制の弱さを物語っているのではないかと感じてしまいます。

話は変わりますが、資料2の1を見ていただいてよろしいでしょうか。今年4月から成年年齢が引き下げられ、年齢に達すると親の同意なく自分の意思で契約できるようになり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。今までは20歳未満であれば親の同意を得ず契約した場合には「未成年者取消権」が行使できましたが、今後は18歳から行使できなくなる可能性もあります。資料を見るとおり、大きな不安を抱えていることがわかります。

資料2の2を見ていただいてよろしいでしょうか。表を見ていただくとおり、10代後半では59%の方が相談先として行政の窓口や公的相談員などを選択していないという問題点があります。今後何かあれば速やかに町の生活相談に相談するという徹底した教育が求められるのではないのでしょうか。また高齢者を狙う消費者トラブルも年々増加しており、今後、相談業務のさらなる強化が必要ではないのでしょうか。

以上を踏まえ2点お伺いいたします。

学校教育・社会教育における若年者の消費者教育の強化が最重要課題だと思われませんが、町の対応と強化策は。

2点目です。消費生活相談業務の専門性の強化・啓発活動の強化・相談受付のバックアップ支援・強化が必要ではないか。町の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

消費者を取り巻く最近の傾向は、サービスの多様化や情報化などの進展により大きく変化をしております。それに伴い相談件数も年々増加し、相談内容も複雑かつ多様化をしているところです。

大津町の消費者生活相談については、平成21年8月1日に特定非営利法人熊本消費者協会と業務委託を結び、同協会所属の専門相談員による相談窓口を開設し実施しております。

また、平成29年3月からは、菊陽町、西原村を含む大津警察署管内の2町村で協定を締結し、週5日の相談が行える広域連携体制を整えました。相談窓口では消費生活についての専門的な研修を受けた相談員が対応をしており、経験も長く、数多くの相談も受けられ、消費生活、行政全般に精通されており、困難な事案についても継続的に解決に向けて相談者に寄り添った対応をさせていただきます。

また、複雑な事案等については、役場関係部局間の連携とともに総合的な支援を行っていきます。消費生活相談窓口の周知や啓発活動については、町のホームページや広報、チラシなどの全戸配布等により行っておりますが、周知内容を精査しながら、よりわかりやすい情報提供に努めていきます。

令和4年4月1日からは、民法改正に伴う成年年齢が引き下げられ、18歳に達した方は親の同意がなくても1人で契約できるようになりますが、その一方で、民法で規定する未成年者取消権を

行使することができなくなりますので、インターネットを利用した悪質商法などによる消費者被害の拡大などが懸念されます。今後も国・県の情報を注視しながら、消費生活における啓発活動及び相談体制の充実を図り、誰もが安心・安全に暮らせる町の実現に向けて取り組んでいきます。

詳細につきましては、部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。山部議員の「成年年齢の引下げによる消費者トラブルに係る、学校教育・社会教育における若年層への取組」についてお答えいたします。

大津町では、各小中学校において、消費者被害の防止を含め「かしこい消費者」となるための消費者教育を実施しています。小学校では、社会科や家庭科を通して金銭の使い方や売買契約の基礎などについて学習しています。中学校では、売買契約の仕組み、消費者被害やクレジット契約などの背景とその対応について、また、インターネットを介しての問題点などを学習しています。

成年年齢が引下げになりましたが、小中学校における消費者教育につきましては、カリキュラムや指導内容等の変更等はありません。ただ、高等学校につきましては、熊本県消費者教育推進計画に基づき、消費者庁が作成した消費者教育教材を使用した教育などが実施されておりますが、成年年齢の引下げに対応するため、高校2年生までに家庭科等において学習できるよう、学習指導要領の改訂も行われております。

また、教育委員会としましては、成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルに対しての注意喚起として、今年3月の広報誌への掲載や消費生活センター等の注意喚起チラシによる啓発活動を行っています。

消費者トラブルが多様化、複雑化する中、消費者教育は今後も大変必要なものだと受け止めております。町の将来を担う若い世代が消費者トラブルなどの被害に遭わないよう、引き続き「かしこい消費者」の育成を目指し、県、国、他の自治体との情報を共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうからは、消費生活相談の現状についてお答えをしたいと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたように、平成29年から菊陽、西原を含む大津警察署管内の3町村で協定を締結し、週5日の相談が行われる体制を取っております。その中で、大津町では火曜日と金曜日の午前10時から午後4時までということで開設をいたしております。令和3年度における熊本県内の相談件数は、県では約1万5千件ございまして、大津町では実施された相談は新規で89件、継続で55件ございました。相談内容につきましては、通信販売、店舗購入、それから訪問販売などとなっております。全体の件数89件のうち38件が菊陽町の方、西原の方からの相談となっております。そういったことを考えますと、他の町村で相談されている大津町民の方もいらっしゃると思いますので、広域連携体制を行うことで住民にとってより利用しやすい環境が提供できているというふうには考えております。

令和3年度におきます相談者の年齢層では、20歳代から30歳代が23件、40歳から60歳代が46件と、全体の約8割を占めております。10歳代では1件でしたけれども、令和4年4月1日の民法改正で成人年齢が引き下げられたことに伴う安易に契約等のトラブルに巻き込まれる可能性も高まっておりますので、今後、若年層の相談件数も増えることが予想されております。

ちなみに、過去3か年間の相談件数は、令和元年が84件、令和2年が83件、令和3年が89件と大きな変化はあっておりませんが、今後も引き続き消費者協会の支援等を得ながら3町村連携した消費生活相談窓口の周知や消費生活啓発活動を行ってまいりたいと思います。

さらに議員からの御指摘もありました情報提供や啓発活動の強化につきましては、ホームページやチラシ等をさらに活用し、訴求力のあるよりわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと思っております。

また、複雑かつ高度化する悪質な被害に対応するためにも相談員の資質向上を図るとともに、役場組織の横断的な連携により重層的な支援とともに、警察あるいは県などとの行政機関との連携強化についても図ってまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは御説明させていただきます。

国民生活センターの統計調査によりますと、20代前半の消費生活相談件数は毎年8千件近い相談がっており、また、18歳から19歳の相談件数は約5千件程度となっております。両年齢層共にダイエット商品などの通販詐欺や出会い系などのインターネット詐欺による相談が多く寄せられているようです。

また、20代前半の相談内容としましては、もうかる情報やオンラインカジノ、仮想通貨などのもうけ話やエステティック・医療サービスなどの美容系トラブルが新たに多く寄せられており、相談金額も高額となっている結果となっております。

今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の自立と社会参加が進むことが期待されている反面、18歳、19歳は、保護者の同意なしに自分の意志で契約ができるようになりますので、今後、消費者トラブルに巻き込まれることが懸念をされております。

学校教育における消費者教育は、児童生徒の健全な成長と安全・安心な暮らしに資することを再度認識し、引き続き、子供たちが消費者教育の必要性と重要性を身近なものとして理解、認識してもらうよう教育の充実を図ってまいります。

また、社会教育では、生涯学習情報誌等での情報発信やホームページの改良に加え、出前講座の開催や、またPTA、子ども会などの保護者が集まる場を利用して広報啓発活動を行い、家庭や地域で消費生活問題を身近に感じる取組を推進してまいります。

消費者行政の強化として関係課と情報を共有し、予防策に対しての取組だけではなく、被害に直面した若年層の方が解決方法の糸口として相談窓口などを活用できるよう情報の発信と周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 相談体制は今充実してきているという内容だと思います。一つ心配なのは、もし相談員が病気などで離脱した場合、そのバックアップ体制は十分なのか。今1名体制と聞いておりますけど、1名体制で大丈夫なのか。

2点目は、大津町に在住する相談者が相談を他の市町村で受け付けた場合、受け付けた町村が大津町の関係部署との連携を取れずに被害の拡大、再発防止がつながりにくいといったことが想定できるのではないかと考えております。このため、菊陽町や西原村との部門間連携を密に行って、分野横断的な住民サポートが必要になると思いますが、連携はうまくいっているのでしょうか。

3点目、資料2の1を見ていただくとおり、約7割の若者が不安を感じていると回答しています。一番に上げられるのは、法律や契約に関する知識が乏しいためが多くなっています。ですから、18歳までに消費者トラブルの知識を身に付けることが必須であり、また大学でサークルを隠れ蓑とした宗教団体の勧誘があることがわかっていますので、小中高での啓発活動がさらに重要性を増すと思います。出前講座なんかも開くような方向でいくべきではないかと思っておりますので、その3点お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから1点目と2点目についてお答えしたいと思います。

1点目が、専門員の方が例えば病気とかで来れなくなった場合の対応ということなんですが、1名の方が今毎日各自治体でされてますけど、これについては協定を結んでおまして、消費者協会のほうから支援していただいておりますので、そちらのほうからまた改めて違う方が、専門の資格を持った方が派遣されるような体制を今取っておるところになっております。

それと、2点目の広域連携の話ですけれども、いろんな相談があった中で、今2町と1村ですね、広域的にやっておりますけれども、相談員さんが、例えば西原の相談に大津の方が行かれて、その情報については専門相談員が大津の行政機関のほうに情報としてはいただけますので、そういった形で大津は大津として対応すべきものについてはやっておるということになってます。当然、大津、菊陽、西原間の行政間でも事務レベルでの連携の会議をやっておりますので、そういったところで情報共有と併せて、専門の方はそれぞれ相談された方の居住地である行政に対して情報提供はされておりますので、それに基づいてそれぞれの自治体が改めて対応をしておるというような現状になります。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 山部議員の再質問について御説明申し上げます。3点目の御質問に対して御説明を申し上げたいと思います。

まず小中高での取組につきましては、先ほども教育長のほうから答弁がありましたように、若い世代が消費者トラブルなどの被害に遭わないように消費者教育の重要性を理解、認識してもらうように教育の充実を図っておるところです。

また、大学のサークルを隠れ蓑とした宗教団体の勧誘についてということで、これも先般問題が

発生しているという報道あたりもあっております。各大学におかれましても入学される大学生とか在学生のトラブルが発生した場合の相談先の窓口や注意喚起の呼びかけが行われているようです。もちろん小中学校の段階におきましても、情報に流されずに多面的な思考の中で自主的に判断して行動できる子供たちの育成に努めて生きたいと考えております。

また、出前講座なども取り組むことはしないかという話でございますが、小中学校におきましては、そういった要望があればPTAあたりも通してそういった研修会を実施してまいりたいと思います。また、高校のほうでは実際もう出前講座あたりで今現在取組をされているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今、出前講座は要望があったらやるみたいな話だったんですけど、これは要望がなければもうしないということになるんですか。これはやるべきだと私は思うんですけど、その点について。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） すみません、再質問に御説明申し上げます。

小中学校のほうでは、先ほど出前講座あたりの要望があればということで話もしましたが、小中学校の教育課程の中で消費者教育につきましては教育の取組をやっておりますので、そういった教育の授業の中で必要であれば、そういったアドバイザーの方あたりの派遣は考えていきたいと思えます。それと、保護者向けにもそういったところに対しても要望があればPTAと連携しながら取組をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、3点目の家庭教育支援条例についてお伺いいたします。

令和4年8月20日のTBS報道特集において、家庭教育支援条例は行政が家庭での思想教育に介入する手段であり、旧統一教会が目指す家庭への法的強制力の押し付けを進めるため、熱心に地方議会にアピールし推進している政策だと報道がありました。これが本当であれば深刻な問題であり、荒木委員長の質問でもわかるように、本町でも教育委員会がピースロードを後援したという事実もあります。

熊本では全国に先駆けて家庭教育支援条例が2013年に施行されています。今回、昭和女子大学、友野教授が「条例制定過程について」と論文を公表されています。これによれば、2012年にある県議から条例の策定委員会設置が提案され、これを受けて各会派の6人からなる熊本県家庭教育支援基本条例策定検討委員会が設置され、2013年4月に施行されています。私が調査してわかったのですが、熊日の記事にもなったように、熊本県平和大使協議会の役員名簿に条例を推進する県会議員や市町村の議員が多数名を連ねています。熊本県平和大使協議会のホームページの世界平和大使運動のリンクをクリックすると、そのホームページには韓鶴子氏の写真や名前があるな

ど荒木委員長が指摘したとおり、旧統一教会との関係が疑われます。

また、ホームページを見ますと、2020年、熊本城ホールでセミナーが行われ、平和大使協議会の本部教育局長の講演があり、その中で熊本家庭教育支援条例に触れ、熊本での活動を評価し、熊本が全国の牽引者となることを願い、そして家庭を再建することが国を支える礎になることだと強調しています。

また、熊本で開催されたジャーナリスト有田芳生氏の講演で、熊本ピュアフォーラムと旧統一教会の関係が指摘されています。現在はホームページが消去されてはいますが、団体の概要を見ると、県内各市町村議会で家庭教育支援法請願活動が行われており、請願採択済み及び請願済みの市町村が多数存在します。

また、9月2日の熊本のNHKニュースにもあるように、熊本ピュアフォーラムの代表理事は元熊本県の教育長であり、熊本平和大使協議会の副議長と同一人物です。本当に県の教育界は大丈夫なのでしょうか。

以上を踏まえ、本町では今後、家庭教育支援条例を制定する可能性があるのか。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山部議員の家庭教育支援条例に係る御質問にお答えいたします。

子供にとって家庭はその健やかな育ちの基礎であり、保護者が子供に対して行う家庭教育は、教育の原点といわれています。乳幼児期の親子のきずな形成に始まる家族のふれあいを通して、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感や思いやり、自立心や社会的マナーなど、生きる力の基礎的な資質や能力を身につけていく上で重要な役割を果たしています。しかしながら近年、少子化や核家族化の進行による地域とのつながりの中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことや、人々の価値観の変化に伴い、親の家庭教育に関する考え方も多様になっています。そのような中で、育児や子育てに対する不安や心配を抱える方々も少なくないと考えられます。

本来、家庭教育は家庭の責任に委ねられており、町としましては、子供が健やかに成長するための条件整備を通して家庭の教育力の充実を支援していくこととなります。子供を持つ親が家庭教育の重要性を再認識し、それぞれの家庭において、これからの時代にふさわしい子供の教育の在り方を確立していただけるよう、様々な取組を行っているところです。取組の柱としましては、家庭教育に関する学習機会の充実、子育て支援のネットワークづくり、親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育参加の支援・充実等があり、これに沿って町内におきましても具体的な取組を実施しているところです。

また、子供の成長の場を考えると、家庭はもちろん、幼・保育園や学校、地域が担う役割も大変重要であると考えます。教育委員会としましては、今後とも、「大津町の子供を育てる」という共通認識のもと、町PTA連絡協議会や地域・学校協働活動本部などを核にした活動も活発化しながら、子供の成長を一番に考えた家庭教育の支援を行っていきたいと考えています。

なお、議員御質問の家庭教育支援条例の制定につきましては、現在のところ制定する予定はござ

いません。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、御説明させていただきます。

町における家庭教育への支援につきましては、教育基本法において規定された「国及び地方自治体は、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」、保護者に対する学習機会や情報の提供など、家庭教育を支援するための必要な施策を講じること」にのっとりしております。私からは、町で実施している取組について、教育長からありました支援の柱に沿っていくつか御紹介させていただきます。

まず1番目に、家庭教育に関する学習機会の充実についてですが、熊本県が行っております親の学びプログラムを活用した講座や体験学習を行っております。

この親の学びプログラムは、乳幼児期から中高生期までの段階に分けた参加体験型の学習となっており、日々変化する子供たちを取り巻く環境に対して、課題を共有し、子育てに必要な知識だけでなく、親同士の語り合いや振り返りを通じて、家庭で大切にしたいことなどができるよう学びの場の提供を情報発信しています。

2番目に、子育て支援ネットワークづくりの具体的な取組としましては、大津町では、平成25年度から文部科学省に登録しています家庭教育支援チーム「チームおおづ」のリーダーを中心にトレーナー養成講座を開催し、その講座を受講した保護者の皆さんがトレーナー進行役として、各幼保小中学校の保護者の皆さんにつないでいく学習会などが実施をされているところです。

3番目に、親子の協働体験の機会の充実ということでは、大津町独自の取組としまして「親子の乗馬体験教室」や「星空観察教室」など、親子で体験できる機会を計画・実施をしております。

また、4番目に、父親の家庭教育参加の支援・充実では、PTAや子ども会活動における父親の参加を推進、また、町の新たな取組としまして、野外活動研修センター等を利用した「親子ふれあいキャンプ」を計画するなど、お父さんにも気軽に参加しやすい機会を創出しながら、家庭教育を支援するための具体的な取組を実施しているところです。

また、町PTA連絡協議会と連携した、「子育てフェスティバル」の開催や子育てに関する意見交換会を実施する一方で、幼保小中連携推進協議会が作成した大津町の子育てに係る「育ちのステップ」や「大津町三つの約束」などを保護者の皆様と子育てのポイントとして共通実践を進めているところです。

なお、厚生労働省の調査では、共働きの家庭が増加し続けている結果も出ております。また、内閣府が、地域との関係性を調査したところ、30歳未満の世帯の60%以上が「あまり付き合いがない」や「まったく付き合いがない」との結果も出ており、ライフスタイルの変化や携帯電話、インターネットの普及など、子供たちを取り巻く環境は日々変化している中で、親として子育てに対する不安や心配を抱く御家庭が増加傾向にあるのも事実でございます。

このような社会や地域の環境変化の中で、親御さんが子育てや家庭教育について学ぶ機会や情報交換をする場が重要視をされており、それに伴い、町に対しましても親同士の情報交換や交流がで

きる機会の提供や支援が求められているところです。

今後も、子供の健やかな成長につながるように、家庭教育の取組を進めるとともに町が取り組む具体的な事業として、子育ての悩みや不安を抱える保護者の皆様を対象に、子育てのコツやポイント、接し方などの子育て講座や体験学習を行って、保護者の方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） これ以上多くはもう聞きませんが、最後に、これは政治と宗教との問題ではなくて、国民に不利益を生じさせる可能性のある団体と政治との関係をどうするかという問題だと私は思っています。信仰の自由が認められておりますが、宗教団体も関係法令を遵守しなければならないのは当然でありまして、仮に法令から逸脱するような行為があれば厳正に対処されなければならないし、国民に不利益を生じさせることは許されません。ですから、全ての国会議員、地方議員が完全に関係を断ち切ることを切に願って質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時53分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、マイナカードについて質問をいたします。

前段といたしまして、前回「大津町議会だより100号」ということで発行されておりますが、1号から100号まで一般質問で私と共産党の荒木さん、全て載ってます。休みなしです。これは町民の方々に対してからの議員としての姿勢であります。そういったものはぶれてはいけないと私は思っております。いずれにしても内容は別ですが、非常に内容にはがっかりしています。我が大津町の年間予算は300億円です、約。300億円を審議した内容かと思うんです。300億円ですよ。私はそういったことを考えれば、もう少し「みんなでなかよくくちいばっば」ではなくて、厳格に対応すべきものではないかなと非常に思うものであります。今日、101回目です。

このマイナンバーカード、時代の流れでありまして、これについて昨日、田代議員が質問をされました。やっぱり目の付けどころが全体を見ておられて、非常に喜ばしい限りでありました。新聞報道等でマイナンバーカードを普及率が低いところは地方校務税を調整するようなことを、当時の総務大臣、熊本の代議士さんでありましたけれども言われたと。地方交付税法を知らないのかなと思ったぐらいで、この人は足し算引き算もできないのかなと。全く話にならないようなことを紙面に書いてありました。しかし、昨日の田代議員の質問において違うんだよと。もう時代はだんだん変わってきております。やっぱり来年度に当たっては予算を12億円ほどですか、これからのデジ

タル社会に対応するための様々なマイナンバーカードを普及させて、行政経費を減らす、効率化していく、そういった物に対して予算は出るということで、前向きな総務大臣の最近の紙面で見ました。やはり、今度の総務大臣、寺田さんでありますけれども、デジタル化により高齢化や人口減少が進む地方の社会課題を解決するというふうなことを言っておられます。やはり、この流れはもう変えられないんです。ですから、我が町としてももちろん腰を据えてこの問題には当たってもらって、町長自ら陣頭指揮を強力に執ってもらって、そして普及率を高めなければならない。これはどう考えても、もうトレンドなんです。もう傾向で流れなんです。これを個人情報漏れるかもしれないとか不審が残るとか言って、やはり登録しない手はない。今から先、こういった社会の流れ、これには準じていくべきだと私は考えております。

昨日、田代議員の質問がありました。いろいろお聞きされたので私も随分楽になったんですけども、そんなことを言ったら、昨日の新聞です。マイナポイントを超過付与で350件出てきたとか。出てきましたね、とうとう。総額156万円分が超過付与をしてしまったと。こんなミスもやってるんです。マイナカードを作りなさいと言いつつ、156万円の言うならば貴重な税金が人的ミスですか、そういった形で、プログラムのミスかわかりせんけれども出てしまっている。やはり人間の仕事はこれぐらいですよ。だけれども進めなければならない。これを町長がどんな形で進めるかというのは、これはやはりもうリーダーシップです。ここでどう職員を動かすのか。どう町民の方々に理解していただくのかというのは、やはり町長の言動にかなり影響力があるのではないかなと思います。ですから、職員を有効に働いてもらって、全体の奉仕者として働いてもらって、この問題解決、町民の方々にすべからずカードを作ってもらおうというこの国策をどう達成するのか。これはやはり町長の答弁をお聞きして、町長がどういった方法でどういった方策で進めていくのかというものを、ここをはっきりしておかないと中途半端になってしまいますので、ぜひ町長の力強い問題解決策をお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えをいたします。

マイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成27年10月から国民及び法人に番号の割当てが始まり、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されました。

マイナンバーは、国や自治体が提供する様々なサービスごとに必要だった複数の個人情報を、同一人物の情報であることを確認するために活用されるもので、暮らしの利便性向上と行政の効率化向上を同時に図ることを目的に導入がされております。

また、国のデジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及及びその利活用を強力に推進するとともに、令和4年度末までに、ほとんど全ての住民がマイナンバーカードを保有することを想定するという方針が示されたことから、本町においても、これまで以上にマイナンバーカードの普及に取り組んでいくことが求められております。

マイナンバーカードの普及状況につきましては、令和4年7月末現在、全国の交付率が45.9%、熊本県では45.2%、本町では40.8%となっております。こちらに関しては、昨日も述べさせていただきましたけども、8月末には全国のマイナンバーカード申請割合が50%を超えたとの報道がありましたが、本町においても8月末時点での申請割合は全国平均と同じく50%を超えたところでございます。

マイナンバーカードの交付が進まない理由としまして、行政機関やメディアなどが行っている各種アンケート結果などを踏まえますと、申請手続に手間がかかることのほか、カードを取得するメリットや必要性が十分に伝わっていないことや申請及び取得手続の手間、個人情報漏えいへの懸念があるのではないかと考えられます。

こうした中、国ではマイナンバーカードの普及を加速させるための取組として、本年6月30日から、「マイナポイント第2弾」を開始しました。マイナポイントは買物などに利用できるポイントで、新たにマイナンバーカードを取得された方に対する5千円分のポイントと、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録に対するポイントがそれぞれ7千500円付与され、最大2万円分のポイントを受け取ることができます。第2弾の開始以降は、全国でのマイナンバーカードの交付数の伸びがそれまでの2倍となるなど、普及促進の呼び水となっております。

本町におきましても、御自身でスマートフォンやパソコンを使った手続が難しい方の相談窓口開設を広報7月号においてお知らせし、6月30日より開設をしており、6月30日から7月末までに333人、8月は263人と、多くの町民の皆様にご活用いただいております。併せて、マイナンバーカードのメリットや必要性について、広報や町ホームページで重ねて周知をしており、マイナンバーカードの申請は、令和4年6月は186枚でしたが、同年7月は578枚となっており、取組の効果が数字にも表れております。

町独自の普及促進のための取組としましては、仕事などで平日の開庁時間帯に来庁できない方もいらっしゃることから、毎週水曜日の夕方に時間外での申請及び交付の受付を行うとともに、毎月第2日曜日の午前中に受付対応を行っております。さらに本年8月からは第4日曜日も開庁し、住民の皆様への利便性の向上に努めているところです。併せて、県が実施していますマイナンバーカード取得促進事業と連携し、本年7月には企業1社と短期大学1校を訪問して申請の支援を行い、取得の促進にも努めております。

また、公民連携の取組といたしまして、通信会社による出張スマホ教室におけるマイナカード・ポイントのサポートや、包括連携協定を締結している町内の郵便局におけるマイナポイントの手続支援の取組を行っていただいております。役場窓口の混雑緩和や町民の利便性向上につながるなどの効果が現れております。今後もマイナンバーカードの普及促進において、公民連携による取組のメリットを生かして積極的に進めていきます。

次に、町内医療機関におけるマイナンバーカードのカードリーダー機器の整備状況ですが、診療所・歯科医院・薬局を合わせた44の医療機関が町内にありますが、そのうち12機関での導入にとどまっており、普及率は27.3%となっております。まだまだ導入が少ない状況ですので、利

用できる医療機関を増やしていく取組が必要となっていると考えております。

交付税制度への反映につきましては、いまだ全容はまだ詳細が示されておりませんが、その内容に関わらず、来るべきデジタル化社会への基盤としてマイナンバーカードの普及は必要不可欠なものであると考えております。マイナンバーカードを活用したDXの取組についても、町独自の施策を研究していきたいと考えております。

今後は、住民の皆様にはマイナンバーカードの必要性やメリットを広報等で分かりやすく周知を進めるとともに、個人情報保護に対する不安の払拭も大切ですので、その安全性についても正確な情報をお知らせし、カードの取得促進につなげていきたいと考えております。デジタル化がさらに進む将来を見据えて、マイナンバーカードが町民の皆様の標準装備となるように行政としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

昨日の答弁と一緒にありましたが、そこじゃないんです。聞き方が悪かったかなと今反省しております。それはありきたりな一般論です。この役場という組織を使っていかに効率的に、方法論になるかもしれませんが、職員各位がこのマイナンバーカードの重要性を認識しなければ伝わらないと言ってるんです。問題はここだと思ってます。実際、このマイナンバーカードというのがもう大きな流れで、世界の潮流なんですよということを言いました。実際、効率的な使い方、いろいろこれから本当にカードを作ってもらうことによってその人の所属、これを知られるのを嫌う人がいるんです。ところが、適切な課税と、それと我々は税金を納める義務がありますので、これを適正な再配分をするためには必要なんです。だから、適正に課税されて適正に再配分するという国の成り立ちなんですけれども、こういったところを理解しないと本当の困っている方々に対して再配分が行き届かない。プッシュ型ができあがらないんです。もう世界的潮流としてはイギリスとか、ここはものすごく厳しいと私がいろいろ調べたら書いてありました。やっぱり税金は国の大元の原動力でありますので、やっぱり税金をもとに考えたならばやらなくてはならないと思うんです。本当に生き方がぶきっちゃな人とか下手な人はおられますよね。どうしても努力してもなかなか生活がよくなるという方とかおられるじゃないですか。そういった方々に「努力してるね」と、「だけど結果が出なかったよね」と、「だけどきちんと我々は助け合いのシステムを作り上げたから、あなたの所得じゃ苦しいでしょう。手を差し伸べてもらおうよ」と。これは国家として、同じ日本の日本人として助け合おうじゃないかと、こういったところを意識しないとこういった普及は進まないんです。

実際、今どういう状況かというのが、もうインフレが加速しております。いろんなものが値上げ、値上げで大変な状況です。ということは、今まで100の所得があったとしても生活費がどうしても圧迫されていきますので、可処分所得は減るんです。じゃあ、給料が上がる要素があるか。これが今現在、もう大倒産時代に入ってきてます。もう世界経済がめためたになっってきてます。これを

また理解してもらわないと、経済こそ。アメリカの大統領選挙で過去にクリントン大統領がおられましたよね、あの方がやっぱり福祉や教育は大切なんだと。しかしながら、「今大切なのは何だい」と、「君たちの、皆さんの、国民の生活だろう」と、「経済なんだよ、愚か者たち」と怒ったという話がありますけれども、経済をきちんと立て直さない限りうまい巡回ができないんです。だから、今のこの不景気だけじゃないです。もう景気が悪いというだけじゃなくて、もちろんコロナ禍の問題、ウクライナの危機の問題、中国経済あたりもゼロコロナ政策でもうめためたです。

最近の日経のオピニオンですけれども、これを読んで私もちよっと頭がぐらぐらしてるんですけども、実際、ムーディーズですね、格付会社、あそこが出した数字というのがおもしろいので、格付が投機的等級の世界の社債のうち債務不履行に至る割合を示すデフォルト率というのがあるそうです。これが2021年、昨年度1.7%ということで、08年のリーマン危機後の最低を更新したということで、非常に去年まではどうにかよかったかなという数字が出てたんです。ところが、今年はウクライナ危機、先ほど言いましたゼロコロナ政策、中国経済の不振、世界的な金融引締め、重なって反転しましたと。これが最も悲観的なシナリオだと、今年はこのデフォルト率が14.5%までかなりの数字になってくるだろうと。これは1933年大恐慌の15.8%以来の高水準に跳ね上がるということが書いてあったんです。えっと思いましたよね。世界経済がもうめためたになってるといふ数字が伺えてきたんです。このコメンテーターの方が言うには、「大倒産時代をどう生きる」という題目なんですけれども、倒産が増えるということは、もう誰が見ても経済めためたですよ。そういったときに町民の皆様方が以前と変わらない生活をずっとやっていけるかということに私は着目したんです。だから、これから先も経済状況は悪くなったとしても、苦しいけれども、国の借金は多大にあったとしても、国債発行でもしてもらってでもこの難局をどうにか乗り切らなくてはならないと私は思います。ですから、景気減速の世界経済の状況というのをきちんと把握すれば、また責任感も公務員、我々も特別職の公務員ですけれども、こういった行政経費を減らすということに対して真剣に考えて、町民の方々をお願いしますと、これから先は人口も減っていくんです。景気も悪いんです。だから歳入は心配です。今までどおりの行政サービスができなくなります。だから減らせるところは減らすんですという意識を全町で持たなければならぬ。これをリーダー的にやってくださいと私は言ってるんです。これが経営ですよ、一つの町の経営です。そこをちゃんと押さえないと、行政経費は今までどおりかかったというふうな形になったならば、もちろん国民負担率、町民負担率は上がるわけです。どうしても上がります。ですから、このところはきちんとやりましょうよと。

それとまた並行して、カードを作ることによってメリットというもの、もうカードというのももう今は古くなってきましたよね。私だったら、どうでしょう、いろいろ考えて60、70ぐらいになったならば町からブレスレットか何かICチップか、それこそ、そこで作る半導体か何か入れ込んで、自分の身分証明とかいろんな医療データとかいろんなものがわかるようなブレスレットを皆さんにプレゼントしますと。そして町民保護をします。この町民保護という観点も必要でして、そのカードを持ってることによって医療カルテが共有されて、それで、もし疾患を持っててど

こかで具合が悪くなったと。旅行に行つて具合が悪くなりました。世界に行つてどこか具合が悪くなりましたというときに、データが引き出せるんです。その人の疾患記録がずっと出てきて、その人を守ることができるんです。ここも重要な視点です。だからカードを作ってください。これをどんどん進めます。

国のほうも年金とかいろんな情報を公的データを民間開放していきますよともう言ってるんです。だから、町民各位、もちろん生命と財産を守るのは我々の責任です。政治や行政としてきちんとやらなければならない部分です。身の安全を守る。我々だって生身の人間、いつどこでどうなるかわかりませんよね。私も血圧の薬とか飲んでます。どこかで倒れたりとかしたときにそういったデータがすぐ引き出せて、タイムラグがあまりなくて処置を受けることで助かったとかなるかもしれませんので、進めなければならない。そして、皆さんがどんどん参加することによって相乗効果が生まれていくんです。それによる新しい何らかの経済効果が必ず生まれてくると思います。

世の中の変化があるときには必ずそれを機会として、それを見つけて新しいものを挑戦する。それこそトランスフォーメーションかもしれませんが、やっぱりDXを進める上にも欠かせないということです。この意識を高めて全庁的に取り組んで、我が町は断トツで一番でゴールするぐらいのそれぐらいの気持ちが必要なんです。この点を町長はやはりリーダーシップとして行わなければならない、若き首長としてそこは非常に重要と思うんです。もうやがて2年ですよ。もうそういったところを出していかないとあきらめますよ、間違いなく。そういった声も最近やっぱり出てきます。何か変わったと。求めるところです。やはり違うなと言わせないと。そのために手を挙げたんですよ。ですから、今やることは先ほど言いました行政経費を削減しなければならない。町民の方々を守らなければならない。もちろん適正配分でプッシュ型、そういったものを新しいシステムとして成し遂げるためにもマイナンバーカードは必要ですよというような形に持って行かなければならないと思います。この点についてリーダーシップを求めます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えをいたします。

一番大きな御指摘としまして、これから経済状況が厳しくなる。歳入もどんどん少なくなっていく。さらに、日本で言いますと少子高齢化が進む中で、特に高齢化の部分では扶助費も膨らんでいく。そうした中でしっかりと税を確保する手段を町としては持つていくこと、あるいは検討して持つていくこと。同時に行政の効率化によって歳出の部分も合理化・効率化させながら、さらにサービスも高めていく、そんなループが必要だということかと思えます。

まず、住民の皆様からの視点としますと、やはりマイナンバーカードが普及進んでいない背景としまして、議員から御指摘もありましたとおり、不安であるということと面倒であるということ、メリットが感じられないとこだと思っております。不安に関しまして、個人情報の問題ですとか、あるいは口座を見せたくないとか、そういった様々なものがあると思いますけども、議員御指摘のとおり、社会基盤としての必要性をしっかりと示していきながら、さらにこちらのカードの情報の取扱いの安全性もしっかりお伝えしながらやっていく必要があると思っております。

また、面倒なという方々に関しては、今普及がととも進んでいる自治体に関しましては、やはり大型ショッピングセンターでの出張のカード受付と、そういうところでたまたま家族連れ買物してきた方が、例えば2万ポイントもらえるのかということも動くということも多いと伺っております。また、現在、休日の受付もかなり多くの方が訪れておりますので、そういった接点も増やすことが効果的であると思っております。

一方で、窓口のほうでは、かなりマイナカード関係で住民の方をお待たせする時間も増えているというところで、限られた職員のいる中でしっかりとしたバランスを持って整えていきたいというふうに思っております。

また、住民の方のほうからメリットが感じられないという声もありますけども、今様々な検討をしているところに加えて、議員おっしゃったように医療カルテという側面等もありますので、様々なところの職員のほうからも案を出してもらいながら、しっかりとA3用紙と私よく言いますけども、見える形で共有しながら、あるいは整理しながら進めたいと思っております。

その中で、職員サイドから見ますと、御指摘のとおり公務員の使命としてしっかりとこの基盤を整えていくこと、それを伝えていくことが重要だと私も認識をしております。その中で、もちろん税の確保という面もありますけども、それをすることによって自らの仕事も楽になる。その楽になった時間によって、また新たな住民サービスができるということを職員のほうにもより周知できるようにしたいと思っております。

そうした中で、今月ですかDXの推進本部のほうを立ち上げました。その中で町のDX化をどう進めていくかの中で、マイナンバーカードの活用というところは重きに位置づけております。こうした中で、住民の方々がしっかりとより利便性を高く運営できるように、行政としてもより効率化できるように、それをしっかりと各所管ベースではなく全庁的に連携を取りながら、ただ、もちろんおっしゃるように、私がリーダーシップを取りながらやっていきたいというふうに思っております。

ただ、一方で、マイナンバーカードを作ったとしても、恐らくなかなか取得されない方、あるいは使いこなせない方も出てくると思っております。そんな中でアナログな事務はどうしても残ってくると思いますので、そこに関しても一部の取り残された方が不利益を大きく被らないように、あるいは、そこによって逆に業務が膨らまないように、そういったところもしっかりと私のほうからも示していきながら、このマイナンバーカードの普及、そして、それがしっかりと税収の確保、そして効率化、事業費削減、住民サービス向上につながるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） マイナンバーカードにつきましては、私がポイントで上げました町民の方々を守るという、逆にそれがメリット、デメリットとかもう言ってる場合じゃないと。皆さんたちを守るためにあるんですよとなったなら、また意識も町民の皆様も変わるんじゃないかなと思います。

今、自分のどういった体の状況だとか、どういった疾患があるというのを人を見てわかるはずな

いですもんね。それがわかりやすくなるんです。これは最大な魅力じゃないですか。本当、生身の人間、いつなにかあるかわかりません。ですから、そういったところをポイントを押さえて進めていただきたい。デジタル化の波というのはもう止められないんです。もちろんアナログ的なものは残るでしょう。これは町長が言われたとおりのと思います。私は100%というのは無理だろうと思います。必ず半面の人たちはいるんです。それはそれで構いません。そういった人たちはそういったデジタルの波に乗れないし、理解のどの辺になるかがもうわからないんですから、そういった方々に目を向けるよりも先に進みましょうよという話です。本当に理性高き人、善悪成否がきちんとわかる人というのは、必ずやそういった今の世の中というのをちゃんと感じられて、皆さんと国を町を立てていこうじゃないかという気持ちになるのではないかなと思います。ですから、マイナンバーカードじゃなくてブレスレットとかいろいろ言いましたよね、ネックレスとかいろんなICチップとかいろんなことを言いましたけれども、やはり私ももう60過ぎましたのでそういったものが何らかに持っていて、デジタルキーとか、例えば、通帳とか印鑑とかはもう持たない。印鑑レスもなりましたよね。ですから、もうそれで全てデータというのは銀行なりいろいろネットで通じることができるようになってくるんです。

先日、やっぱりITが進んでるなと思ったのが、福岡のららぽーと、田舎者は1回行っておかないといけないと思って行きました。そしたら、駐車場に入るときに、うちみたいにカードを取ってくださいとかそういったものが何もないんです。若干止まってどうぞお進みください。いいのかなと思いました。そして帰るときに、もう行った人はわかってるかもしれませんけれども、もう車の写真が出て、あなたの車ですよと、何時何分に入庫しましたよね、幾らですという料金徴収なんです。ああもう進んでるなと。やっぱり田舎者は都会に行かないとわからないなと本当に思いました。もうどんどん進んでます。何もなくていいようになってきてるんです。それも、それこそキャッシュレスが進んで、それも何らかにピッで行くかもしれません。そういった世の中に便利で皆さんたちが快適に暮らせるようになればいいなと思いますので、今後の努力を求めたいと思います。

2問目に移ります。高度人材をどう集めるかというのは、これは世界的に人材争奪戦にはもう入ってますので、この点は非常に逆に厄介になってくるのかなと。実際、地方に高度人材を呼び込もうとしたときに、要するに、我が国で、我が町で事足りればいいんです。ところが事足りないから高度人材を呼び込むんです。

例えば、TSMC問題でも、もう皆さんわかっておられるとおりの、JASMの社長というのが、全協のときも言いました。これから人の争奪戦にもなってくるし、非常にそういった点においては厳しくなるでしょう。高度人材を呼び込むことによって、その国に利があるというのはもう世界の常識でありますから、いろんな国が、それこそ誘引策（インセンティブ）をどんどんやっております。それこそ、今回のTSMCは5千億。アメリカなんて10兆円とか出すわけですから、インテルが例えば新工場を建てる。しかし、10兆円の補助金を出さなければ造らないと言うんです。もうそういったときには、共和党、民主党はすぐ一丸となってオッケーですと出すんです。何でもかというならば、やはりその競争は負けられないからです。アメリカとかはもうちゃっかりしてます

ので、やはりその最先端をもう今量産できるのはTSMCだということで、2国間の貿易を高めていっているじゃないですか。今回は菊陽町に立地する。ということは、前回もこの重要な経済の変化、環境の変化の中に人材が必須なんです。そのときに、やっぱり大津町に住んでいただきたい。住んでもらうことによってそういった高度人材の御家庭というのは、やはりその子供さんなり何なりにもそれなりの教育します。これは相乗効果が認められると思うんです。教育でも何でも別次元に行くかもしれませんね、そういった人たちの御家庭に子供さんというのは、もうその世界がもうすぐそこに来ているということです。

ですから、高度人材をこの町の方々がこの町に住んでいただきたいというのが私の一つの考え方でありまして、これは避けられないんです。これも全体の世界の流れの中の大津町を見たときに、やはりこういったものに対してからは早く対策を取るべきだと私は思います。これは後手に回ってはいけないんです。

実際、半導体の世界というのは、もう皆様わかってのとおり様々な製品に使われていて、これからももちろん今からまだまだ伸びるんです。そういったものを理解すれば、そういった関係者の方々が近くにおられて、町民の意識も、そして教育もいろんな点でいい影響があるというほうが私は考えられると思うんです。その下地をどう作っていくのか。それとも高度人材なんかいないよ。我々は我々なんだとするのか。ここは重要な分岐点になるのではないかなと私は考えます。

町長のどういったまちづくりをするのかということも、例えば、駅前のこと、駅周辺ということも先ほども言われてましたけれども、懸案となっている物件がありますよね。そういったものに対してまだ答えも何も出てないわけです。なかなか難しい物件ではありますけれども、そういったことを考えましてもやるかやらないか。これからの大津町の未来を考えたときに、この高度人材を呼び込むというのが必要ではないかと私は考えておりますので、町長の見解を伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えをいたします。

現在、半導体受託生産の大手であるTSMCの菊陽町進出を受け、大津町では半導体集積の強化推進に大きくかじを切っており、推進本部を立ち上げ、適宜、情報収集や情報共有、課題の共有を行っているところです。その範囲はまちづくり全体の施策から、企業誘致やインフラ整備といった個別政策まで多岐にわたっております。従業員家族の受入れ等については、住宅や子育て、教育まで生活全般に及ぶ課題の洗い出しが必要ですし、多文化共生についても地道な交流の場の創出といった必要性などについて、多角的に研究・分析を重ねております。

一方、既存企業のほか多くの関連企業の進出が見込まれている状況で、町内においても既に人材獲得競争が繰り広げ始められていることから、いかに人材を確保していくかという点についても、取組が求められています。

その中で外国人労働者も重要な要素であると考えております。特に先端研究を担う高度人材の育成でも後れを取る中、日本が半導体で巻き返すには、次世代品の開発で米国や中国を凌駕することが求められており、博士号を持つ高度人材の育成が必要不可欠だとされております。特に、TSM

Cが提示する好待遇が際立っており、県内の半導体製造装置用部材を取り扱う工場などでは、人材を獲得するどころか流出の懸念もあるとの危機感が強く表れております。事実、県内の有効求人倍率で半導体チップ製造工などの部門では、一昨年前の年度が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で0.56倍まで落ち込んでいましたが、TSMCの進出が決まった昨年度には有効求人倍率が3.33倍と、一気に6倍にまでに跳ね上がっております。こうした人材不足や流出が懸念されるのは、半導体関連企業だけにとどまらず、技術系人材全般で業界を問わず奪い合いになっているほか、近隣県にも人手不足の影響が及んでおります。こうした状況を背景に、地元からの雇用供給にも限界があるため、内外から広く人材の取り込みを行うことが大きな鍵を握ると考えております。

議員御指摘のとおり、現在、国では地方企業で就労実績がある高度人材を優遇し、永住権などを得やすくする制度改正に乗り出していると報じられております。高度人材ポイント制を今年度中に改め、ポイントの高い外国人材は在留資格で優遇措置を受けられる見込みであり、その点数換算の項目に「自治体が支援する企業での就労」を加え、点数を上積みするという方向で議論が進んでいるということです。大津町に立地し、高度人材の雇用を検討する企業がアドバンテージを持てるよう、町としてもしっかりとアンテナを立てながら迅速かつ的確に対応していきたい考えです。

また、企業側の動きを待つだけではなく、既に日本や熊本、大津町に御縁がある方を育て、呼び込む視点も大切だと考えております。県内でも熊本大学をはじめ、大学や高等専門学校などで半導体関連の人材育成が本格化してきており、隣の南阿蘇村には今春、IT技術者の輩出を目指す専門学校が開校しました。日本のみならず中国・ミャンマー・インドなど6か国から計33人の学生が2年にわたって学んでいくとのことですが、その学科の一つはシステム開発などを学ぶITソリューションの学科となっております。

そうした中で、町では将来の人材確保や産官学連携による町内労働力確保や新たな活気づくりに向けて、この学校を運営する法人とも情報交換を重ねており、今後の発展性も見込んでさらに親交を深めていきたいと考えております。

また、少し地道な活動ではありますが、町でも外国人が日本語を学び、町民と交流できる場を設けるための日本語教室を今月からスタートできるよう、熊本県のほか熊本市の国際交流振興事業団や町の国際交流協会の協力も得ながら準備を進めております。多文化共生の取組を少しずつ整えていくことも、今後町に外国人材を呼び込み、育てていくことの土壌作りにつながっていくのではないかと考えております。

このような情勢を踏まえすと、議員御指摘のとおり、地方に高度人材を呼び込むことは喫緊の課題と考えております。高度人材の方々に大津町を選んでもらうためには何をすべきなのか、情報を収集・精査しながら求められるポイントを探っていきたいと考えております。

そうした中、先日、ある学習会に参加しましたところ、やはり大きな企業層からは地域の魅力を上げてくれというふうな要望が上がってるそうです。どういうことかと言いますと、若い方が同じ業務内容で同じ給与であったときに、東京、福岡には出て行くけども熊本で働きたいかと思うかということ、そうではないと見られ方をされてるとのことでしたので、大津町はもとより合志、菊

陽等とも連携しながら地域の魅力化を図っていきたいと思っております。

また、先ほど少し触れましたけども、やはり、特に台湾の方など家族の方と来られるケースも多くなりますので、その人材のみに目を向けるのではなく、家族が、先ほど日本語教室も含めて過ごしやすい空間を作っていく。そして、それをしっかりと情報発信して伝えていくことが重要だと考えております。御質問にある取るべき施策という点につきましては、現状の取組は先ほど述べさせていただいたとおりですが、今後は、来年度の予算編成を視野に入れながら、様々な御意見を伺いながら、さらなる取るべき施策を描き進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

状況あたりを把握すべく町長もいろいろ分析されているのかなと思いました。世界から人材を集めるのは国家戦力でもありますし、しかしながらパイは限られている。まず相乗効果といたしまして私が考えるのは、そういった人材が来ることによって5年後、10年後は高度人材を生み出す、そういった町になってほしいというのが一つの考え方です。だから、そういった影響というのがいい影響を及ぼす可能性は考えられますよということです。

その高度人材、日本人もたくさんTSMC、その関連いろいろ働くわけですから、じゃあどういった人材が日本人に求められているのかということです。これも新聞の切り抜きですけども、オピニオンで、日経をよく読んでますのでこれ特集切り取ってましたけれども、「世界標準経営がやって来た」という題目です。TSMC熊本上陸の衝撃、世界標準経営、この四つの世界標準とは何ぞやと。まずスピードだということです。スピードはこの新工場の建設を請け負った鹿島、あれが嘆いたそうです。10年かかるような工事を2年とか2年半でやれというような要望が来ているというふうなスピードを求め、それをやれないならばいいよとTSMCは言うらしいんです。だからスピードが大切なんだということです。これは時間との競争なんです。半導体の製造というのは関連はもう全てそうです。その次に英語です。この中に書いてあるのが、崇城大学の学長いわく、面接試験は日本語か英語かを学生が選ぶ仕組みであったと。しかし、内定者の多くは英語で面接に臨んだ学生だったということです。多くは、全てではありませんということです。ですから、いろんなものがもう英語になってきている。私は英語できませんけれども、内定後に送られてくる分厚い書類も全て英語だそうです。結局、英語ができなければ、もう世界的な企業には働けないんです。これでまた一つ我が町の進む道というのも、この世界標準経営がやってきたということで、また新しい刺激になったじゃないですか。その次がやはり賃金です。賃金が大学卒で28万円、一般的に県内平均よりも7万円ほど高いということです。三菱商事が25万5千円、豊田自動車が20万8千円、熊本県庁の18万8千700円と、比べると10万円違い差があるということです。それだけ勉強して本当に役立つスキルを身につけたならば、もうスタート時点から10万ぐらい違うというふうになってしまうと、年間もうどれぐらい違いますか。結局、そういった企業がそこに来ます。四つ目がグリーン調達ということで、再生エネルギーを使うということで、アメリカのアップルです。取引先に脱カーボンを求めているそうです。TSMCはアップルに相当な納入がありますの

で、太陽光や地熱発電ですね、再生可能エネルギー、こういったものが九州は恵まれているというのも立地の条件だったと書いてあります。ということで、高度人材を呼び込むことでメリットが我が町にも相当あるなど、そういった台湾から来る方々と友達になって、お互いがみんなが向上していくというのが一番いいかなと。

ただ、心配する点もあります。中国と台湾は緊張関係に実際あるわけです。ウクライナ危機に乗じて、中国が台湾に侵攻しないかなんていう話もありました。実際、そういった危機的なバチバチの状況であるというのは聞き及んでいるのは皆様御承知と思います。実際、台湾の企業が日本のすぐそこに来るわけです。ということは、半導体というのは重要なポイント的な工場になってきますので、もしも悪く考えれば狙われますもんね、言うならば、日本に飛び火するということです。それも考えられます。そういったことを末恐ろしいですけども、半導体というのは本当に知れば知るほど必要なんだなと思います。実際、ロシアがウクライナに侵攻してから半年以上たちますけれども、ロシア兵器の技術劣位が露呈してきたと最近の新聞で読みました。これはロシア軍のドローンをウクライナ軍が追撃分解したところ、画像センサー、半導体ですねこれ、使われていたのは日本製の一眼レフの中古品で重量がある不合理なものであったということで、持たないんですよ、ロシアは。半導体を中国から購入してるんです。それも結局、もう軍事技術にも使われているということですから、まさしくすべからくいろんなものに半導体というものは使われております。そして、この半導体というものが、非常に競争が激しくて、競争が激しいのに、過去にありましたよね、民主党政権が何か取ったときに一番じゃなくて二番じゃ駄目なんですかとかという変な国会議員が何かあの人日本人じゃないんでしょ。何かそういった人がおられましたけれども、一番じゃなければ売れないんです。だからそういった形の競争をされております。

わかりやすいのが、ムーアの法則というものがあまして、これは18か月ごとに集積度が倍増するそうです。ムーアの法則というは。半導体の産業はそうなんだそうです。結局、もうずっと競争してるんです。そういった企業です。だから、もう近くに來られるということ。高度人材が大津町に住んでいただいて、いい景況を及ぼしてもらおうというのはそういったバチバチの世界有数の人材が來るということです。ちょっと勉強していい大学に行ったよという、そういった話じゃないんです。今経済を動かす人たちが來るんです。政治ではないです。経済を動かす人たちです。ここは非常に大切に、活力は経済です。経済でやっぱり経世済民を図るのが国家です。ですから、そういったことを考えますれば、我々の体制というものはもっと違ってくるだろうと。これから人材を集めましょうよと今言ってます。ところが、そのことによって5年後、10年後は高度人材を生み出すような町になりましょうよというのが私の最後の質問なんですけれども、そういった町はいわゆる勝ち組になりましょうよと私は言ってるんです。そういった夢と希望を持たなければ、これから先の時代を乗り越えていくためにも力強いリーダーシップが必要ですよと私は言いたいんです。この点について再度質問をしたいと思います。これで終わりです。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えをいたします。

T SMCが来る中で高度人材を呼び込む、それがそのときだけではなく次世代にまで引き継いで、より高度な人材の増加にもつながっていく、それが町の活気向上にもつながるというお話だったかと思えます。

おっしゃるように、世界標準というところでスピード、英語、賃金、グリーン調達というお話がありましたけども、その中でちょっと一つ一つになってしまいますけども、英語に関しては御指摘のとおりだと思います。教育委員会のほうでも英検等の助成をまた増やしておりますので、そうしたことも使いながら、大津で育った方々が世界に戦える人材、もちろんそれは個人の選択肢なんですけど、選択肢を広げられるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、現在、賃金というところに、あるいは職種の増加というところにおきまして、今大津町の状況を見ますれば、人口は増えておりますが、18歳からあるいは20代前半までに関しては人口減少傾向というか流出傾向にあります。それは一つに、やはり望む仕事がない。あるいは、先ほど述べたような町自体の若者にとって住むのにどうなのかというところが影響はしていると思っております。その中で全体的な基盤を整えながら、若者にとって魅力的なまちづくり、そして外国の方にも魅力的なまちづくり、高度人材の方にとって魅力的なまちづくりを進めていきたいと思っております。

また、やはり御指摘のように人というのは磨き合うことによってより高まっていくものだと思います。やはり東京等で育った方、あるいは外国で育った方とお話をしますと、やはり小さいころの刺激の数が違うというのは重々認識しているところです。様々な習い事があって、様々なバックグラウンドを持った方々がいらして、そうした機会がまた大津町に増えていくということですので、それを自然に任せるだけではなく、町としても機会を作りながら、学校教育課のほうとも連携を図りながら、それがよりよい人材の循環につながるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。8番議員の山本富二夫です。

熊本県でも8月18日には5千681人というコロナ感染者が出ましたが、13日の新聞によると1千530人と少しずつ減少傾向にあります。

本日はインターネットでの傍聴の皆様と傍聴に来ていただいた方々、本当にありがとうございます。

通告書に基づき今回は3問を質問させていただきます。

第1問、町独自の先行投資をすべきだ。

町民の方からT SMCの進出が決まってからの大津町の動きが、他の市町村に比べ動きが遅いの

ではないかと質問をよく受けます。他の町が進める民間主導による工業団地開発もわかりますが、それでは企業誘致に乗り遅れてしまうのではないかと町民は思っております。町民は町主導で先行投資をしても工業開発をすべきだと感じています。半導体関連企業はすそ野が広く、半導体なくては未来はないと言っても過言ではありません。数多くの関連企業の進出があると思うので、大津町も中核工業団地を造成したときを思い出し、山林原野や畑作地帯の造成を積極的に動いて開発すべき時期にあると感じます。不動産ブローカーは、菊陽町は土地の価格が高く手が出せない。大津町や合志市、菊池市に土地を求めたいと言われております。

8月23日の全協で、TSMCの進出に伴う半導体産業集積強化等推進本部からの現状報告が示されましたが、工業団地分譲開始が令和8年からとのこと。TSMC操業開始とともに関連企業も数社が操業開始をされます。大津町に工業団地を求めても令和8年までにはまだ間に合わないと思います。TSMCの進出が決まった時点から取り組むべきだと感じております。半導体関連の工業団地は10年後、20年後を見据えて二次、三次の工業団地の取組を考えてもらいたいです。

今、大津町では県や国の事業等の大規模な建設工事が合志市や菊陽町に比べなされてないと言ってもいいと思います。合志市では北熊本インターチェンジから大津町325号線までの高規格道路が動き出しております。また、熊本電鉄御代志駅周辺エリアの区画整理事業が始まっている現状です。菊陽町では熊日によると、町が独自に5本の拡張と延伸道路が新聞に載っていました。マイカー通勤を予定し、JR豊肥本線三里木駅と原水駅の間地点に新駅を新設する話が菊陽町独自で進んでおります。菊池市、合志市では県営事業の工業団地造成の話も聞きます。大津町以外の菊池郡市は、TSMC関連の工事が始まりつつあります。

私は菊陽町役場を訪問し、職員の方と話す機会は、大津町学校関連での一般質問のための役場訪問からでした。いろいろと話を聞く機会が最近増えてきました。今回の質問で土地開発の取り組み方を聞きましたが、菊陽町は菊陽町役場地区前の土地開発区画整理事業から職員を育ててきたから、光の森や原水工業団地造成や今回のJR新駅の件も、新駅とともに住宅団地造成や工業団地造成も経験があるベテラン職員が動いていると言われました。

大津町職員は先進地視察等をして、今から工業団地造成開発を勉強すべきだと感じております。大津町は昔から教育の町として自負してよいのではないのでしょうか。町長は半導体関連の大学誘致に積極的に動いてほしいです。人材は世界全体からの優秀な人材を集める努力をし、動くべきだと思います。そのため用地確保をしておけば、海外の大学誘致も可能になる可能性があります。そのよい例が数校ではありますが、近年、外国の大学が日本に分校を開校している状況もあります。日経の記事に宮崎県の企業は半導体人員を数年のうちに10倍に増やすと、優秀な人材の確保が企業の成長を左右すると書かれてありました。大津町も全世界から優秀な人材を集めることが、今後の大津町の発展につながると考えているのは私だけでしょうか。

九州内では人材は集まらなないと、県内外企業及び海外企業も感じています。半導体関連は非常にすそ野が広い。他の地域に後れを取らないように頑張らせてほしいと思います。町長の101の具体策53、阿蘇熊本空港への新道路の流れ。町長は別のルートへのアクセス道路は必要とうたわれ

ておりました。

以上のことを踏まえ、工業団地造成や空港へのアクセス道路は民間では難しいので、町が先行投資をしてつくるべきだと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） こんにちは。山本議員の質問にお答えをいたします。

昨年11月、半導体大手のTSMCが、新たに菊陽町に製造拠点を置くことが発表され、その後、ソニーグループとデンソーとの合弁で新会社JASMが設立され、本年4月より本工事に着手をされております。来年、2023年9月には工場の建屋の建設が完了し、内部の製造設備等の関係工事を経て、2024年12月からの操業開始を計画されております。

本町においてもこれに合わせ、民間の開発事業者とも連携を図りながら用地の紹介や必要となる新たな従業員の雇用や住宅確保など、迅速かつ幅広い相談体制を進めております。結果、昨年4月から本年8月末までに半導体関連だけでも6社の立地が決定しており、それ以外にも食品工場1社、IT企業2社の誘致を行っております。現在も進出に関する御相談は断続的に続いているほか、町内の既立地企業においても増資・増築等の計画が予定されている企業も増えていることから、企業誘致や進出・増資決定後の支援についても、庁内を挙げて取り組んでいるところです。

このように、TSMC進出決定は、企業間波及だけにとどまらず、本町でも人口増や住宅供給、他地域からの人流など、地域経済への活性化も大いに期待されています。町では他の市町村に先駆けて昨年11月末には、「TSMC進出に伴う半導体産業集積強化等推進本部」を設立し、令和3年度中に3回、令和4年度に入ってから、既に7回の推進本部会議を開催し、各施策の具体策や情報共有を行いながら、TSMCや関連企業等の進出に備えた今後のまちづくりの方向性を全庁で共有しているところです。

また、8月上旬には、町の状況や今後の構想などをより深く把握いただくために、町からの提案により熊本県から田嶋副知事、知事公室長にも本町にお越しいただき、誘致企業進出予定地や肥後大津駅周辺、民間開発予定地などの視察とともに意見交換を行わせていただきました。

そのような中、新たな工業団地の整備につきましては、先日の議会全員協議会でも報告をさせていただきましたが、TSMCの進出に伴う関連企業を含めた企業進出の受皿の確保と位置づけ、町の優位性を生かした企業誘致と将来のまちづくりの視点から産業集積の拠点として整備していきたいと考えております。

現在、適地選定にあたり国県道等の主要幹線道路周辺や将来にわたり20から25ヘクタール程度まで拡大可能などの条件を踏まえ、選定評価項目に沿い、適地の候補地を絞り込んでいる段階ですが、工業団地整備には、各種法規制や用地取得などの様々な課題もありまして、適地調査から完成までには、早くとも5から6年程度かかると見込んでおります。先行してる市町村に関しましては、TSMCの決定前から適地調査などの複数の作業を進めてきておりましてちょっと先行している分もございますけども、町としても適地調査の期間を大幅に短縮するなどスピードアップに努めているところでございます。また、その間、様々な動きがありますので、この5年、6年、できる

間にもしっかりと誘致できるように民間事業者とも連携をしながらやっていきたいというふうに思っております。

また、町内の現在の動きとして4ヘクタール程度までの工業用地は民間事業者が行政では難しい速度での土地取得や整備を進めております。そのため、整備手法におきましては、用地取得や整備スピードを加速させるため、現在、町主導を柱に、民間との連携やノウハウの活用も含め検討をしている段階であり、開発可能な候補地の絞り込みとともに、併せて方針を定めていくところとしております。本町でも将来性と実現の可能性を見据え、1日でも早く準備できるよう、県をはじめ関係機関等ともしっかりと連携を取りながら取り組んでおります。

なお、先ほど述べた9社とは別に人材養成・派遣会社の誘致も進めていますが、これはIT企業の誘致にも取り組む中、開発業者に町のテナント物件の不足を訴え、事業者や銀行などに整備を働きかけていたところに、タイミングよく町へ早期開業を目指す企業から問合せが入り、マッチングに至ったものです。このように、議員御指摘のとおり、未来に向けて先んじて基盤整備を進めることの重要性は町としても強く認識をしております。町による工業団地の整備に向けた準備を進めながら、町独自の企業誘致パートナー制度も活用し、今の機会を逃さず、さらに将来を見据えながら、民間事業者にも情報提供の共有面、インフラ整備面等でしっかりと連携しながら、取り組んでいきます。

次に、空港へのアクセス道路についてですが、大津町では南部地域を中心に以前から要望をされており、特に陣内地区から岩坂地区への県道岩坂陣内線を延伸し、空港台地まで到達させて空港へつなぐルートが要望が上がっております。大津町としましても毎年、県に対して県道延伸を要望しておりますが、事業化までには至っていないのが現状です。町全体でも要望のある路線や今後政策的に進めていく路線が多数あり、優先順位を整理する中で、空港へのアクセス道路についても進めてまいります。今後も粘り強く要望を継続してまいります。併せて、より実現可能な路線がないのか研究も行っていきたいと考えております。

なお、道路整備に向けては都市計画マスタープランの見直しを来年度に前倒して実施することも検討しておりますので、空港アクセス道路をはじめ、今後の町全体の発展や暮らしの利便性の向上を見据えて、限られた財源と職員数の中で何を優先すべきかをしっかりと整理しながら進めていきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長、担当課長より御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 昨年度のTSMC進出の決定以降、今年度にかけて中九州横断道路の事業化や県の工業団地の建設の決定があり、さらには空港アクセス鉄道のルート決定や空港の新ターミナルビルの開業、南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れなど、本町を取り巻く状況が大きく変わっております。そこで町では、TSMCが操業を開始する令和6年までを推進本部における取組強化期間と位置づけ、町全体に係る総合施策として、施策の項目の洗い出しを順次行い、様々な取組やその可能性を検証し、段階ごとのロードマップを作成し、実現に向けて全庁一丸となって取組を進

めているところでございます。

まずは、大津町の立地という強みを存分にアピールし、空港アクセス鉄道の有力ルートとなっている肥後大津駅の機能強化とそのため周辺の整備についての検討を進めております。その一環として、今回の議会で肥後大津駅周辺の整備へ向けた基本構想と事業計画策定の業務委託費を計上させていただきます。

また、既に6月議会で予算化をしていただいた、県のくまモンランド化構想の事業展開へ向け、県と綿密な打合せを今行いながら、肥後大津駅の集客スポット化へ向けて取り組んでいるところでございます。人材確保としましては、町独自の取組として半導体関連の人材派遣会社の誘致に積極的に取り組んでおり、近々1社立地をいただくところでございます。

また、TSMCの従業員の住宅の確保については、台湾から多くの方が来日されることが予想されておりますけれども、現地社員や関連企業の社員などへ向けた住環境の整備として、町営住宅の活用方法についても検討していく方針としております。まずは、民間のアパートやマンションの建設予定などの情報収集をしながら、並行して検討を進めてまいる予定です。

また、多文化共生環境整備に向けた県の新規事業に取り組むところで、今県と協議を進めておりまして、行政情報をはじめとした多言語化にも取り組むこととしております。

また、役場窓口での案内など、どのような整備を進めていけるのかを検討し、外国人向けの日本語教室の実施などについても現在取組を進めているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 私のほうからは空港アクセス鉄道の件について御説明いたします。

町長の答弁でもありましたように、大津町では20年以上前より岩坂地区や中島地区を中心とした南部地区から県道岩坂陣内線を空港台地まで延伸したい強い要望が上がっております。毎年の県道要望等で事業化要望を行っていますが、実現できていない状況です。実現に至っていない主な要因は、岩坂・中島地区と空港台地で約100メートルの高低差があり、急峻な地形で、土砂災害警戒区域にも指定されております。そのため、道路整備には多大な事業費を要することが想定されるばかりでなく、防災面に十分に配慮した慎重な検討が必要であります。このように、県道岩坂陣内線を延伸するルートの整備には多くの課題があり、現時点では事業化は厳しいと考えられております。

これまでの経緯を踏まえ、より実現的な空港へのアクセス道路を考える必要があります。現在、町の中心部を横断する国道57号のミルクロード交差点部から西原へ向けて県道山西大津線が南北に縦貫しています。この一部を県道瀬田竜田線が経由していますが、現在、県ではこの経由箇所から東側へ、森・吹田区間のバイパス化事業が進捗しております。このバイパス化により県道山西大津線もより利便性が高いものになります。

しかし、白川を横断する森橋が老朽化し、幅員も狭いため、架け替えなどが必要になっておりま

す。また、昨年の12月大津町定例議会において、鳥子川区長を代表とする南部地域の関係区長連名で、「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する請願」の提出もされております。県道瀬田竜田線バイパス化と同様、大津町からの要望・協力を強く行ってまいりたいと考えております。これらの県道バイパス化や森橋架け替え等の構想が見えたら、鳥子川交差点部から大津南部農免道路へ通じるアクセス道路についても調査・研究していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 齊藤企業振興課長。

○企業振興課長（齊藤孝浩） 皆様、こんにちは。よろしくお願いたします。

私のほうからは新たな工業団地整備について御説明をいたします。

先日の全員協議会でも御説明いたしましたが、昨年度の3月補正で工業団地適地選定業務委託の予算の承認を得て、業務委託を発注し、スピード感を持って選定業務を行っております。現在、候補地選定の絞り込みを行っている段階ですが、工業団地整備には各種法規制があり、関連法令に基づく国や県などの許可権者等への協議・調整が必要となります。その後は、基本計画の策定、地元や地権者への説明・交渉、基本設計、実施設計、造成等へと進めていくこととなります。

なお、議員御指摘のとおり、他の自治体では工業団地の整備が先行していますが、いずれもTSMCの進出が決まる数年前から適地調査や諸手続に着手し、様々な法規制を一つ一つクリアしながら計画を進めてきた経緯があると伺っております。

一方で、大津町においてはリスク管理の面からも南部工業団地の整備以降、これまで町はインフラ面などで協力しながら民間事業者の開発を推進する方式での工場用地確保を指針としてきましたが、これまでの適地調査では、第一段階として事業者との調整等によって通常要する期間を約半分に減縮しており、今後もできる限り早期に必要な作業を進めていきます。

先行自治体においては、TSMC進出によって様々な開発が進んでいることによる民間での土地の獲得競争や価格上昇の傾向も見られておりますので、本町においてもこうした先行自治体における様々な課題からも学びながら進めていく考えでございます。

工業団地の完成までにはどうしても一定期間を要しますが、いかにこの期間を短縮し、また整備後も速やかに企業へ売却していくことが私どもの使命でもございますので、町主導を柱としながらも、民間の力をお借りしながら、また、県などの関係機関とも連携を密に取りながら、早期実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 再質問の1番目を言います。

今の返答では遅れない対策をお願いしたいと思っております。

再質問で、9月10日の熊日新聞に空港鉄道3ルート県試算、肥後大津考が高いという記事が載りました。本会期終了後、蒲島知事は報道陣に事業費などの概要調査結果を示しただけだ。将来性も含め様々な観点から総合的に検討する必要があると、肥後大津ルートを最終決定にしたわけでは

ないと、議会の議論も踏まえて一番優れたルートを選ぶと述べられております。

そこで県に対してのアピールとして、資料1をお願いします。空港アクセス道路用地の確保のための先行投資を県知事への誘致アピールをすべきだと思います。資料1の阿佐海岸鉄道、デュアル・モード・ビーグル（DMV）といいますバス列車をJR九州に提案するのもありだと思います。町は運動公園総合体育館東までは列車として、その後は町が町道南部ふるさと道路まで造成し、建設コストを大幅にできる効果もあるし、運動公園東の開発にもつながると思います。海外のお客様にも大いに喜んでもらえる乗り物と考えております。県や関係市町村に大津町の考えをPRすべきだと思います。DMVは車両の購入については熊本県観光発展のためにも国や県からの力強い支援要望をすべきだと思いますが、そのことについて町長に伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

空港線鉄道の件というところで知事のほうから、あるいは県のほうから三里木となっていたものを原水と肥後大津も検討の俎上に載せる。その中で先日の報道発表においては、肥後大津駅が一番可能性というか費用が低くできるというところで上げられたところで、議員御指摘のとおり、まだ確定とは言われていないところでございます。そうした中で、町としてもしっかりと取組をアピールする必要があるというのは議員のおっしゃるとおりだと思います。

そうした中、少し御紹介もかねてさせていただきますと、重ねてになりますけれども、町としては県の募集事業であるくまモンベース（仮称）ですけれども、ビジターセンターの改修のところをしっかりと上げていくところ。また駅前開発のところもしっかりと、先だって上げていったところがございます。

また、JR九州の社長のほうと私のほうが訪問をして面談をしていろいろと肥後大津駅周辺在り方について議論をさせていただいたところです。また、つい先日に関しましては、先ほど話したとおり副知事と知事公室長に大津まで来ていただいて、この町の可能性と構想等を聞いていただいたところです。

そうした中、やはり確実に肥後大津駅ルートを決めてもらう。そして、それをしっかりと町の発展と県の発展にも生かしてもらうためには、町としての姿勢が重要になってくると思ってます。そうした中で、山本議員のほうからDMVを御紹介いただきましたけれども、今後、より中身が固まる中で、県、JRとより具体的な議論ができるようになった段階で、材料の一つとして御提示させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） このDMVというのは、バスも自動車にもどちらも利用できるという便利なもので、一つの提案としてこういうのもありますよというのは考えてもらいたいなと思います。

もう一度再質問します。

TSMCが動き出したならば、今まで以上に大津町周辺の交通の停滞が進むと思います。県は国道

325号からアンビー熊本までの4車線化を考えておりますが、今の交通停滞を考えたら6車線化を国や県に要望すべきだと私は考えております。三吉原北出口線の4車線化も強力に県に押し進めるべきだと思います。

先ほども言いましたが、吹田団地から森橋を通り、空港へのアクセス道路は町長の101の中にもぜひ加えていただいて、実現していただきたいと感じております。この空港アクセス道路について、もう一度質問。吹田団地から森橋を通ってのという部分でどう考えていらっしゃるか。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山本議員の再々質問について御説明いたします。

先ほどTSMC関係の県道拡張についてまず御説明いたします。県としては、6車線化という言葉じゃなくて多車線化を目指すということで言われましたので、それは交通の状態に応じて多車線化を目指すという回答をいただいております。

また、三吉原北出口線については三吉原との交差点ですので、こちらについてはまず県の状況を見ながら県と協議をしながら、どうするかは交通渋滞については進めていきたいと思っております。

それと、先ほど森橋からについてですが、先ほど申し上げたとおり、県道瀬田竜田線が今バイパス化しております。バイパス化と同時に白川を縦断する森橋が老朽してまいりますので、森橋の架け替えも必要になっております。その時点でその構想が見えましたら、先ほど申し上げたとおり、鳥子川交差点から大津南部農道を通じてアクセス道路についても研究していきたいと思っておりますが、先ほど町長が申し上げたとおり、都市マスタープランの前倒しについても検討がありますので、その中で検討して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 町長の強いリーダーシップのもとに、ぜひ町長が書いておられる101の部分の一つ一つ現実を見ながら進めていってほしいなと思っております。今投資しても10年後には絶対に返ってくるという部分での投資は絶対に町長としては考えていってほしいなと思っております。

では、2問目に入ります。

農業経営安定化への取組を町は支援すべきだということで、今や世界はコロナとウクライナ紛争でいろんな商品や資材が春も値上がりしまして、またこの秋にも数多くの食品、資材メーカーから値上げの指示があっているのが現状です。農家には作物に必要な肥料が昨年比べて1.7倍になっている肥料もあります。外国産肥料、特に中国から来る肥料はほとんど入ってきてなく、在庫も今現在1割程度しかない状況です。海外からの肥料や飼料穀物の輸入減で高騰しているのが現状です。来年の春作や秋作は農家にとっては肥料が本当にあるのか心配でなりません。米価は60キロ当たり7年前から政府渡しが1万7千円ぐらいで変わりません。私たちの田んぼは10アール当たり7俵から9俵しか採れません。米生産農家は燃料代、農機具代、肥料・資材代の異常な値上がりで、米づくりをやめる農家がますます増えると思っております。飼料米やWCSも肥料が手に入らなければ作付けができないかもしれません。畜産農家も最近肥料、牧草価格の上昇に音を上げ

ていると聞いております。今まで安定していた経営が牛の価格の値下がりやダブルパンチであると畜産農家、肥育農家は言われております。大津町は農業が一つの大きな基幹産業であり、持続可能な農業への取組を町は支援をもっと力強く行い、対策を講じる時期に来ていると感じております。

J A菊池の生産者も危機感を持ち、国や県に対策を要望している状況です。町も経営安定化のために国や県に農家のための具体的な対策を要望していただきたいと思っております。町の農家の経営安定化のための対策を町長に伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在もウクライナ情勢や急速な円安を背景に、家畜飼料や肥料といった農業関連資材の記録的な高騰が続いております。農畜産物の価格は上がらず、コストだけが膨らむ現状に、農業者の方からは「これほどの値上がりは過去に経験がなく、経営努力でカバーできる次元を超えている」との大変厳しい切実な声も伺っております。

農業者の皆様の支援策につきましては、6月定例会一般質問でも御指摘がなされております。農業は町の基幹産業であり、生産される農畜産物は価格転嫁が極めて困難であることから、早急な支援策として6月補正予算において、原油及び物価高騰の影響を受けている農業経営体に対し事業者支援対策を実施させていただいたところです。

対象農家数は、50万以上の販売農家337経営体で、9月1日時点で116経営体（44%）の申請がっております。申請期限は11月末までとなっておりますので、今後も再度、広報誌やホームページ等で周知を図り、漏れがないよう申請を呼びかけていきたいと考えております。

また、国や県でも様々な支援対策の検討がなされ、自治体や農業団体への事業説明会が開始されました。支援内容の詳細について早急に精査し、農業団体とも連携を取りながら農家の皆様への周知を図ります。

今後も世界情勢の不安定化やコロナによる影響は長期化が想定され、これに伴う物価高騰も当面継続することが見込まれますので、第2、第3の支援策も必要になると考えております。

このような状況を踏まえ、他の地域に先駆けて、7月21日、役場会議室において町内酪農家、町、県、J A菊池、らくのうマザーズと合同による情勢報告会を開催し、厳しい経営状況の報告がなされ、情報の共有を行いました。これを契機として、8月8日にはJ A菊池による「菊池地域農業危機突破緊急集会」の開催、さらに、8月21日には県内農業団体による緊急集会が開催され、県選出の国会議員へ支援策の拡充要望がなされ、国による予備費や補正予算での対策を講じたいとの回答がなされております。

町では農業以外の産業についても様々な支援策を実施しておりますが、町単独の支援策は財政的に限界があることから、今後も町としてもしっかりと対策を行いながら、一方で、J Aや県畜産農協をはじめとする関係団体と連携し、情報収集に努め、国や県へしっかりと支援策を要望していきたいと考えております。

その他詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部次長兼農政課長。

○産業振興部次長兼農政課長（白石浩範） 山本議員の御質問について説明させていただきます。

世界情勢や円安の影響により、農産物の生産に必要な肥料・飼料の高騰、燃油・資材が値上がりし、生産コストは昨年と比較して2倍近くに上昇しております。しかしながら、生産コスト上昇分を販売価格に転嫁することが難しいため、農家の経営はこれまでにないほど圧迫されております。また、酪農においては、配合飼料価格の高騰など生乳生産コストの上昇を受け、11月出荷分より生乳取引価格が1キロあたり10円値上げとなりますが、生産費の高騰分を吸収できるレベルにはないと伺っております。

町では、コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受けている農業者の方々の負担軽減を図るため、7月より補助金の受付を開始しております。10万円を上限とし、令和3年分の農産物販売金額の1%を補助させていただくもので、農産物販売金額が50万円以上の町内に住所を有する個人及び法人を対象としております。ホームページや広報での周知及び認定農業者への通知に加え、JA菊池、県畜産農協をはじめとする関係団体にも協力いただき、制度についての御案内を行っておりますが、町長から説明がありましたとおり、9月1日現在で44%の申請となっておりますので、今後も申請期限まで引き続き周知を行ってまいります。

持続可能な農業を実現するためには、町、JA、県畜産農協をはじめとする農業団体による独自の支援に併せ、国・県による支援が必要です。これまで肥料向けには価格高騰時に補填を行う制度がありませんでしたが、今回、国により肥料価格高騰対策事業が創設されました。これは、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援するものです。令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が支援の対象となり、JAや肥料販売店などで取りまとめた農業者グループが、都道府県協議会に申請を行う流れとなっております。詳細につきましては、今後情報収集を行い、農家の皆様への周知を行ってまいります。

現在の世界情勢を踏まえますと、この状況は長期化するものと予測されます。今後も国・県が実施する支援について注視し、農家の皆様へ情報提供を行うとともに、関係団体と一体となって協議を行い、有効な対策や支援の拡充について国・県へ要望し、農業経営安定に向けての支援を行っていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 農家との懇談もされているみたいですが、小規模農家の人たちの意見もぜひ町長は聞いていただきたいなと思っております。

では、3問目に入ります。

太陽光発電所の新設には町独自の条例を設けるべきだということで、今日の熊日に大きく「川の濁りが続き住民懸念」という部分の大きな熊日新聞が記載されておりました。

地球温暖化を防ぐためにも自然エネルギーの活用を国は考えております。また、進めていかなければならない事項でもあります。原子力や火力発電は世界の流れに反しているため、自然環境を

壊さず、地元と十分に協議しながら太陽光発電建設や風力発電、水力発電に取り組んでほしいと感じております。そのためにも建設企業との取決めが必要になると感じます。

今、大津町で問題になっているのは、太陽光発電所（メガソーラー）のことで、太陽光発電所の建設に「待った」規制条例が全国で急増、地方自治の調べでは146市町村に条例があると書いてありました。大津町ではいまだ規制条例がないのは大津町の怠慢であると私は感じます。南関町の件が熊日にも先ほど言いましたように載ってましたけども、民間企業が南関町の山林で計画した大規模太陽光発電所（メガソーラー）の建設現場から2021年8月の大雨などでの大量の土砂が河川や水田に被害が起きた。県が林地開発許可を出したが手続は適切だったという。水田60か所で被害が確認された。事業者は県や町の指導のもと、被害に遭った農家には協定書に基づき補償していくと言われた。小国町でも2018年から売電を始めたメガソーラー発電所近くの裏山のスギ山が全長600メートルにわたって崩落、国道387号線を越え麓民家2軒が全壊した。

9月3日午後7時から大津町立北小学校で古城太陽光発電所平川地区住民説明会が開催されたのに参加をしてみいました。一応の説明後の意見交換会での地元住民の方が口々に言われたのは、町はメガソーラー企業との連携を取りながら地元住民の不安解消に努めていると言われるが、現実、メガソーラー企業に指導がされていないとの不満が渦巻いていると感じました。町職員からはしっかりと指導していくとの回答が聞かれましたが、今までの町の対応が地元住民の理解を得るまでには至らないと私は感じました。

また、メガソーラーが多く建設されたことで、里のからいも畑にイノシシやシカの被害が頻繁に起きているとの意見も出ていました。地元区長がメガソーラーを見に行った中で感じた現状報告をされた中、4か所の遊水池の中の一番下の一番大きい遊水地は90%が泥の堆積で埋まり、遊水池の機能をしていないと、企業との話し合いでは年2回は取り除くとの約束も守られていないと発言されました。

9月6日に総務常任委員会の議員の方が、メガソーラーを視察されたときの意見を伺ったら、一部メガソーラーでは管理不十分で、線状降水帯などの豪雨があれば、下流地区で大きな被害を受けてもおかしくないと言われ、地元住民も議員もメガソーラーの被害を起ささないためにも、町は今すぐ被害の対策に取り組むべきだと思いました。

2016年4月から運転を再開した大津ソーラー発電所は、24万キロ平米（東京ドーム5個分）の面積に7万3千枚の太陽光パネルを設置、そのほかに数基のメガソーラーが動き、現在、工事が進んでいる古城地区のメガソーラーも今回の問題です。

地域で事故が起きる前に、やはり町としてはきちんとした取組を取っていただきたいと思います。メガソーラーの建設を規制する条例を設けている自治体が増えている中、大津町設置のメガソーラーのトラブルを未然に防ぐためにも、熊本県の許可のもと、町内にも大型の太陽光発電設備が県の基準では線状降水帯などの下流地区に被害が及ぶ恐れが考えられる。被害を防ぐためにも町独自の条例を作るべきだと感じます。地元住民の意見を真摯に受け止めて、対応を急ぐべきだと思っています。現在稼働中と今後設置予定のメガソーラーの企業との同一条件での条例を設けるべきだと思っています。

地方自治研究機構の調べでは、146市町村で条例が設けられているということです。大津町も設置条例について設けるかどうかについて町長にお伺いをします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

太陽光発電は、太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法で、再生可能エネルギー発電の一つです。平成30年に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされております。

太陽光発電事業は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいため、特に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定買取制度が創設されて以来、全国的に導入が進んでおります。

こうした中、町内におきましても、特に太陽光発電につきましては、既に大津町北部地域の山林に10メガワットを超える大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されております。

一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、全国的に土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えており、周辺地域や下流域の住民の方々が不安に感じておられることは、本年度実施しました大津町振興総合計画後期計画策定に伴う「まちづくり町民懇談会」や「平川流域メガソーラー開発に伴う地元説明会」などにおける住民の皆様からの御意見を賜って、大津町においても同様であることを強く実感しております。

その背景の大きな要因としては、メガソーラー発電を含む再生可能エネルギー機器を推進する法整備が進む一方で、メガソーラー発電開発自体を規制する国の法整備が進んでいないという現状があると認識しております。

大規模な太陽光発電施設では、山林伐採を伴うものもありますが、開発許可の条件として熊本県から山林開発許可を得なければなりません。また、20ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置を行う場合には法に基づく環境アセスメントの対象となり、対象事業を実施する場合には、事業者が住民等や行政の意見を聞き、調査や評価等を行うことが求められております。

こうした中、独自にメガソーラー設置を規制する条例を制定している市町村も増加しておりますが、条例の制定によって土地所有者の財産の活用に制約をもたらすことにもなるため係争となっている地域もある状況です。

しかしながら、条例には一定の抑制効果があると考えておるとともに、町としてできるメガソーラーの危険地域における新設抑制の手段は限られておりますので、住民の安全・安心を守るために制定に向けた検討を進めているところです。具体的には、先ほど述べたまちづくり懇談会、あるいは9月議会の議員の一般質問でお答えしましたが、年度内の議会の上程に向けて今準備を進めているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長より御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○**住民生活部長（木村欣也）** 皆さん、こんにちは。

まず、国の動向について説明しますと、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会を関係省庁（経産省、農水省、国交省、環境省）が、共同で検討会を立ち上げており、再生エネルギー事業における課題や課題解消に向けた取組の在り方について4つのプロセスに分けて検討を行っておられます。

一つ目は、規制対象エリアについてです。

二つ目は、違反状態での売電収入（FIT等交付金）の交付の留保などについてです。

三つ目は、使用済太陽光パネルの撤去・処理対策について。

四つ目は、再エネ特措法の認定申請前の地元説明会開催の義務化の検討です。

そのほかに、太陽光発電事業に関しまして「事業計画策定ガイドライン」、「環境配慮ガイドライン」、「リサイクル等の推進に向けたガイドライン」などを策定されておられます。

このように、国においても大きく制度が変わりつつありますので、町の条例制定の内容につきましては、国・県の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

条例制定につきましては、全国では、平成26年1月に大分県由布市が制定して、現在ではかなり多くの市町村が制定しておりますが、それぞれの自治体によって地域の実情に合わせた条例制定となっております。

そのような中で想定しています町条例の内容は、今後建設される施設につきましては、災害等の危険性だけではなく、森林や生態系の保護の観点からも抑制地域などを検討した上で、当該地域において新設を行う場合の地域住民への説明会の実施、協定締結などを要件として定めるとともに、稼働中及び今後稼働する施設につきましても、保守点検及び点検結果の報告義務、並びに今後創設予定の事業者、地元住民、行政による協議会などへの参加を考えております。

一方で、上位法令もある中で、設置可能性地域の地権者を含めた私有財産や事業活動に制約を課すことに対し、先行して条例化している自治体では事業者との係争になっているケースも複数発生しております。

そこで町としましては、住民の皆様の不利益につながることのないよう、また、より高い実効性を担保するために、抑制する範囲や内容について、法的な確認も含めて詳細な調査・検討を行ってまいります。

今後のスケジュールとしましては、議会全員協議会等での御説明やパブリックコメントなどを経て、年度内の議会提案ができるよう迅速かつ丁寧に取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**議 長（桐原則雄）** 山本富二夫議員。

○**8 番（山本富二夫議員）** 町民の安心・安全のために早期の締結をよろしく申し上げます。

これで終わります。

○**議 長（桐原則雄）** しばらく休憩します。2時10分より再開します。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 改めまして、皆様、こんにちは。議席ナンバー5番、大塚益雄です。

まずもって傍聴の方におかれましては、傍聴にお越しいただき大変ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束と安心して暮らせるもとの生活に戻ることを願っております。

さて、通告に従いまして一般質問をいたします。本日は2問質問させていただきます。

一つ目は、ヤングケアラー問題のその後の状況と支援についてです。

大人に代わり日常的に家事や家庭の世話をするヤングケアラー問題については、全国的に増加傾向にあり、社会問題化しております。昨年6月、この問題について私が質問いたしました。その後、ヤングケアラー問題と支援についてはどうなっているのか。各学校内でも新型コロナ感染が拡大多発している中、当然、欠席等も多いかと思いますが、子供たちの学校生活や家庭生活の状況を踏まえ、ヤングケアラー支援に漏れはないのか、支援体制は十分か、整備はされてるのか、3点伺います。

一つ目は、今回改めて、現在小中学校の現状はどうなってるのか。現状の発生件数は、発生率はどうなっているのか、増えたのか減ったのか。

二つ目、その後のヤングケアラー問題の支援はどのように強化したのか。くらしの相談窓口にはヤングケアラーに関する相談はあったのか。教職員の意識を高める研修は実施されたのか。また、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーの有効的な活用は機能しているのか。人員的には問題ないのか。

三つ目、町教育委員会として現状を踏まえ、どのような課題があり、その解決に向けて何が必要だと考えているのか伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大塚議員の御質問にお答えをいたします。

昨年6月定例会の一般質問におきましては、社会問題化しているヤングケアラーの現状把握及び支援方法、連携システムづくりについて御質問をいただき、今回はその後の支援について御質問をいただいております。

まず、ヤングケアラーの現状把握ですが、昨年の答弁で、「町要保護児童及びDV防止対策協議会」、略して「要対協」と言いますが、ここで確認されたヤングケアラーと思われるケースにつきましては、その後も引き続き、関係機関が密に連携して見守り、必要に応じて支援を実施しております。

一方、昨年7月に発足しました、「ふくしの相談窓口」では、ヤングケアラー問題自体に関して、本人または関係者からの直接の相談はございません。しかしながら、要対協や学校など関係機関か

らの情報により、ヤングケアラーではないかと心配されるケースについては、連携しながら対応をしているところです。

近年の相談は複雑かつ複合的な課題を有するケースが多くなっており、その課題を一つ一つひもとく中で、ヤングケアラー問題を抱えている可能性のあるケースも見られるため、慎重かつ伴走型での対応に努めております。月1回の包括化推進会議を開催し、各部署との情報共有を図り、必要に応じてケース会議を開催し、各部署の役割を明確化し、共通理解のもと支援していく体制の強化を図っております。

もっとも、ヤングケアラー問題は本人が気づいていない場合や、家族をケアしていることを誇りに思っている場合もあり、わかりづらく、表面化しづらいことも課題となっております。そこで、引き続き、ヤングケアラー問題を多くの方に知っていただけるような取組や町職員の資質向上に努めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 大塚議員の「ヤングケアラー問題のその後の状況と支援について」の御質問にお答えいたします。

昨年度の町内小中学校に対する調査では、ヤングケアラーではないかと心配される小学生が5人、中学生が5人、合計10人の報告がありました。各学校では、これらの一人一人に対して、関係機関と連携しながら家庭状況の把握及び必要とされている支援に向け、組織的に対応しており、半数以上のケースについては改善の報告を受けております。しかしながら、ヤングケアラーに係る課題解決には、本人の置かれた家庭状況に対する支援が欠かせないため簡単ではなく、他課と連携しながら継続して対応しているケースもございます。

本年度の町内小中学校に対する昨年同様の調査では、ヤングケアラーではないかと心配される小学生が新たに2人を加えて3人、中学生が新たに4人、合計7人という報告を受けています。学校で実施する悩みアンケートや教育相談、日常生活の変化等をもとにした学校からの報告となっておりますが、発生率としましては0.3%であり、熊本県の実態調査で、「世話している家族がいる」とした中学生が3.3%であったことと比較しますと、まだ把握できていないケースもあるかと考えられます。

児童生徒の日常生活の変化がヤングケアラー等のサインでもありますので、学校職員が共通の認識を持つこと。その上で一人一人の子供に目を配りながら、小さな変化に気付くことで、ヤングケアラーをはじめとする児童生徒の生活環境などの課題の早期把握に努めていきたいと考えています。

なお、先にも述べたとおり、ヤングケアラーの支援は本人だけでなく、むしろ家庭への支援が必要であります。学校がプラットホームとなって、福祉課や子育て支援課などの関係機関と連携し、適切な支援につなぐ必要があると考えております。今後とも、このような連携体制の充実を図るとともに、授業場面においてはヤングケアラーを取り扱うなど、児童生徒の気付きを促す取組を進めながら、保護者や地域住民に向けましては、引き続き、学校だよりやホームページによるヤングケ

アラールの認知度の向上を図ってまいります。

詳細につきましては、部長より答弁させていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。私からは、ヤングケアラー問題への対応に向けた、さらなる関係部署との連携強化、そして、住民周知や職員等関係機関向け研修の実施について御説明をさせていただきます。

まず、「ヤングケアラー」の定義でございますけれども、法令上の定義はございませんが、去年の厚生労働省による全国調査では「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子供自身がやりたいことなど、子供自身の権利が守られていないと思われる子供」とされております。

ヤングケアラーの可能性のあるケースを見つけた場合、家庭への支援はもちろんでございますけれども、子供の話をよく聞き、一緒に考えながら、「子供らしく過ごす時間の確保」や「家族をケアしていることの誇り」を大切にして、一人一人の子供を支援していきたいと考えております。

その支援に当たっては、部署を超えた横の連携が不可欠です。そして、連携の場の一つとして、ふくしの相談窓口寄せられた相談内容の情報共有や支援協議を行う「包括化推進会議」では、福祉課、子育て支援課、健康保険課、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会といった福祉関係部署や相談機関のほか、人権推進課、税務課、学校教育課と幅広い部署で構成をしております。

また、要対協でのほうでは町関係部署のほか、県の福祉事務所、児童相談所など、警察、法務局、小・中・高校、保育園・幼稚園、民生委員等の様々な関係機関で構成した連携体制を構築し、事案に応じた対応、支援を行っているところです。

さらに、今年の7月には、熊本県が「ヤングケアラー相談支援センター」を設置しました。当センターでは、電話相談、来所相談、訪問相談、メール相談のほか、オンラインサロン、SNS相談、出張相談会や職員向け研修会も実施していることから、連携構築を図っているところです。

次に、ヤングケアラー問題についての研修や住民周知等についてでございますけれども、昨年度、要対協構成機関による事例研修などを実施しまして、51機関からの参加がっております。また、今年6月の要対協代表者会議におきましては、国が作成したチラシ等を配布し、情報を共有したところです。今後、広報おおづにも掲載をしまして、住民への周知も図る予定としております。

このような取組によりまして、「このケースはヤングケアラーではないか」という情報が関係機関から寄せられるなど、子供を見守る関係者への理解を深めることができたと考えております。

今後、表面化しづらいヤングケアラー問題の早期発見と、関係部署による横の連携強化と適切な問題解決に向けた早期支援につなげられるよう、引き続き、努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、大塚議員の「ヤングケアラー問題のその後の状況と支援について」御説明を申し上げます。

昨年度の町内小中学校に対する調査において、ヤングケアラーではないかと報告を受けた10人の小中学生につきましては、子育て支援課や福祉課、町の教育支援センター等と情報を共有して対応をしております。家族の負担が軽減され、児童生徒の家庭状況が改善されたことで、登校時刻が以前より早くなったり、不登校が解消されたり、適切な進路指導につないだりしたケースなどの報告を受けております。

本年度の調査では7人の報告があり、前年度と比較して3人の減少ですが、1人は昨年度から継続して対応しているケースとなっております。

しかし、ヤングケアラーは、その特徴の一つとして本人や家族に自覚がないことが多く、早期発見しにくいということがあります。教育長のほうからもありましたように、大津町としてさらに細やかに実態を把握することが必要であると考えております。その際、多くの時間を児童生徒と一緒に過ごす学校の教職員の気付きは特に重要なものでございます。各学校においての教職員の研修や情報共有の体制を充実させていくことが大切であると考えております。

教育委員会としましては、町内の校長・園長会議や不登校対策ワーキング会議、不登校対策担当者会議や教育支援センター等におきましても、背景となりうるヤングケアラーについての教職員等の理解を深めております。

なお、様々な視点からヤングケアラーと思われる児童生徒を把握した場合には、校内で検討後に各関係機関を含めたケース会議を開催をいたしております。必要に応じまして町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会と情報を共有し、社会福祉分野の支援の利用を保護者のほうに促したり、校内においては、児童生徒の相談体制の強化や面談の継続、それから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの専門的知見の有効活用等に努めているところです。

また、ヤングケアラーについては、家庭を含めた支援が欠かせないため、家庭へも踏み込んだ専門的支援が可能となるスクールソーシャルワーカーの役割は大変大きなものがございます。現在、大津町教育委員会にはスクールソーシャルワーカーの配置がございませんが、菊池教育事務所配置のスクールソーシャルワーカーに依頼をして、積極的に対応していただいております。しかしながら、菊池教育事務所管内での依頼が多く寄せられている分もありますので、町内小中学校からの急な要請への対応や継続した対応がしにくいなどの課題もございます。対応するケースが増える中、大津町教育委員会にもスクールソーシャルワーカーの配置を検討する必要があるかと考えております。

なお、国のプロジェクトチームの報告では、「ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気付くことができない。」と指摘されております。町としましては、2024年度までの「ヤングケアラー認知度向上の集中取組期間」の中で、児童生徒や保護者への啓発に努めながら、教職員の知識の研鑽と対応力の向上を図り、国が進める支援策を注視しながら、対応の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 再質問いたします。

私の見解です。職員の研修ですが、教職員の意識は十分高いと思います。ただ、部活も社会教育へなど日々の学校現場の子供と向かい合う時間が足りないと。だから、その条件の整備が必要だと思われま。教職員の人数不足や教育委員会への報告事項の増加による教職員を取り巻く状況は厳しさを増している。だから、現役の教職員だけでは解決できないことがあるのではないかと。

かつて学校の先生は、今日も来てないという子供の家庭訪問を通して、その現実を目の当たりにして学習を重ねてられました。その結果が学校において同和教育担当者や人権同和教育担当者が一人一人の子供を大切にしようと頑張っておられました。大津町にも退職した先生にそのような経験をされた方がおられるのではないのかと。そのような退職教員の皆さんを当用してはいかがかという事で伺います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 大塚議員の再質問のほうに御説明申し上げます。

大津町の退職教職員を当用してはいかがかといった御質問だったかと思ひます。議員のお話もありますように、ヤングケアラーについては学校の教職員だけではなくて、地域や関係機関と連携して課題の解決に向けて取り組むことが重要かと考えられます。

ただ、子供がケアを担う背景には、家族が抱える様々な課題もございます。特に内容が複雑化しているという特徴もございますので、専門機関へつなげていくことが重要かと考えられます。したがって、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、教育委員会としましても、家庭支援の専門的な視点を持たれるスクールソーシャルワーカー等の配置の必要性も考えているところでございます。

また、議員さんから御提案あった教職員のOBにつきましても、現在も町内の小中学校のほうに再任用教職員ということで御協力をいただいている先生方もおられます。また、町の会計年度任用職員ということでお世話になってる先生方もおられます。また、そのほか社会教育の分野で協力をいただいている先生方もおられますので、今後、そういった教職員の先生方の経験値を生かした支援の在り方についても、今後調査研究をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） ヤングケアラー問題は他人事と思わず、世の中の大人の私たちがみんなで助け合い見守っていくことが大切でないかと考えます。また、早めに気づき、ヤングケアラー問題を解決していくことが最も重要かと思ひます。

9月1日の熊日の新聞にも掲載されましたが、ここに持ってますけど、国のほうでも来年4月発足するこども家庭庁が担当し、こども政策としてヤングケアラー問題や貧困支援をしていく財政支援を進めるということで予算も組まれてますし、前進していくかと思ひます。具体的にはどういうものやっていく、どういうものにお金を使うということではまだ決まってないと思ひますけれども、前には進むと思ひます。

今後も熊本県と連携して情報収集、支援体制をより強化していく必要があろうかと思えます。最適な対策を期待しまして次の質問に移ります。

次に、外国人在住者に対する町の支援について質問いたします。

現在、人づくりによる国際貢献という目的と人手不足を補う労働力として来日されている外国人、技能実習生を含めて、3月末現在約400名の外国人の方が大津町に在住されております。2019年9月、内閣府の企業の外国人雇用に関する分析によりますと、企業に外国人労働者の課題をアンケートしたところ、このような結果となっております。1位は、日本語能力に問題がある。29.5%、2位は、日本人社員とのコミュニケーションに不安がある。19.5%、いずれにしてもコミュニケーションの問題が49%を占めております。この二つの課題は幅広い業種でも言えますが、特に製造現場の技能技術者、技能者、製造派遣、技能実習生に多い問題です。コミュニケーション不足や文化の違いなどから、例え日本語が堪能であっても文化や制度の違いを背景とするすれ違いは起こりやすいということがわかっております。

外国人の場合、日本語の問題、文化の違いはなおさらでしょう。一番の問題はコミュニケーションなので、外国人を必要不可欠な存在として日本語をサポートし、問題発生してもすぐ相談してもらえる体制の構築が必要でしょう。

当然、大津町に来られたら転入届を1階の住民課にて手続をされます。その際、本人と会社の代表者と見えるそうです。転入届の書類を記入し、関係書類を出して完了となりますが、転入届完了後は大津町の住民となります。私も以前、会社員のとき海外に駐在し、仕事した経験があります。その際も、住むとなるとその国の地域の環境、治安等々、興味と感心がありましたし、生活面での不安もありました。そういったことから、大津町在住の外国人の方も熊本大津町のことにしても興味と感心、生活面の不安もあるかと思えます。外国人の方に対する住民サービスも日本人同様、きめ細かな対策が必要ではないかと思えます。また、私たちができることは、住民サービスの一つとして、相手の身に立って実施していくべきではないでしょうか。

外国人の方の転入届はどのような手続、説明、配布物を配布してますかと住民課窓口へ確認したところ、3点の内容で、書類、配布物、熊本県の支援ガイドブックが出されてます。一つ目は転入届の書類を渡して作成してもらいますと。二つ目は、ごみ出しのパンフを転入時、国別にに応じて出してますと。中国語版、英語版、ベトナム語版ということで聞いております。外国人の支援ガイドブックにつきましては、熊本県からの配布資料でございます。これを渡してますということです。確認結果、以上、3項目は実施していますが、ほかは説明、案内PRなしということでした。

そこで、3点伺います。一つ目、外国人からの相談は今までに何件あったのか。外国人への相談窓口、説明PRはどこで案内するのかと。

二つ目、外国人、大津町の双方がプラスになる仕組み、住民との異文化交流について今後どのように考えているのか。

三つ目、イベントの参加PRについて。大津町には、観光ガイドもありますし、イベントとしてはからいもフェスティバル、大津つつじ祭り、大津地藏祭等々があります。そういったものがPR

されてないと。その他、外国人の方に対する窓口対応はそういうことで見なおすべきではないかと。また、誰が窓口対応してもミスもなく、もれもなく対応できるようなシステムにすることが最も重要、必要不可欠ではないかというふうに思います。

ちなみに、日本人への転入届時は窓口ファイルにて対応されております。これにつきましては、13項目の説明と案内がされております。丁寧にされております。こういった形で外国人転入届時にも必要ではないかと思いますが、そういった点で伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大塚議員の御質問にお答えをいたします。

総務省公表の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によりますと、令和4年1月現在の国内の外国人住民数は約270万人で、令和3年から2年連続で減少しているものの、平成25年の約200万人から年々増加傾向にあります。国は、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国際交流や国際協力に加え、地域における多文化共生の必要性と施策を示しております。その後、外国人住民の増加や多国籍化、デジタル化の進展などの社会情勢を踏まえ、令和2年9月に同プランを改訂し、地域社会での外国人材の受入れと共生について、その意義や施策についてまとめております。

県内の状況に目を移しますと、外国人住民数は、令和4年1月現在、1万6千475人で、5年前の同統計と比較すると、5年間で約43%増加をしております。経済のグローバル化の流れの中、今後ますます日本全体で外国人住民数の増加が見込まれることから、共生していくため、地域社会の変容も必要になってくると思われまます。さらにTSMCの進出によって、社会全体の流れから見ても、今後ますます外国人住民や外国人労働者を積極的に受け入れていくことになると見込んでおります。

大津町の状況を申し上げますと、令和4年8月15日現在、町内には535人の外国人がお住まいです。その約62%の335人が（技能実習生223人を含む）主に就労を目的とした在留資格となっています。これらの数字から見ても、町内在住の外国人の多くは就労されており、また、技能実習生の割合も高いことから、企業等からの支援を得ながら生活をされている状況ですが、中には、土地勘もなく知り合いもない中、加えてこのコロナ禍の中において外出もままならず、不安を抱えておられる外国人もいらっしゃるかと想定しております。町としては御相談をいつでもお受けし、その御相談内容に応じた必要な対応を行っておりますが、外国人からの相談で目立ったものは現状のところ町のほうへはあっておりません。これは、企業や雇用主等からの支援を受けている外国人が大部分を占めていることがその理由の一つではないかと考えております。

しかしながら、「相談がないイコール困りごと自体がない」とは言えませんので、町としても企業からの情報把握や在住外国人との交流を通して、より一層実情をつかむ努力が必要だと考えております。

そうした中で、町が主導しての在住外国人との異文化交流の取組については、新型コロナの影響でやや活動が抑えられてはおりますが、大津町国際交流協会での国際交流を推進するため、以前

より在住外国人との交流事業にも取り組んでいるところです。また、先ほどの一般質問でもお話ししましたけども、地域日本語教室のほうも進めているところでございます。また、大津警察署でも、防犯も兼ねて在住外国人の交流体験事業を開催いただいております。町内の企業の方々にも雇用する外国人の方々へのフォローを行っていただいております。

大津町に住まわれる方に快適に過ごしていただくためにも、大津町が外国人の方にも居住地として積極的に選んでもらえる町となるよう、今後も外国人材との共生を進め、共に働きやすく暮らしやすい地域社会づくりを進めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 大塚議員の質問について、御説明させていただきます。

町内の外国人住民数は、令和4年8月15日現在、535人であり、年代別では、10代以下が28人（5.2%）、20から30代が439人（82.1%）で、8割以上の方がこの年代になっています。それから40から50代が60人（11.2%）、60代以上が8人（1.5%）となっております。また、在留資格別では、技能実習が223人（42%）、技術・人文知識・国際業務が74人（14%）、永住者が68人（13%）の順となっております。国籍・地域別では、ベトナムが238人（44%）、フィリピンが93人（17%）、中国が72人（13%）、ネパールが32人（6%）の順となっております。

こうした中、外国人住民と共生していくためには、最も身近な行政機関である町役場の役割が大変重要であると認識しております。具体的な取組としましては、外国人の転入手続の際、通常配布する案内等に加え、英語、中国語、ベトナム語に対応したごみカレンダーのほか、「熊本県外国人サポートセンター」の案内をお渡ししております。「熊本県外国人サポートセンター」は、外国人の方が安心して暮らせるよう、多言語による生活相談を行うために県が設置し、熊本県国際協会が運営しているもので、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、教育など、熊本での生活について困っていることの相談を幅広く受け付けておられます。

議員お尋ねの外国人からの相談についてですが、これまでのところ取り立てて大きな相談事案等はあっておりませんが、役場へお越しの住民の方は誰でも、基本的にはまず1階ロビーの総合案内でお尋ねの内容や御希望の手続をお聞きし、その内容に応じて各担当者へ速やかに御案内して適切に対処するという対応を取らせていただいております。外国人の方からの御相談についても、日本人と分け隔てなく同様の対応をさせていただいております。言葉の壁はあるかもしれませんが、住民皆様の御相談には親身に対応することとしております。

また、外国人と既存の住民との異文化交流については、これまでも大津町国際交流協会による在住外国人との交流事業などが行われているところです。今年度は町の新たな取組として、県の事業の一環で「地域日本語教室」の開催を予定しております。これは、地域に住む外国人と日本人のサポーターが集い、先生と生徒という関係ではなく対等な立場で、文化や習慣などについてざっくばらんにおしゃべりを楽しみ、共に学び合うことをコンセプトにした取組です。教室自体は来月から

開催予定で、現在、広報誌やホームページ等で外国人の参加者を募っている段階ですが、そういった場を通して外国人住民が日本人や地域社会とつながることができる場所を作るとともに、より詳しい外国人の生活の実情の把握に努めることで、外国人住民が孤立せず快適に暮らせるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

また、議員がおっしゃいますように、からいもフェスティバルをはじめとした町のイベント情報は、外国人住民へ十分に届いていないことも考えられますので、今後できるだけ広く周知ができるよう、SNSの活用等を進めていくとともに、今後取り組む「地域日本語教室」でできたつながり等を通して、イベント情報のほか、生活に必要な情報などについてもPRを行い、外国人の皆様がより地域と関わり合いながら充実した生活を送っていただけるようお手伝いすることができればと考えております。

さらに、熊本県において、TSMCの進出に伴い、今後外国人材の増加が見込まれることから、外国人住民との「多文化共生のまちづくり」が急務となっております。

そうした状況を鑑み、今年度から県において多文化共生環境整備支援事業が立ち上げられております。これは、市町村における外国人の円滑な受入れを目的とした連絡協議会の設置と運営の支援や補助を行うものです。

町としましても、今後の社会の変容を見据え、今年度中に協議会を設置する予定としております。その中で、例えば、パンフレット等の多言語化や翻訳アプリの導入など、外国人との共生環境整備に向けた対応について協議を行い、具体的な今後の支援内容などを講じていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 今後、大津町には海外より技能実習生を含めTSMC関連の転入者等々、多くの外国人の方の転入が見込まれるかと思えます。また、将来を見据えた対応が何よりも必要だと考えますし、特に外国人の困りごと相談は様々な問題があるかと思えますが、丁寧に聞いてあげることが最も重要であり、大切ではないでしょうか。

また、特に生活面での問題については早急に対応し、安心して生活できる環境改善に努力すべきだと思います。熊本県とも連携を深めてスムーズな対応と対策を図ることで解決できることも多いかと思えます。大津町が最高の住民サービスができることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴の皆さんもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時52分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和4年第6回大津町議会定例会会議録

令和4年第6回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和4年9月16日(金曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 西 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	次 長 田 上 雄 一 書 記 府 内 淳 貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎 副 町 長 佐 方 美 紀 総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 吉 良 元 子 総 務 部 長 藤 本 聖 二 兼 法 制 執 務 係 長 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也 総 務 部 財 政 課 財 政 係 長 田 邊 嵩 博 健 康 福 祉 部 長 坂 本 光 成 教 育 長 吉 良 智 恵 美 産 業 振 興 部 次 長 白 石 浩 範 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 都 市 整 備 部 長 村 山 龍 一 教 育 部 次 長 百 田 止 水 併 任 工 業 用 水 道 課 長 総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳 農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲

会 議 に 付 し た 事 件

選挙第 1 号	大津町選挙管理委員会委員の選挙について
選挙第 2 号	大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
議案第 66 号	令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について
同意第 3 号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 4 年 9 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和 4 年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 選挙第 1 号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について 議決
- 日程第 6 選挙第 2 号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について 議決
- 日程第 7 議案第 6 6 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 8 同意第 3 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。田上産業振興部長及び荒木議会事務局長より欠席の届けがあつていますので、報告します。

なお、本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 4 年 9 月 2 日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 8 号関連、議案第 6 0 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号、議案第 6 5 号、認定第 1 号関連、認定第 3 号、認定第 6 号、認定第 7 号、認定第 8 号の 1 0 件であります。

当委員会は、9月5日、審議の前に所管事業の11か所の現地調査を行い、その後委員会402号室におきまして、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審査の結果については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、議題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第58号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。農業委員会では、さしたる質疑はありませんでした。

産業振興部農政課では、委員より、昨日現地調査を行ったなかせ農園さんは今後の農家として理想的な経営をされていると思う。そのような経営方針や方法を大津町で広げていくような計画はあるのかとの問いに、執行部よりなかせ農園さんは昨年度、経営継承・発展支援事業を活用し、カライモの植付けから収穫までの一連の流れを整理されております。20代、30代の若手後継者の方も自主的に勉強会をされている状況ですとありました。

また委員より、個々での取組はされているとのことだが、町としてそのような方たちをつなげていくような計画はないのかとの問いに、執行部より、町としても、様々な町のイベントや研修会へ若者グループの参加をお願いしながら、精一杯支援を行っていきたいと考えておりますとありました。

意見といたしまして、本議会上で議員から「補助事業の対象とならない小規模農家のフォローができないか」と意見が出ている。客観的に採算性を考えると難しいと考えるが、勉強会等を通して集まり、集約していかないと助成金や補助金に該当しないケースが出てくるので、いざないは行っていいと思う。補助対象とならない人の支援をすることで、より農地集約も進み、将来型の農業になっていく。担い手不足や農地集約は何年も前から問題であり、対策としてネットワーク大津のような形があると言われている。これをきちんと進めていき、農業と都市計画のバランスをとっていかないといけない。例えば誘致企業をする場合も、農地であれば問題となるため、県との協議が必要となると思う。総合的にバランスの取れた農業を行っていくためには、農家の方同士のつながりを進めていかないと、企業誘致も思い通りにいかない。先のことを考えて農業者の方々を育て、バランスのとれた町にしていくため、総合的な観点から助言をしていくことも大事である。また、補助事業を活用する際には自己負担が発生するが、効率的な農業をしていただくために、対象者の事業内容をきちんと確認し、将来的に赤字解消になるのかどうかも踏まえた上で、公金を出すこと。よりよき方向に向けて、視点を変えていくようお願いしたいとありました。

産業振興部企業振興課では、委員より大津町工業等振興奨励基金の残高で、平成29年度に残高が増えていたようだが、その理由はなぜか。熊本地震の影響があったのかとの問いに、執行部より、平成29年度、平成30年度に、企業立地や事業拡大された企業が4社あり、工場等振興奨励補助金支出のために平成29年度に基金積立てを行っております。補助金交付企業数の内訳は、平成29年度に2社、平成30年度に2社で、熊本地震の影響ではありませんとありました。

また委員より、工業等振興奨励補助金の補助額は、他の市町村に比べて高いのか。企業誘致する

にあたって、企業側が立地先を選択する上で影響はないのかとの問いに、執行部より、現行の状況に応じて見直しを図りながら補助金交付を行っていますが、近隣市町村とあまり差がない内容となっております。しかし、企業誘致をするにあたってのインセンティブになりますので、今後更なる見直しを検討しているところであります。大津町に立地した企業様からは、「大津町の立地条件の優位性」、「企業連絡協議会のような企業間連携によるビジネスチャンス」、「補助金制度がある」ということが立地した理由として伺っています。

現在、大津町内に拠点を設けている企業の本社向けに、「産業立地に関するアンケート調査」を実施しています。その中で、企業自体が求める補助金のニーズなどの調査を行っておりますので、その意見を反映しながら、より大津町が企業誘致に磨きをかけていくための材料とし、制度の見直しも含め、今後も積極的に企業誘致を行ってまいります。

また、議会から御指摘のあっている県との連携ですが、特に大津町が重点的に取り組んでいることについては、県との情報共有を密に行っております。県のスタンスは、頑張る市町村を応援するということがベースにあるため、町のビジョンと取組を県にしっかり伝え、連携していきます。

意見といたしまして、TSMCの2024年の稼働に向け、今が一番重要な時期である。今後、補助金の内容等の見直しを含めて検討してほしい。また、県もTSMCを中心として様々な構想を検討している。今の機会を好機とし、県ともしっかりと調整しながら、取り組んでいただきたいとありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、小規模事業者経営継続支援金の審査方法はどうなるのかとの問いに、執行部より、紙面での申請、電子申請ともに確定申告書の写しにより、売上額、従業員数を確認し支給いたします。

委員より、今回の支援金は全業種対応になるのかとの問いに、執行部より、農業者を除く全業種を対象としております。様々な角度から検討しましたが、業種を絞らずかつスピード感をもって支給できるよう今回の支援方法をとらせていただきました。新型コロナウイルス感染症が長期化していますので、国、県、町で継続的に支援していくことが重要と考えております。

また、委員より、申請方法についてはDXを取り入れていくべきではないか。事業者の状況をデータベース化することにより、今後の支援の根拠となるのではないのかとの問いに、執行部より、

今回の申請では、電子申請も取り入れて実施いたします。事業の効果を検証し、今後の施策につなげていきたいと思っておりますとありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、肥後大津駅周辺整備については、これまで何度も検討しており、こうなりたいと絵を描いたとしても、駅前にある物件などが懸案となると考えているが、個人の資産に対して強制的にでも事業を実施することができるのか。新聞に掲載されると読んだ人は期待する。長年の懸案を解決できる見込みがあつてからの補正予算だと思いが、勝算なくしての補正予算では無責任になると思うが、その点についてどう思うのかとの問いに、執行部より、これまで肥後大津駅周辺において、南側は区画整理を行い、北側は何も行っておりません。区画整理を行った際に、当初は反対される方もおられたが、現在は商業施設や住宅等が整

備され、資産価値としては収益を生む土地となり、町の取組としては成功であったと考えております。確かに、駅前の物件が懸案となることは事実であると思いますが、それによって描きたい事業ができないということがないように、対策を検討し、実現に向けしっかりと取り組んでいかなければと考えております。北側につきましても、南側とは違った面的整備や駅の南北をつなぐ道路整備による交通網の強化、駅の橋上化や連絡通路など様々なことを検討していきたいと思っております。

また、熊本県においても現地を見てもらい、大津町の発展の可能性を大いに感じていただいております。今後は計画に適した補助事業や補助金の有無などアドバイスをいただけるような協力体制をとっていきますとありました。

また、委員よりJRの空港アクセス鉄道は肥後大津駅からの分岐になる可能性があるため、この業務との一体性が必要だと思うが、一般財源1千700万円を補正するにあたり、無意味なものにならないようにしてほしい。道路や駅周辺の整備を検討する上で、JRの分岐が大津町にならない、物件が立ち退かないなど大きな不確定要素を持っているが、このタイミングをどう考えているかとの問いに、執行部より、本来であれば、物件についてはめどが立ってから行うべきだったかとも思いますし、以前からの課題であることは間違いありません。今回、TSMCが進出し、翌4月には空港が新しくなり、南阿蘇鉄道も接続され、東海大学もでき何百人もの学生たちが肥後大津駅に来ることになります。また、鉄道の延伸がどうなるかはわかりませんが、それを待つでの対応では遅いかと思いますので、半年後に来る機会に向けての準備が必要だと考え、今回出させていただきました。確かに判断のタイミングは難しいのですが、県にアピールする場面でもありますし、大津町の玄関口として今後生かしていくという町のPRも含めたところでやっていきたいと思っております。鉄道の延伸につきましても、県から情報を得ながら、もし大津町になった場合には、1千700万円では足りませんので、今後も臨機応変な対応が必要になってくるかと思われれます。時期的には、4月から新しい事業が始まるということを見据えた業務委託でありますので、御理解いただければと思いますとありました。

次に、都市整備部建設課におきましては、委員より、植樹帯の危険木判定で前回と今回調査の違いは何かとの問いに、執行部より、前回は立木老朽化の一つの指標であるベッコウダケが生えているか否かで判定しましたが、それ以外の空洞化部分も含め危険木の判定を行いました。

また、県道等を管理している熊本県道路保全課に聴取したところ、道路植栽維持管理計画を作成されております。大津町としても将来を見越した維持管理計画を作成し実行していきたいと思っておりますとありました。

意見としまして、伐採して終わりではなく、管理樹木とは付き合っていかなければならない。想定外の事故が起きてからの対応では遅いので、長期計画を立てながら剪定のやり方も変えていくべきだとありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第58号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

続きまして、議案第60号、令和4年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第60号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第63号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

議案第63号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

都市整備部下水道課におきましては、委員より、点検項目を増やしているが、どのような理由で増加したのかとの問いに、執行部より、これまでの点検は、水処理移設の送風機や返送汚泥など、水質汚濁に大きく影響するものを重点に点検を行ってきましたが、現在の委託の中で、汚泥処理施設やポンプ場など、水処理以外での通信で不具合が発生しているため、今回、点検項目を増やしております。

また委員より、これらの不具合は、日常業務の中で発見し対応すべきものではないのかとの問いに、執行部より、日常の点検業務では、機械設備の目視や、触感作業などを行っていますが、今回の電気設備の点検は、専門的な機器を設置して信号を送りますので、専門的な業者をお願いするものであります。

また、委員より、これまで不具合が出ながらも、下水の処理はできていたのかとの問いに、執行部より、水処理については、毎日水質試験を行い、基準内での放流を行っていますが、汚泥処理について、不具合が発生した場合は、現場で手動による操作を行いましたとありました。

また委員より、電気設備の点検については、現在の受託者からも依頼があっているのかとの問いに、執行部より、実際にそのような意見も頂いていますし、不具合が発生した時も、設備が古いため、部品の調達に苦慮されている状況でありますとありました。

また委員より、そもその設備が古くなっているとのことだが、新規に更新するのか、あるいはこのまま修繕を繰り返して使っていくのかは、どちらを考えているのかとの問いに、執行部より、処理場のストックマネジメント事業において、各機械設備の更新を行う際に、電気設備の更新も行う事で、補助金も活用できます。それまでは修繕で対応したいと思いますとありました。

意見といたしまして、持続可能な下水道事業の経営を考えると、使用料の改定の議論もあるが、コロナや世界情勢も影響もあり、タイミング的には厳しい状況でもある。処理場の設備については、耐用年数を過ぎた設備もあり、我慢して使用してきた経緯は理解しているが、住民への

説明については、厳しい下水道経営状況を丁寧にししながら進めていく必要があると思われるとありました。

議案第64号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、農業集落排水事業の収支が悪い原因は何か。また、今後の見通しをどのように考えているのかとの問いに、執行部より、農業集落排水事業につきましては、投資が集中した事などにより、起債の元利償還金が多いことが赤字の要因の一つとなっております。令和12年までは償還のピークが続きまして、令和13年度頃から徐々に減少し、令和24年度に償還が終了する見込みでありますとありました。

また委員より、令和24年度で償還が完了することだが、その時の施設はどのような状況になっていると考えているのかとの問いに、執行部より、将来的には公共下水道への統合や農業集落排水事業間の統合なども検討しながら事業を継続していく予定ですとありました。

議案第65号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、決算に移ります。認定第1号関連、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず農業委員会におきましては、委員より主要な施策の成果において、残された課題として農地の荒廃化を上げているが、解決策としてどのようなことを実施しているのかとの問いに、執行部より、荒廃農地の発生箇所については、農業委員・農地利用最適化推進委員で年に1回農地パトロールを実施して把握しております。現在農政課で圃場整備事業を進めていますが、そういった事業が実施されれば狭小地など問題も解決していくものと考えますとありました。

次に、産業振興部農政課におきましては、委員より、鳥獣害防止対策事業補助金について、電気牧柵設置にかかる補助金等の説明があったが、効果はどれくらいあがっているのかとの問いに、執行部より、鳥獣害防止対策事業補助金は、補助率2分の1、上限5万円の補助金であります。実績については、令和3年度が71件、令和2年度が69件となっており、年間約70件の要望がっております。設置された方は農作物被害を防止できており、イノシシやシカに効果的であると評価しております。

また委員より、設置された方については、被害面積は減少しているのかとの問いに、執行部より、カライモを中心として、北部・南部とも被害が減っていると伺っておりますとありました。

また委員より、繰越明許の震災復旧追加対策経営体育成支援事業補助金について、不用額が6千468万2千円となっているが、16経営体のうち13経営体が断念したのは、自己負担ができなかったということだろうか。災害を受け、この事業でなければ、その後補助金を活用できないことが分かっているながらも、どうにか事業継続をされ、その結果13経営体が断念されたのでは

ないか。農業を継続するために修理は大切だが、担い手がないなど断念された内情についてどのように分析しているかとの問いに、執行部より、もともとは国の補助もあり、経営体へ9割補助を行っていました。9割補助の際も、資金繰りについての相談は受けており、自己負担が非常に厳しいと伺っております。自己負担分について、融資を受けることができない方や後継者がおられず、御自身で応急的な修理をし、断念された方がほとんどでした。中核となる農業者の方は、補助率が下がった2分の1補助であっても修理をされた実績がありますので、断念された13経営体につきましては、後継者がおられず、資金繰りがうまくいかなかったと報告がっておりますとありました。

意見といたしまして、コロナ対策として、無利子・無担保での融資制度がある。別の制度ではあるが、そのためにJAがあるのではないか。町はJAへ補助金を交付しているため、町の農業者の方のためになるよう金融機関を持っているJAの姿勢を掘り下げて分析しておくことが重要である。これが農業者の方を守れるか守れないかにつながってくる。集落営農で助けることができる場合もあるので、整合性を取っていくことが必要であるとありました。

また委員より、高尾野森林公園トイレ清掃管理業務などは、シルバー人材センターに委託できるものにならないか。仕事を割り振るなど配慮を今後課題にしてほしいという意見がありました。

そしてまた先日、造林事業安全祈願が行われましたが、山や海に携わる方は縁起を担ぐ意味でも、参加者に何らかの形で気持ちが一つになるようなことを来年度はぜひ検討してもらいたいと意見がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より、工業団地適地選定業務委託について、繰り越した理由はなぜか。スケジュール的に無理があったのかとの問いに、執行部より、工業団地適地選定業務委託については、3月補正で予算上程し、議会承認後、すぐに入札・契約手続を行いました。適地調査には一定の期間を要するため、繰り越して事業を実施させていただきましたとありました。

また委員より、「菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会負担金」の説明の中で、活動としてDVDを作成し、学校等へ送付したとの説明もあったが、もう少し詳細に内容を聞かせていただきたいとの問いに、執行部より、『菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会』は、菊池郡市2市2町で組織しており、企業誘致や企業の人材確保等のための活動を行っております。令和3年度は合志市が事務局となり、2市2町の協議の結果、どういった企業があるのか知ってもらう1つの手段として、各市町に立地している企業を数社ピックアップし、仕事の内容や従業員の話などをまとめたDVDや、菊池圏域の企業をまとめたパンフレットを作成し、中学校や高校などに配布いたしました。菊池圏域にも素晴らしい企業があることを知っていただく機会になり、人材確保につなげていくこととしておりますとありました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、地域おこし協力隊の成果は出ているのかとの問いに、執行部より、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が実施できない状況がありました。新型コロナの特例により任期期間を延長しましたので、今後の活動を見直しながら進め

ていきたいと思えます。

また委員より、飲食・宿泊事業者等緊急支援金の減収事業者の減収確認はどういう方法で行ったかとの問いに、執行部より、該当する年度の確定申告書の写しと、令和3年度は売上台帳や帳簿により確認いたしましたとありました。

また委員より、企業振興課で第2次産業に向けた雇用確保推進事業が行われている。これは2次産業だけに限らず、1次産業、3次産業においても産業振興部として総合的に取り組まなければいけないと思う。中学生、高校生にも選択肢を与え人材確保に取り組んでいかなければいけないのではないかとの問いに、執行部より、現在、町広報で企業紹介を行っていますが、以前は農業者や商業者の紹介も行っていました。また、異業種交流やゲストティーチャーとして学校へ行き農業の説明を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない状況です。今後はしっかりと取り組んでいきたいと思えますとありました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、例えば矢護川公園では地元で公園を管理するという協議が取り交わされているように、地元でできることは地元で、できないところは行政で、というように、住民の協力を得るなど知恵を働かせる必要がある。何もかもが行政では、維持管理費がかさんでいくばかりだと思うがどうかとの問いに、執行部より、公園の維持管理費は年々増加していますので、地元管理の矢護川公園を良い例として今後管理方法を考えていきたいと思えますとありました。

また意見として、自分たちが使っている公園には必ず費用がかかっていることを認識していただき、強制ではないが地元の協力を得られるよう、今後地域の方々との話合いの場などで、少しずつでもふれていってもらいたいとありました。

また委員より、あけぼの団地大規模改修は、一戸当たり幾らかかっているのかとの問いに、執行部より、工事費で一棟当たり約2億2千万円かかっており、一戸当たり約730万円になりますとありました。

また委員より、あけぼの団地大規模改修後の入居状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、入居率は、改修前が73%に対しまして改修後は86%と、改修後の入居が増えている状況ですとありました。

また委員より、以前は町営住宅の家賃の滞納が多かったが、現在の収納状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、令和3年度住宅使用料の収納率は99.47%です。収入未済額は、100万円を切っている状況ですとありました。

委員の意見といたしまして、家賃は納付するのが当たり前なので、引き続き収納の努力をしていただきたいとありました。

また委員より、最近の町営住宅の入居申込状況について説明してほしいとの問いに、執行部より、最近の傾向として、外国人世帯やひとり親世帯、高齢者の一人暮らしの世帯の申込みが増えていますとありました。

また、委員より、入居された外国人とのトラブルの報告はないのかとの問いに、執行部より、主

には、あけぼの団地に十数名入居されておりますが、今のところトラブルの報告はありません。なお、住宅係ではトラブルを未然に防ぐため、入居受付や相談の際に、文化の違いがある外国人を含むすべての方に、団地のルール、清掃活動やいろんな当番を説明し、納得して入居していただくよう努めておりますとありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、町道駅前楽善線歩道補修工事では管を歩道下に通して排水させているとのことだが埋設管下の湧水は問題はないのかとの問いに、執行部より、事前ボーリング調査で水がある層を把握しており、その高さに単粒砕石で有孔管を巻き込んで排水させる構造にしていますので問題はありませんと答弁がありました。

また委員より、用地交渉が難航している路線の進捗はどうなっているのかとの問いに、執行部より、難航している町道は現在も交渉中です。複数の案を作成し交渉していましたが、その中でも可能性がある1案に絞って交渉を継続していきます。この交渉が成立すれば交差点が連結する他の町道も線形が決定します。本路線周辺部では不動産売買が活発化しているので、民間の不動産取得に連動して交渉を進めていきたいと考えておりますとありました。

意見としまして、大手半導体生産拠点進出により土地売買が活発化しているので交渉難航が予測される。是非頑張って産業道路新設を実現させてほしいとありました。

続きまして、都市整備部下水道課におきましてですが、委員より、合併処理浄化槽と公共下水道の維持管理費用の比較はしているのかとの問いに、執行部より、合併処理浄化槽の維持管理費用は法定検査、保守点検、清掃、電気代等を合計すると5人槽で年間約8万1千円、7人槽で約10万円かかります。また公共下水道接続した場合、5人世帯で約5万3千円、7人世帯で約7万9千円程になりますとありました。

意見として、TSMC関連で大津町に人口が増える要因がある中で、汚水処理は行政責務であるため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めていくことは必須である。そのためには処理全体にかかる経費の計算を行っておくことと、民間利用も視野に入れながら採算を取れる検討をしていただきたいとありました。

認定第1号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、認定第3号、令和3年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

認定第3号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、認定第6号、令和3年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

工業用水道課におきましては、委員より、令和3年度までは支障なく運営されているが、工業用水道施設の施設等で懸念されることはあるのかとの問いに、執行部より、令和3年度に工業用水道施設の更新計画を策定しましたので、それに基づき、令和4年度には第1水源の高圧受電盤の更新をする予定であります。翌年、翌々年についても、計画に基づき機器の更新を行う予定と

しておりますとありました。

また委員より、大津町に新たに進出する企業のために給水する能力はあるかとの問いに、執行部より、現在4つの水源地の給水能力は1日に4千700トンで現在、中核工業団地内に立地している企業ではほぼ限界となっています。新たに水源地を設置して給水量を増やすことは可能と思われませんが、下水道の処理能力が不足しておりますので、長期計画の中で検討していきたいと思っておりますとありました。

意見といたしまして、大津町に企業が進出しやすいようにはインフラの整備が必要になる。今後の計画として、工業用水道と下水道を一体的に捉えて整備を行っていただきたいとありました。

認定第6号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和3年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきましては、委員より、公共下水道使用料の改定についての議論が出てきているが、どれぐらいの増額を考えているのかとの問いに、執行部より、経営戦略では令和6年度、令和10年度にそれぞれ15%増額としてありますが、現在発注しています料金体系検討業務委託の中で、令和2年度、令和3年度の決算の状況や、使用料の伸びあるいは近隣団体との比較検討を行いながら、素案を作成していきたいと思っておりますとありました。

また意見として、これから先、人口が増加すれば、処理能力の増強が求められ、比較して起債も増えていく。結果、採算をとるには料金改定や一般会計からの補助金繰入となってしまう。補助金であれば下水道区域以外の方が負担することになるので、受益者負担の原則をより強く持ち、先進技術を取り入れ他の団体などを参考にしながら、経費削減に努め、料金改定の議論の際は、納得のいく説明を行っていただきたいとありました。

認定第7号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、農業集落排水を公共下水道に接続したら、農業集落排水事業に係る費用は削減できるのかとの問いに、執行部より、公共下水道への接続は、錦野地区の農業集落排水を計画していますが、接続後、現在の錦野処理場は、ポンプ場の位置づけになると思いますので、機械、電気設備は大幅に削減され、これに伴い経費は減ってくると思われま

す。また委員より、公共下水道側は受け入れる余裕はあるのかとの問いに、執行部より、錦野地区の汚水量は日当たり100～120平米立米程度ですので、受入れは可能でありますとありました。

また委員より、公共下水道へ接続した場合の経費の計算を早急に行って、有益ならば、接続のタイミングを早めた方が良いのではないのかとの問いに、執行部より、接続後の維持管理費や、接続する場合の投資費用、補助金返還金など、総合的な観点で比較検討を進めたいと思っておりますとありました。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、令和3年度決算認定審議におきまして、所管する各課長から「現状と課題」の報告を受け、町の発展と町民ニーズ等を検討した結果、当委員会では、令和5年度の業務執行につきまして、特に別紙記載の2点を重点的に提言したいと思います。町幹部におかれましては、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

令和3年度決算認定の審議において、所管する各課長からの報告を受けました。

まず、企業進出における支援体制の構築であります。

TSMCの菊陽町進出は大津町における企業進出にも大きな影響を与えており、関連する企業の問合せはかなり多いとの報告を受けました。町には県でも珍しい企業専門の課がある「企業振興課」が配置されているのと同時に、誘致した企業はもとより、進出していただいた企業も含めた企業間の連携を図るための協議会「大津町企業連絡協議会」が組織されている。企業振興課では、この協議会及び地理的優位性を武器に誘致活動を行っているが、誘致の決め手となる町所有の工業団地を有していない。県内誘致競争が今後激しくなることを見据えれば、用地の確保は喫緊の課題である。このことから令和5年度における予算の措置及び、職員の増員配置など支援体制の構築を行うべきであるとあります。

また、身近な公園整備の充実。これも要望いたしました。

子供たちが安全・安心に楽しく遊べる場。また、町民の交流や憩いの場として「身近な公園」の維持・改善は、子育て世帯の増加が著しい大津町にとっては重要課題の一つと考えます。

老朽化に伴う大規模な改修は、予算を圧迫する恐れがあるため、都市計画課では、平成28年度に策定した「大津町公園施設長寿命化計画」を基に計画的な工事を施工。懸案事項だったトイレは令和4年度に管轄する公園においてはおおむね完了。令和5年度からは休憩施設の改修を取り組まなければならないとの報告を受けている。

公園整備については、「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も記載してある項目でもある。単なる計画に終わらないようにスピード感をもって取り組むべき事業であると要望をいたしました。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告は終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時51分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 皆様、こんにちは。ただいまから、令和4年9月2日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により、御報告を申

上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第58号関連、議案第59号、議案第61号、議案第62号、認定第1号関連、認定第2号、認定第4号、そして認定第5号の8件であります。

当委員会は9月5日より、委員会室403において執行部より説明を求めながら審議を行いました。また9月7日には、関係する3か所の現地調査を行いました。審議の結果については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第58号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、障がい者の自動車改造への助成について、具体的にどのような改造に対する助成をしているのかとの問いに、執行部より、今年度に助成を行った対象者は、右半身が不自由な方で、アクセルやブレーキを右足で操作することが困難であるため、左足で操作できるように改造されたものですとの答弁がありました。

委員より、時間外勤務について、詳細を教えてください。増額しているということは昨年から増えているということかとの問いに、執行部より、福祉の相談を受けてから解決までに時間を要するケースが増えている状況です。相談体制の強化を図っていますが、行政的な判断が必要な場合もあり、相談員と職員とで対応するケースもあります。日中に相談の対応をして、時間外に事務的な業務を行っています。また、障がい福祉に関する事務的な申請件数も人口の増加に伴い増えている状況です。引き続き職員一丸となって効率的で正確性のある事務を行っていきたいと考えています。デジタル化につきましても検討を行っているところですのでとの答弁がありました。

意見として、効率的に業務を行っていくために、職員の体制の見直しは早急に対応すべき。虐待事案など、相手の時間に合わせるべきところもあるが、24時間対応できるわけではないので工夫をすべきとありました。

次に、健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、給食費補助8%について、10月から更に物価があがり、保育園は更に厳しくなると思うが、それについてはどう考えているのかとの問いに、執行部より、今回の保育園給食費における物価上昇率8%は、学校給食センターと同様に、主な食材について前年度価格と比較して算出したものです。物価高騰について各園に聞いたところ、多少の影響は受けているとのことでしたが、この状況が継続していくと厳しいという意見や、直接経営に影響しているとまでは言えないという話もありました。今後は水道光熱費や給食費以外にも暖房費等の負担も増えると推測されるところです。全国的な傾向でもありますので、今後、物価高騰の動きはもちろん、国や県の支援策にも注視しながら町としても取り組んでいきたいと思っておりますとありました。

意見として、秋に更なる値上げがあると聞いているので、保育園側も心配していると思う。町も事前に打合せをしながら、一定水準以上の給食が提供できるよう十分な対策をとっていただきたいとありました。

次に、健康福祉部介護保険課関係では、委員より、介護事業補助金について、今回、対象施設の

看取り環境、家族と最期の時間を過ごすための部屋を整備するということだが、今まではどのような看取り状況だったかとの問いに、執行部より、今までも二つのベッドがありましたが、今回の整備により以前よりも御家族が落ち着いて一緒に過ごせる空間をつくり、自宅にいるような環境を整えるものですとの答弁がありました。

委員より、楽善ふれあいプラザのトイレ改修について、もう少し早く対応できなかったのかとの問いに、執行部より、施設の不具合をもっと早く把握し、早い段階での予算計上を行うべきであったと思いますとありました。

意見として、菊陽町では一つの部署で学校や町の施設を随時見て回ることで早めの修繕ができていると聞いている。大津町でも早めの対応ができるよう今後取り組んでほしいとありました。

次に、健康福祉部健康保険課関係では、委員より、骨髄移植ドナーへの補助について、申請や支払いはどのように行うのかとの問いに、執行部より、町ではドナーの骨髄提供者について把握することができないため、広報紙やホームページなどで周知し、該当となる人に申請をしていただきます。仕事をされていて特別休暇や有休を取得できる人は対象外となりますので、証明できる書類などを添えた上で申請していただきますとの答弁がありました。

委員より、子宮頸がん予防ワクチンの接種率及び補助事業の対象者はどのくらいいるのかとの問いに、執行部より、平成25年から積極的勧奨差し控え中であったため、個人通知も行っておらず、接種率は低い状況です。自費で接種した場合は、3回で約5万円負担することになりますので、自費で接種された場合は遡及して補助を行います。対象者は17歳から25歳の方で約1千500人となりますので、個人通知をして接種勧奨を行います。自費で接種した人なので、町は人数の把握はできていませんが、数名の人からお尋ねがあっている状況ですとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、日本語指導謝礼について、具体的にどのような事業かとの問いに、執行部より、外国にルーツを持ち日本語指導が必要な児童生徒に対し、「NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもと」による日本語指導を、1日2時間、週2日程度、別室にて行うものです。現在、対象の児童生徒は8人で、中国やアメリカ、インドネシアなどにルーツを持っています。

委員より、他の自治体ではどのような対応をしているのかとの問いに、執行部より、近隣の自治体でも多くがNPO法人に委託していますが、それ以外の取組として、菊陽町が小中学校1校ずつに県費職員の加配による日本語指導教室を設置しています。本町においても、日本語指導が必要な児童生徒が一定数いることから、県費職員の加配による日本語指導教室の設置を県に対して要望していきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、町内にも外国語が話せる人たちでボランティア活動をしているグループなどがある。TSMCの進出などにより外国人児童生徒が大幅に増えることも想定されることから、現体制だけで考えるのではなく、受入体制の強化に向けた取組を進めてほしいとありました。

委員より、美咲野小学校の機械警備用カメラはどこに設置するのかとの問いに、執行部より、屋

外トイレ及びプール周辺において、死角を作らないようにするため設置を行いますとの答弁がありました。

委員より、大津北中学校の避難はしごについて、使用しているところをあまり見たことがないが、修理を行うのかとの問いに、執行部より、普段使用しない避難はしごが変形していることが、点検時に判明したため、非常時に安全に使用できるよう修繕を行いますとの答弁がありました。

委員より、大津小学校の雨漏りについて、図書室の被害はどうだったかとの問いに、執行部より、部分的に本棚にあった書籍が濡れてしまいましたが、現在は本棚から移動させて利用していますとの答弁がありました。

委員より、どの学校も校舎が古いので、事故がないように教室天井等の安全点検などを行ってほしいかとの問いに、執行部より、現在、学校教育課では、各学校の担当者を決め、学校と一緒に年に2回定期的に点検を行い、修繕が必要な箇所を把握し、対応を行っていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、食材の値上がりが今後も見込まれるが、今後の給食費についてどう考えているのかとの問いに、執行部より、6月の補正予算で、物価高騰に伴う学校給食運営の安定化のために臨時交付金を財源とした補助金を計上しましたので、こうした財源を活用して運営していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、本年度については臨時交付金という財源があるから補助金として使うことができるが、こうした財源がなかったらどうするのかとの問いに、執行部より、新型コロナの影響もあって厳しい経済情勢が続いていますので、食材の値上がりに伴い、給食費を改定して保護者負担を増やすことは難しい状況と思われます。一方で、財源の確保については国・県への要望や町への要望も含めて今後検討していく必要があるものと考えていますとの答弁がありました。

意見として、給食費の値上げをするかしないかに関わらず、給食費の現状について臨時交付金による補助金のことも含めて情報の発信を行っていくべきとありました。

委員より、菊阿体育館と山村広場の照明交換はLEDにするのかとの問いに、執行部より、菊阿体育館はLEDに交換しますが、山村広場の照明交換については、今回はLEDではなくナトリウムランプの交換となりますとの答弁がありました。

委員より、現在使用しているランプは今後製造されなくなると思うが、そうなった場合、指定管理者がLED化などの改修工事を行うのかとの問いに、執行部より、ナイター照明施設をLED化する改修工事は、町が計画的に行う予定ですとの答弁がありました。

委員より、総合体育館のバスケットボールのゴール点検は行っていなかったのかとの問いに、執行部より、専門業者による定期点検は行っていませんでしたが、職員による動作確認や、高さの確認、配線の確認など、目視による点検を行っていますとの答弁がありました。

次に、教育部生涯学習課図書館関係では、特に質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第58号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、「コクホライン・調交システム改修委託」について、金額的に新しく機器を買い換えるものではないと思われるが、毎年、国などの補助金に変更になるため、国の新たな制度に対応するためのシステムになっているのかとの問いに、執行部より、「コクホライン・調交システム」は、現在町で保有している補助金申請のシステムとなりますが、国の制度改正の際には、毎回新たな制度に対応するようシステム改修を行っており、機器を新たに購入するものではありません。システム改修の経費については、毎回特別交付金として全額交付されていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第59号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、介護給付費準備基金積立金の適正な金額はどれくらいかとの問いに、執行部より、基金積立金の適正な金額の定めはありませんが、県のヒアリングを受けた際に、給付費の支出額の1割程度が目安であると伺っています。今回の積立て後の基金残高が約3億5千万円となり給付費支出額の約15%に相当しますが、菊池圏域の他の市の町の残高も同額程度です。令和5年度に介護保険事業計画を策定する際、次期保険料の上昇幅の抑制などを目的に、この基金を活用したいと考えています。

意見として、積立金の適正な額を下回らない程度に適切な運用に努めてほしいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第61号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第62号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、民生委員児童委員活動補助金について、研修費も含まれているが、コロナ禍で実施できていない。学びたい気持ちもあると思うが今後どのように実施していくのかとの問いに、執行部より、毎月の定例会などでの研修は実施されていますが、県外への研修は中止されています。今年は委員の一斉改選もあります。知識向上等の意欲も非常に高くお持ちのため、町として引き続き最大限の支援をさせていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、主要な施策の成果70ページの多機関の協働による包括的支援体制構築事業について、

残された課題として「相談支援包括化推進員が直接支援に入る案件を減らすよう、各支援機関の役割を明確にする必要がある」とあるが、連携できていないということかとの問いに、執行部より、ふくしの相談窓口におきまして、相談支援包括化推進員が各種の相談を受け、支援機関へのつなぎを行います。制度のはざまなどで具体的な支援につながらない人へは定期的な連絡や訪問を行い伴走的な支援を行っています。このように直接支援に入る件数が増えますと相談対応に支障が出てくる場合もあることから支援機関の役割を明確にすると記載しました。

委員より、相談窓口における委託事業者との連携について、福祉課はどのように評価しているのかとの問いに、執行部より、令和元年度から包括的な相談支援体制ということで事業を実施していますが、定期的な会議を開催するなど試行錯誤しながら連携体制を構築してきました。また、町民への相談窓口の周知や庁内職員の相談員についての理解も深めてきました。委託事業者につきましても、実務経験も豊富で職員では持ち合わせていないノウハウや専門的知識を持っておられ、職員への報告や相談、円滑な連携ができており、委託の成果が上がっていると考えております。引き続き業務委託を継続し、連携した支援に努めて参りますとの答弁がありました。

委員より、ひとり親家庭等医療費助成事業について、以前から病院で医療費を支払い、役場への申請をしなければ払戻しにならないという負担が課題となっていたが何か進展はあるのかとの問いに、執行部より、医療費の現物給付につきましては、医療機関等との調整もあるため県へ要望しておりますが、実施には至っておりません。現在は庁内で実施可能なデジタル化やオンライン化の検討を進めておりますとの答弁がありました。

委員より、社会福祉総務費の委託料、負担金、補助金及び交付金、障害者福祉費の扶助費について、不用額が多額にあるがどのような理由かとの問いに、執行部より、社会福祉総務費の委託料の不用額は、社会福祉協議会へ委託しております地域づくり推進事業の人件費などが実績による精算で減額となったことによる不用額です。負担金、補助金及び交付金は、民生委員、児童委員補助金の不用額で、視察研修を行う予定で補助金を交付決定しておりましたが、研修を中止したことにより不用となりました。障害者福祉費の扶助費は、障害福祉サービス費、障害児支援費事業の不用額で、利用者や利用量の増加を見込み、不足がないように予算を計上しましたが、結果的に約4千250万円の不用額となりましたとの答弁がありました。

委員より、障害児通所支援事業について、ここ数年で町内に療育事業所が増えているが、需要が高いからかとの問いに、執行部より、放課後等デイサービスと児童発達支援の事業所ですが、子供の発達支援に対する早期発見、早期対応が重要だと言われています。3年ごとに障がい児福祉計画を作成しており、利用者アンケートなどから町内の利用者数や適正量を試算し、新規事業所の枠を設定し、その範囲内で許可している状況です。令和3年度は2事業所、本年度は1事業所が開設されましたとの答弁がありました。

意見として、活動状況をSNS等で発信されている事業所もあり、支援したいという気持ちになる。見えるような形で情報発信を行ってほしいとの意見がありました。

委員より、更生保護女性会は高齢化が進んでいると聞くが、新規会員の募集などされているのか

との問いに、執行部より、会員の中には次の世代の人もいらっしゃいます。会員が声掛けしながら新規会員を募集し、活動されている状況ですとの答弁がありました。

委員より、広域連合障害者総合支援事業負担金について、負担金が約200万円だが広域で実施する必要があるのかとの問いに、執行部より、障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分の認定は、専門家による認定審査会を菊池広域連合で行っています。専門家の数にも限りがありますので、広域で実施する方が効率的であると考えていますとの答弁がありました。

意見として、地域移動販売事業について、高齢者の利用が多く、必要な品物を持ってきていただける。評判も良いようなので、利用を促進し、事業を継続していただきたい。また、ホームページやLINE等のSNSを活用し、積極的に情報発信を行っていただきたいとありました。

委員より、地域の防災計画づくりについて、荒尾市が力を入れていると報道があった。業務を委託し、各地区に入って計画作成に取り組んでいるようだが、業務を委託し、専門的にコーディネートするなど検討していないのかとの問いに、執行部より、地域防災計画の作成は社会福祉協議会と協力し推進しているところです。本年度は桜丘区や新区などで会議を開催されておりますが、他の地域ではなかなか進んでいない状況です。今後、地域福祉推進員の研修や地域福祉推進懇談会が開催されますので、地域の皆様の理解を深めて参ります。また、荒尾市からも情報収集を行い、今後の方針も検討しますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、一時預かり事業の残された課題に産休等による職員不足により保育士の配置ができなかったとあるが、その時必要とされていた人は利用できないまま終わったのかとの問いに、執行部より子育て支援課に連絡があった人については、他の園の利用をお願いしたり大津保育園で預かるなどしています。保護者の中には、子供が慣れている園が良いと言われる人もおられますので、別の保育所で一時預かりを利用された人、結果的に利用に結び付かなかった人もおられると思いますとの答弁がありました。

委員より、児童虐待件数は年々増えているのか。対応はできているのかとの問いに、執行部より、急激に増えているという状況ではありませんが、関係機関とも連携して対応しているところすとの答弁がありました。

委員より、全体の件数よりも中身の問題が大事だと思う。暴力を振るわれて子供がけがをするケースもあるのかとの問いに、執行部より、あざなどはあります。保育園や学校等には注意深く見ていただいております、気づいた場合はすぐに町に連絡をしていただいておりますとの答弁がありました。

委員より、そういう場合は、保護者に注意したりするのかとの問いに、執行部より、頭部へのけがが等であれば虐待の程度としては最重度のため、すぐに児童相談所に連絡し保護者への指導があります。内容によっては一時保護もありますとの答弁がありました。

委員より、大津小学校校区学童保育施設は外階段になっているが、その理由は何かとの問いに、執行部より、内階段にした場合は避難設備を付ける必要があり、定期的に点検費用もかかるため外階段にしましたとの答弁がありました。

意見として、今後、学童保育施設が不足する可能性があり、敷地がないなどの問題も出てくると思うので、事前に準備をしていってほしいとありました。

委員より、放課後児童健全育成事業補助金は、どういう事業に対して補助しているのかとの問いに、執行部より、主に学童保育施設の運営費です。国の基準に基づき、児童数による基本額と障がい児受入れ等による加算を合わせて補助していますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、遊具点検業務は、専門の業者が実施しているのかとの問いに、執行部より、専門業者が年1回点検しています。そこで不具合が出た場合に修繕をしますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部子育て支援課大津幼稚園陣内幼稚園関係では、委員より、以前、陣内幼稚園を見学した際に園内のクスノキが茂っていた。木も古く空洞になっているかもしれないので、予算を取り伐採をしたらどうか。木の状態を見ても切る時期に来ているのではないだろうかとの問いに、執行部より、昨年、大津南小学校が伐採をした際に枝を大部分落としていますとの答弁がありました。

意見として、木の中が空洞であるかどうかのチェックをしてほしいとありました。

次に、健康福祉部介護保険課関係では、委員より、空調設備の改修工事を行った楽善ふれあいプラザは町の避難所かとの問いに、執行部より、楽善ふれあいプラザ自体は町の指定避難所になっていませんが、隣接の若草児童学園が「福祉避難所」に指定されていますとの答弁がありました。

委員より、老人クラブ補助事業について、老人クラブ加入者の減少などの課題に対して、町は会員数を増やす努力をしたかとの問いに、執行部より、町としては、老人クラブのPRの支援をしたり、老人クラブの理事会に参加し、現状の確認や課題等のヒアリングを行ったりしながら、新規加入者獲得のための活動支援を行っています。昨年度、新規会員数が増えた老人クラブがありましたので、どのような取組で新規会員を獲得できたか聴き取りを行い、理事会等で情報提供していきたいと思えますとの答弁がありました。

意見として、老人クラブの役員は理事会など会合も多く、「仕事で会合に参加できない」といった理由で脱退した人もいと聞く。老人クラブ連合会の会合の回数を年に数回程度に減らすなど、老人クラブに加入しやすい運営方法を提案していくべきであるとありました。

次に、委員より、高齢者外出支援サービス事業の課題の中に「免許返納高齢者への移手段の確保」とあるが、自治体によっては、免許返納した人にタクシー券を配布するなどの取組が既になされている。町として、免許返納された人にタクシー券の補助などの支援を検討しているのかとの問いに、執行部より、免許返納される人の中には、公共交通機関を利用できる人など、高齢者外出支援サービスの対象外となる人がいますが、そのような人には、乗合タクシーなどの公共交通機関の御案内や、民間バス会社の割引制度などの情報提供を、本人に寄り添って対応しているところです。議員御指摘の免許返納者への一時的な支援について確認したところ、近隣自治体で実施している例がありますので、支援の在り方については今後検討していく必要があると考えていますとの答弁がありました。

意見として、近くに子供などが住んでいて支援してくれるところはよいが、頼れる人が全然いない人は自分の年金を使ってタクシーを利用されている。例えば、今回地域応援商品券を配られたように、タクシー券を配ることなど検討してほしいとありました。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、小児の接種は進んでいないような感覚だが、接種率はどれくらいかとの問いに、執行部より、5歳から11歳までの小児で2回接種が終了している人は2割も届いておらず、近隣の自治体も同じような状況です。保護者に話を伺うと、ワクチンに対しての不安感があるようですとの答弁がありました。

委員より、接種を始めた当初は高齢者の予約が殺到して混乱したが、現在の予約の状況はどうかとの問いに、執行部より、60歳以上の4回目接種については1週間分を毎週水曜日の朝9時からインターネットとコールセンターで予約受付しています。予約開始時は電話が込み合いますが、時間がたてば問題なく予約が取れる状況です。対象者も3回目接種から5か月を経過する人が対象となり、医療機関やワクチンのこだわりがなければ問題なく予約はとれている状況ですとの答弁がありました。

委員より、「こども医療費助成事業」において、昨年10月から拡充した高校生世代（16歳から18歳）の助成額の実績はどの問いに、執行部より、昨年10月から「こども医療費」の助成対象年齢を18歳までに拡充したことで、対象者は約1千100人増加しており、助成額は、4か月間の助成期間で約600万円の実績となりました。年間見込額を2千万円弱と見込んでおりましたので、ほぼ見込みどおりと考えていますとの答弁がありました。

意見として、「こども医療費」の過剰受診を抑制する取組についても引き続きよろしくお願ひしたいとありました。

委員より、「ふるさと総合健診」は自営業の人などが対象となるが、なかには仕事を休めない人もいると思われる。実施時間帯はどのようになっているのか。また、早朝健診の要望はないのかとの問いに、執行部より、「ふるさと総合健診」の対象者は、国民健康保険と後期高齢者医療保険の人で、健診の時間帯は朝7時から実施しており、他の市町においても同様の時間で実施しているようです。今年度は受診者に対し、アンケートをとっており、御意見や要望を確認していきたいと思います。また、現在集団健診のみを実施しており、日時を指定し案内していますが、県で医療機関での個別健診を進めていく計画があるため、今後、選択肢が増えて受診率向上につながるものと考えていますとの答弁がありました。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、大津北中学校の増築について、空いている敷地に増築を繰り返し、迷路のような校舎造りになっている。学校建設の際は、子供たちが使いやすい校舎造りを心掛けるべきではないかとの問いに、執行部より、大津中学校からの分離新設の際は、増築スペースを想定した配置計画があり、1回目の増築時には、その部分を活用して建設しました。今回の増築の際は、現在の配置に決定するまでに、専門家に意見を伺い、数箇所の候補を選定した中から、関係者で協議を重ね決定した場所になります。今後も、児童生徒が増える可能性がありますので、増築の際は、慎重に検討を行い、児童生徒が使いやすい校舎づくりに努めます

との答弁がありました。

委員より、主要な施策の成果168ページ下段の教育相談事業について、新型コロナウイルス感染症の影響による不登校児童生徒の増加が懸念されるとなっているが、前年度よりも大きく増えているので懸念されている状況ではなく、実質、増えている状況についての対策を行うべきではないか。また、解決した課題に書かれている公用車の導入についても、前々任の方から始まっている事業であり、次の手当を考えるべきではないかとの問いに、執行部より、不登校児童生徒は増加傾向にあり、新型コロナ感染症による影響も少なからずあると考えています。対応策として、トライグループと連携した学習保障があり、実際に昨年度もこれをきっかけに学校復帰した生徒もいます。また、家庭で過ごしている子供たちが、支援センターに来るきっかけとなっている取組が公用車の活用です。公用車導入は前々任者、家庭訪問やアウトリーチの実施を前任者、送迎のための人員増を昨年度と、随時改善しながら事業を行っており、現在13名中8名が公用車の利用をしているところです。次のステップは、不登校児童生徒の状況をしっかりと見定めて、今、その子に最も必要な支援は何かを検討するというように、ある程度焦点化していく支援を行いたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、消防設備点検やエレベーター設備点検の委託は、メーカーが行っているのか。また、今後委託料が上がる可能性はあるのかとの問いに、執行部より、エレベーターなどは構造の面から、メーカーによる点検を行っています。また、委託料が上がるという話はまだありませんが、資材や人件費の高騰が続く中、今後、委託料が上がるのが想定されます。情報を収集しながら状況を注視していきますとの答弁がありました。

委員より、点検業者とのやり取りはどこがしているのか。また、エレベーターの点検は同じメーカー1社に発注しているのかとの問いに、執行部より、各学校については学校教育課で行っています。また、発注は入札を実施し、落札者と契約していますとの答弁がありました。

委員より、長期に休んでいたり欠席が多い教職員はいるのか。また、長期に休んでいる場合には補充などはあるのかとの問いに、執行部より、本年度に入り病気の治療や精神面が要因で、しばらく休んでいた教職員はいましたが、いずれもリハビリなどを経て既に復帰しています。復帰後は不安定な時期でもありますので、管理職や同僚が支援を続けているところです。また、教職員の補充については病気休暇ではありませんが、退職まで至った場合には、県に対し補充の申請をすることになります。なお、補充がない間は、当該校の中で調整し分担して学校運営を行うこととなりますとの答弁がありました。

意見として、教職員のなり手が少ないと言われているので、十分に人員が確保できるよう働きかけをお願いしたいとありました。

次に委員より、奨学資金について、不用額が発生しているが希望した生徒は全員対象となったのか。また、現在の貸付けだけではなく給付型は考えないのかとの問いに、執行部より、昨年度は4名に対して奨学資金の貸付けを行っており、うち希望した1名が新規での申込みとなっています。また、給付型の奨学資金については、他の団体が行っている給付型の制度もありますので、

町が実施すべきものかどうか調査研究していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、昨年度の就学援助制度の実績はどうだったのかとの問いに、執行部より、就学援助制度を利用している世帯は年々増加傾向にあります。昨年度からの新たな取組として、対象者を抽出し、直接申請を案内するプッシュ型の通知を行っています。昨年度実績は、対象者の約3割の世帯が申請をされていますとの答弁がありました。

委員より、対象者の7割が申請していないことに対し、理由を把握しているのかとの問いに、執行部より、明確な理由については分かりませんが、住民税非課税世帯の中には、児童生徒の保護者が、祖父母などの専従者といった形態なども考えられ、就学援助制度の申請に至っていないことなどが要因として考えられますとの答弁がありました。

意見として、いろいろなケースがあると思うが、本当に困っている世帯に支援が行き届くよう周知や勧奨をお願いしたいとありました。

次に、委員より、学校長などが自主的に負担している費用などはあるのか。また、自主的に負担しているもので、公共性の高いものに関しては予算計上すべきではないのかとの問いに、執行部より、来校者に出す接客用の菓子代等を負担することはあると聞いていますが、食糧費については線引きが難しく公費として支出していない状況です。また、様々な公益性の高い団体などに校長会として代表が参加しているケースもあるため、公費負担については精査していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、各学校の屋内体育施設の照明がLEDになっているため、今後は光熱水費にプラスの影響が出てくるのではないかと期待する。効果の検証をお願いしたいとの問いに、執行部より、屋内体育施設の照明がLEDになったことで電気代が減少すると見込んでいますが、感染症対策として換気をしながら空調設備を稼働するなどしているため、数値による検証は難しい部分があります。引き続き、学校に対し、適切な使用を呼び掛けていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、主要な施策の成果172ページの給食センター管理運営事業について、指標の残菜量が目標値と乖離しているがどうなのかとの問いに、執行部より、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖が主な原因の一つと思われます。学級閉鎖は前日の夕方以降に連絡を受けますが、食材の変更は間に合いませんので通常どおり給食を作って、他のクラスの配分量で調整するなど対応しています。そのため、クラスによって配分量そのものが増えることとなりますので、残菜の増加に影響しているものと考えられますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、矢護川コミュニティセンター改修工事で設置された多目的トイレは、車椅子での利用者に対し、入り口やスペースは配慮されているのかとの問いに、執行部より、車椅子での使用に支障がないよう、スペースを確保した作りになっていますとの答弁がありました。

委員より、菊陽町では、九州大会でも沖縄で開催される場合には、激励金の交付がある。近隣と

歩調を合わせていくべきだと思うが、どう考えているのかとの問いに、執行部より、大津町としては、あくまでも全国大会を激励金の交付対象としています。現在、大津町全国大会等出場報償金交付要綱の見直しを行っておりますので、今後、九州大会についても近隣市町村の状況も調査研究し検討しますとの答弁がありました。

委員より、学童スポーツクラブの予算が増額になっているが、状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、全ての小学校に学童スポーツクラブがあり、延べ174名の子供たちが活動をしています。増額の理由として、支援が必要な子供たちには、スタッフの数を増やして対応をしていますので、それに伴い委託料も増額をしていますとの答弁がありました。

委員より、主要な施策の成果180ページの公民館運営事業で、残された課題に、新規講師の発掘、新規講座の開設と参加者の固定化とあるが、今後どういった講座を考えているのかとの問いに、執行部より、生涯学習情報誌等で講師の募集を行い、ここ2年で約30人の新規講師を発掘し、新規講座もそれに近い数を開講できました。今後考えている講座は、趣味の講座だけではなく、本当に必要な講座として、健康に関する講座など、住民のためになる講座を各課協力のうえ開講していきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、生涯学習情報誌は多くの人が見ていると思うが、LINEやホームページなどを利用して、もっとタイムリーな情報発信をお願いしたいとありました。

委員より、生涯学習センターの改修について、計画等はどうなっているのか。また、以前に比べ利用者が減っていると感じるがどうかとの問いに、執行部より、町の個別施設計画には2か年での改修をあげています。現在、国が行っている施設改修に対する支援員派遣事業で、アドバイスを頂いている状況です。利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度が一番減少し、令和3年度は少し回復してきている状況ですが、以前に比べると半数程度となっていますとの答弁がありました。

意見として、生涯学習センターは駐車場も広く、利便性が高いので、施設を改修して、多くの人が集まれるようリニューアルを検討してほしいとありました。

次に、教育部生涯学習課図書館関係では、委員より、学校での電子図書館の利用はどうかとの問いに、執行部より、電子図書館については、学校司書の協力を得て、学校で利用指導に取り組んでいただき、朝の読書や空いた時間にタブレットで利用している学校もあります。今後は、他の学校にも広められるように考えていますとの答弁がありました。

委員より、展示コーナーでは、いろんな作品などの展示が催されているが、使用料や受付の流れ、利用方法の周知はどうなっているのかとの問いに、執行部より、展示コーナーの利用は無料で、2週間以内の展示ということで受付をしています。毎年展示される団体もありますし、新規で申込みをされる場合もあります。利用方法については周知したいと思いますとの答弁がありました。

委員より、宇城市の図書館は新たに指定管理者の運営になり、専用のLINEでいろいろな情報を発信している。そのような事例を参考にSNSなどを利用して情報発信してはどうかとの問いに、執行部より、情報発信は大事なことなので力を入れていきたいと思っておりますとの答弁がありま

した。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、「特定健診」や「人間ドック委託料」の不用額が579万円ほどあるが、適正な不用額なのか。コロナ禍の影響で予算額を見込めなかったのかとの問いに、執行部より、「特定健診委託料」等については、受診率を45%程度で見込んで予算を計上しています。令和3年度については、令和2年度よりも5%ほど受診率が向上しており、不用額は減少しているものの、コロナ禍以前の状況までに改善できていない状況です。不用額が大きくなったのは周知不足も影響していると考えていますので、今後については、受診状況を精査しながら、予算編成を行ってまいりますとの答弁がありました。

委員より、鍼灸券について、実績額が少ないが、有効活用されていないということか。また、鍼灸券の交付方法を、町指定の鍼灸院での配布等、個人が容易に使用できる方法に検討できないかとの問いに、執行部より、実績額が少ないのは、周知不足も要因のひとつであると考えていますので、広報などでしっかり周知を行ってまいります。また、広く意見を取り入れて、オンライン申請の導入等、有効な配布方法や周知方法を検討していきますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和3年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、コロナ禍になり仕事が増えて大変と聞いている。町全体のケアマネジャーを増やすことなどはできないのかとの問いに、執行部より、ケアマネジャー1人当たりの担当件数は、サービス利用者約40件で、現在サービスを利用していない人も含めると、それ以上受け持つこととなります。ケアマネジャーの確保については、各居宅支援事業所で対応されている状況ですとの答弁がありました。

次に、委員より、主要な施策の成果99ページの高齢者ホームサポート事業について、残された課題に挙げている「人員不足」についての説明をお願いしたいとの問いに、執行部より、ホームサポートの登録者は現在6名で、サービス単価が低い状況です。現行相当サービスも、ホームサポートのサービス内容とほぼ同じですが単価が高いので、事業としては現行相当の方の人材確保に力を入れたいという思いがあり、ホームサポート事業の登録者が少ない状況です。人材確保の面から、地域活動組織育成事業において、元気あっぷサポーター等の育成の支援を実施していますとの答弁がありました。

意見として、例えば夜間など参加しやすい時間帯や、男性が参加しやすい内容を検討してもらいたいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、社会保険で扶養となっていた人が、後期高齢者医療制度に移行すると新たに保険料の負担が発生する。保険料の軽減措置はあると思うが制度として仕方がないのかとの問いに、執行部より、社会保険で扶養となっていた人が後期高齢者医療制度に移行すると、対象者については2年間の保険料について、2分の1の軽減措置があります。また、後期高齢者医療制度加入者の7割は、それぞれ前年度の所得に応じて、2割・5割・7割の保険料の軽減措置があります。所得が多い人については、令和4年度は保険料の限度額が年額66万円となり、窓口での個人負担は3割負担となりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、その他の所管事項として、教育部生涯学習課より体育施設指定管理進捗状況について及び歴史文化関係進捗状況について説明を受けました。資料につきましてはモアノートに掲載されています。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時49分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和4年9月2日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第56号、57号、58号関連、認定第1号関連の4件であります。

当委員会は、審議に先立って9月5日に関係する4か所及び太陽光メガソーラー発電所3か所の現地調査を行い、その後委員会室401において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第56号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、非常勤職員の引き続いて採用されないことが明らかでないという書き方は、引き続き任用される予定であれば育児休業を取得できるということで良いと思われるが、逆に育児休業を

取得できない場合はどのような場合が考えられるのか。また、職員やその配偶者の妊娠に関して各課を越えて人事としての把握の方法はあるのかとの質疑に、執行部より、短期で任用します会計年度任用職員の方々は、取得はできないものとなります。国のほうで原則3年間は、雇用を継続することになっていきますので、1年6か月先、特別の事情がなく、採用される方については育児休業を取得していただいている状況です。職員やその配偶者の妊娠に関する人事としての把握ですが、育児休業の取得申請につきましては、改正後2週間以内に届け出ていただくこととなります。現行では1か月前までに申請していただくことになっており、申請によって把握している状況ですとの答弁でした。

育児休業について意見として、職員の仕事量との兼ね合いというものはどうしても出てくると思うが、その仕事量を気にせずに自動的に取得できるというのが理想だと思う。仕事上のバックアップができるようにするためには、やはり人的な余裕が必要だと思われる。定数管理の中で、少しでも余裕の持てる関係を作っていただきたい。

また議長より、今後、課単位での人員配置等を調整することは非常に難しいと思われるため、役場全体でうまく回すことができる包括的な人事管理が必要になってくるのではないかと。育児休業を取りやすい環境を人事管理上のシステムで検討していただきたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第56号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、支給対象は、勤務地ベースかあるいは居住地ベースかとの質疑に、執行部より、規定で在勤する職員に支給するとあり、勤務地ベースとなりますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、総務部総務課関係では、委員より、共済費について、会計年度任用職員等の方々が協会けんぽから市町村共済組合へ移るということであるが、全国的にその取扱いとなるのかとの質疑に、執行部より、今回、会計年度職員等の方々を全国一律で市町村共済組合に移すこととなります。理由としては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行されたことによるものとなります。民間においても被保険者の総数が100人を超える事業所につきましては、短時間の労働者の方も自社の保険に加入させることとされています。それにあわせて、会計年度任用職員等の方々も、10月1日から共済組合の保険に移ることになっていきますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、新たな公共交通は、巡回バスで実施するのかとの質疑に、執行部より、今後作成いたします実施計画の中で、本町の特性や町民のニーズを踏まえ、運航方式を検討させていただき、各種手続を経て、令和5年10月の実証運行開始に向けて取り組みま

すとの答弁でした。

委員より、新たな公共交通は、どのような運行スタイルが良いと考えているのかとの質疑に、執行部より、オンデマンドや巡回といった運行方式の検討とともに、運行エリアやルートの検討を同時に進め、併せて事業採算との釣合いも考慮しながら検討を行っていきます。

なお、地域公共交通会議の意見としては、まずは小さな規模でスタートし、見直しを適宜行った方が良いとの意見をいただいていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、老人ホーム跡地の貸付けについて、今回の貸付けが終了したらまた更地に戻ると思うが、その後の活用についての方針等は決まっているのかとの質疑に、執行部より、今のところ、活用の方針等は決まっていますが、普通財産の活用方針について、今年度も検討を進めていくこととしています。

意見として、あの場所は、あれだけの土地は貴重なので、災害等の場合の利用も想定し活用を検討してほしいとの意見がありました。

次に議長より、公共施設整備基金に3億7千300円積み立てである。公共施設となると幅広く、基金としては運用しやすい面はあるが、今後の活用について、見えにくくなっている。今回、補正に計上した分の必要性は何かとの質疑に、執行部より、公共施設整備基金の今後の活用については、通常の公共施設はもちろんですが、今後予定されている学校施設の長寿命化、大規模改修等に活用する予定ですとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、平川の河川横にカメラを付ける予定があるが、河川の横に大津北小学校があり非難ができない状況にもなる可能性がある。避難判断をするのに、気象庁の「キキクル」を見ながら判断もできるのではないのかとの質疑に、執行部より、「キキクル」も判断の材料としますが、町の計画では大津北小学校前の水位で避難判断を行うこととしていますので、河川カメラで現在の状況を確認して判断できるようにするものですとの答弁でした。

委員より、ハザードマップ作成について、平川や矢護川流域にも設定する意図は何かとの質疑に、執行部より、現在、国や県が管理する箇所のみ洪水浸水想定区域が設定してありますが、町の管理区域では設定がありませんので、町の管理区域にも洪水浸水想定区域を設定し、住民に対し、住んでいる地域の状況を確認してもらうために作成するものですとの答弁でした。

次に住民生活部住民課関係で、こちらは特にありませんでした。

討論はなく、採決の結果、議案第58号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

最初に議会事務局関係で、委員より、今回試験的にオンライン委員会を開催しているが、オンライン委員会ができる環境はどれぐらいの時間があれば準備できるのかとの質疑に、執行部より、オンライン委員会開催に必要なパソコンやZOOMのアカウント等は情報計画係のものを利用していますので、5分から10分あれば環境の準備はできますとの答弁でした。

意見として、主要な施策の成果の残された課題に、オンライン委員会開催の体制整備と記載されている。例えば突発的なことが起きた時にどれぐらいの時間でオンライン委員会を開催できるかは、委員会審議の中で委員長が一番気になるところだと思う。今回の試験内容結果を事務局の方でしっかり精査をしてもらいたいと意見がありました。

会計課関係で、委員より、役場内派出年間手数料の計算基礎は、取扱件数なのか、それとも時間単価での計算となるのかとの質疑に、執行部より、令和元年度に指定金融機関と締結している協定書に基づくもので、人件費が主なものとなっております。件数や時間単価についての積算は、協定書には記載されていないとの答弁でした。

次に総務部総務課関係で、委員よりコミュニティー傷害保険を利用した実績の内訳と、その中で重大な事故はなかったかどうかの質疑に、執行部より、コミュニティー傷害保険金の支払実績として、「刈払機による窓ガラスを破損」また「墓地清掃中に蜂に刺された」などの5件の支払いがあります。このうち、「区役中にはしごから落下し、腰と両足を骨折した」、「交通安全運動中に飲酒運転の大型トラックに追突された」の2件が大きな事故となっております。

委員より、コミュニティー傷害保険の補償内容はどの質疑に、執行部より、医療と損害になります。

また委員より、医療や損害の補償だけでなく、休業補償などの救済がないと区役などで安心して活動することができないのではないかと質疑に、執行部より、現在の契約では休業補償等がありませんので、補償内容については検討しますとの答弁でした。

また意見として、後遺症等の障害が残ることもあり得るので、この点も含めて補償内容の見直しを検討してほしいとありました。

次に委員より、ハラスメント関係の例規は整備しているかとの質疑に、執行部より、大津町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を整備しています。

委員より、ハラスメントの事例は発生しているかとの質疑に、執行部より、昨年度ハラスメント相談窓口相談が1件あっており、内容は数年前に発生した事象になりますとの答弁でした。

次に、委員より、参議院選挙の時に、庁舎駐車場のバーを上げた状態で警備員まで配置していたが、あそこまで必要だったのかとの質疑に、執行部より、御高齢の方への誘導や来庁者が多い時に道路上に車が並ぶことがないように円滑に駐車場に誘導するために警備員を配置したところです。結果的に交通事故等もありませんでしたので、警備員の配置は必要だったと感じていますとの答弁でした。

委員より、決算審査で首長の損害賠償の見直しについての御意見があったが、例えば、台風や大雨で被害が予想されるために避難所を開設した時に、激甚指定を受ければ補助等はあるが、空振りに終わった時に責任賠償を求められることを考えると柔軟な対応ができなく、首長が柔軟な対応ができるようにするためにも、町村会等の賠償責任保険の加入が必要ではないかとの質疑に、執行部より、災害に対する保険には熊本地震以降加入しており、高齢者等避難や避難指示を発令すれば、保険の適用になります。監査での御意見は賠償責任保険も含めてかと思いますが、首長

の責任はどこかで限度を定めないと無限に発生しますので、その点を指摘されたものかと思いませんとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、地域公共交通計画の策定について協議を行う公共交通会議は、何に基づき協議を行っているのかとの質疑に、執行部より、地域公共交通会議は「道路運送法施行規則」の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスなどの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置された協議会で、学識経験者、各種団体の代表者、交通事業者、役場の部長などから構成されています。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定により、この地域公共交通会議において、地域公共交通計画の作成に関する協議や交通計画の実施に係る連絡調整を行うこととされています。2つの法律を基に一体的に運用していますとの答弁でした。

次に、委員より、空港ライナー利用者には、目的外利用の方も一定数いるようだが、その点について、どう考えているのか。また、空港ライナーの定着までは、もう一歩だが、周知の方法も含め、今後どのような戦略を取っていくのかとの質疑に、執行部より、目的外利用については、県も問題視しており、チラシを作成し周知を進めているところです。来年3月オープンする新たなターミナルビルは、地域に開かれた空港を目標に掲げられていますので、航空便利用に限定しない方法も今後検討が必要と感じています。また、肥後大津駅をくまモンランド化し集客スポットとして活用し、併せて、空港ライナーのくまモンラッピング化など、注目を浴びるような取組を行い、町のPRも含めて進めていきますとの答弁でした。

次に委員より、ふるさと寄附金は、前年度と比較しどのような状況かの質疑に、執行部より、令和2年度の約6億円から令和3年度は約4億円に減少しています。令和2年度は、農水省の補助金を活用し、返礼品の内容量を増やした取組が行えたため増加しました。今後も、新たな商品開発を進めるなど、積極的に取り組んでいきますとの答弁でした。

議長より、台湾の企業進出に伴い、今後、町内に住む外国人が増えると見込まれる。これまで姉妹都市（アメリカ・ブラジル）との交流を中心に進めてきた国際交流だが、教育関係や町内在住の外国人へのサポートも含め、町全体としてどう国際交流を整理し、今後の事業を展開していくのかとの質疑に、執行部より、TSMCの進出に伴い台湾との交流について検討しており、それ以外の多文化との共生も検討を始めています。町の考え方を十分整理できているとは言えませんが、できることから取り組んでいる段階ですとの答弁でした。

委員より、町内の外国人住民は何人かとの質疑に、執行部より、8月中旬の数字では535人で、ベトナムからが一番多く、238人ですとの答弁でした。

委員より、町内には英語がメインの言語ではない外国人も多いため、様々な言語での支援が必要だがなかなか難しい。今後、翻訳機やハード面の整備も視野に入れながら進める予定はあるかとの質疑に、執行部より、翻訳機などの必要性は感じていますので、備品などの購入も含め、今後研究を進めていきますとの答弁でした。

次に総務部財政課関係で、次は20ページですね。委員より、新庁舎になって、光熱水費は以前と比べてどうか。費用が抑えられているのか、無駄はないかなど、チェックというのはしているのかとの質疑に、執行部より、旧庁舎と比較して、面積は約2倍になっておりますが、電気の使用量は約1.4倍というのが実績です。また、水道の使用量につきましては、トイレの使用水に井戸水を使用していることもあり、使用量は5分の1程度に減少し、排水量も節水型の機器を入れていきますので2、3割程度減少しています。それから、節電の取組ですが、毎週木曜日をノー残業デーと定めて定時に自動で消灯するようにし、早めの退庁を促したり、不要な部分の照明は消すなど節電に取り組んでいますとの答弁でした。

委員より、新庁舎の駐車場は、有料になって困る、不便などの苦情は来っていないか。それから有料分はどれくらいかの質疑に、執行部より、有料化ということでゲートを設けましたが、利用者は役場利用の方が中心で、料金収入としては月に2万円程度が実績となります。また、有料になって困るといった苦情はありません。

委員より、他のところでは、他の自治体で庁舎が駅に近いことからパークアンドライドとしては駅利用者の駐車を受けているところもあった。駐車場が満車にならないなら、そのようなことも検討してはどうかとの質疑に、執行部より時間帯によって違いがありますが、多い時には約7割程度の利用があり、状況を見ていきたいと思えますとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、街灯防犯灯のLED化工事で2千300基のLED化を行うとしているが、LED化が困難な街灯はどの程度あるのかとの質疑に、執行部より、役場北側県道大津植木線や美咲野地区等に約250基程度特殊な街灯があります。特殊な街灯については、個別に検討し、LED化を行っていきますとの答弁でした。

委員より、横断歩道のカラー塗装に関し、カラー塗装にする基準等はあるのかとの質疑に、執行部より横断歩道の白い部分は規制になりますので、基本的に警察が行い、協議の上、県や町も行っていきます。カラー塗装に関しては、学校の交通安全プログラムなどからの意見をもとに、児童生徒が多いような箇所に設置をしていますとの答弁でした。

委員より、ほかの市町村で戸別受信機を有料で一部補助することを行っているところがある。有料での一部補助などを検討できないかの質疑に、執行部より、戸別受信機が必要という住民からの声もありますので、今後、補助や貸与についても検討していきます。また、戸別受信機は高価なものですので、その財源等も検討していきますとの答弁でした。

委員より、火災発生の音声聞こえにくい。火災発生の放送はどのような仕組みになっているのかとの質疑に、執行部より、役場からの防災行政無線は、役場にて聞こえやすいように音声の調整を行っていますが、火災放送は、消防本部からのデータにより町の防災行政無線を使って放送されており、調整等は消防本部で行うことになっています。火災放送が聞こえにくいという住民の声もいただいていますので、今後も、消防本部に対して調整を依頼していきますとの答弁でした。

意見として、消防本部は2市2町により構成されているので、広域連合により火災放送を聞こえ

やすくする対応を求めても良いと思われるとの意見がございました。

次に、総務部人権推進課関係で、男女共同参画推進プランにおいて役場職員における管理職の女性比率について、目標設定はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、女性の管理職登用率については、推進プランにおいて20%を目標にしており、総務課が策定している特定事業主行動計画においても、同じく20%を設定しています。令和4年3月末時点での管理職への女性登用率は、39名中7名で17.9%となっています。また、係長級については、28名中13名で46.4%となっており、今後、管理職への登用率も上昇していくものと思われますとの答弁でした。

委員より、人権教育交流支援事業の成果として、学習会参加人員が1千5名となっているが、これは、小中学生と一般の人とどちらが多いのかとの質疑に、執行部より、人権教育交流支援事業の学習会は、小学生、中学生、高校生を対象にしていますので、1千5名は児童生徒の延べ参加者数ですとの答弁でした。

意見として、歴史的に、昔の同和対策特別措置法は特定の地域を指定をしていたが、それが改正されて地域の指定はなくなっている。全国的には、特別扱いはやめてくれという地域も出てきている。地域からの要望があれば致し方ないと思うが、そのことによって弊害が出てくる可能性もあるので、気をつけてもらいたいとの意見がありました。

また、総務部全体として、決算認定にあたって、主要な施策の成果に書かれている内容で、なぜこうなるのかというような内容のもの、目的と施策と課題と成果、ロジックが成り立っていないものがある。この辺を来年度に向けて、もう少しきちんと整理してほしい。指標についても、適切なものか、全体で検討してほしいという意見がございました。

委員より、樹木枝葉等粉碎処理車借上料について、各家庭が選定を行った際に業者に電話をかければ、チップ車を任意の時期に利用できるのかとの質疑に、執行部より、年越しはきれいな状態で迎えてほしいということで年1回年末頃に日野総合管理が実施をしています。

委員より、住民の方からよく聞くのは、自宅の草木が伸びるのは夏から秋にかけてなので、環境美化の日とは別の日に、チップ車が回る日を設けてほしいなど、巡回する日を増やすなどはできないかとの質疑に、執行部より、住民の方から、梅雨前にしてほしい等の要望は今年度入ってから受けたことがあります。本来町が管理すべき町道とか、区役で剪定や草刈りをしていただいているところもありますので、その都度チップ車を手配する等の対応をさせていただいていますとの答弁でした。

次に、住民生活部税務課関係で、特に大きな意見はございませんでした。

以上、討論はなく、採決の結果、認定第1号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては当委員会の決定に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、認定第1号、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について認定に反対の立場から討論を行います。

反対の理由として、福祉課による他機関の共同による包括的支援体制構築事業いわゆるふくしの相談窓口についてであります。この事業は厚生労働省が市町村に対して任意事業として始めた事業だと聞いております。これまで介護、障害、子供、生活困窮者、それぞれの枠組みで設置していた相談窓口を属性や年齢に関わらず一体的に受け止める。断らない相談支援をする窓口の設置、関係部署や地域資源への橋渡しを可能にし、就労や居住支援、居場所の提供を通じて社会とのつながり構築を助けるとなっております。この事業そのものは住民の福祉や困りごとを1か所で受け付けて役場関係各課と連携して解決にあたるということで、事業の趣旨は大変素晴らしいものだと思います。

しかしながら、大津町のこの事業実施要綱を見ますと、事業実施主体には町が適当と認める団体に運営を委託することができるとされております。実際、決算の内容を見まして、また実際私は相談窓口で相談に伺ったこともありますが、受付相談窓口の業務の担い手はほかの自治体にある民間事業者からの派遣職員であります。つまり地方公務員ではない方が相談窓口にあたっているわけでありまして。執行部の説明では派遣された職員の方は社会福祉士の資格があり知識が広いと答えられておりましたが、私はこの派遣された方の知識が問題だと言っているわけではありません。地方自治法第1条の第2項では、地方自治体の任務を規定しております。それによりますと地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると定められております。

つまり福祉の総合的な相談窓口は地方自治体の最も大切な部署だとも言えます。相談に来られた住民の困りごとや悩み事を丁寧に聞き取り、役場内の関係各課を動かし、県の福祉事務所や社会福祉協議会あるいは医療機関などと連絡を取り合い、何が問題か、どうしたら解決できるか。解決のために何が足りないかなど福祉の相談窓口は本来オーケストラで言えば指揮者にあたるわけでありまして。実は、大津町のようにほかの機関に委託をしているところもありますが、直営で行っている自治体もございます。私が調べた限りでは、三重県の名張市で約7万人の自治体であります。この相談支援包括化推進委員と言いますが、地域との連携の行政経験が必要と考え、3名のうち正職員が2名、もう1名は多分会計年度任用職員でつまり3名全員が公務員であっているわけでありまして。しかし、3名で窓口を担っているにも関わらず非常に負担が大きく、活動も限られるため専任の職員の育成を急ぐ必要があると感じていると名張市のブログに書いてあります。名張市はそのほかに生活困窮、教育、高齢者、児童、障がい者の分野別にエリアディレクターという5名の公務員を配置し、縦割りの関係者から1歩踏み出した支援を引き出し地域の間

題解決能力を高めるとされております。

結論としまして、大津町他機関の共同による包括的支援体制構築事業は役場公務員が責任者として住民福祉の向上に責任を持つそういう体制にしてもらいたい。先ほどの委員会報告の中でも福祉課の職員の残業が非常に多いという報告がありました。そうであるならば、最も大切な事業であるふくしの相談窓口には正職員をあて、人手が足りなければ増員も図る。これが地方自治体が一番力を入れなければならないそういう仕事としますので、決算の認定に反対をし、指摘をし、来年度以降に改められるよう強く望んで討論といたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。失礼しました。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 認定第1号関連、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論させていただきます。

荒木議員のに直接また反応する形になりますけれども、今言われたことは先ほど委員長報告でもさせていただきましたが、この事業は令和元年度から包括的な相談支援体制ということで、この事業を展開されています。定期的な会議を開催をされたり試行錯誤しながらしっかりと連携体制を構築されてこられています。また町民への相談窓口の周知や庁内職員の相談についての理解も深めてこられています。委託事業者につきましては、実務経験も豊富で職員では持ち合わせていないノウハウや専門的知識を持っておられ、職員への報告や相談、円滑な連携もできていて、委託の成果が上がっていると言われていています。単に公務員じゃないといけないと言われてはいますが、何か具体的な事例があれば別ですけれども、実際委託の成果が上がっているということで報告もいただいていますので、これに関しましては、特に事例が示されたわけでもありませんので、しっかりと委員会で審議させていただいた委託の成果が上がっているということで賛成の立場で討論させていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第56号、職員の育児休業等に関する職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第58号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和4年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和3年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は認定です。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、令和3年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、令和3年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、令和3年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、令和3年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、令和3年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和4年度議員派遣について

○議長（桐原則雄） 日程第4 令和4年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、議席に配付したとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和4年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時55分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 選挙第1号 大津町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（桐原則雄） 日程第5 選挙第1号、大津町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町選挙管理委員会委員に、紫藤博文さん、大久保純一さん、紫藤和幸さん、小吉佳寿美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を大津町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました、紫藤博文さん、大久保純一さん、紫藤和幸さん、小吉佳寿美さん、以上の方が大津町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第6 選挙第2号 大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（桐原則雄） 日程第6 選挙第2号、大津町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津町選挙管理委員会委員補充員に、小西晴巳さん、田上哲夫さん、井野美幸さん、元村快枝さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を大津町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました、小西晴巳さん、田上哲夫さん、井野美幸さん、元村快枝さん、以上の方が大津町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、大津町選挙管理委員会委員補充員の順位についてお諮りします。大津町選挙管理委員会委員補充員の順位は、ただいま議長が指名しました順にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、大津町選挙管理委員会委員補充員の順は、ただいま議長が指名しました順に決定しました。

日程第7 議案第66号 令和4年度大津町一般会計補正予算（第5号）について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第7 議案第66号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。本定例会に追加提案しました案件の説明の前に一言御礼を申し上げます。本定例会に提案しました全ての案件につきまして、御議決をいただき誠にありがとうございました。今後とも議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

続きまして、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第66号、大津町一般会計補正予算（第5号）については、新型コロナウイルスワクチン追加接種に伴う事業費、事務費の増額補正で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千308万円を追加し、歳入歳出それぞれ164億5千370万5千円とするものでございます。議案第66号は、補正予算ですので地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。議案第66号の令和4年度大津町一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスのワクチン追加接種に伴う事業費それから事務費の増額補正になります。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千308万円を追加し、歳入歳出それぞれ164億5千370万5千円とするものです。

歳出について御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費、節3職員手当はワクチンの集団接種の実施に伴う時間外勤務手当になります。節の10需要費は接種券等の印刷封入に関する印刷製本費になります。節の11役務費は接種券等の郵送費に関する通信運搬費及び国保連合会に対する事務手数料でございます。

節12委託料は、コールセンターの委託、予防接種の委託、それからワクチンの管理運搬業務委託及び健康管理システムの改修に伴うものになります。節の13使用料及び賃借料は、ワクチン追加接種ウェブ予約システムの使用料及びワクチン管理の業務委託の利用料になります。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款15、項1、目2衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の対策費の国庫負担金で、ワクチンの追加接種費用にかかる増額になります。

続きまして、項の2、目の2衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業費国庫補助金で今回の接種準備費用にかかる増額になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第66号は可決しました。

日程第8 同意第3号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第8 同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略すること

に決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました議案につき御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

次に、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会の委員杉水英治様が令和4年9月24日に、任期満了となられますので、今回菊池郡大津町大字杉水2672番地、杉水沙奈映様を固定資産評価審査委員会委員として選任したいと思うものでございます。杉水沙奈映様は、大学卒業後、平成18年から熊本市内の法律事務所に勤務され平成19年5月に司法書士として登録後、別の司法書士事務所にて経験を積まれたのち、平成21年1月から町内に司法書士事務所を開業され、以降不動産登記をはじめとする登記業務から成年後見業務に携わっております。これまでの学識経験からみて固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議のうえ、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第3号は同意することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第6回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月16日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 坂本 典 光